

日容包リ発第7-166号
令和7年10月21日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
代表理事専務 西山純生
(公印省略)

令和8年度「分別基準適合物（容器包装リサイクル法）及び分別収集物（プラスチック資源循環促進法）の引き渡し」に係る申込みについて

拝啓 時下ますますご清祥の段お喜び申し上げます。

平素は、当協会（指定法人）における容器包装廃棄物の再商品化事業の実施にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて当協会は、本年6月に実施いたしました「令和8年度 市町村からの引き渡し量に関する調査（容器包装リサイクル法・プラスチック資源循環促進法）」（以下、「調査」という。）の結果に基づき、令和8年度の「分別基準適合物（容器包装リサイクル法）及び分別収集物（プラスチック資源循環促進法）の引き渡し」に関する申込みの受付を下記の期間で実施いたします。

今後、申込みいただいた内容に従い、当協会に登録を行った再商品化事業者の間で入札（12月下旬から開始予定）を行い、保管施設別の再商品化事業者を決定することになりますが、申込数量や引き渡し車両条件等の入札に関する情報は再商品化事業者の事業運営に重大な影響を与えますので、可能な限り正確な申込みをお願いいたします。申込みの予定数量については、変更する正当な理由がない限り、契約数量となります。

なお、昨年度よりご連絡しておりますとおり、従来、郵送しておりました資料の一部につきましては、当協会のホームページに掲載し、必要に応じてご参照いただく形式へと変更させていただきましたので、何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします（詳細は次ページご参照）。

敬具

記

1. 申込み手続きは、オンラインで行う方法と、当協会宛に申込書をご郵送いただく方法があります。オンライン申込みに必要な情報を下記に記載しますので、同封の「オンラインによる引き渡し申込み方法について」をご参照のうえご利用ください。

インターネットを利用する際のユーザID及びパスワード

- ・接続URL : <https://reinscp.jcpra.or.jp/>
- ・ユーザID : ●●●●●●
- ・パスワード : △△△△△△△△（半角8桁）

※本パスワードは、REINS「令和8年度準備業務（委託申込、承諾書照会）」にご利用いただけるパスワードとなっております。

※「初期パスワード」を変更している場合、パスワードは表示されません。変更したパスワードが不明の場合には、オペレーションセンター（電話 03-5610-6261）までご連絡ください。

2. 申込期間
令和7年10月21日（火）から開始
オンライン/郵送：令和7年11月12日（水）締切（必着）

3. 配布書類

昨年度までは、全ての資料を郵送しておりましたが、昨年度オンラインでお申込みいただいた方には、一部資料の同封を省略しております。下記の資料一覧をご参照のうえ、当協会ホームページよりダウンロード・印刷をしてご利用ください。

◆掲載ページ：https://www.jcpra.or.jp/library/document/municipality.html#year_r08

◆ページへの遷移：日本容器包装リサイクル協会トップページ → ライブラリ → 説明会資料集 → 市町村向け資料 → 市町村申込資料

令和7年10月30日及び31日に開催される説明会で使用いたしますので、ご参加予定の方は事前にご準備をお願いいたします。

なお昨年、紙で申込みをされた方、及び新規の方には、全ての資料を同封しております。

資料名	昨年度オンライン申込みの方
令和8年度「分別基準適合物の引き渡しに係る申込要領」	同封
令和8年度「分別収集物の引き渡しに係る申込要領」	同封
「分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込書」(様式1・2)	HP
「分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込量に関するチェックシート」	
「構成市町村別引き渡し申込品目確認のためのマトリックス表」	
「分別基準適合物の引き渡し申込書」(様式3-1～様式3-4)	
「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」第32条に基づく分別収集物の引き渡し申込書(様式3-5)	
非申込FAX返信票	
オンラインによる引き渡し申込み方法について	

<「分別基準適合物(容器包装リサイクル法)」申込関連資料集>	
資料1.「分別基準適合物の引き取り及び再商品化」の概要(令和8年度版)	HP
資料2.「業務実施覚え書き(特定事業者負担分)」(見本)	
資料3.「業務実施契約書(市町村負担分)」(見本)	
資料4.「令和8年度ガラスびん分別基準適合物の引き渡し申込書」(様式3-1)(記入例)	
資料5.「令和8年度ガラスびん分別基準適合物の引き渡し申込承諾書」(見本)	
資料6.「令和8年度市町村からの引き取り品質ガイドライン」	
資料7. 容器包装廃棄物単独収集のお願いについて	
資料8. PETボトル分別基準適合物の指定法人への引き渡しの現状等	
資料9. プラスチック製容器包装及び分別収集物の異物混入に関する現状報告	
資料10.「市町村への再商品化合理化拠出金」の支払いについて	
資料11. 保管施設の選定に関する留意事項について(環境省)	

<次ページへ続く>

＜「分別収集物（プラスチック資源循環促進法）」申込関連資料集＞	
資料 12. プラスチック資源循環促進法（３２条）に基づき分別収集物の再商品化を委託する際の手続き等について	HP
資料 13. 「令和８年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（分別収集物）」	
資料 14. 令和８年度申込時における品質調査（組成調査）の実施について	
資料 15. 分別収集物の入札選定における市町村・一部事務組合による製品プラ・産廃プラの上限価格及び指名競争入札移行時の選択肢について	
資料 16. 産廃プラの委託において市町村が対応すべき事項	
資料 17. 「委託契約書（プラスチック資源循環促進法関係）」（見本）	
資料 18. プラスチック資源循環促進法（３２条）による再商品化委託で市町村等が負担する費用について	
資料名	昨年度オンライン申込みの方
化粧品びんのリサイクル促進案内（ガラスびん３Ｒ促進協議会）	同封
ガラスびんリサイクルマーク（日本ガラスびん協会）	同封
令和８年度「再商品化実施委託単価」及び「製品プラ等の協会経費単価」について	同封
返信用封筒	—

4. 申込手続きについて

（１）オンラインで回答を行う場合

「オンラインによる引き渡し申込み方法について」をご覧ください、申込又は非申込の入力作業を行ってください。

（２）郵送で回答を行う場合（同封の返信用封筒をご利用ください）

①申込みを行う場合は、以下の書類のご提出をお願いいたします。詳細は、「分別基準適合物の引き渡しに係る申込要領」をご参照ください。

- ☐ 様式１（必須）
- ☐ 様式２（必須）
- ☐ 申込量に関するチェックシート（必須）
- ☐ 申込品目確認のためのマトリックス表（一部事務組合・代表市町村は必須）
- ☐ 様式３－１～様式３－５（申込みを行う素材のみ）

②申込みを行わない場合は、同封の「非申込FAX返信票」をご送付ください。

5. 注意事項

(1) 承諾書の発行

様式3-1～4及び3-5にご記載いただく申込数量を踏まえ、当協会から各市町村・一部事務組合宛に素材別・保管施設別の引き渡し申込承諾書を申込み受付後に発行します。同封の引き渡しに係る申込要領をご確認いただき、本申込みの位置付け並びに手順につき十分にご理解のうえ、正確な申込数量のご記載をお願いします。

(2) 保管施設の申請

指定保管施設として主務大臣の指定を受けていない保管施設からの引き取りは行えません。

(3) 申込数量のご確認のお願い

申込みにおける引き渡し申込量の算出にあたっては、十分に確認をしたうえで、実態に近い引き渡し申込量の算定をお願いします。申込量に関するチェックシートを同封していますので、本チェックシートにご記入いただき、申込量のご確認をお願いします。

(4) 品質確保のお願い

著しく分別基準や品質ガイドラインを満たさないために、分別基準適合物として取り扱うことが困難な場合が見られます。その際には、品質改善の具体的な施策を実施していただきますようお願いいたします。なお、詳細については、資料6「令和8年度市町村からの引き取り品質ガイドライン」及び、資料13「令和8年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（分別収集物）」を参照してください。

(5) 合併による名称変更等について

11月以降に合併が予定されている場合、又は、契約締結後に合併による名称変更や単独市町村から組合への変更がある場合は、速やかに協会へご連絡ください。

6. 今後のスケジュール（予定）

令和7年	10月21日	令和8年度 分別基準適合物及び分別収集物の引き渡しに係る申込み開始
	10月30日・31日	令和8年度「市町村・一部事務組合一般廃棄物担当者説明会」をオンラインにて開催
	11月12日	令和8年度 分別基準適合物及び分別収集物の引き渡しに係る申込み締切
	12月中旬	令和8年度 分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込承諾書を当協会よりメール及び郵送にて発信（紙による申込みの場合は郵送）
	12月中旬	市町村の保管施設ごとの再商品化事業者選定のための入札説明会を、再商品化事業者向けに開催
令和8年	1月9日	製品プラ等の落札単価上限価格の回答書の提出期限
	2月下旬	市町村の保管施設ごとの再商品化事業者選定が終了、当協会より結果通知発送（4素材合わせて通知）
	4月1日～30日	業務実施覚え書き・業務実施契約書（容器包装リサイクル法）、委託契約書（プラスチック資源循環促進法関係）の締結（発送は3月下旬）

7. 本件に関する問い合わせ先

◆申込手続きについて

ガラスびん事業部	TEL：03-5532-8695	FAX：03-5532-8515	E-mail：glass@jcpra.or.jp
PETボトル事業部	TEL：03-5532-8691	FAX：03-5532-8515	E-mail：PET@jcpra.or.jp
紙容器事業部	TEL：03-5532-8588	FAX：03-5532-8515	E-mail：\$kami@jcpra.or.jp
プラスチック容器事業部	TEL：03-5532-8608	FAX：03-5532-8515	E-mail：plastic@jcpra.or.jp
総務部	TEL：03-5532-8597	FAX：03-5532-9698	E-mail：soumubu@jcpra.or.jp

◆ オンライン操作について

オペレーションセンター	TEL：03-5610-6261	FAX：03-5610-6245
-------------	------------------	------------------

以上

令和8年度「分別基準適合物の引き渡しに係る申込要領」

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に規定する分別基準適合物の引き渡しを、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下、「協会」という。）に申込み市町村及び一部事務組合は、次の申込要領に従って、オンライン若しくは申込用紙の郵送によってお手続きください。

年度途中での申込みは受け付けませんのでご注意ください。

目	次
◆ 申込用紙の記入要領	1
1. 分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込書（様式1）	1
2. 分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込書（様式2）	2
3. 分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込量に関するチェックシート	3
4. 構成市町村別引き渡し申込品目確認のためのマトリックス表	3
5. 分別基準適合物の引き渡し申込書（様式3-1～4）	4
【ご参考】令和8年度の再商品化実施委託単価と 特定事業者責任比率及び市町村負担比率	10
【記入例】（様式1）～（様式3-4）	11

◆ 申込用紙の記入要領

1. 分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込書（様式1）

※プラスチック資源循環促進法に基づく製品プラ等の申込みと共通の様式です。

協会に登録のある既存データに基づいて印字しています。正確に記載されているかどうかご確認のうえ、修正がある場合は、赤字で修正してください。また、空欄がある場合には、以下の要領で記入してください。なお、①、②・・・は各申込書に記載の番号と対応しています。

①作成日：本申込書の作成年月日を記入

②市町村又は組合コード：総務省設定の全国地方公共団体コードの上5桁を記入

③市町村組合種別：次のとおり

「単独市町村」	：自ら指定法人へ申込みを行う市町村。又は、どここの一部事務組合等にも※特定分別基準適合物の分別収集を委任していない市町村
「代表市町村」	：複数の他市町村を代表して、特定分別基準適合物の分別収集を行っている市町村
「一部事務組合」	：一部事務組合、広域連合等に該当する地方公共団体

※特定分別基準適合物：ガラス製容器（無色・茶色・その他の色）、PETボトル、紙製容器包装（段ボール、牛乳パックは除く）、プラスチック製容器包装

④市町村又は組合名：引き渡し申込みを行う市町村名又は組合名を記入

ただし、一部事務組合又は複数の市町村を代表して申込み場合、「令和8年度構成市町村別引き渡し申込品目確認のためのマトリックス表」に、構成する市町村の市町村コード及び市町村名を記入し、引き渡し申込みを行う品目に○印、申込みを行わない品目について×印を付ける。

⑤所在地：資料の送付先を記入

⑥契約責任者：協会と覚え書き及び契約書を取り交わす際の契約者の「役職」及び「氏名」を記入

- ⑦**担当者**：協会と日常的に連絡を取り合える担当者の「部課室係」等を記入
 ※電話番号については、可能な限り、市役所等の代表電話番号ではなく、担当部署直通の電話番号をご記入ください。
- ⑧**請求書送付先**：協会からの請求書の送付先となる「住所」等を記入

2. 分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込書（様式2）

令和8年度の協会への引き渡しに使用する保管施設情報を記入してください。

※プラスチック資源循環促進法に基づく製品プラ等の申込みと共通の様式です。

協会に登録のある既存データに基づいて印字していますので、令和8年度に使用する保管施設が記載されているかどうかご確認のうえ、追加・修正がある場合は、赤字で修正してください。

印字のない保管施設を新たに追加する場合は、印字していない様式2に以下の要領でご記入ください（用紙は適宜コピーしてご使用ください）。

【注意】保管施設の名称や住所等は、本年8月から10月にかけて環境省が都道府県を通じて実施した保管施設指定意向調査に記載したものと同一内容を記入してください。
保管施設指定意向調査で届出のない保管施設からの引き取りはできません。また、今回の申込み以降、やむを得ず環境省に対して保管施設の変更（仮登録→登録を含む。）の届け出を行った場合は、早急に当協会に対してもお知らせください。

- ①**市町村又は組合コード**：総務省設定の全国地方公共団体コードの上5桁を記入
- ②**市町村又は組合名**：引き渡し申込みを行う市町村名又は組合名を記入
- ③**ページ番号**：複数枚の時に記入
- ④**引き渡しの有無**：引き渡しを希望する場合には○を、引き渡しを希望しない場合には×を記入（空欄不可）
- ⑤**引き渡しを行う素材**：当該保管施設において引き渡しを行う素材全てにチェックを付ける。
 1つの保管施設から複数の素材を引き渡す場合には、引き渡しを行う素材全てにチェックを付けること

【同じ保管施設で分別基準適合物と分別収集物を申込みにあたっての注意点】

同じ保管施設で分別基準適合物（「ガラスびん」「PETボトル」「紙」「トレイ」「容リプラ」いずれか）と分別収集物（「プラ法32条」）の両方をチェックしないこと。

同じ保管施設で分別基準適合物と分別収集物の引き渡しを予定している場合は、保管施設を追加し、追加した保管施設に分別収集物（「プラ法32条」）のみをチェックすること（必ず「プラ法32条」を単独の保管施設とすること）。

- ⑥⑦**保管施設名、住所等**：保管施設ごとに「保管施設名」、「住所」、「カナ」等を記入

【同じ保管施設で分別基準適合物と分別収集物を申込みにあたっての注意点】

上記の「⑤引き渡しを行う素材」で分別収集物（「プラ法32条」）のみをチェックした保管施設）の保管施設名の最後に「（プラ法）」を付けること。

⑤⑥の対応をまとめると、以下のとおりとなる。

<例1> 同じ保管施設で「PETボトル」と「プラ法32条」を申込みの場合

区分	保管施設名	提出する様式3
「PETボトル」の保管施設	〇〇ストックヤード	(様式3-2を提出)
「プラ法32条」の保管施設	〇〇ストックヤード（プラ法）	(様式3-5を提出)

＜例２＞同じ保管施設で期中に「容リプラ」から「プラ法 32 条」に変更となる場合		
区分	保管施設名	提出する様式 3
「容リプラ」の保管施設	〇〇ストックヤード	(様式 3－4 を提出)
「プラ法 32 条」の保管施設	〇〇ストックヤード（プラ法）	(様式 3－5 を提出)

注) 上記「同じ保管施設で分別基準適合物と分別収集物を申込むにあたっての注意点」については、当協会における入札手続き等の都合によるものであり、環境省への保管施設指定意向調査の届出に「保管施設を分ける」「末尾に（プラ法）を付ける」等の対応は不要です。

3. 分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込量に関するチェックシート

※プラスチック資源循環促進法に基づく製品プラ等の申込みと共通の様式です。

本年 6 月に実施した引き渡し量調査時に回答された「分別収集計画量」及び「引き渡し調査量」が予め印字されています。空欄がある場合には、以下の要領で記入してください。

- (1) 引き渡し申込みを行う全ての品目について、「①分別収集計画量」、「②引き渡し調査量」、「③様式 3 に記入した引き渡し申込量」を kg 単位で記入 (※)
(※)「プラ法 32 条」については「①分別収集計画量」の記入は不要
- (2) 「④収集対象人口」、「⑤収集対象日数」を記入のうえ、「⑥排出原単位見込み」(単位: g/人/日)の算出を行う

【注意】「⑤収集対象日数」＝分別収集の対象期間を記入する
(「協会への引き渡し開始希望日」からの日数ではありません。)

例) 年間を通じて分別収集を行っている場合は → 「365 日」と記入
年度途中から分別収集を開始する場合、例えば分別収集開始日が 9 月 1 日から
(9～3 月の 7 か月間)の場合は → 「212 日」と記入

- (3) 「③引き渡し申込量」と「①分別収集計画量」又は「②引き渡し調査量」に乖離が見られる場合には、その理由を枠内の選択肢から選択し、「⑦乖離の理由」に番号を記入

4. 構成市町村別引き渡し申込品目確認のためのマトリックス表

本マトリックス表は、一部事務組合、又は市町村が複数の市町村を代表して申込む場合にご提出ください。市町村が単独で申込みを行う場合には、提出の必要はありません。

※プラスチック資源循環促進法に基づく製品プラ等の申込みと共通の様式です。

協会に登録のある既存データに基づいて印字しています。正確に記載されているかどうかご確認のうえ、追加・修正がある場合は、赤字で修正してください。

- ①市町村又は組合コード：総務省設定の全国地方公共団体コードの上 5 桁を記入
- ②市町村コード、市町村名：構成市町村の市町村コードと構成市町村名を記入
- ③構成市町村ごとに、申込みを行う品目について○印、申込みを行わない品目について×印を記入
(空欄不可)

ガラスびん分別基準適合物の引き渡し申込書（様式３－１）
PETボトル分別基準適合物の引き渡し申込書（様式３－２）
紙製容器包装分別基準適合物の引き渡し申込書（様式３－３）
プラスチック製容器包装分別基準適合物の引き渡し申込書（様式３－４）

※申込みを行う品目について必要な項目を参照すること（申込みを行わない品目については、提出する必要はありません）。

様式３－１～４にご記載いただく申込数量を踏まえ、締切後、当協会から各市町村・一部事務組合宛に素材別・保管施設別の「引き渡し申込承諾書」を発行します。
引き渡し申込締切後の撤回又は量の変更は認められておりませんので、ご注意ください。

【引き渡し申込量に係る負担区分について（４素材共通）】

●「特定事業者負担分と市町村負担分双方」

市町村が収集した分別基準適合物について、特定事業者負担分と市町村負担分の両方の引き渡しを申込むことです。引き渡し申込量の記入の際には、引き渡し申込量の全量をご記入ください。なお契約後、市町村負担分については、分別基準適合物の引き渡し実績に応じた再商品化委託費用を、請求させていただきます。

●「特定事業者負担分のみ」

市町村が収集した分別基準適合物のうち、特定事業者負担分のみ引き渡し申込みを行うことです。引き渡し申込量の記入の際には、10ページの市町村負担比率を参考にいただき、特定事業者負担分のみの数量を算定してご記入ください。なお、市町村負担分は独自処理となります。

●「申込まない」

申込みを行わない品目については、引き渡し申込量の記入は不要です。

様式３については、品目ごとに内容が異なります。素材ごとに以下の要領に従い記入してください。

(1) ガラスびん分別基準適合物の引き渡し申込書（様式３－１）

①様式３には、当協会に令和７年度に登録されている保管施設について、「②市町村又は組合コード」「③市町村又は組合名」「④保管施設コード」「⑤保管施設名」が予め印字してあります。印字されている保管施設に修正がある場合は、赤字で修正すること。⑥以降には、以下の要領で、太枠内全てに記入すること。

複数の保管施設を保有する場合、新規の保管施設で申込む場合には、別紙（予め印字していない様式３）を使用し、以下の要領で記入すること（太枠内全てに記入すること。用紙が足りない場合はコピーして使用すること）。

なお、申込年度途中に設置予定の保管施設についても記入すること。

②総務省設定の全国地方公共団体コードの上５桁を記入すること。

③様式１、２に記入した市町村名又は組合名を記入すること。

④協会記入欄となるため、記入は不要。

⑤様式２に記入した各保管施設の名称を記入すること。

⑥「協会への引き渡し開始希望日」には、第１回目の引き渡し希望年月日（予定時期）を記入すること。

⑦「保管施設」の「ストックヤードの最大保管量」には、色種類ごとにｔ単位（小数点以下四捨五入）で記入すること。不明な場合は、環境省の「保管施設の指定に関する意向調査」様式１で申請した「対象物毎の保管可能容量（m³）の数値×比重 1.0」を参考に記入すること。なお、「その他の色」について、その他の色を青色・緑色・黒色の単色で分けて保管している市町村・一部事務組合では、青色・緑色・黒色のそれぞれの「ストックヤードの最大

保管量」を記入すること。「その他の色」を分けて保管していない市町村・一部事務組合では、「その他の色」のみを記入し、青色・緑色・黒色の内訳は記入不要。

※「10 t 車での引取は可能だが最大保管量（引取量）が 4 t 未満」等の入札条件は「保管施設特記事項」欄に記入すること。

⑧「トラックスケール」には、その有・無についてチェックを付け、有にチェックした場合、その最大秤量を t 単位（小数点以下四捨五入）で記入すること。

⑨「積み込み機材」には、その有・無についてチェックを付け、有にチェックした場合、その該当する種類についてもチェックを付け、「台数」（積載量、台数）を記入すること。また、「その他の積み込み機材」を保有する場合には、その内容を記入すること。

（例）ブルドーザー 1 台、5 t ホイスト 2 台

※その他保管施設に関する入札条件がある場合は「保管施設特記事項」に記載すること。

（例）10 t 車での引取は可能だが最大保管量（引取量）が 4 t 未満

⑩「分別収集・中間処理の仕方と引き渡し条件」については、下記に従って記入すること。

- 1) 「分別収集の方法」では、該当する分別収集のタイプにチェックを付けること。
「2. 混合収集」を選択した場合には、混合収集を行っている品目にチェックを付けること（「その他」を選択した場合には、詳細をカッコ内に記入すること）。
- 2) 「分別収集容器の種類」、「中間処理（色分別等）の方法」では、該当するものにチェックを付けること。なお、「その他」を選択した場合には、その種類あるいは方法をカッコ内に記入すること。
- 3) 「引き渡し車輛」では、該当するものにチェックを付けること。「2. 10 トン車以外」を選択した場合、引き渡し車輛の積載トン数をカッコ内に記入し、「特記事項」欄にその理由を記入すること。

（例）積み込み機材の都合により、毎週金曜日に 4 トン車での引き渡しを希望

4) その他、必要があれば「特記事項」欄に 80 文字以内で記入すること。

⑪「引き渡し申込量」には、協会への引き渡し申込量を色種類ごとに kg 単位 で記入すること。

注） kg 単位での表記としているが、下 3 桁を四捨五入のうえ、千 kg 単位で記入すること。なお、「3. その他の色合計」について、その他の色を青色・緑色・黒色・その他の色のいずれかに分けて収集している市町村・一部事務組合では、青色・緑色・黒色・その他の色のそれぞれ該当する（内訳）欄に記入し、合計を「3. その他の色合計」に記入すること。その他の色を青色・緑色・黒色・その他の色に分けて収集していない市町村・一部事務組合では、「3. その他の色合計」のみを記入し、内訳は記入不要。引き渡し申込量に係る負担区分については、申込要領-4 を参照すること。また、「1. 特定事業者負担分と市町村負担分双方」、「2. 特定事業者負担分のみ」、「3. 申込まない」のいずれかに必ずチェックを付けること。

⑫「(参考)R6 年度引き渡し実績量」は、「⑪引き渡し申込量」を記入する際の参考とするために設けたもので、「無色」、「茶色」、「その他の色」、「内訳 (1) 青色 (2) 緑色 (3) 黒色

(4) その他の色」について令和 6 年度に当協会に引き渡した実績量が kg 単位 で示してあります。

(2) PET ボトル分別基準適合物の引き渡し申込書（様式 3－2）

①様式 3 には、当協会に令和 7 年度に登録されている保管施設について、「②市町村又は組合コード」「③市町村又は組名」「④保管施設コード」「⑤保管施設名」が予め印字してあります。印字されている保管施設に修正がある場合は、赤字で修正すること。⑥以降には、以下の要領で、太枠内全てに記入すること。

複数の保管施設を保有する場合、新規の保管施設で申込む場合には、別紙（予め印字していない様式 3）を使用し、以下の要領で記入すること（太枠内全てに記入すること。用紙が足りない場合はコピーして使用すること）。

なお、申込年度途中に設置予定の保管施設についても記入すること。

- ②総務省設定の全国地方公共団体コードの上5桁を記入すること。
- ③様式1、2に記入した市町村名又は組合名を記入すること。
- ④協会記入欄となるため、記入は不要。
- ⑤様式2に記入した各施設の名称を記入すること。
- ⑥「協会への引き渡し開始希望日」には、第1回目の引き渡し希望年月日（予定時期）を記入すること。ただし、分別収集対象範囲を一部の地域から市内全域に広げる等の理由により、期中のある時点から大幅に分別収集量が増加する場合には、「⑩引き渡し条件」の「特記事項」にその旨を記入すること。

（例）7月より収集地域拡大のため収集量が大幅に増加

- ⑦「保管施設」の「保管可能容量」は、立方メートル単位（小数点以下四捨五入）で記入すること。不明な場合は、環境省の「保管施設の指定に関する意向調査」様式1で申請した「対象物毎の保管可能容量（m³）」を参考に記入すること。
- ⑧「トラックスケール」には、その有・無についてチェックを付け、有にチェックした場合、その最大秤量をt単位（小数点以下四捨五入）で記入すること。
- ⑨「積み込み機材」には、引き渡しの際に利用可能な機材の有・無についてチェックを付け、有にチェックした場合、その該当する種類についてもチェックを付け、「台数」（積載量、台数）を記入すること。また、「その他の積み込み機材」を保有する場合には、その内容を記入すること。

（例）ブルドーザー1台、5tホイスト2台

- ⑩「引き渡し条件」については、下記に従って記入すること。
 - 1)「分別収集」では、該当する分別収集のタイプにチェックを付けること。
 - 2)「中間処理（選別ライン）」では、該当する中間処理のタイプにチェックを付けること。
注)「単品処理」とは、PETボトル専用のラインにより、選別・圧縮・こん包を行うことを指す。びん、缶等、他の品目と併せて処理する場合は「混合処理」に該当する。
 - 3)「引き渡し車輛」では、該当するものにチェックを付けること。「2. 10トン車以外」にチェックした場合、引き渡し車輛の積載トン数を記入し、「特記事項」欄にその理由を記入すること。

（例）積み込み機材の都合により、4トン車で引き渡しを希望

- 4)「保管の形態」では、該当する形態にチェックを付けること。「1. 圧縮品」にチェックした場合、減容機を使用してできるバールの体積及び重量を記入すること。
注)「2. 丸ボトル」を選択した場合には、必ず「分別基準適合物（容器包装リサイクル法）」申込関連資料集の資料1『分別基準適合物の引き取り及び再商品化』の概要の「8. PETボトルの引き取り」を確認すること。
- 5)「結束材」では、該当する結束材のいずれかにチェックを付けること。「その他」の場合は、具体的な内容を記入すること。
- 6)その他、引き取りの頻度等、引き渡し条件で特記すべきことは「特記事項」欄に記入すること（80文字以内）。

（例）毎週金曜日に10トン車で引き渡しを希望。パレットは1.4m×1.1mの変形パレットを使用 等

- ⑪「引き渡し申込量」には、協会への引き渡し申込量をkg単位で記入すること。
注)令和8年度の市町村負担分は「0」ですので、特定事業者負担分のみ欄は■となっています。

※PETボトル分別基準適合物の再商品化は、令和8年度も上期（4月1日～9月30日）と下期（10月1日～3月31日）に分けて行うため、「⑩引き渡し申込量」について「上期分入札対象量」と「下期分入札対象量」の内訳を記入すること。過年度季節変動の実績を踏まえた収集見込量の割合は、上期分が55%・下期分が45%であり、特段の事情がなければ通年の引き渡し申込量をその割合で按分した数値を記入すること。

- ⑫「(参考)R6 年度引き渡し実績量」は、「⑩引き渡し申込量」を記入する際の参考とするために設けたもので、令和6年度に当協会に引き渡した実績量がkg単位で示してあります。

(3) 紙製容器包装分別基準適合物の引き渡し申込書（様式3-3）

- ①様式3には、当協会に令和7年度に登録されている保管施設について、「②市町村又は組合コード」「③市町村又は組合名」「④保管施設コード」「⑤保管施設名」が予め印字してあります。印字されている保管施設に修正がある場合は、赤字で修正すること。⑥以降には、以下の要領で、太枠内全てに記入すること。

複数の保管施設を保有する場合、新規の保管施設で申込む場合には、別紙（予め印字していない様式3）を使用し、以下の要領で記入すること（太枠内全てに記入すること。用紙が足りない場合はコピーして使用すること）。

なお、申込年度途中に設置予定の保管施設についても記入すること。

- ②総務省設定の全国地方公共団体コードの上5桁を記入すること。
- ③様式1、2に記入した市町村名又は組合名を記入すること。
- ④協会記入欄となるため、記入は不要。
- ⑤様式2に記入した各保管施設の名称を記入すること。
- ⑥「協会への引き渡し開始希望日」には、第1回目の引き渡し希望年月日（予定時期）を記入すること。
- ⑦「協会への引き渡し頻度」には、「年」、「月」、「週」のいずれかに必ずチェックを付け、更に引き渡し回数を記入すること。
- ⑧「保管施設」の「保管可能容量」は、立方メートル単位（小数点以下四捨五入）で記入すること。不明な場合は、環境省の「保管施設の指定に関する意向調査」様式1で申請した「対象物毎の保管可能容量（m³）」を参考に記入すること。
- ⑨「トラックスケール」には、その有・無についてチェックを付け、有にチェックした場合、その最大秤量をt単位（小数点以下四捨五入）で記入すること。
- ⑩「積み込み機材」には、その有・無についてチェックを付け、有にチェックした場合、その該当する種類についてもチェックを付け、「台数」（積載量、台数）を記入すること。また、「その他の積み込み機材」を保有する場合には、その内容を記入すること。
- ⑪「引き渡し条件」については、下記に従って記入すること。
- 1) 「引き渡し対象品」では、「1. 紙製容器包装全て」、「2. 限定」のどちらかを選択し、チェックを付けること。「2. 限定」にチェックした場合、更に「複合素材を除く紙製容器包装」、「その他」のどちらかを選択し、チェックを付けること。なお、「2. 限定」の「その他」を選択した場合には、特記事項に具体的な引き渡し品目を記入すること。
(例) 紙箱・包装紙のみ
 - 2) 「引き渡し形態」では、該当する形態にチェックを付けること。
なお、「1. 圧縮」とは、ベラー等の減容機（圧縮機）で圧縮され、番線等で括られたものであり、「2. 結束」とは、紐で十文字に縛られたもの、又は結束機により結束されたものであり、「3. フレコン」とは、フレコンバッグにバラで詰めたものである。
 - 3) 「引き渡し車輛」では、該当するものにチェックを付けること。「2. 10トン車以外」にチェックした場合には、引き渡し車輛の積載トン数を記入し、「特記事項」欄にその理由を記入すること。
(例) 積み込み機材の都合により、4トン車での引き渡しを希望
 - 4) その他、必要があれば「特記事項」欄に80文字以内で記入すること。なお、80文字を超える場合には、別途用紙に記入のうえ、申込用紙に同封・送付すること。
- ⑫「収集の仕方」では、家庭から分別排出される際の形態について、該当するものにチェックを付けること。また、分別収集に際して紙マークをもとに判断し収集を行っている場合には「1. はい」を、そうでない場合には「2. いいえ」をチェックすること。
- ⑬「引き渡し申込量」には、協会への引き渡し申込量の下2桁を四捨五入して百kg単位で記入すること。引き渡し申込量に係る負担区分については、申込要領-4を参照すること。
また、「1. 特定事業者負担分と市町村負担分双方」、「2. 特定事業者負担分のみ」のいずれかに必ずチェックを付けること。

⑭「(参考)R6 年度引き渡し実績量」は、「⑬引き渡し申込量」を記入する際の参考とするために設けたもので、令和 6 年度に当協会に引き渡した実績量が kg 単位で示してあります。

(4) プラスチック製容器包装分別基準適合物の引き渡し申込書（様式 3－4）

①様式 3 には、当協会に令和 7 年度に登録されている保管施設について、「②市町村又は組合コード」「③市町村又は組合名」「④保管施設コード」「⑤保管施設名」が予め印字してあります。印字されている保管施設に修正がある場合は、赤字で修正すること。⑥以降には、以下の要領で、太枠内全てに記入すること。

複数の保管施設を保有する場合、新規の保管施設で申込む場合には、別紙（予め印字していない様式 3）を使用し、以下の要領で記入すること（太枠内全てに記入すること。用紙が足りない場合はコピーして使用すること）。

なお、申込年度途中に設置予定の保管施設についても記入すること。

②総務省設定の全国地方公共団体コードの上 5 桁を記入すること。

③様式 1、2 に記入した市町村名又は組合名を記入すること。

④協会記入欄となるため、記入は不要。

⑤様式 2 に記入した各保管施設の名称を記入すること。

⑥「協会への引き渡し開始希望日」には、第 1 回目の引き渡し希望年月日（予定時期）を記入すること。

なお、プラスチック製容器包装と白色トレイの双方を申込む場合で、引き渡し開始希望日が異なる場合には、早い方の日付を記入し、遅い品目については、品目と引き渡し開始希望日を「引き渡し条件」の「特記事項」に記入すること。

（例）白色トレイの引き渡し開始希望日、令和 9 年 1 月 1 日

⑦「保管施設」の「保管可能容量」は、立方メートル単位（小数点以下四捨五入）で記入すること。不明な場合は、環境省の「保管施設の指定に関する意向調査」様式 1 で申請した「対象物毎の保管可能容量（m³）」を参考に記入すること。

⑧「トラックスケール」には、その有・無についてチェックを付け、有にチェックした場合、その最大秤量を t 単位（小数点以下四捨五入）で記入すること。

⑨「積み込み機材」には、引き渡しの際に利用可能な機材の有・無についてチェックを付け、有にチェックした場合、その該当する種類についてもチェックを付け、台数を記入すること。また、「その他の積み込み機材」を保有する場合には、その内容を記入すること。

（例）ブルドーザー 1 台、5 t ホイスト 2 台

注）再商品化事業者が利用可能な積み込み機材のみを記入すること。

⑩「積込時の制約条件」には、保管施設入口の制限や、駐車関係、積込作業等、事前に周知しておくべき制約条件があれば記入すること。

（例）保管施設搬入口は一般道路に面しており長時間の駐車は困難

⑪「分別収集」では、白色トレイとプラスチック製容器包装について、それぞれ該当する分別収集のタイプにチェックを付けること。

⑫「引き渡し車両」では、該当するものにチェックを付けること。「2. 10 トン車以外」にチェックした場合、引き渡し車両の積載トン数を記入し、「特記事項」欄にその理由を記入すること。

（例）積み込み機材の都合により、4 トン車で引き渡しを希望

⑬「保管の形態」には、「白色トレイの引き渡し袋の寸法、重量」及び「プラスチック製容器包装のバール寸法、重量」を記入すること。

白色トレイの引き渡し袋の寸法及び重量は整数 1 桁小数 1 桁で記入すること。

プラスチック製容器包装については、バール寸法は、整数 1 桁小数 1 桁、バール重量は整数で記入すること。バール寸法・重量が分からない場合は、中間処理施設に確認するか、バール品質調査時に測定したバール寸法・重量を参考に記入すること。

引き渡しにあたっての希望事項及び引き渡しバールに特徴等があれば、「特記事項欄」に 80 文字以内で記入すること。

- 1) 10 トン車で引き渡し不可能的な場合にはその旨を記入すること。
(例) 毎週金曜日に 5 t 車で引き渡しを希望 (10 t 車は道路状況の都合上不可能)
- 2) プラスチック製容器包装と白色トレイで引き渡し開始希望日が異なる場合には、引き渡し開始希望日が遅い品目について記入すること。
(例) トレイの引き渡し開始希望日、令和 9 年 1 月 1 日
- 3) 期の途中で収集エリアの変更等がある場合には、その範囲と期日を記入すること。
(例) 令和 8 年 9 月より市内全域で収集を開始
- 4) ベールの組成に特殊性があれば、記入すること。
- ⑭「引き渡し頻度」には、「年」、「月」、「週」のいずれかに必ずチェックを付け、更に引き渡し回数を記入すること。
- ⑮「ベール種類 (特徴)」には、「混合品 (一般的なベール)」、「ボトルを主体としたベール」、「ボトル系を除く」、「トレイ (発泡トレイ含む) を主体としたベール」等に、必ずチェックを付けること。
ボトル (トレイ) 主体のベールとは、ベールの中にボトル類 (トレイ類) が概ね半分以上の重量を占める場合をいう。
- ⑯「バンドの種類」には、「PP バンド」、「スチールバンド」、「番線 (鉄線)」、「フィルム巻き」、「ネット巻き」、「その他」のいずれかに必ずチェックを付けること。
- ⑰「負担区分」については、申込要領-4 を参照のうえ、「1. 特定事業者負担分と市町村負担分双方」、「2. 特定事業者負担分のみ」、「3. 申込まない」のいずれかに、必ずチェックを付けること。
- ⑱「引き渡し申込量」には、協会への引き渡し申込量を下 1 桁の量を四捨五入して 10kg 単位の数量で記入すること。
- ⑲「(参考) R6 年度引き渡し実績量」は、「⑱引き渡し申込量」を記入する際の参考とするために設けたもので、「白色トレイ」、「プラスチック製容器包装」について令和 6 年度に当協会に引き渡した実績量が kg 単位で示してあります。

【特記事項についての注意点】

保管施設が変わらず期中で引き渡し素材が「プラ法 32 条」に変更となる場合は、必ず特記事項に引き渡し終了時期（「プラ法 32 条」に切り替わる時期）を記入すること。

(例) 9 月で容リプラのみの引き渡しを終了、10 月よりプラ法 32 条に基づく製品プラの一括回収開始のため、〇〇ストックヤード (プラ法) で引き渡し

また、期中でプラ法 33 条認定計画へ変更となり、協会への引き渡しを終了する場合も同様に、引き渡し終了時期を「特記事項」に記入すること。

(例) 1 月よりプラ法 33 条認定計画が開始されるため、引き渡しは 12 月まで。

【ご参考】令和８年度の再商品化実施委託単価と特定事業者責任比率及び市町村負担比率

●令和８年度の再商品化実施委託単価

特定分別基準適合物	令和８年度再商品化実施委託単価 ※下記の単価には消費税及び地方消費税は含まれておりません。	
	(単位：円／トン)	(単位：円／kg)
ガラスびん（無色）	—	—
ガラスびん（茶色）	—	—
ガラスびん（その他の色）	—	—
P E Tボトル	—	—
紙製容器包装	—	—
プラスチック製容器包装	—	—

なお、再商品化実施委託単価は以下の式に基づき算出しています。

$$\text{再商品化実施委託単価} = \frac{[\text{市町村からの引取り見込量}] \times [\text{再商品化事業者見込み委託単価}] + [\text{協会経費}]}{[\text{特定事業者等からの再商品化委託申込見込量}]}$$

※上記計算式のうち[再商品化事業者見込み委託単価]及び[協会経費]は税抜での計算となっております。

●令和８年度の特定事業者責任比率^(注)及び市町村負担比率

特定分別基準適合物	特定事業者責任比率	市町村負担比率
	(単位：％)	(単位：％)
ガラスびん（無色）	9 4	6
ガラスびん（茶色）	8 9	1 1
ガラスびん（その他の色）	9 1	9
P E Tボトル	1 0 0	0
紙製容器包装	9 9	1
プラスチック製容器包装	9 9	1

(注) 令和８年度の特定事業者責任比率及び市町村負担比率につきましては、産業構造審議会における「量・比率」に関するパブリックコメント終了後、決定された内容をあらためてご連絡させていただきます。

以上

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会 御中

令和8年度分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込書(様式1)

①

作成日	令和	7	年	1	1	月	1	0	日
-----	----	---	---	---	---	---	---	---	---

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に対し、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に規定する分別基準適合物等の引き渡しを以下のとおり申込む。

②市町村又は組合コード	0	1	0	0	1	注: 未記入及び記入済み部分に修正がある場合は、赤字で全てご記入ください	③市町村組合種別	一部事務組合	注: 「単独市町村」「代表市町村」「一部事務組合」から選択して記入
-------------	---	---	---	---	---	--------------------------------------	----------	--------	-----------------------------------

④市町村又は組合名	(カナ)	ヨウキリサイクルクミアイ	(40文字以内)
	容器リサイクル組合		
⑤所在地(資料送付先)	〒	123 - 4567	(カナ) ヨウキリサイクルシリサイクルマチ1バンチ1ゴウ
	東京都容器リサイクル市リサイクル町1番地1号		
⑥契約責任者	(役職)	市長	(カナ) ヨウキイチロウ
			(氏名) 容器 一郎
⑦担当者	(部課室係)	リサイクル部	(役職) 部長
	(カナ)	ヨウキ タロウ	(TEL) 03 - 1234 - 5678
	(氏名)	容器 太郎	(FAX) 03 - 1234 - 5678
			(e-mail) abc@def.jp
⑧協会からの請求書送付先	〒	123 - 4567	(カナ) ヨウキリサイクルシリサイクルマチ1バンチ1ゴウ
	(住所)	東京都容器リサイクル市リサイクル町1番地1号	
	(部課室係)	リサイクル部	(役職) 部長
	(氏名)	容器 太郎	(TEL) 03 - 1234 - 5678
		(FAX) 03 - 1234 - 5678	

記入例

令和8年度分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込書(様式2)

※環境省の「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第6項に基づく保管施設の指定に関する意向調査」で貴市町村が申請した保管施設の中で、令和8年度に当協会へ引き渡しを行う保管施設のみご記入ください(保管施設名、住所等は環境省へ申請したとおりにご記入ください)。
なお、本様式2には、当協会に令和7年度に登録されている保管施設のデータを予め印字しています。印字されている保管施設に修正箇所がある場合は、赤字で修正の上、ご提出ください。
なお、新規の保管施設は、別紙(あらかじめ印字していない様式2)にご記入ください。

①市町村又は組合コード		01001	②市町村又は組合名		容器リサイクル組合	③ページ番号		1 / 1																		
④引き渡しの有無 【○又は×】 (当該施設から引き渡しを希望する場合は○を、引き渡しを希望しない場合は×をつけてください)	⑤引き渡しを行う素材 (当該施設から引き渡しを行う全ての素材にチェックをつけてください)	保管施設コード (協会記入欄) 記入不要	⑥保管施設名		⑦住所、電話番号、FAX番号																					
○	【分別基準適合物】 ガラスびん ☒ 無色 ☐ 茶色 ☒ その他 ☒ PETボトル ☒ 紙 ☒ 白色トレイ ☒ 容リプラ	01	(カナ)ヨウキホウソウリサイクルプラザ 容器包装リサイクルプラザ		(カナ)トウキョウトヨウキリサイクルシリサイクルマチ1バンチ2ゴウ 〒000 - 0000 東京都容器リサイクル市リサイクル町1番地2号 (TEL) 03-3456-7890 (FAX) 03-3456-7890																					
	【分別収集物】 ☐ プラ法32条																									
○	【分別基準適合物】 ガラスびん ☐ 無色 ☐ 茶色 ☐ その他 ☐ PETボトル ☐ 紙 ☐ 白色トレイ ☐ 容リプラ	02	(カナ)ヨウキシストックヤード 容器包装クリーンセンター		(カナ)トウキョウトヨウキリサイクルシリサイクルマチ2バンチ5ゴウ 〒000 - 0000 東京都容器リサイクル市リサイクル町2番地5号 (TEL) 03-8765-4321 (FAX) 03-8765-4321																					
	【分別収集物】 ☒ プラ法32条																									
×	【分別基準適合物】 ガラスびん ☐ 無色 ☐ 茶色 ☐ その他 ☐ PETボトル ☐ 紙 ☐ 白色トレイ ☐ 容リプラ	03	(カナ)ヨウキシストックヤード 容器市ストックヤード		(カナ)トウキョウトヨウキリサイクルシリサイクルマチ3バンチ10ゴウ 〒000 - 0000 東京都容器リサイクル市リサイクル町3番地10号 (TEL) 03-1234-5678 (FAX) 03-1234-5678																					
	【分別収集物】 ☐ プラ法32条																									
	【分別基準適合物】 ガラスびん ☐ 無色 ☐ 茶色 ☐ その他 ☐ PETボトル ☐ 紙 ☐ 白色トレイ ☐ 容リプラ		(カナ)		(カナ) 〒 - (TEL) (FAX)																					
	【分別収集物】 ☐ プラ法32条																									
	【分別基準適合物】 ガラスびん ☐ 無色 ☐ 茶色 ☐ その他 ☐ PETボトル ☐ 紙 ☐ 白色トレイ ☐ 容リプラ		(カナ)		(カナ) 〒 - (TEL) (FAX)																					
	【分別収集物】 ☐ プラ法32条																									
【同じ保管施設で分別基準適合物と分別収集物を申し込むにあたっての注意点】 ※同じ保管施設で分別基準適合物(「ガラスびん」「PETボトル」「紙」「トレイ」「容リプラ」いずれか)と分別収集物(「プラ法32条」)の両方をチェックしないこと。 同じ保管施設で分別基準適合物と分別収集物の引き渡しを予定している場合は、保管施設を追加し、追加した保管施設に分別収集物(「プラ法32条」)のみをチェックすること。 (必ず「プラ法32条」)を単独の保管施設とすること ※分別収集物(「プラ法32条」)のみをチェックした保管施設の保管施設名の最後に「(プラ法)」を付けること。 <例1>同じ保管施設で「PETボトル」と「プラ法32条」を申し込む場合 <table><tr><td>区分</td><td>保管施設名</td><td>様式3</td></tr><tr><td>「PETボトル」の保管施設</td><td>〇〇ストックヤード</td><td>様式3-2</td></tr><tr><td>「プラ法32条」の保管施設</td><td>〇〇ストックヤード(プラ法)</td><td>様式3-5</td></tr></table> <例2>同じ保管施設で期中に「容リプラ」から「プラ法32条」に変更となる場合 <table><tr><td>区分</td><td>保管施設名</td><td>様式3</td></tr><tr><td>「容リプラ」の保管施設</td><td>〇〇ストックヤード</td><td>様式3-4</td></tr><tr><td>「プラ法32条」の保管施設</td><td>〇〇ストックヤード(プラ法)</td><td>様式3-5</td></tr></table>									区分	保管施設名	様式3	「PETボトル」の保管施設	〇〇ストックヤード	様式3-2	「プラ法32条」の保管施設	〇〇ストックヤード(プラ法)	様式3-5	区分	保管施設名	様式3	「容リプラ」の保管施設	〇〇ストックヤード	様式3-4	「プラ法32条」の保管施設	〇〇ストックヤード(プラ法)	様式3-5
区分	保管施設名	様式3																								
「PETボトル」の保管施設	〇〇ストックヤード	様式3-2																								
「プラ法32条」の保管施設	〇〇ストックヤード(プラ法)	様式3-5																								
区分	保管施設名	様式3																								
「容リプラ」の保管施設	〇〇ストックヤード	様式3-4																								
「プラ法32条」の保管施設	〇〇ストックヤード(プラ法)	様式3-5																								
					※協会記入欄																					
					<table><tr><td>マスタ</td><td>環境省</td><td>備考</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>				マスタ	環境省	備考															
マスタ	環境省	備考																								
					(市町村/一部事務組合一公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)																					

令和8年度分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込量に関するチェックシート

令和8年度分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込みにあたっては、貴市町村・貴一部事務組合にて引き渡し申込量の確認を行うためのチェックシートにご記入の上、申込書類一式にご同封いただきます。また、第11期分別収集計画における令和8年度の「分別収集計画量」又は「引き渡し調査量」と、「引き渡し申込量」の間に大きな乖離がある場合は、その理由についてもお答え願います(太枠内全てにご記入ください)。

貴市町村・貴一部事務組合	市町村・組合コード(01001) 名称(容器リサイクル組合)									
令和8年度 引き渡しに係る項目	ガラスびん			PETボトル	紙製容器 包装	プラスチック製容器包装		プラ法32条		
	無色	茶色	その他色			白色トレイ	プラスチック	容リプラ	製品プラ	産廃プラ
引き渡し申込品目 [対象に○印]	○		○	○	○	○	○	○	○	○
①分別収集計画量 [kg]	200,000	0	65,000	12,589,000	126,400	15,800	259,800			
②引き渡し調査量(6月実施) [kg]	200,000	0	60,000	12,000,000	125,000	15,800	240,000	170,000	40,000	10,000
③様式3に記入した引き渡し申込量 [kg]	138,000	0	50,000	12,000,000	125,000	16,400	220,000	164,110	38,500	10,300
④収集対象人口 [人] ※把握している最新公開データを記入してください	100,000	0	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
⑤収集対象日数(分別収集の対象 期間)	365	0	365	365	274	365	365	365	365	365
⑥=(③/④/⑤×1,000)排出原単位 見込み[g/人/日,小数点以下第2位 で四捨五入]	3.8		1.6	328.8	4.6	0.4	6.0	4.50	1.05	0.28
⑦乖離の理由(下記枠内から当ては まる番号を全て記入)	3-1									

《「③引き渡し申込量」と、「①分別収集計画量」又は「②引き渡し調査量」の乖離の理由について》

- 1-1. 全域収集の予定であったがモデル地区のみでの収集に切替えたため
1-2. モデル地区のみでの収集を予定していたが、全域収集を行うことになったため
2-1. 収集物の一部又は全部を、指定法人以外の独自のルートにより処理することにしたため
2-2. 指定法人以外の独自のルートにより処理する予定であったが、指定法人ルートに切替えたため
3-1. 引き渡し開始の日程が、予定よりも遅くなったため
3-2. 引き渡し開始の日程が、予定よりも早くなったため
4. その他(具体的に記入(40文字以内):)

令和8年度構成市町村別引き渡し申込品目確認のためのマトリックス表

①市町村又は組合コード	0	1	0	0	1
-------------	---	---	---	---	---

※様式1の③市町村組合種別が「代表市町村」、「一部事務組合」の方のみご記入ください。単独市町村の方は返送不要です。
※構成市町村ごとに、申込みを行う品目について○印、申込みを行わない品目について×印をご記入ください(空欄不可)。

	②市町村コード	市町村名	③ガラスびん			PETボトル	紙製容器包装	プラスチック製容器包装		プラ法32条		
			無色	茶色	その他色			白色トレイ	プラスチック	容リ法	製品プラ	産廃プラ
1	01002	容器村	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
2	01003	リサイクル町	○	×	○	○	○	×	○	○	○	×
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 御中

令和8年度ガラスびん分別基準適合物の引き渡し申込書(様式3-1)

下記を同意の上、分別基準適合物の引き渡しを、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」という。)に申込みます(なお、「一部事務組合等」とは、一部事務組合と広域連合及び代表市町村をいいます)。

- 引き渡し申込量は、再商品化事業者入札選定における対象数量となるため、本紙右上部記載の締切日後は、引き渡し申込みの撤回又は引き渡し申込量を変更しません。
- 正当な事由のない申込みの撤回又は引き渡し申込量を大幅に変更した場合、令和9年度において分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合は、当該構成市町村について、その撤回又は変更素材についての分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
- 引き渡し申込量の申込みをしたにもかかわらず、自ら処分し、第三者に引き渡した場合には、令和9年度及び令和10年度において、分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合、当該構成市町村について、その自ら処分又は第三者に引き渡した素材の分別基準適合物の引き取りを同じく、協会に拒絶されても異議を申しません。
- 引き渡し申込みに係る分別基準適合物の再商品化実施に関しては、別途、協会との間で「業務実施覚え書き」及び「業務実施契約書」を締結します。

①本様式3には、協会に令和7年度に登録されている保管施設名等を予め印字しています。印字されている保管施設に修正がある場合は、赤字で修正の上、ご記入ください。なお、新規の保管施設は、別紙(予め印字していない様式3)をご使用ください(太枠内全てにご記入ください。また用紙がたりない場合はコピーしてお使いください)。

②市町村又は組合コード

01001

③市町村又は組合名

容器リサイクル組合

④保管施設コード

01

注:協会記入欄

⑤保管施設名

容器包装リサイクルプラザ

⑥協会への引き渡し開始希望日

令和08年04月01日

注:実際に引き渡しを開始する予定日を記入してください。
(例:令和8年4月1日)

保管施設	⑦ストックヤードの最大保管量(トン)	無色	茶色	その他の色	青色	緑色	黒色
		4t	0t	4t	4t	4t	0t
	⑧トラックスケール	☒ 1. 有 最大秤量: 30t ☐ 2. 無		⑨積み込み機材	☒ 1. 有 フォークリフト 台数: 2t 1台 台数: t 台 台数: t 台 ショベルローダー 台数: 2.5t 1台 台数: t 台 台数: t 台 ☒ その他の積み込み機材 機材名・台数: プルトーザー 1台、5tホイスト 2台 (全角20文字以内) ☐ 2. 無		
保管施設特記事項 (30文字以内)	10t車での引取は可能だが最大保管量(引取量)が4t未満						

仕方と引き渡し・中間処理の条件	⑩分別収集の方法	分別収集容器の種類	中間処理(色分別等)の方法	引き渡し車輛
	☒ 1. 単品収集 ☐ 2. 混合収集	☒ 1. コンテナ ☐ 2. 袋 ☐ 3. その他	☒ 1. 色選別 ☒ 手選別のみ ☐ 機械選別 ☐ 2. 中間処理はしない ☐ 3. その他	☐ 1. 10トン車 ☒ 2. 10トン車以外 (4トン) 注: 「10トン車以外」を選択時には、何トン車かを記入してください。 また、下の特記事項にその理由を記入してください。
	特記事項 (80文字以内)	積み込み機材の都合により、毎週金曜日に4トン車での引き渡しを希望		

引き(渡し単位)申込量(kg)	色種類	1. 無色	2. 茶色	3. その他の色合計	(内訳)			
	⑪引き渡し申込量 (下記注参照)	☒ 1. 特定事業者負担分と市町村負担分双方 ☐ 2. 特定事業者負担分のみ ☐ 3. 申込まない	☐ 1. 特定事業者負担分と市町村負担分双方 ☐ 2. 特定事業者負担分のみ ☒ 3. 申込まない	☒ 1. 特定事業者負担分と市町村負担分双方 ☐ 2. 特定事業者負担分のみ ☐ 3. 申込まない	(1)青色	(2)緑色	(3)黒色	(4)その他の色
	138000	000	000	50000	10000	10000	000	30000
⑫(参考)R6年度引き渡し実績量	105020	- - - - -	45850	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -

注: ☐1. ☐2. 又は☐3. のいずれかの☐に必ずチェックを付けたうえで、量を記入してください。

引き渡し申込みを協会が承諾した証として、オンラインによる申込みに対してはオンラインによって、紙書面による申込みに対しては紙書面によって、協会から引き渡し申込承諾書が各々発行されます。

(市町村/一部事務組合→公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)

記入例

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 御中

令和8年度PETボトル分別基準適合物の引き渡し申込書(様式3-2)

下記を同意の上、分別基準適合物の引き渡しを、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」という。)に申込みます(なお、「一部事務組合等」とは、一部事務組合と広域連合及び代表市町村をいいます)。

- 1.引き渡し申込量は、再商品化事業者入札選定における対象数量となるため、本紙右上部記載の締切日後は、引き渡し申込みの撤回又は引き渡し申込量を変更しません。
- 2.正当な事由のない申込みの撤回又は引き渡し申込量を大幅に変更した場合、令和9年度において分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合は、当該構成市町村について、その撤回又は変更素材についての分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
- 3.引き渡し申込量の申込みをしたにもかかわらず、自ら処分し、第三者に引き渡した場合には、令和9年度及び令和10年度において、分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合、当該構成市町村について、その自ら処分又は第三者に引き渡した素材の分別基準適合物の引き取りを同じく、協会に拒絶されても異議を申しません。
- 4.引き渡し申込みに係る分別基準適合物の再商品化実施に関しては、別途、協会との間で「業務実施覚え書き」及び「業務実施契約書」を締結します。

①本様式3には、協会に令和7年度に登録されている保管施設名等を予め印字しています。印字されている保管施設に修正がある場合は、赤字で修正の上、ご記入ください。なお、新規の保管施設は、別紙(予め印字していない様式3)をご使用ください(太枠内全てにご記入ください。また用紙がたりない場合はコピーしてお使いください)。

②市町村又は組合コード 0 1 0 0 1

③市町村又は組合名 容器リサイクル組合

④保管施設コード 0 1

注:協会記入欄

⑤保管施設名 容器包装リサイクルプラザ

⑥協会への引き渡し開始希望日 令和 0 8 年 0 4 月 0 1 日

注:実際に引き渡しを開始する予定日を記入してください。
(例:令和8年4月1日)

16

保管施設	⑦保管可能容量 (立方メートル)				2	4
	⑧トラックスケール	☒ 1. 有 最大秤量: 36 t ☐ 2. 無	⑨積み込み機材 注:再商品化事業者が利用可能な積み込み機材のみを記入してください	☒ 1. 有 フォークリフト 台数: 1 t 1 台 台数: t 台 台数: t 台 ☒ その他の積み込み機材 機材名・台数: ブルトーザー 1 台 5tホイスト 2 台 (全角20文字以内) ☐ 2. 無		

⑩ 引き渡し条件	分別収集	中間処理 (選別ライン)	引き渡し車両	保管の形態	結束材
	☐ 1. 単品収集 ☐ 2. 資源混合収集 (該当するものに ☒) ☐ ガラスびん ☐ 缶 ☒ プラスチック製容器包装 ☐ その他 ()	☐ 1. 単品処理 ☒ 2. 混合処理	☐ 1. 10トン車 ☒ 2. 10トン車以外 (4 トン) 注:「10トン車以外」を選択時には、何トン車かを記入してください。 また、下の特記事項にその理由を記入してください。	☒ 1. 圧縮品 ペールの体積: 1 m × 1 m × 1 m ※寸法は整数1桁小数1桁 ペールの重量: 180 kg ☐ 2. 丸ボトル	☒ PPバンド ☐ PETバンド ☐ 番線 ☐ その他 ()
	特記事項 (80文字以内)	積み込み機材の都合により、4トン車での引き渡しを希望			

⑪引き渡し申込量(単位 kg) 注:令和8年度の市町村負担分は「0」ですので、特定事業者負担分欄は■となっています。	☐ 1. 特定事業者負担分と市町村負担分双方 ☒ 2. 特定事業者負担分のみ
	1 2 0 0 0 0 0 0
⑫(参考)R6年度引き渡し実績量	1 2 0 0 0 0 0 0

上期分入札対象量(単位 kg) (4月1日～9月30日) ※年間の申込量(⑪)の55%が目途	6 6 0 0 0 0 0
下期分入札対象量(単位 kg) (10月1日～3月31日) ※年間の申込量(⑪)の45%が目途	5 4 0 0 0 0 0

引き渡し申込みを協会が承諾した証として、オンラインによる申込みに対してはオンラインによって、紙書面による申込みに対しては紙書面によって、協会から引き渡し申込承諾書が各々発行されます。
(市町村/一部事務組合→公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 御中

令和8年度紙製容器包装分別基準適合物の引き渡し申込書(様式3-3)

下記を同意の上、分別基準適合物の引き渡しを、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」という。)に申込みます(なお、「一部事務組合等」とは、一部事務組合と広域連合及び代表市町村をいいます)。

- 引き渡し申込量は、再商品化事業者入札選定における対象数量となるため、本紙右上部記載の締切日後は、引き渡し申込みの撤回又は引き渡し申込量を変更しません。
- 正当な事由のない申込みの撤回又は引き渡し申込量を大幅に変更した場合、令和9年度において分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合は、当該構成市町村について、その撤回又は変更素材についての分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
- 引き渡し申込量の申込みをしたにもかかわらず、自ら処分し、第三者に引き渡した場合には、令和9年度及び令和10年度において、分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合、当該構成市町村について、その自ら処分又は第三者に引き渡した素材の分別基準適合物の引き取りを同じく、協会に拒絶されても異議を申しません。
- 引き渡し申込みに係る分別基準適合物の再商品化実施に関しては、別途、協会との間で「業務実施覚え書き」及び「業務実施契約書」を締結します。

①本様式3には、協会に令和7年度に登録されている保管施設等を予め印字しています。印字されている保管施設に修正がある場合は、赤字で修正の上、ご記入ください。なお、新規の保管施設は、別紙(予め印字していない様式3)をご使用ください(太枠内全てにご記入ください。また用紙がたりない場合はコピーしてお使いください)。

②市町村又は組合コード	01001	③市町村又は組合名	容器リサイクル組合
④保管施設コード	01	⑤保管施設名	容器包装リサイクルプラザ
注:協会記入欄		⑥協会への引き渡し開始希望日	令和08年04月01日
		注:実際に引き渡しを開始する予定日を記入してください。 (例:令和8年4月1日)	
		⑦協会への引き渡し頻度	☐ 年 ☐ 月 ☒ 週 1 回程度

保管施設	⑧保管可能容量 (立方メートル)	24
	⑨トラックスケール	☒ 1. 有 最大秤量: 30 t ☐ 2. 無
	⑩積み込み機材	☒ 1. 有 ☒ クランプリフト 台数: 1 t 1 台 ☐ フォークリフト 台数: t 台 ☐ 2. 無 ☐ その他の積み込み機材(全角20文字以内) 機材名・台数:

⑪引き渡し条件	引き渡し対象品	引き渡し形態	引き渡し車両
	☐ 1.紙製容器包装全て ☒ 2.限定 ☐ 複合素材を除く紙製容器包装 ☒ その他 (折箱・包装紙のみ)	☒ 1. 圧縮: ベーラー等の減容機(圧縮機)で圧縮され、番線等で括られたもの 圧縮バール品のサイズ: (1.0 m × 0.8 m × 1.2 m) ※整数1桁小数1桁 梱包: ☒ 番線 ☐ その他() ☐ 2. 結束: 紐で十文字に縛られたもの、又は結束機により結束されたもの ☐ 3. フレコン: フレコンバッグにバラで詰めたもの	☒ 1. 10トン車 ☐ 2. 10トン車以外 (トン) 理由 ()
特記事項 (80文字以内)	積み込み機材の都合により、4トン車での引き渡しを希望		

⑫収集の仕方	収集形態
	☒ 1. 袋詰め ☐ 2. 結束 ☐ 3. その他 紙マークをもとに収集していますか ☒ 1. はい ☐ 2. いいえ

引き渡し単位 (kg) 量	⑬引き渡し申込量	☒ 1. 特定事業者負担分 と市町村負担分双方 ☐ 2. 特定事業者負担分のみ
		125000
⑭(参考)R6年度引き渡し実績量		117690

注:引き渡し申込量については、□1. 又は□2. のいずれかの□に必ずチェックを付けたうえで、量を記入してください。

注:引き渡し申込量は下二桁を四捨五入して100kg単位で記入してください。
(例:1,050kg ⇒ 1,100kg)

引き渡し申込みを協会が承諾した証として、オンラインによる申込みに対してはオンラインによって、紙書面による申込みに対しては紙書面によって、協会から引き渡し申込承諾書が各々発行されます。

(市町村/一部事務組合→公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)

令和8年度プラスチック製容器包装分別基準適合物の引き渡し申込書(様式3-4)

下記を同意の上、分別基準適合物の引き渡しを、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」という。)に申込みます(なお、「一部事務組合等」とは、一部事務組合と広域連合及び代表市町村をいいます)。

- 引き渡し申込量は、再商品化事業者入札選定における対象数量となるため、本紙右上部記載の締切日後は、引き渡し申込みの撤回又は引き渡し申込量を変更しません。
- 正当な事由のない申込みの撤回又は引き渡し申込量を大幅に変更した場合、令和9年度において分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合は、当該構成市町村について、その撤回又は変更素材についての分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
- 引き渡し申込量の申込みをしたにもかかわらず、自ら処分し、第三者に引き渡した場合には、令和9年度及び令和10年度において、分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合、当該構成市町村について、その自ら処分又は第三者に引き渡した素材の分別基準適合物の引き取りを同じく、協会に拒絶されても異議を申しません。
- 引き渡し申込みに係る分別基準適合物の再商品化実施に関しては、別途、協会との間で「業務実施覚え書き」及び「業務実施契約書」を締結します。

①本様式3には、協会に令和7年度に登録されている保管施設名等を予め印字しています。印字されている保管施設に修正がある場合は、赤字で修正の上、ご記入ください。なお、新規の保管施設は、別紙(予め印字していない様式3)をご使用ください(太枠内全てにご記入ください。また用紙が足りない場合はコピーしてお使いください)。

②市町村又は組合コード	01001	③市町村又は組合名	容器リサイクル組合	注:白色トレイとは白色の発泡スチロール製食品用トレイを示します。 白色トレイを分けて収集していない市町村は、白色トレイ欄は回答不要です。							
④保管施設コード	01	⑤保管施設名	容器包装リサイクルプラザ	⑥協会への引き渡し開始希望日	令和	08	年	04	月	01	日

注:協会記入欄

注:実際に引き渡しを開始する予定日(例:令和8年4月1日)を記入してください。

保管施設	⑦保管可能容量 (立方メートル)	白色トレイ	プラスチック製容器包装	⑧トラックスケール	☒ 1. 有 最大秤量: 30 t ☐ 2. 無	⑩積込時の制約条件 注:高さ、幅、駐車等に 制約条件があれば記載 してください (全角40文字以内)	保管施設搬入口は 一般道路に面して おり長時間の駐車 は困難
	⑨積み込み機材 注:再商品化事業者が利用 可能な積み込み機材の みを記入してください	☒ 1. 有 ☒ フォークリフト: 1 台 ☐ クランプ: 台 ☐ コンベア: 台 ☐ その他(全角20文字以内) 機材名・台数:					

引き渡し条件	⑪分別収集		⑫引き渡し車両		⑬保管の形態		プラスチック製容器包装について		
	白色トレイ	プラスチック製容器包装	☐ 1. 10トン車 ☒ 2. 10トン車以外 (5 トン車) 注:トラックヤードに入る車両の確認です。「10トン車以外」を選択時には、実際のトン数を記入し、下の特記事項にその理由を記入してください。		☒ 白色トレイの引き渡し袋の寸法、重量 縦: 1.5m × 横: 1.2m 2.5 kg 注:整数1桁小数1桁 ☒ プラスチック製容器包装のベール寸法、重量 1.0m × 1.0m × 1.0m 250 kg 注:寸法は整数1桁小数1桁、重量は整数		⑭引き渡し頻度 ☐ 年 ☐ 月 ☒ 週 1 回程度 ※回収車両の台数ではありません		
	☒ 1. 単品収集 ☐ 2. 混合収集 ☐ 色つきトレイ ☐ その他	☒ 1. 単品収集 ☐ 2. 混合収集 注:白色トレイと一緒に収集することは含まれません。 ☐ 製品プラ ☐ PETボトル ☐ その他					⑮ベール種類(特徴)		⑯バンドの種類
	特記事項 (80文字以内)	毎週金曜日に5t車で引き渡しを希望	(10t車は道路状況の都合上不可能)				☒ 混合品(一般的なベール) ☐ ボトルを主体としたベール ☐ ボトル系を除く ☐ トレイ(発泡トレイ含む)を主体としたベール ☐ その他 注:ボトル(トレイ)主体とは、ベールの中にボトル類(トレイ類)が概ね半分以上の重量を占める場合をいう		☒ PPバンド ☐ PPバンド+フィルム巻き ☐ PPひも ☐ スチールバンド ☐ 番線(鉄線) ☐ 番線(鉄線)+フィルム巻き ☐ フィルム巻き ☐ ネット巻き ☐ その他

引き渡し申込量	⑰負担区分	白色トレイ	プラスチック製容器包装
		☒ 1. 特定事業者負担分と市町村負担分双方 ☐ 2. 特定事業者負担分のみ ☐ 3. 申込まない	☒ 1. 特定事業者負担分と市町村負担分双方 ☐ 2. 特定事業者負担分のみ ☐ 3. 申込まない
	⑱引き渡し申込量 (kg)	16400	220000
⑲(参考)R6年度引き渡し実績量		16650	238600

注: ☐ 1. ☐ 2. 又は ☐ 3. のいずれかの ☐ に必ずチェックを付けたうえで、量を記入してください。

白色トレイの引き渡し申込量は下1桁を四捨五入して10kg単位で記入してください。
[例: 1,055 (kg) → 1,060 (kg)]

プラスチック製容器包装の引き渡し申込量は下1桁を四捨五入して10kg単位で記入してください。
[例: 14,055 (kg) → 14,060 (kg)]

引き渡し申込みを協会が承諾した証として、オンラインによる申込みに対してはオンラインによって、紙書面による申込みに対しては紙書面によって、協会から引き渡し申込承諾書が各々発行されます。
(市町村/一部事務組合→公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)

令和8年度「分別収集物の引き渡しに係る申込要領」

「プラスチックに係る資源循環の促進等に係る法律」(以下、「プラスチック資源循環促進法」という。)に規定する分別収集物(市町村が分別収集したプラスチック使用製品廃棄物)の引き渡しを、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下、「協会」という。)に申込み市町村及び一部事務組合は、次の申込要領に従って、オンライン若しくは申込用紙の郵送によってお手続きください。

年度途中での申込みは受け付けませんのでご注意ください。

目 次

◆申込用紙の記入要領

1. 分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込書(様式1)	1
2. 分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込書(様式2)	2
3. 分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込量に関するチェックシート	3
4. 構成市町村別引き渡し申込品目確認のためのマトリックス表	3
5. 分別収集物の引き渡し申込書(様式3-5)	3
【記入例】(様式3-5)	9

◆申込用紙の記入要領

1. 分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込書(様式1)

※容器包装リサイクル法に基づく申込み(ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、白色トレイ)と共通の様式です。

協会に登録のある既存データに基づいて印字しています。正確に記載されているかどうかご確認のうえ、修正がある場合は、赤字で修正してください。また、空欄がある場合には、以下の要領で記入してください。なお、①、②・・は各申込書に記載の番号と対応しています。

①作成日：本申込書の作成年月日を記入

②市町村又は組合コード：総務省設定の全国地方公共団体コードの上5桁を記入

③市町村組合種別：次のとおり

「単独市町村」：自ら指定法人へ申込みを行う市町村。又は、どこの一部事務組合等にも分別収集を委任していない市町村

「代表市町村」：複数の他市町村を代表して、分別収集を行っている市町村

「一部事務組合」：一部事務組合、広域連合等に該当する地方公共団体

④市町村又は組合名：引き渡し申込みを行う市町村名又は組合名を記入

ただし、一部事務組合又は代表市町村が申込み場合、「令和8年度構成市町村別引き渡し申込品目確認のためのマトリックス表」に、構成する市町村の市町村コード及び市町村名を記入し、引き渡し申込みを行う品目に○印、申込みを行わない品目について×印を付ける

⑤所在地：資料の送付先を記入

⑥契約責任者：協会と契約関係書類を取り交わす際の契約者の「役職」及び「氏名」を記入

⑦担当者：協会と日常的に連絡を取り合える担当者の「部課室係」等を記入

※電話番号については、可能な限り、市役所等の代表電話番号ではなく、担当部署直通の電話番号をご記入ください。

⑧請求書送付先：協会からの請求書の送付先となる「住所」等を記入

2. 分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込書（様式2）

※容器包装リサイクル法に基づく申込み（ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、白色トレイ）と共通の様式です。

令和8年度の協会への引き渡しに使用する保管施設情報を記入してください。

協会に登録のある既存データに基づいて印字していますので、令和8年度に使用する保管施設が記載されているかどうかご確認のうえ、追加・修正がある場合は、赤字で修正してください。印字のない保管施設を新たに追加する場合は、印字していない様式2に以下の要領でご記入ください（用紙は適宜コピーしてご使用ください）。

【注意】 保管施設の名称や住所等は、本年8月から10月にかけて環境省が都道府県を通じて実施した保管施設指定意向調査に記載したものと同一内容を記入してください。
保管施設指定意向調査で届出のない保管施設からの引き取りはできません。また、今回の申込み以降、やむを得ず環境省に対して保管施設の変更（仮登録→登録を含む。）の届け出を行った場合は、早急に当協会に対してもお知らせください。

- ①市町村又は組合コード：総務省設定の全国地方公共団体コードの上5桁を記入
- ②市町村又は組合名：引き渡し申込みを行う市町村名又は組合名を記入
- ③ページ番号：複数枚の時に記入
- ④引き渡しの有無：引き渡しを希望する場合には○を、引き渡しを希望しない場合には×を記入（空欄不可）
- ⑤引き渡しを行う素材：当該保管施設において引き渡しを行う素材全てにチェックを付ける。
1つの保管施設から複数の素材を引き渡す場合には、引き渡しを行う素材全てにチェックを付けること。

【同じ保管施設で分別基準適合物と分別収集物を申込むにあたっての注意点】

同じ保管施設で分別基準適合物（「ガラスびん」「PETボトル」「紙」「トレイ」「容リプラ」いずれか）と分別収集物（「プラ法32条」）の両方をチェックしないこと。

同じ保管施設で分別基準適合物と分別収集物の引き渡しを予定している場合は、保管施設を追加し、追加した保管施設に分別収集物（「プラ法32条」）のみをチェックすること（必ず「プラ法32条」を単独の保管施設とすること）。

- ⑥⑦保管施設名、住所等：保管施設ごとに「保管施設名」、「住所」、「カナ」等を記入

【同じ保管施設で分別基準適合物と分別収集物を申込むにあたっての注意点】

上記の「⑤引き渡しを行う素材」で分別収集物（「プラ法32条」）のみをチェックした保管施設）の保管施設名の最後に「（プラ法）」を付けること。

- ⑤⑥の対応をまとめると、以下のとおりとなる。

<例1> 同じ保管施設で「PETボトル」と「プラ法32条」を申込む場合

区分	保管施設名	提出する様式
「PETボトル」の保管施設	〇〇ストックヤード	（様式3-2を提出）
「プラ法32条」の保管施設	〇〇ストックヤード（プラ法）	（様式3-5を提出）

<例2> 同じ保管施設で期中に「容リプラ」から「プラ法32条」に変更となる場合

区分	保管施設名	提出する様式
「容リプラ」の保管施設	〇〇ストックヤード	（様式3-4を提出）
「プラ法32条」の保管施設	〇〇ストックヤード（プラ法）	（様式3-5を提出）

3. 分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込量に関するチェックシート

※容器包装リサイクル法に基づく申込み（ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、白色トレイ）と共通の様式です。

本年6月に実施した引き渡し量調査時に回答された「分別収集計画量」及び「引き渡し調査量」が予め印字されています。空欄がある場合には、以下の要領で記入してください。

- (1) 引き渡し申込みを行う全ての品目について、「①分別収集計画量」、「②引き渡し調査量」、「③様式3に記入した引き渡し申込量」をkg単位で記入（※）
（※）「プラ法32条」については「①分別収集計画量」の記入は不要
- (2) 「④収集対象人口」、「⑤収集対象日数」を記入のうえ、「⑥排出原単位見込み」（単位：g/人/日）の算出を行う

【注意】「⑤収集対象日数」＝分別収集の対象期間を記入する
（「協会への引き渡し開始希望日」からの日数ではありません。）

例）年間を通じて分別収集を行っている場合は → 「365日」と記入
年度途中から分別収集を開始する場合、例えば分別収集開始日が9月1日から
（9～3月の7か月間）の場合は → 「212日」と記入

- (3) 「③引き渡し申込量」と「①分別収集計画量」又は「②引き渡し調査量」に乖離（かいり）が見られる場合には、その理由を枠内の選択肢から選択し、「⑦乖離の理由」に番号を記入

4. 構成市町村別引き渡し申込品目確認のためのマトリックス表

本マトリックス表は、一部事務組合、又は市町村が複数の市町村を代表して申込む場合にご提出ください。市町村が単独で申込みを行う場合には、提出の必要はありません。

※容器包装リサイクル法に基づく申込み（ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、白色トレイ）と共通の様式です。

協会に登録のある既存データに基づいて印字しています。正確に記載されているかどうかご確認のうえ、追加・修正がある場合は、赤字で修正してください。

- ①市町村又は組合コード：総務省設定の全国地方公共団体コードの上5桁を記入
- ②市町村コード、市町村名：構成市町村の市町村コードと構成市町村名を記入
- ③構成市町村ごとに、申込みを行う品目について○印、申込みを行わない品目について×印を記入
（空欄不可）

5. 分別収集物の引き渡し申込書（様式3-5）

【プラ法32条に基づく申込みに係る全ての市町村等が提出する必要があります。】

※本様式は、プラスチック資源循環促進法に基づく申込み専用の様式です。容器包装リサイクル法に基づく申込み（ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、白色トレイ）がある場合は、本様式とは別に素材ごとの様式3を提出していただく必要があります。

※特に、期中で「容リプラ」から「プラ法32条」の引き渡しに変更となる場合は、様式3-5の他、様式3-4の提出が必要になります。また、様式3-4の「特記事項」には必ず引き渡し終了時期（「容リプラ」から「プラ法32条」に切り替わる時期）を記入してください。

（例）9月で容リプラのみの引き渡しが終了、10月よりプラ法32条に基づく製品プラの一括回収開始のため、〇〇ストックヤード（プラ法）で引き渡し

様式 3－5にご記載いただく申込数量を踏まえ、締切後、協会から各市町村・一部事務組合宛に素材別・保管施設別の「分別収集物の引き渡し申込承諾書」を発行します。

引き渡し申込締切後の撤回又は量の変更は認められておりませんので、ご注意ください。

【申込みに関わる注意点】

- (1) 令和 8 年度から製品プラ等を協会に申込む場合、市町村による品質調査が必須となります。
本様式含む申込書類一式の送付の際、参考資料⑥「市町村による分別収集物の品質評価記録書」
(以下、「記録書」という。)の提出が必要となります。

提出については、オンラインで申込みを行う場合と、郵送（紙申込）で行う場合で異なりますが、提出期限は申込締切の令和 7 年 11 月 12 日（水）（必着）です。

①オンラインで申込みを行う場合

記録書を PDF に変換し、以下のメールアドレスに送付してください。

送付先アドレス：plastic@jcpra.or.jp

メールの題名：令和 8 年度分別収集物の品質調査結果の提出

メールの宛先：(公財) 日本容器包装リサイクル協会 プラスチック容器事業部 宛

②郵送で申込みを行う場合（紙申込）

申込書類一式の送付の際、記録書を同封してください。

申込締切までに記録書の提出がない場合は、申込むことはできません。

- (2) 令和 7 年度に「プラ法 32 条」の申込みがある市町村は記録書の提出は不要です。
(3) 品質調査を実施した際の詳細データ、要領等を提出する必要はございませんが、「市町村による分別収集物ベール品質評価記録書」に不明な点があれば提出を求める場合があります。
(4) 製品プラ等の落札単価については、市町村自ら入札の上限価格を設定することが可能です（容リプラの上限価格は設定できません）。

申込みのあった市町村に対し、12 月上旬に製品プラ等の上限価格の回答について連絡いたします。回答期限は令和 8 年 1 月 9 日（金）です（オンラインの場合入力可能な期限、郵送の場合は必着の期限となります）。

【記入要領】

様式 3 の太枠内全てに記入すること。

複数の保管施設を保有する場合、新規の保管施設で申込む場合には、コピーして使用すること。

なお、申込年度途中に設置予定の保管施設についても記入すること。

①市町村又は組合コード

総務省設定の全国地方公共団体コードの上 5 桁を記入すること。

②市町村又は組合名

様式 1、2 に記入した市町村名又は組合名を記入すること。

③保管施設コード

協会記入欄となるため、記入は不要。

④保管施設名

様式 2 に記入した各保管施設の名称を記入すること。

⑤協会への引き渡し開始希望日

第 1 回目の引き渡し希望年月日（予定時期）を記入すること。

⑥担当者情報

分別収集物の収集品目やベールの引き取りについての詳細が分かる担当者を記入すること。ここに記載した担当者宛に入札予定の再商品化事業者より問い合わせが入る可能性がある（様式 1 の「⑦担当者」と異なっても可）。

⑦分別収集物区分

それぞれ該当する分別収集物のタイプにチェックを付けること。

⑧分別収集物の保管可能容量

立方メートル単位（小数点以下四捨五入）で記入すること。不明な場合は、環境省の「保管施設の指定に関する意向調査」様式 1 で申請した「対象物毎の保管可能容量（m3）」を参考に記入すること。

⑨トラックスケール

有・無についてチェックを付け、「有」にチェックした場合、その最大秤量を t 単位（小数点以下四捨五入）で記入すること。

⑩積み込み機材

「積み込み機材」には、引き渡しの際に利用可能な機材の有・無についてチェックを付け、有にチェックした場合、その該当する種類についてもチェックを付け、台数を記入すること。また、「その他の積み込み機材」を保有する場合には、その内容を記入すること。

（例）ブルドーザー 1 台、5 t ホイスト 2 台

注）再商品化事業者が利用可能な積み込み機材のみを記入すること。

⑪積込時の制約条件

「積込時の制約条件」には、保管施設入口の制限や、駐車関係、積込作業等、事前に周知しておくべき制約条件があれば記入すること（40 文字以内）。

（例）保管施設搬入口は一般道路に面しており長時間の駐車は困難

⑫ベールの種類（特徴）

それぞれ該当するベールの種類にチェックを付けること。

なお、下段の「『⑦分別収集物区分』のプラスチックを分けてベールにしている」を選択し、なおかつ保管施設でベールが分かれる場合は、特記事項にその旨を記載すること。

（例）本施設は容リプラのベールのみ保管、製品プラは〇〇保管施設で保管 等

⑬ベール寸法・重量

ベール寸法は、整数 1 桁小数 1 桁、ベール重量は整数で記入すること。

⑭バンドの種類

それぞれ該当するベールの種類にチェックを付けること。また、「その他」に該当する場合は、その内容を記入すること。

⑮引き渡し車両

該当するものにチェックを付けること。「2. 10 トン車以外」にチェックした場合、引き渡し車両の積載トン数を記入し、「特記事項」欄にその理由を記入すること。

（例）積み込み機材の都合により、4 トン車での引き渡しを希望

⑯引き渡し頻度

「年」、「月」、「週」のいずれかに必ずチェックを付け、更に引き渡し回数を記入すること。

⑰中間処理施設の設備

分別収集物の中間処理ラインで使用している設備をチェックすること（施設内に該当の設備はあるが、分別収集物の中間処理ラインで使用していない場合はチェックをしないこと）。

なお、「手選別ライン」を「有」にチェックした場合は、「コンベア長さ（整数）」手選別人員（常時）」も記入すること。

⑱リチウムイオン電池等に代表される発火危険物の混入防止対策

有・無についてチェックを付け、「有」にチェックした場合、具体的な対策について必ず内容を記入すること（80 文字以内）。

（例）リチウムイオン電池及び電池が取り外せない小型家電は、危険品として分別収集している。また、中間処理施設においては磁力選別機を設置して電池類を除去している。

⑲収集しているプラスチックの内容がわかる情報

ホームページに啓発用のチラシやごみ分別辞典に準じた情報を公開している場合は、現時点で閲覧可能な URL を記入すること（URL は 3 つまで記入可能）。入札予定の再商品化事業者より、収集品目等に関する問い合わせが「⑥担当者情報」の連絡先宛に入った場合は、できる限り正確な情報を提供すること。

⑳市町村による品質調査

「申込までに品質調査を実施済」を選択すること。また、品質調査方法について「協会の実施要領にて実施」、「独自の方法にて実施」のいずれか該当する□にチェックを付けること。

令和 7 年度に分別収集物の申込みがある場合は、「申込までに品質調査を実施済」と「協会の実施要領にて実施」をチェックすること。

令和 8 年度よりプラ法 32 条を申込みする場合、記録書の提出が必要となる（メール又は郵送。提出は申込の方法によって異なるため、詳細は【申込みに関わる注意点】の(1)を参照のこと）。

なお、令和 7 年度から継続してプラ法 32 条の申込みがある場合は、記録書の送付は不要。

上記の他、引き渡しに関する注意事項があれば「特記事項」に記入すること。

②①容リプラと製品プラ引き渡し申込量合計 (kg)

容リプラと製品プラ引き渡し申込量の合計を記入すること。(1 kg 単位)

②②負担区分

容リプラのみ該当し、□1. □2. のいずれかの□に必ずチェックをつけること。製品プラ、産廃プラには負担区分はなく、全量市町村負担となる。

【容リプラの引き渡し申込量に係る負担区分について】

●「特定事業者負担分と市町村負担分双方」

市町村が収集した容リプラについて、特定事業者負担分と市町村負担分の両方の引き渡しを申込むことで、引き渡し申込量の記入の際には、引き渡し申込量の全量をご記入ください。なお契約後、市町村負担分については、容リプラの引き渡し実績に応じた再商品化委託費用を、請求させていただきます。

●「特定事業者負担分のみ」

市町村が収集した容リプラのうち、特定事業者負担分のみ引き渡し申込みを行うことです。引き渡し申込量の記入の際には、分別基準適合物の申込要領 10 ページの市町村負担比率を参考にいただき、特定事業者負担分のみの数量を算定してご記入ください。なお、市町村負担分は独自処理となります。

②③引き渡し申込組成比率(%)

令和7年度に分別収集物を申込んだ市町村等は、組成比率は予め印字される。

令和8年度から新規で分別収集物を申込む場合は、「⑫バールの種類」でチェックした項目によって対応が異なる。

●「⑫バールの種類」で「どのボールにも『⑦分別収集物区分』のプラスチックが含まれている」をチェックした場合

「⑫市町村による品質調査」でチェックした方法で組成比率を算出してください。

「市町村による分別収集物ボール品質評価記録書」の【申込時における容リプラと製品プラの比率】に記載された容リプラと製品プラの組成比率を、小数第1位の数値を四捨五入し、整数で記入してください。

(例)「市町村による分別収集物ボール品質評価記録書」の【申込時における容リプラと製品プラの比率】に記載された組成比率が、容リプラ 80.6%、製品プラ 19.4%の場合は、容リプラ 81%、製品プラ 19%となります。

●「⑫バールの種類」で「『⑦分別収集物区分』のプラスチックを分けてボールにしている」をチェックした場合

容リプラと製品プラのボールが別々となる場合は、以下の対応が必要となります。

- ・定められた品質調査方法で容リプラボール、製品プラボールそれぞれの容リプラ比率、製品プラ比率が算出されていること。
- ・引き渡す容リプラボール・製品プラボールの数量又は重量が管理されてること（実績に基づいた値で管理できることが望ましい。実績で管理できない場合は計画量でも可）。

また、協会は業務開始前に該当する市町村等に対し容リプラボール・製品プラボールの管理方法や数量又は重量の問い合わせを行います。

- 「⑫市町村による品質調査」でチェックした方法で容リプラボール、製品プラボールの品質調査を実施し、それぞれのボールの容リプラ比率、製品プラ比率を算出する。
- ①で算出した組成調査に、容リプラボール、製品プラボールの年間製造量（実績量又は計画量）を掛けて、容リプラボールに含まれる容リプラの量（A1）と製品プラの量（B1）、製品プラボールに含まれる容リプラの量（A2）と製品プラ（B2）の量を算出する。
- 容リプラの合計量（A1 + A2）、製品プラの合計量（B1 + B2）から比率を算出し、小数第一位の数値を四捨五入し、整数で記入。

※ア)～ウ) 計算方法の詳細は次ページの図を参照してください。

図：ベールが別々となった場合の容リプラ比率、製品プラ比率の算出方法

	ア) 品質調査結果		ベールの年間製造量 (実績量又は計画量)(※)	イ) 容リプラ量と製品プラ量	
	容リプラ比率	製品プラ比率		容リプラ量	製品プラ量
容リプラベール	80%	20%	100 t	(A 1) 80 t	(B 1) 20 t
製品プラベール	10%	90%	20 t	(A 2) 2 t	(B 2) 18 t
合計			120 t	82 t	38 t

↓ 82 t と 38 t で比率を算出

(※) ベールの数量(個数)の場合は、以下の計算式で算出してください。

ベールの年間製造個数 × ベールの平均重量

(ベールの平均重量については、容リプラ、製品プラ別々の値、又は容リプラ、製品プラ共通の値を用いること)

容リプラ比率	製品プラ比率
68.3%	31.7%

↓ 小数点第一位四捨五入

ウ)

容リプラ比率	製品プラ比率
68%	32%

②④容リプラ、製品プラ引き渡し申込量内訳(kg) ※下1桁四捨五入前

「②④容リプラと製品プラ引き渡し申込量合計(kg)」に「②③引き渡し申込組成比率(%)」を乗じた数値を記入すること。(1kg単位)

②⑤容リプラ、製品プラ引き渡し申込量内訳(kg) ※下1桁四捨五入後

「②④容リプラ、製品プラ引き渡し申込量内訳(kg) ※下1桁四捨五入前」の下1桁を四捨五入して10kg単位で記入すること。

②⑥産廃プラ引き渡し申込量(kg)

「⑦分別収集物区分」で中段の「容リプラと産廃プラを引き渡し(産廃プラは容リプラと同等とみなされるもの)」又は下段の「容リプラと製品プラと産廃プラの引き渡し、又は容リプラと産廃プラを引き渡し(産廃プラは容リプラ及び製品プラと同等とみなされるもの)」を選択した場合、産廃プラの申込量を記入すること(10kg単位)。上段の「容リプラと製品プラを引き渡し(産廃プラは含まない)」を選択した場合は、記入は不要。

②⑦当該保管施設の引き渡し申込量合計(kg)

「②⑤容リプラ、製品プラ引き渡し申込量内訳(kg) ※下1桁四捨五入後」と「②⑥産廃プラ引き渡し申込量(kg)」の合計量を記入すること。(10kg単位)

【注意事項】

- 以下の内容によって期中で組成比率の変更、又は月ごとの引き渡し量の変更が見込まれる場合は、その旨を特記事項に記入すること。

ア) 収集方法・内容等の変更

イ) 収集エリアの変更

ロ) 代表市町村、一部事務組合の構成市町村の変更

エ) ア)～ロ)以外に組成比率や月ごとの引き渡し量に変更が見込まれる場合

(例) 4月より製品プラ等の引き渡しを開始するが、12月より収集品目拡大のため、製品プラの比率が当初の10%から20%となる見込み。また月の引き渡し量が1.5倍となる。

本件に該当する場合は、協会と市町村等で品質調査の実施及び組成比率の変更等の対応について協議する。なお、特記事項に記入がない場合は、期中において変更することは認められない。

- ・ 期中でプラ法 32 条の引き渡しから、プラ法 33 条認定計画に変更となり、協会への引き渡しを終了する場合、引き渡し終了時期を「特記事項」に記入すること。
（例） 1 月よりプラ法 33 条認定計画が開始されるため、引き渡しは 1 2 月まで。
- ・ 製品プラ等の回収の実証実験等の結果をもとに申込量を算出した場合、引き渡し実績量と乖離が発生する場合がある（一時的な試験のため、回収量が実際より増える可能性がある）。十分検討のうえ申込量を算出すること。
- ・ 当協会へ引き渡す期間内に、実証実験等のため一部の分別収集物を当協会に引き渡さない場合は、必ず申込量にその分を差し引き、特記事項に実証実験等の期間や数量を明記すること。

以上

令和8年度「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」第32条に基づく分別収集物の引き渡し申込書(様式3-5)

下記を同意の上、分別収集物の引き渡しを、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」という。)に申込みます(なお、「一部事務組合等」とは、一部事務組合と広域連合及び代表市町村をいいます)。

1. 引き渡し申込量は、再商品化事業者入札選定における対象数量となるため、本紙右上部記載の締切日後は、引き渡し申込みの撤回又は引き渡し申込量を変更しません。
2. 正当な事由のない申込みの撤回又は引き渡し申込量を大幅に変更した場合、令和9年度において分別収集物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合は、当該構成市町村について分別収集物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
3. 引き渡し申込量の申込みをしたにもかかわらず、自ら処分し、第三者に引き渡した場合には、令和9年度及び令和10年度において、分別収集物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合、当該構成市町村について、その自ら処分又は第三者に引き渡した分別収集物の引き取りを同じく、協会に拒絶されても異議を申しません。
4. 引き渡し申込みに係る分別収集物の再商品化実施に関しては、別途、協会との間で容リプラについては「業務実施覚書き書」及び「業務実施契約書」を締結、製品プラ等については「委託契約書」を締結します。

【申込みに関わる注意点】

1. 令和8年度から製品プラ等を協会に申込む場合、原則、市町村による品質調査が必須となります。本様式含む申込書類一式の送付の際、資料14の参考資料⑥「市町村による分別収集物の品質評価記録書」（以下、「記録書」という。）を同封してください。ただし、品質調査を実施せず、環境省から承諾を得ている場合は、記録書の提出は不要です。
申込締切までに記録書の提出がなく、また環境省の承諾もない場合は、申込むことはできません。（昨年度から継続して分別収集物の申込がある市町村は記録書の提出は不要です）
2. 品質調査を実施した際の詳細データ、要領等を提出する必要はございませんが、「市町村による分別収集物の品質評価記録書」に不明な点があれば提出を求める場合があります。
3. 年度期中で「容器包装リサイクル法」に基づく容リプラの引き渡しから、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」第32条に基づく分別収集物の引き渡しに変更する場合、本様式の他に「プラスチック製容器包装分別基準適合物の引き渡し申込書(様式3-4)」の提出が必要になります。
4. 製品プラ等の落札単価については、市町村自ら入札の上限価格を設定することが可能です（容リプラの上限価格は設定できません）。
本様式で製品プラ等の上限価格の回答は不要です。申込みのあった市町村に対し、12月上旬に上限価格についての回答書を送付いたします。必要事項を記入し、期日までに送付をお願いいたします。

※太枠内全てにご記入ください。複数の保管施設を申込む場合は、本紙をコピーしてお使いください。

①市町村又は組合コード	01001	②市町村又は組合名	容器リサイクル組合
③保管施設コード		④保管施設名	容器包装クリーンセンター
		⑤協会への引き渡し開始希望日	令和 08年 04月 01日

注:実際に引き渡しを開始する予定日(例:令和8年4月1日)を記入してください。

⑥担当者情報	氏名	容器 太郎	電話番号	03-1234-5678	e-mail	abc@def.jp
--------	----	-------	------	--------------	--------	------------

注: 分別収集物の収集品目やベールの引取りについて詳細がわかる市町村等の担当者を記入してください。入札予定の再商品化事業者より問い合わせが入る可能性があります。

⑦分別収集物区分	☐ 容リプラと製品プラを引き渡し(産廃プラは含まない)
	☐ 容リプラと産廃プラを引き渡し(産廃プラは <u>容リプラ</u> と同等とみなされるもの)
	☒ 容リプラと製品プラと産廃プラの引き渡し、又は容リプラと産廃プラを引き渡し(産廃プラは <u>容リプラ及び製品プラ</u> と同等とみなされるもの)

保管 施設	⑧分別収集物の 保管可能容量 (立方メートル)				⑨トラックスケール		☒ 1. 有 最大秤量: <u>30</u> t ☐ 2. 無	⑪積込時の制約 条件 注: 高さ、幅、駐 車等に制約条件 があれば記載し てください (全角40文字以 内)	保	管	施	設	入	口	は	一
									般	道	路	に	面	し	て	お
	⑩積み込み機材 注: 再商品化事業者が利 用可能な積み込み機材 のみを記入してください		☒ 1. 有 ☒ フォークリフト: <u>1</u> 台 ☐ クランプ: _____ 台 ☐ コンベア: _____ 台 ☐ その他(全角20文字以内) 機材名・台数: _____						り	長	時	間	の	駐	車	は
			☐ 2. 無						困	難						

引き渡し条件	⑫バールの種類 (特徴) ☒ どのバールにも「⑦分別収集物区分」のプラスチックが含まれている(例としてバールの中にプラスチック製容器包装と製品プラスチックが混ざっている) ☐ 「⑦分別収集物区分」のプラスチックを分けてバールにしている(例としてプラスチック製容器包装のバールと製品プラスチックのバールを分けている) 注: 下段を選択し、なおかつ保管施設でバールが分かれる場合は、特記事項にその旨を記載してください(例: 本施設は容リブラのバールのみ保管、製品ブラは〇〇保管施設で保管 等)																													
	⑬バール寸法・重量 $1.0\text{m} \times 1.0\text{m} \times 1.0\text{m}$ 250kg 注: 寸法は整数1桁小数1桁、重量は整数														⑭バンドの種類 ☒ PPバンド ☐ PPバンド+フィルム巻 ☐ PPひも ☐ スチールバンド ☐ 番線(鉄線) ☐ 番線(鉄線)+フィルム巻 ☐ フィルム巻き ☐ ネット巻き ☐ その他 ()															
	⑮引き渡し車両 ☐ 1. 10トン車 ☒ 2. 10トン車以外 (5 トン車) 注: トラックヤードに入る車両の確認です。道路の幅や保管可能容量の関係で「10トン車以外」を選択時には、実際のトン数を記入し、下の特記事項にその理由を記入してください。														⑯引き渡し頻度 ☐ 年 ☐ 月 ☒ 週 1 回程度 注: 回収車両の台数ではありません															
	⑰中間処理施設の設備 注: 中間処理施設で使用している設備をチェックしてください								破袋機		☒ 1. 有 ☐ 2. 無		手選別ライン 注: コンベア長さは整数で記入してください				☒ 1. 有 コンベア長さ: 8m 手選別人員(常時): 4 名 ☐ 2. 無								磁力選別機 ☒ 1. 有 ☐ 2. 無					
	⑱リチウムイオン電池等に代表される発火危険物の混入防止対策 ☒ 1. 有 ☐ 2. 無				具体的な対策 (全角80文字以内)		リ チ ウ ム イ オ ン 電 池 及 ビ 電 池 が 取 り 外 せ な い 小 型 家 電 は 、 危 険 品 と し て 分 別 収 集 し て い る 。 ま た 、 中 間 処 理 施 設 に お い て は 磁 力 選 別 機 を 設 置 し て 電 池 類 を 除 去 し て い る 。																							
	⑲収集しているプラスチックの内容がわかる情報 URL: https://www.youkihousou.01.co.jp/ URL: https://www.youkihousou.02.co.jp/ URL: 注: ホームページに啓発用のチラシやごみ分別辞典等に準じた情報を公開している場合は、現時点で閲覧可能なURLを記入してください(複数記入可) 注: 入札予定の再商品化事業者より、収集品目等に関する問い合わせが「⑥担当者情報」の連絡先宛に入った場合はできる限り正確な情報を提供してください。																													
⑳市町村による品質調査 ☒ 申込までに品質調査を実施済 (「記録書」を必ず添付してください) ☐ 協会の実施要領にて実施 ☒ 独自の方法にて実施 注: 昨年度から継続して分別収集物の申込がある場合は「申込までに品質調査を実施済」と「協会の実施要領にて実施」をチェックしてください(記録書の再提出は不要です)。 注: 品質調査を実施した際の詳細データ、要領等を提出する必要はございませんが、「記録書」に不明点等があれば要領等の提出を求める場合があります。																														
特記事項 (80文字以内)	毎 週 金 曜 日 に 5 t 車 で の 引 き 渡 し を 希 望 (1 0 t 車 は 道 路 状 況 の 都 合 上 不 可 能)																													

【引き渡し申込量の記入方法】 下記の手順で作成してください

1. 「㉒容リプラと製品プラ引き渡し申込量合計」を記入してください。(1kg単位)

2. 容リプラと製品プラの内訳と産廃プラ引き渡し申込量を記入してください。

「㉒負担区分」は□1. □2. のいずれかの□に必ずチェックを付けてください。製品プラ、産廃プラには負担区分はなく、全量市町村負担となります。

「㉓引き渡し申込組成比率(%)」は、「㉑市町村による品質調査」でチェックした方法で組成比率を算出してください。(品質調査を実施済の場合は「市町村による分別収集物の品質評価記録書」の【申込時における容リプラと製品プラの比率】に記載された容リプラと製品プラの組成比率、未実施であれば環境省から承諾された組成比率)

組成比率は小数第一位の数値を四捨五入し、整数で記入してください。

(例:「市町村による分別収集物の品質評価記録書」の【申込時における容リプラと製品プラの比率】に記載された組成比率が、容リプラ80.6%、製品プラ19.4%の場合は、容リプラ81%、製品プラ19%となります)

「㉔容リプラ、製品プラ引き渡し申込量内訳(kg)※下1桁四捨五入前」は、「㉑容リプラと製品プラ引き渡し申込量合計(kg)」に「㉓引き渡し申込組成比率(%)」を乗じた数値を記入してください。(1kg単位)

「㉕容リプラ、製品プラ引き渡し申込量内訳(kg)※下1桁四捨五入後」は、「㉔容リプラ、製品プラ引き渡し申込量内訳(kg)※下1桁四捨五入前」の下1桁を四捨五入して10kg単位で記入してください。

(例:14,055(kg)→14,060(kg))

「㉖産廃プラ引き渡し申込量(kg)」は「㉑分別収集区分」で中段の「容リプラと産廃プラを引き渡し(産廃プラは容リプラと同等とみなされるもの)」又は下段の「容リプラと製品プラと産廃プラの引き渡し、又は容リプラと産廃プラを引き渡し(産廃プラは容リプラ及び製品プラと同等とみなされるもの)」を選択した場合、産廃プラの申込量を記入してください(10kg単位)。上段の「容リプラと製品プラを引き渡し(産廃プラは含まない)」を選択した場合は、記入は不要です。

3. 「㉕容リプラ、製品プラ引き渡し申込量内訳(kg) ※下1桁四捨五入後」と「㉖産廃プラ引き渡し申込量(kg)」の合計量を「㉗当該保管施設の引き渡し申込量合計(kg)」に記入してください。(10kg単位)

㉒容リプラと製品プラ 引き渡し申込量合計(kg)	2	0	2	6	1	0
-----------------------------	---	---	---	---	---	---

11

容 リ プラ と 製 品 プラ の 内 訳 と 申 込 量		容リプラ	製品プラ	産廃プラ
	㉒負担区分 注:□1. □2. のいずれかの□に必ずチェックを付けたうえで、 比率と量を記入してください。	☒ 1.特定事業者負担分 と市町村負担分双方 ☐ 2.特定事業者負担分のみ		
	㉓引き渡し申込組成比率(%)	81 %	19 %	
	㉔容リプラ、製品プラ 引き渡し申込量内訳(k g) ※下1桁四捨五入前	1 6 4 1 1 4	3 8 4 9 6	
	㉕容リプラ、製品プラ 引き渡し申込量内訳(k g) ※下1桁四捨五入後	1 6 4 1 1 0	3 8 5 0 0	
	㉖産廃プラ引き渡し申込量(k g)			1 0 3 0 0

㉗当該保管施設の引き渡し申込量合計(kg)	2	1	2	9	1	0
-----------------------	---	---	---	---	---	---

引き渡し申込みを協会が承諾した証として、紙書面による申込みに対しては、紙書面によって、協会から引き渡し申込承諾書が各々発行されます。
(市町村/一部事務組合→公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会 御中

令和8年度分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込書(様式1)

①

作成日	令和		年		月		日
-----	----	--	---	--	---	--	---

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に対し、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に規定する分別基準適合物等の引き渡しを以下のとおり申込む。

②市町村又は組合コード

注:総務省設定の全国地方公共団体コードを記入

注:未記入及び記入済み部分に修正がある場合は、赤字で全てご記入ください

③市町村組合種別

注:「単独市町村」「代表市町村」「一部事務組合」から選択して記入

④ 市町村 又は組合名	(カナ) (40文字以内)		
	注:組合又は代表市町村の場合は、別紙「マトリックス表」に構成する市町村名をご記入ください。(30文字以内)		
⑤ 所在地 (資料送付先)	〒 — (カナ) (60文字以内)		
	(60文字以内)		
⑥ 契約責任者	(役職)	(カナ) (20文字以内)	
		(氏名) (20文字以内)	
⑦ 担当者	(部課室係) (20文字以内)	(役職) (20文字以内)	
	(カナ) (20文字以内)	(TEL) — —	
	(氏名) (20文字以内)	(FAX) — —	
		(e-mail)	
⑧ 協会からの 請求書送付先	〒 — (カナ) (60文字以内)		
	(住所) (60文字以内)		
	(部課室係) (20文字以内)	(役職) (20文字以内)	
	(氏名) (20文字以内)	(TEL) — —	
		(FAX) — —	

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会 御中

令和8年度分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込書(様式2)

※環境省の「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第6項に基づく保管施設の指定に関する意向調査」で貴市町村が申請した保管施設の中で、令和8年度に当協会へ引き渡しを行う

保管施設のみご記入ください(保管施設名、住所等は環境省へ申請したとおりにご記入ください)。

なお、本様式2には、当協会に令和7年度に登録されている保管施設のデータを予め印字しています。印字されている保管施設に修正箇所がある場合は、赤字で修正の上、ご提出ください。

なお、新規の保管施設は、別紙(あらかじめ印字していない様式2)にご記入ください。

①市町村又は組合コード			②市町村又は組合名			③ページ番号 /	
④引き渡しの有無 【○又は×】 (当該施設から引き渡しを希望する場合は○を、引き渡しを希望しない場合は×をつけてください)	⑤引き渡しを行う素材 (当該施設から引き渡しを行う全ての素材にチェックをつけてください)	保管施設コード (協会記入欄) 記入不要	⑥保管施設名		⑦住所、電話番号、FAX番号		
	【分別基準適合物】 ガラスびん ☐ 無色 ☐ 茶色 ☐ その他 ☐ PETボトル ☐ 紙 ☐ 白色トレイ ☐ 容リプラ		(カナ)		(カナ)		
	【分別収集物】 ☐ プラ法32条		〒 —		(TEL) (FAX)		
	【分別基準適合物】 ガラスびん ☐ 無色 ☐ 茶色 ☐ その他 ☐ PETボトル ☐ 紙 ☐ 白色トレイ ☐ 容リプラ		(カナ)		(カナ)		
	【分別収集物】 ☐ プラ法32条		〒 —		(TEL) (FAX)		
	【分別基準適合物】 ガラスびん ☐ 無色 ☐ 茶色 ☐ その他 ☐ PETボトル ☐ 紙 ☐ 白色トレイ ☐ 容リプラ		(カナ)		(カナ)		
	【分別収集物】 ☐ プラ法32条		〒 —		(TEL) (FAX)		
	【分別基準適合物】 ガラスびん ☐ 無色 ☐ 茶色 ☐ その他 ☐ PETボトル ☐ 紙 ☐ 白色トレイ ☐ 容リプラ		(カナ)		(カナ)		
	【分別収集物】 ☐ プラ法32条		〒 —		(TEL) (FAX)		
	【分別基準適合物】 ガラスびん ☐ 無色 ☐ 茶色 ☐ その他 ☐ PETボトル ☐ 紙 ☐ 白色トレイ ☐ 容リプラ		(カナ)		(カナ)		
	【分別収集物】 ☐ プラ法32条		〒 —		(TEL) (FAX)		
【同じ保管施設で分別基準適合物と分別収集物を申し込むにあたっての注意点】 ※同じ保管施設で分別基準適合物(「ガラスびん」「PETボトル」「紙」「トレイ」「容リプラ」いずれか)と分別収集物(「プラ法32条」)の両方をチェックしないこと。 同じ保管施設で分別基準適合物と分別収集物の引き渡しを予定している場合は、保管施設を追加し、追加した保管施設に分別収集物(「プラ法32条」)のみをチェックすること。 (必ず「プラ法32条」)を単独の保管施設とすること ※分別収集物(「プラ法32条」)のみをチェックした保管施設の保管施設名の最後に「(プラ法)」を付けること。						※協会記入欄	
＜例1＞同じ保管施設で「PETボトル」と「プラ法32条」を申し込む場合						＜例2＞同じ保管施設で中に「容リプラ」から「プラ法32条」に変更となる場合	
区分	保管施設名	様式3	区分	保管施設名	様式3		
「PETボトル」の保管施設	〇〇ストックヤード	様式3－2	「容リプラ」の保管施設	〇〇ストックヤード	様式3－4		
「プラ法32条」の保管施設	〇〇ストックヤード(プラ法)	様式3－5	「プラ法32条」の保管施設	〇〇ストックヤード(プラ法)	様式3－5		
						(市町村/一部事務組合ー公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)	

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 御中

令和8年度分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込量に関するチェックシート

令和8年度分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込みにあたっては、貴市町村・貴一部事務組合にて引き渡し申込量の確認を行うためのチェックシートにご記入の上、申込書類一式にご同封いただきます。また、第11期分別収集計画における令和8年度の「分別収集計画量」又は「引き渡し調査量」と、「引き渡し申込量」の間に大きな乖離がある場合は、その理由についてもお答え願います(太枠内全てにご記入ください)。

貴市町村・貴一部事務組合	市町村・組合コード() 名称()									
令和8年度 引き渡しに係る項目	ガラスびん			PETボトル	紙製容器 包装	プラスチック製容器包装		プラ法32条		
	無色	茶色	その他色			白色トレイ	プラスチック	容リプラ	製品プラ	産廃プラ
引き渡し申込品目 [対象に○印]										
①分別収集計画量 [kg]										
②引き渡し調査量(6月実施) [kg]										
③様式3に記入した引き渡し申込量 [kg]										
④収集対象人口 [人] ※把握している最新公開データを記入してください										
⑤収集対象日数(分別収集の対象 期間)										
⑥=(③/④/⑤×1,000)排出原単位 見込み[g/人/日,小数点以下第2位 で四捨五入]										
⑦乖離の理由(下記枠内から当ては まる番号を全て記入)										
《「③引き渡し申込量」と、「①分別収集計画量」又は「②引き渡し調査量」の乖離の理由について》 1-1. 全域収集の予定であったがモデル地区のみでの収集に切替えたため 1-2. モデル地区のみでの収集を予定していたが、全域収集を行うことになったため 2-1. 収集物の一部又は全部を、指定法人以外の独自のルートにより処理することにしたため 2-2. 指定法人以外の独自のルートにより処理する予定であったが、指定法人ルートに切替えたため 3-1. 引き渡し開始の日程が、予定よりも遅くなったため 3-2. 引き渡し開始の日程が、予定よりも早くなったため 4. その他(具体的に記入(40文字以内):)										

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 御中

令和8年度構成市町村別引き渡し申込品目確認のためのマトリックス表

①市町村又は組合コード

※様式1の③市町村組合種別が「代表市町村」、「一部事務組合」の方のみご記入ください。単独市町村の方は返送不要です。
※構成市町村ごとに、申込みを行う品目について○印、申込みを行わない品目について×印をご記入ください(空欄不可)。

	② 市町村コード	市町村名	③ ガラスびん			PETボトル	紙製容器包装	プラスチック製容器包装		プラ法32条		
			無色	茶色	その他色			白色トレイ	プラスチック	容リ法	製品プラ	産廃プラ
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 御中

令和8年度ガラスびん分別基準適合物の引き渡し申込書(様式3-1)

下記を同意の上、分別基準適合物の引き渡しを、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」という。)に申込みます(なお、「一部事務組合等」とは、一部事務組合と広域連合及び代表市町村をいいます)。

- 1.引き渡し申込量は、再商品化事業者入札選定における対象数量となるため、本紙右上部記載の締切日後は、引き渡し申込みの撤回又は引き渡し申込量を変更しません。
- 2.正当な事由のない申込みの撤回又は引き渡し申込量を大幅に変更した場合、令和9年度において分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合は、当該構成市町村について、その撤回又は変更素材についての分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
- 3.引き渡し申込量の申込みをしたにもかかわらず、自ら処分し、第三者に引き渡した場合には、令和9年度及び令和10年度において、分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合、当該構成市町村について、その自ら処分又は第三者に引き渡した素材の分別基準適合物の引き取りを同じく、協会に拒絶されても異議を申しません。
- 4.引き渡し申込みに係る分別基準適合物の再商品化実施に関しては、別途、協会との間で「業務実施覚え書き」及び「業務実施契約書」を締結します。

①本様式3には、協会に令和7年度に登録されている保管施設名等を予め印字しています。印字されている保管施設に修正がある場合は、赤字で修正の上、ご記入ください。なお、新規の保管施設は、別紙(予め印字していない様式3)をご使用ください(太枠内全てにご記入ください。また用紙がたりない場合はコピーしてお使いください)。

②市町村又は組合コード

③市町村又は組合名

④保管施設コード

⑤保管施設名

⑥協会への引き渡し開始希望日

令和 年 月 日

注：協会記入欄

注：実際に引き渡しを開始する予定日を記入してください。
(例：令和8年4月1日)

保管施設	⑦ストックヤードの最大保管量(トン)	無色	茶色	その他の色	青色	緑色	黒色
		t	t	t	t	t	t
	⑧トラックスケール	☐ 1. 有 最大秤量：_____t ☐ 2. 無		⑨積み込み機材	☐ 1. 有 フォークリフト 台数：_____t _____台 台数：_____t _____台 台数：_____t _____台 ショベルローダー 台数：_____t _____台 台数：_____t _____台 台数：_____t _____台 ☐ その他の積み込み機材 機材名・台数：_____ (全角20文字以内) ☐ 2. 無		
保管施設特記事項 (30文字以内)							

仕方と引き渡し・中間処理の	⑩	分別収集の方法		分別収集容器の種類	中間処理(色分別等)の方法	引き渡し車輛
	☐ 1. 単品収集	☐ びんのみ色別に ☐ びんのみ混合で		☐ 1. コンテナ ☐ 2. 袋 ☐ 3. その他 ()	☐ 1. 色選別 ☐ 手選別のみ ☐ 機械選別 ☐ 2. 中間処理はしない ☐ 3. その他 ()	☐ 1. 10トン車 ☐ 2. 10トン車以外 (_____ トン) 注：「10トン車以外」を選択時には、何トン車を記入してください。 また、下の特記事項にその理由を記入してください。
	☐ 2. 混合収集	☐ PETボトル ☐ 缶 ☐ 不燃物 ☐ その他 ()				
	特記事項 (80文字以内)					

引き(渡し単位)申込量(kg)	色種類	1. 無色	2. 茶色	3. その他の色合計	(内 訳)			
	⑪引き渡し申込量 (下記注参照)	☐ 1. 特定事業者負担分と市町村負担分双方 ☐ 2. 特定事業者負担分のみ ☐ 3. 申込まない	☐ 1. 特定事業者負担分と市町村負担分双方 ☐ 2. 特定事業者負担分のみ ☐ 3. 申込まない	☐ 1. 特定事業者負担分と市町村負担分双方 ☐ 2. 特定事業者負担分のみ ☐ 3. 申込まない	(1)青色	(2)緑色	(3)黒色	(4)その他の色
			000	000	000	000	000	000
⑫(参考)R6年度引き渡し実績量					-	-	-	-

注：①、②、又は③、のいずれかの□に必ずチェックを付けたうえで、量を記入してください。

引き渡し申込みを協会が承諾した証として、オンラインによる申込みに対してはオンラインによって、紙書面による申込みに対しては紙書面によって、協会から引き渡し申込承諾書が各々発行されます。

(市町村/一部事務組合→公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)

令和7年11月12日(水)締切

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 御中

令和8年度PETボトル分別基準適合物の引き渡し申込書(様式3-2)

下記を同意の上、分別基準適合物の引き渡しを、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」という。)に申込みます(なお、「一部事務組合等」とは、一部事務組合と広域連合及び代表市町村をいいます)。

- 引き渡し申込量は、再商品化事業者入札選定における対象数量となるため、本紙右上部記載の締切日後は、引き渡し申込みの撤回又は引き渡し申込量を変更しません。
- 正当な事由のない申込みの撤回又は引き渡し申込量を大幅に変更した場合、令和9年度において分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合は、当該構成市町村について、その撤回又は変更素材についての分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
- 引き渡し申込量の申込みをしたにもかかわらず、自ら処分し、第三者に引き渡した場合には、令和9年度及び令和10年度において、分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合、当該構成市町村について、その自ら処分又は第三者に引き渡した素材の分別基準適合物の引き取りを同じく、協会に拒絶されても異議を申しません。
- 引き渡し申込みに係る分別基準適合物の再商品化実施に関しては、別途、協会との間で「業務実施覚え書き」及び「業務実施契約書」を締結します。

①本様式3には、協会に令和7年度に登録されている保管施設名等を予め印字しています。印字されている保管施設に修正がある場合は、赤字で修正の上、ご記入ください。なお、新規の保管施設は、別紙(予め印字していない様式3)をご使用ください(太枠内全てにご記入ください。また用紙が足りない場合はコピーしてお使いください)。

②市町村又は組合コード									
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

③市町村又は組合名	
-----------	--

④保管施設コード		
----------	--	--

注:協会記入欄

⑤保管施設名	
--------	--

⑥協会への引き渡し開始希望日	令和		年		月		日
----------------	----	--	---	--	---	--	---

注:実際に引き渡しを開始する予定日を記入してください。
(例:令和8年4月1日)

保管施設	⑦保管可能容量 (立方メートル)						
	⑧トラックスケール	☐ 1. 有 最大秤量: _____ t ☐ 2. 無	⑨積み込み機材 注:再商品化事業者が利用可能な積み込み機材のみを記入してください	☐ 1. 有 ☐ フォークリフト 台数: _____ t _____ 台 台数: _____ t _____ 台 台数: _____ t _____ 台 ☐ その他の積み込み機材 機材名・台数: _____ (全角20文字以内) ☐ 2. 無			

⑩ 引き渡し条件	分別収集	中間処理 (選別ライン)	引き渡し車両	保管の形態	結束材
	☐ 1. 単品収集 ☐ 2. 資源混合収集 (該当するものに☑) ☐ ガラスびん ☐ 缶 ☐ プラスチック製容器包装 ☐ その他 ()	☐ 1. 単品処理 ☐ 2. 混合処理	☐ 1. 10トン車 ☐ 2. 10トン車以外 (_____ トン) 注:「10トン車以外」を選択時には、何トン車かを記入してください。 また、下の特記事項にその理由を記入してください。	☐ 1. 圧縮品 ベールの体積: _____ m × _____ m × _____ m ※寸法は整数1桁小数1桁 ベールの重量: _____ kg ☐ 2. 丸ボトル	☐ PPバンド ☐ PETバンド ☐ 番線 ☐ その他 ()
	特記事項 (80文字以内)				

⑪引き渡し申込量(単位 kg) 注:令和8年度の市町村負担分は「0」ですので、特定事業者負担分欄は■となっています。	☐ 1. 特定事業者負担分と市町村負担分双方 ☒ 2. 特定事業者負担分のみ						
⑫(参考)R6年度引き渡し実績量							

上期分入札対象量(単位 kg) (4月1日～9月30日) ※年間の申込量(⑪)の55%が目途							
下期分入札対象量(単位 kg) (10月1日～3月31日) ※年間の申込量(⑪)の45%が目途							

引き渡し申込みを協会が承諾した証として、オンラインによる申込みに対してはオンラインによって、紙書面による申込みに対しては紙書面によって、協会から引き渡し申込承諾書が各々発行されます。
(市町村/一部事務組合→公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)

令和7年11月12日(水)締切

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 御中

令和8年度紙製容器包装分別基準適合物の引き渡し申込書(様式3-3)

下記を同意の上、分別基準適合物の引き渡しを、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」という。)に申込みます(なお、「一部事務組合等」とは、一部事務組合と広域連合及び代表市町村をいいます)。

- 引き渡し申込量は、再商品化事業者入札選定における対象数量となるため、本紙右上部記載の締切日後は、引き渡し申込みの撤回又は引き渡し申込量を変更しません。
- 正当な事由のない申込みの撤回又は引き渡し申込量を大幅に変更した場合、令和9年度において分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合は、当該構成市町村について、その撤回又は変更素材についての分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
- 引き渡し申込量の申込みをしたにもかかわらず、自ら処分し、第三者に引き渡した場合には、令和9年度及び令和10年度において、分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合、当該構成市町村について、その自ら処分又は第三者に引き渡した素材の分別基準適合物の引き取りを同じく、協会に拒絶されても異議を申しません。
- 引き渡し申込みに係る分別基準適合物の再商品化実施に関しては、別途、協会との間で「業務実施覚え書き」及び「業務実施契約書」を締結します。

①本様式3には、協会に令和7年度に登録されている保管施設等を予め印字しています。印字されている保管施設に修正がある場合は、赤字で修正の上、ご記入ください。なお、新規の保管施設は、別紙(予め印字していない様式3)をご使用ください(太枠内全てにご記入ください。また用紙がたりない場合はコピーしてお使いください)。

②市町村又は組合コード								③市町村又は組合名												
④保管施設コード								⑤保管施設名												
注:協会記入欄																				
⑥協会への引き渡し開始希望日 令和 年 月 日																				
注:実際に引き渡しを開始する予定日を記入してください。 (例:令和8年4月1日)																				
⑦協会への引き渡し頻度 年 月 週 回程度																				

保管施設	⑧保管可能容量 (立方メートル)																			
	⑨トラックスケール	☐ 1. 有 最大秤量: t				☐ 2. 無				⑩積み込み機材	☐ 1. 有 ☐ クランプリフト 台数: t 台 ☐ フォークリフト 台数: t 台 ☐ 2. 無 ☐ その他の積み込み機材(全角20文字以内) 機材名・台数:									

⑪引き渡し条件	引き渡し対象品					引き渡し形態										引き渡し車両					⑫収集の仕方	収集形態				
	☐ 1.紙製容器包装全て ☐ 2.限定 ☐ 複合素材を除く紙製容器包装 ☐ その他 ()					☐ 1. 圧縮:ベアラー等の減容機(圧縮機)で圧縮され、番線等で括られたもの 圧縮ボール品のサイズ:(m × m × m) ※整数1桁小数1桁 梱包: ☐ 番線 ☐ その他 () ☐ 2. 結束:紐で十文字に縛られたもの、又は結束機により結束されたもの ☐ 3. フレコン:フレコンバッグにバラで詰めたもの										☐ 1. 10トン車 ☐ 2. 10トン車以外 (トン) 理由 ()						☐ 1. 袋詰め ☐ 2. 結束 ☐ 3. その他				
	特記事項 (80文字以内)																					紙マークをもとに 収集していますか ☐ 1. はい ☐ 2. いいえ				

引き渡し単位 申込量 (kg)	⑬引き渡し申込量	☐ 1. 特定事業者負担分 と市町村負担分双方 ☐ 2. 特定事業者負担分のみ		注:引き渡し申込量については、□1. 又は□2. のいずれかの□に必ずチェックを付けたうえで、量を記入してください。																
⑭(参考)R6年度引き渡し実績量																				

注:引き渡し申込量は下二桁を四捨五入して100kg単位で記入してください。
(例:1,050kg ⇒ 1,100kg)

引き渡し申込みを協会が承諾した証として、オンラインによる申込みに対してはオンラインによって、紙書面による申込みに対しては紙書面によって、協会から引き渡し申込承諾書が各々発行されます。
(市町村/一部事務組合→公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)

下記を同意の上、分別基準適合物の引き渡しを、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」という。)に申込みます(なお、「一部事務組合等」とは、一部事務組合と広域連合及び代表市町村をいいます)。

- ①本様式3には、協会に令和7年度に登録されている保管施設名等を予め印字しています。印字されている保管施設に修正がある場合は、赤字で修正の上、ご記入ください。なお、新規の保管施設は、別紙(予め印字していない様式3)をご使用ください(太枠内全てにご記入ください。また用紙が足りない場合はコピーしてお使いください)。

②市町村又は組合コード					③市町村又は組合名	注：白色トレイとは白色の発泡スチロール製食品用トレイを示します。 白色トレイを分けて収集していない市町村は、白色トレイ欄は回答不要です。
④保管施設コード					⑤保管施設名	⑥協会への引き渡し開始希望日 令和 年 月 日

注:実際に引き渡しを開始する予定日(例:令和8年4月1日)を記入してください。

[illegible]

引 き 渡 し 条 件	⑪分別収集			⑫引き渡し車両			⑬保管の形態			プラスチック製容器包装について									
	白色トレイ		プラスチック製容器包装		☐ 1. 10トン車 ☐ 2. 10トン車以外 (____トン車) 注：トラックヤードに入る車両の確認です。「10トン車以外」を選択時には、実際のトン数を記入し、下の特記事項にその理由を記入してください。			☐ 白色トレイの引き渡し袋の寸法、重量 縦：____m×横：____m _____kg 注：整数1桁小数1桁 ☐ プラスチック製容器包装のベール寸法、重量 ____m×____m×____m _____kg 注：寸法は整数1桁小数1桁、重量は整数			⑭引き渡し頻度 ☐ 年 ☐ 月 ☐ 週 _____回程度 ※回収車両の台数ではありません								
	☐ 1. 単品収集 ☐ 2. 混合収集 ☐ 色つきトレイ ☐ その他 (_____)		☐ 1. 単品収集 ☐ 2. 混合収集 注：白色トレイと一緒に収集することは含まれません。 ☐ 製品プラ ☐ PETボトル ☐ その他 (_____)								⑮ベール種類(特徴)						⑯バンドの種類		
											☐ 混合品（一般的なベール） ☐ ボトルを主体としたベール ☐ ボトル系を除く ☐ トレイ(発泡トレイ含む)を主体としたベール ☐ その他 (_____) 注：ボトル(トレイ)主体とは、ベールの中にボトル類(トレイ類)が概ね半分以上の重量を占める場合をいう						☐ PPバンド ☐ PPバンド+フィルム巻き ☐ PPひも ☐ スチールバンド ☐ 番線（鉄線） ☐ 番線（鉄線）+フィルム巻き ☐ フィルム巻き ☐ ネット巻き ☐ その他（_____）		
	特記事項 (80文字以内)																		

引き渡し 申込量		白色トレイ	プラスチック製容器包装
	⑰負担区分	☐ 1.特定事業者負担分 と市町村負担分双方 ☐ 2.特定事業者負担分のみ ☐ 3.申込まない	☐ 1.特定事業者負担分 と市町村負担分双方 ☐ 2.特定事業者負担分のみ ☐ 3.申込まない
	⑱引き渡し申込量（k g）	0	0
⑲(参考)R6年度引き渡し実績量			

白色トレイの引き渡し申込量は下1桁を四捨五入して10 kg 単位で記入してください。
 [例：1,055 (kg) → 1,060 (kg)]

プラスチック製容器包装の引き渡し申込量は下1桁を四捨五入して10kg単位で記入してください。
 [例：14,055 (kg) → 14,060 (kg)]

引き渡し申込みを協会が承諾した証として、オンラインによる申込みに対してはオンラインによって、紙書面による申込みに対しては紙書面によって、協会から引き渡し申込承諾書が各々発行されます。

(市町村/一部事務組合+公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)

下記を同意の上、分別収集物の引き渡しを、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」という。)に申込みます(なお、「一部事務組合等」とは、一部事務組合と広域連合及び代表市町村をいいます)。

1. 引き渡し申込量は、再商品化事業者入札選定における対象数量となるため、本紙右上部記載の締切日後は、引き渡し申込みの撤回又は引き渡し申込量を変更しません。
2. 正当な事由のない申込みの撤回又は引き渡し申込量を大幅に変更した場合、令和9年度において分別収集物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合は、当該構成市町村について分別収集物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
3. 引き渡し申込量の申込みをしたにもかかわらず、自ら処分し、第三者に引き渡した場合には、令和9年度及び令和10年度において、分別収集物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合、当該構成市町村について、その自ら処分又は第三者に引き渡した分別収集物の引き取りを同じく、協会に拒絶されても異議を申しません。
4. 引き渡し申込みに係る分別収集物の再商品化実施に関しては、別途、協会との間で容リプラについては「業務実施覚書書」及び「業務実施契約書」を締結、製品プラ等については「委託契約書」を締結します。

1. 令和8年度から製品プラ等を協会に申込む場合、原則、市町村による品質調査が必須となります。本様式含む申込書類一式の送付の際、資料14の参考資料⑥「市町村による分別収集物の品質評価記録書」（以下、「記録書」という。）を同封してください。ただし、品質調査を実施せず、環境省から承諾を得ている場合は、記録書の提出は不要です。
申込締切までに記録書の提出がなく、また環境省の承諾もない場合は、申込むことはできません。（昨年度から継続して分別収集物の申込がある市町村は記録書の提出は不要です）
2. 品質調査を実施した際の詳細データ、要領等を提出する必要はございませんが、「市町村による分別収集物の品質評価記録書」に不明な点があれば提出を求める場合があります。
3. 年度期中で「容器包装リサイクル法」に基づく容リプラの引き渡しから、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」第32条に基づく分別収集物の引き渡しに変更する場合、本様式の他に「プラスチック製容器包装分別基準適合物の引き渡し申込書（様式3-4）」の提出が必要になります。
4. 製品プラ等の落札単価については、市町村自ら入札の上限価格を設定することが可能です（容リプラの上限価格は設定できません）。
本様式で製品プラ等の上限価格の回答は不要です。申込みのあった市町村に対し、12月上旬に上限価格についての回答書を送付いたします。必要事項を記入し、期日までに送付をお願いいたします。

※太枠内全てにご記入ください。複数の保管施設を申請する場合は、本紙をコピーしてお使いください。

①市町村又は組合コード		②市町村又は組合名	
③保管施設コード		④保管施設名	⑤協会への引き渡し開始希望日 令和 年 月 日

注:実際に引き渡しを開始する予定日(例:令和8年4月1日)を記入してください。

⑥担当者情報	氏名		電話番号		e-mail	
--------	----	--	------	--	--------	--

注:分別収集物の収集品目やベールの引取りについて詳細がわかる市町村等の担当者を記入してください。入札予定の再商品化事業者より問い合わせが入る可能性があります。

	☐ 容リプラと製品プラを引き渡し(産廃プラは含まない)
⑦分別収集物区分	☐ 容リプラと産廃プラを引き渡し(産廃プラは <u>容リプラ</u> と同等とみなされるもの)
	☐ 容リプラと製品プラと産廃プラの引き渡し、又は容リプラと産廃プラを引き渡し(産廃プラは <u>容リプラ及び製品プラ</u> と同等とみなされるもの)

[illegible]

引き渡し条件	⑫ペールの種類 (特徴) ☐ どのペールにも「⑦分別収集物区分」のプラスチックが含まれている (例としてペールの中にプラスチック製容器包装と製品プラスチックが混ざっている) ☐ 「⑦分別収集物区分」のプラスチックを分けてペールにしている (例としてプラスチック製容器包装のペールと製品プラスチックのペールを分けている) 注: 下段を選択し、なおかつ保管施設でペールが分かれる場合は、特記事項にその旨を記載してください (例: 本施設は容リブラのペールのみ保管、製品ブラは〇〇保管施設で保管 等)																													
	⑬ペール寸法・重量 _____m × _____m × _____m _____kg 注: 寸法は整数1桁小数1桁、重量は整数														⑭バンドの種類 ☐ PPバンド ☐ スチールバンド ☐ フィルム巻き ☐ PPバンド+フィルム巻 ☐ 番線 (鉄線) ☐ ネット巻き ☐ PPひも ☐ 番線 (鉄線)+フィルム巻 ☐ その他 (_____)															
	⑮引き渡し車両 ☐ 1. 10トン車 ☐ 2. 10トン車以外 (_____トン車) 注: トラックヤードに入る車両の確認です。道路の幅や保管可能容量の関係で「10トン車以外」を選択時には、実際のトン数を記入し、下の特記事項にその理由を記入してください。																	⑯引き渡し頻度 ☐ 年 ☐ 月 ☐ 週 _____ 回程度 注: 回収車両の台数ではありません												
	⑰中間処理施設の設備 注: 中間処理施設で使用している設備をチェックしてください								破袋機		☐ 1. 有 ☐ 2. 無		手選別ライン 注: コンベア長さは整数で記入してください				☐ 1. 有 コンベア長さ: _____m 手選別人員 (常時): _____名 ☐ 2. 無								磁力選別機				☐ 1. 有 ☐ 2. 無	
	⑱リチウムイオン電池等に代表される発火危険物の混入防止対策				☐ 1. 有 ☐ 2. 無		具体的な対策 (全角80文字以内)																							
⑲収集しているプラスチックの内容がわかる情報 URL: _____ URL: _____ URL: _____ 注: ホームページに啓発用のチラシやごみ分別辞典等に準じた情報を公開している場合は、現時点で閲覧可能なURLを記入してください (複数記入可) 注: 入札予定の再商品化事業者より、収集品目等に関する問い合わせが「⑥担当者情報」の連絡先宛に入った場合はできる限り正確な情報を提供してください。																														
⑳市町村による品質調査 ☐ 申込までに品質調査を実施済 (「記録書」を必ず添付してください) ☐ 協会の実施要領にて実施 ☐ 独自の方法にて実施 注: 昨年度から継続して分別収集物の申込がある場合は「申込までに品質調査を実施済」と「協会の実施要領にて実施」をチェックしてください (記録書の再提出は不要です)。 注: 品質調査を実施した際の詳細データ、要領等を提出する必要はございませんが、「記録書」に不明点等があれば要領等の提出を求める場合があります。																														
特記事項 (80文字以内)																														

3. 「⑤容リプラ、製品プラ引き渡し申込量内訳(kg) ※下1桁四捨五入後」と「⑥産廃プラ引き渡し申込量(kg)」の合計量を「⑦当該保管施設の引き渡し申込量合計(kg)」に記入してください。(10kg単位)

[illegible]

産廃プラ 容リプラと製品プラの 引き渡し申込量と 申込内訳		容リプラ	製品プラ	産廃プラ
	②負担区分 注：□1. □2. のいずれかの□に必ずチェックを付けたうえで、 比率と量を記入してください。	☐ 1.特定事業者負担分 と市町村負担分双方 ☐ 2.特定事業者負担分のみ		
	③引き渡し申込組成比率(%)	%	%	
	④容リプラ、製品プラ 引き渡し申込量内訳(kg) ※下1桁四捨五入前			
	⑤容リプラ、製品プラ 引き渡し申込量内訳(kg) ※下1桁四捨五入後	0	0	
	⑥産廃プラ引き渡し申込量(kg)			0

⑦当該保管施設の引き渡し申込量合計(kg)									0
-----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---

引き渡し申込みを協会が承諾した証として、紙書面による申込みに対しては、紙書面によって、協会から引き渡し申込承諾書が各々発行されます。
(市町村/一部事務組合・公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)

非申込 F A X 返信票

令和 7 年 月 日

FAX 番号 : 0 3 - 5 6 1 0 - 6 2 4 5

宛 先 : 公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会 オペレーションセンター

令和 8 年度について引き渡しをお申込みにならない市町村・組合の方へ

当市町村・一部事務組合では、令和 8 年度につきましては、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡しを申込みません。

本 F A X 返信票を、令和 7 年 11 月 12 日（水）までに送付いただきますようお願いいたします。

（注）ガラスびん、P E T ボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の 4 素材とも申込まない場合に提出してください。どれか 1 つの素材でも申込む場合は、本返信票を返信していただく必要はありません。

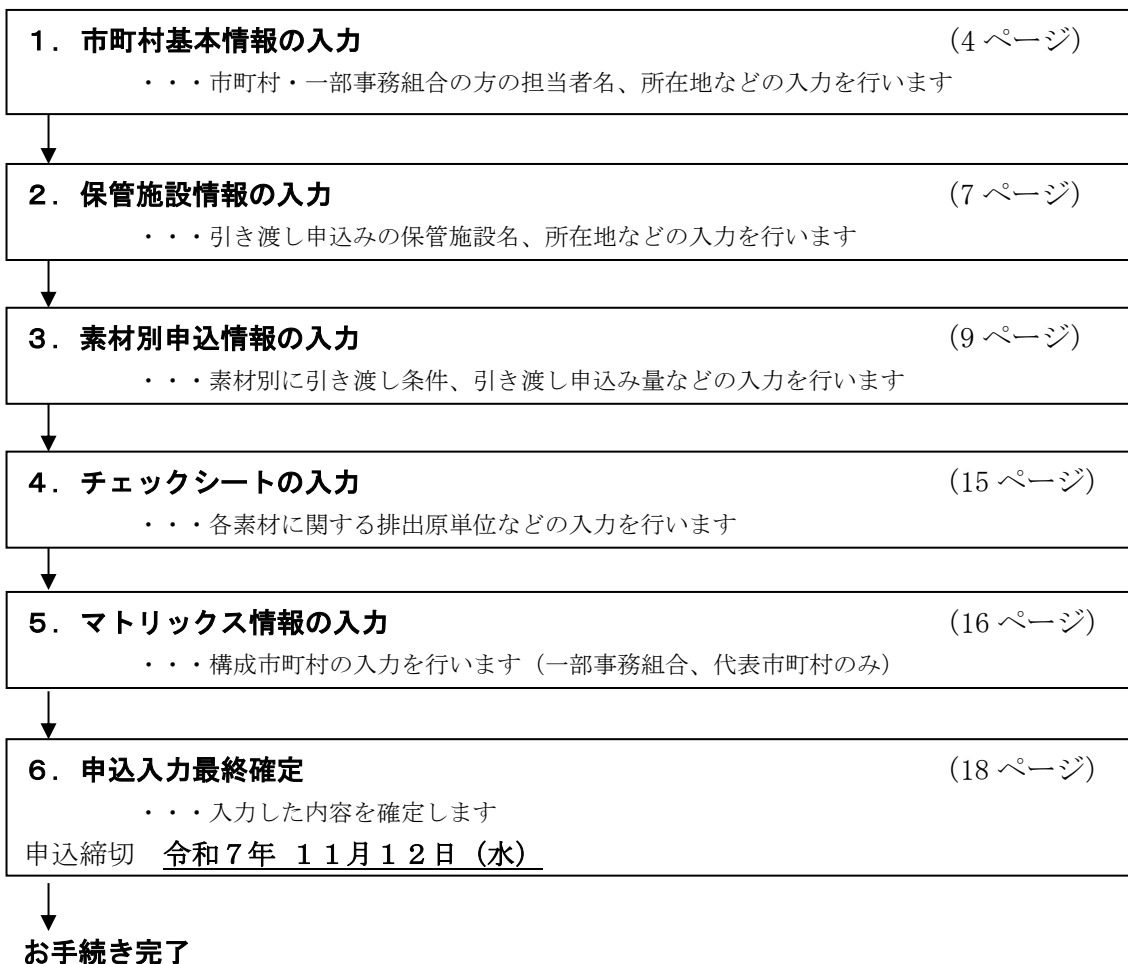
下欄に貴市町村・組合名等をご記入ください。

市町村・組合名						
市町村・組合 コード						総務省設定の全国地方公共団体コードを記入
所在地	〒 都 道 府 県					
担当部課室名						
役職						
担当者氏名						
TEL 番号						
FAX 番号						
メールアドレス						

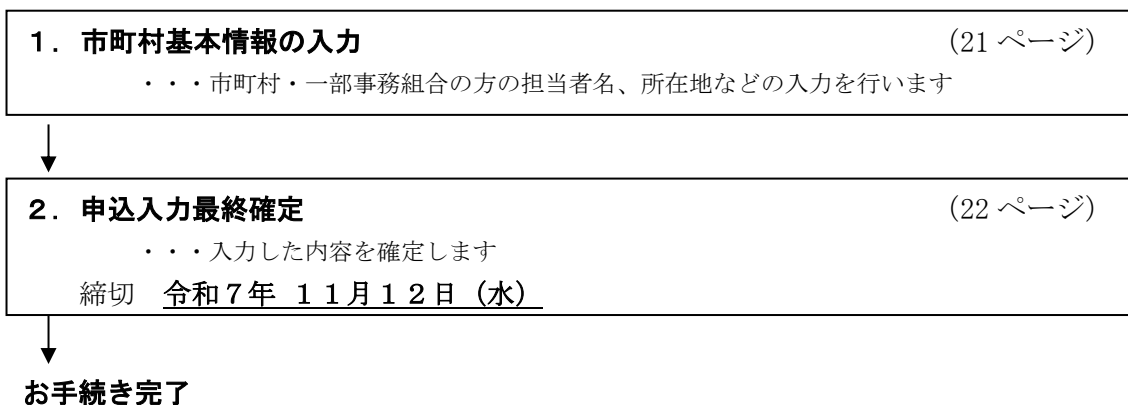
オンラインによる引き渡し申込み方法について

1. オンラインによる引き渡しの申込みの流れ

当協会へ申込みを行う場合



当協会へ申込みを行わない（非申込）場合



2. オンラインお申込受付期間・時間

受付期間 : 令和7年10月21日(火)～**11月12日(水)**

受付時間 : 7:00 ～ 23:00 (土日祝日も利用可能)

受付期間中は、お申込内容の修正が可能です。

3. オンラインに関するお問い合わせ先

引き渡し申込のオンライン操作のお問い合わせは下記へお願いします。

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 オペレーションセンター

電話 03-5610-6261

FAX 03-5610-6245

受付時間 : 10:00 ～ 17:00 (土日、祝祭日は除く。)

※) オンライン受付時間とは異なりますのでご注意ください。

4. オンラインご利用の動作環境

(1) パソコン: Windows11

注) Windows Vista から利用可能となった JIS2004 及び JIS 補助漢字(JIS X 0212)の追加文字は本システムでは利用できません。

追加文字は登録時にエラーメッセージが表示され、登録することができませんので、その際は別の漢字に置き換えるか、かなで入力してください。

(2) ブラウザ: Windows 11 / Google Chrome、Microsoft Edge

注1)Windows 環境は、Windows Update にて Windows 用更新プログラムを最新化してください。

ログインにはブラウザのインターネットオプションの設定が必要な場合があります(設定内容は「オンライン手続き」画面の下欄「ログインできない場合はこちらをご確認ください」をクリックして、オンライン操作Q&Aを参照してください)。

(3) 印刷時に必要な環境

プリンタ

印刷用ソフト: Adobe Reader 9.0 以上

※ヘルプページでダウンロードできます。

※ブラウザの設定についてはヘルプページに詳しい説明があります。

(4) 推奨解像度等

推奨画面解像度 1024×768 ピクセル、推奨ブラウザフォントサイズ 中

5. オンラインでの操作方法（オンライン操作マニュアル）

（１）ログイン

お使いのブラウザのアドレスに <https://reinscp.jcpa.or.jp/> と入力してください。

また、当協会ホームページ (<https://www.jcpa.or.jp>) の「オンライン手続き」からもアクセスできます。

「オンライン手続き」のページが表示されます。

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会
REINS-CP
REINS-cp(レインズ):REcycling Information System for containers and packaging
公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会の新オンラインシステムの呼称で

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
オンライン手続き
<<ユーザIDをお持ちの方はこちらからログインしてください>>
※上記をクリックしてもユーザID/パスワード入力画面が表示されない方はこちら

お知らせ

再商品化事業者の方へ	市町村・一部事務組合の方へ	特定事業者、商工会議所・商工会の方へ
- 令和8年度再商品化に関する再生処理事業者の事業者登録については、7月31日(木)17:00をもちまして終了しました。 - 令和7年度下期PETボトル再商品化に関する入札の受付は、7月31日(木)12:00をもちまして終了しました。	令和8年度引き渡し量調査は、6月20日(金)～7月18日(金)をもちまして終了しました。	◆ 特定事業者の方へ： - 現在、オンライン申込を受付中です。お申込み（入力）にあたっては、こちらの注意点をご覧ください。 ◆ 商工会議所・商工会等の方へ： - 協会より啓発チラシ・啓発ポスター・啓発パンフレットをご

「ユーザIDをお持ちの方はこちらからログインしてください」の部分をクリックすると下記のログイン画面が表示されます。

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会 REINS-CP

容器包装リサイクル業務ログイン
(特定事業者、市町村・一部事務組合、再商品化事業者、商工会議所・商工会等向け)

本業務はユーザIDをお持ちの方の業務専用サイトになります。一般の方はご利用になれません。IDをお持ちの方はユーザIDとパスワードを入力してください。

ユーザID: パスワード: ☐ パスワードを表示する

ログイン

・パスワードを忘れた方はこちら >>
・パスワードを変更したい方はこちら >>

ユーザID（頭数字3で始まる6桁のコード）
パスワード（初期パスワードは半角8桁）
を入力して「ログイン」ボタンをクリックしてください

同封の「令和8年度分別基準適合物（容器包装リサイクル法）及び分別収集物（プラスチック資源循環促進法）の引き渡しに係る申込みについて」送付状に記載されている「ユーザID」「パスワード」を入力して、「ログイン」ボタンをクリックしてください。ご自分で「パスワード」を変更された場合は表示されません。変更したパスワードが不明の場合には、オペレーションセンター（電話 03-5610-6261）までお問い合わせください。

正しくログインできるとトップページが表示されます。

注）ユーザID、パスワードは外部に漏れることのないように十分な管理をお願いします。

当協会へ申込みを行う場合の操作方法

(2) 市町村基本情報の入力（様式1）

ログイン後に表示されるトップページの「業務のご案内」から市町村基本情報入力を開始します。

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会 REINS-CP

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会 TOP PAGE

最新のお知らせ（10件まで表示、青字を選んでください）

お知らせはありません

●お知らせの表示・非表示設定に関してはこちらをクリックしてください。

令和 7年10月31日

業務のご案内（赤字の画面を選んで入力してください）

■ 令和 7年度 引渡実績報告

	令和 7/ 7
締切日	
ガラスびん	-
プラスチック製容器包装	-

市町村基本情報入力（様式1）の「未入力」（赤色表示）をクリックしてください

■ 令和 8年度 準備業務

業務	引き渡し量調査	委託申込	
	受付は終了しました	受付中です	
	締切日 令和 7/ 8/ 7	締切日 令和 11/12	
入力画面	調査票入力	未入力	
		市町村基本情報入力(様式1)	未入力
		保管施設情報入力(様式2)	未入力
		素材別申込情報入力(様式3)	未入力
		チェックシート入力	未入力
		マトリックス入力	未入力
		申込入力最終確定	未入力

委託申込が... ありません

-->年間スケジュール

市町村基本情報入力画面で「入力」ボタンをクリックすると、申込の同意画面が表示されます。

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会 REINS-CP

市町村基本情報入力

対象年度※: 令和 8年度

市町村又は組合コード: 01001 容器リサイクル市

申込有無※: 申込

「入力」ボタンをクリックすると、下の画面に申込についての同意画面が表示されます

入力 照会

「照会」ボタンをクリックすると、市町村基本情報が表示されます。未入力の場合は、データが無い旨のメッセージが表示されます

※この画面を印刷する方は、「同意する」ボタンをクリックする前に「印刷」ボタンをクリックして印刷してください（同意後、この画面を表示することはできません。ご注意ください）。

【同意内容の印刷】

印刷せずに PDF 形式でファイルとして保存することもできます

①印刷ボタン（プリンタの絵）を押して印刷してください

②印刷が終了したらウィンドウを閉じてください

下記を同意の上、令和 8 年度の分別基準適合物及び分別収集物の引き渡した、公共財（以下「協会」という。）に申し込みます（なお、代表市町村をいいます）。

1. 引き渡し申込量は、再商品化事業者入札選定における対象数量となるため、本紙右上部記載の締切日後は、引き渡し申込の撤回又は引き渡し申込量を変更しません。

2. 正当な事由のない申込の撤回又は引き渡し申込量を大幅に変更した場合、令和 9 年度において、分別基準適合物及び分別収集物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合は、当該構成市町村について、その撤回又は変更素材についての分別基準適合物及び分別収集物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。

3. 引き渡し申込量の申込みをしたにもかかわらず、自ら処分し、第三者に引き渡した場合には、令和 9 年度および令和10年度において、分別基準適合物及び分別収集物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合、当該構成市町村について、その自ら処分又は第三者に引き渡した素材の分別基準適合物及び分別収集物の引き取りを同じく、協会に拒絶されても異議を申しません。

4. 引き渡し申し込みに係る分別基準適合物及び分別収集物の再商品化実施に関しては、別途、協会との間で「業務実施覚え書き」および「業務実施契約書」を締結、製品プラ等については「委託契約書」を締結します。

市町村基本情報入力画面で「入力」ボタンをクリックすると、下の画面に基本情報の項目が表示されますので、入力、修正を行ってください。

市町村基本情報入力

対象年度※: 令和 8年度
市町村又は組合コード: 01001 容器リサイクル市
申込有無※: 申込

市町村基本情報入力 入力 (申込)

SC13002

※ は必須入力項目です。必ず入力してください。
入力が終わりましたら、次へボタンを押下してください。

対象年度: 令和 8年度
市町村組合種別※: 単独市町村
市町村又は組合コード: 01001
市町村又は組合名(カナ): ヨウキリサイクルシ
(漢字): 容器リサイクル市

入力年月日: 令和 7年10月31日

郵便番号※: 001 - 0000
 *半角数字

所在地(カナ)※: ヨウキリサイクルシ (市区郡町村名) *全角22文字以内
※ 1パンチ1ゴウ (番地) *全角27文字以内
(ビル名) *全角27文字以内

所在地(漢字)※: 東京都 (都道府県)
※ 容器リサイクル市 (市区郡町村名) *全角22文字以内
※ 1 番地 1 号 (番地) *全角27文字以内
(ビル名) *全角27文字以内

【契約責任者】

役職(漢字)※: 市長 *全角20文字以内
氏名(カナ): ヨウキ ハナコ *全角20文字以内
(漢字)※: 容器 花子 *全角20文字以内

①「入力」ボタンをクリックすると、下の画面に基本情報の項目が表示されます

次へ

②入力が完了したら「次へ」ボタンをクリックしてください

「次へ」ボタンをクリックすると以下の確認画面が表示されますので、内容の確認をしていただき、正しく入力されていれば「登録」ボタンをクリックしてください。

市町村基本情報入力 入力 (申込)

登録はまだ完了していません。
以下の内容を確認し、よろしければ登録ボタンを押下してください。

対象年度: 令和 8年度
市町村組合種別※: 単独市町村
市町村又は組合コード: 01001
市町村又は組合名(カナ)※: ヨウキリサイクルシ
(漢字)※: 容器リサイクル市
郵便番号※: 001-0000
所在地(カナ)※: ヨウキリサイクルシ
※ 1パンチ1ゴウ

入力年月日: 令和 7年10月31日

正しく入力されていれば「登録」ボタンをクリックしてください

訂正を行う場合は「戻る」ボタンをクリックして入力画面に戻って訂正してください

登録が完了すると下記の画面が表示されます。画面の左上のロゴをクリックして、トップページに戻ってください。

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会 REINS-CP

市町村基本情報入力

SC13002

対象年度※: 令和 8年度
市町村又は組合コード: 01001 容器リサイクル市
申込有無※: 申込

日本容器包装リサイクル協会

REINS-CP

TOP PAGE
市町村基本情報変更
引き渡し量調査
説明会参加申込
委託申込
承諾書照会
上限価格回答入力
契約

市町村基本情報入力 入力 (申込)

SC13002

処理は終了しました。メニューから次の入力を選択してください。
メニュー左上の「TOP PAGE」または、REINS-CP ロゴを押下すると、トップページに戻ります。

「TOP PAGE」又は REINS-CP ロゴを押してトップページに戻ってください

以上で市町村基本情報入力が完了します。

(3) 保管施設情報の入力（様式2）

ログイン後に表示されるトップページの「業務のご案内」から保管施設情報の入力を開始します。

実績報告
品質調査
請求情報照会
口座情報照会
拠出金
現地確認

ログイン: 容器リサイクル市
容器 太郎
(令和 7年度引渡申込担当者)

ログアウト ヘルプ

令和 7年10月31日

業務のご案内（赤字の画面を選んで入力してください）

■ 令和 7年度 引渡実績報告

当年度報告	
締切日	令和 7/ 7
ガラスびん	-
プラスチック製容器包装	-

①市町村基本情報入力（様式1）が「入力済」になっていることを確認してください

■ 令和 8年度 準備業務

業務	引き渡し量調査		委託申込	
	受付は終了しました		受付中です	
締切日	令和 7/ 8/ 7	締切日	令和 7/ 11/12	
入力画面	調査票入力	締切	市町村基本情報入力(様式1)	入力済
			保管施設情報入力(様式2)	未入力
			素材別申込情報入力(様式3)	未入力
			チェックシート入力	未入力
			マトリクス申込	

②保管施設情報入力（様式2）の「未入力」（赤色表示）をクリックしてください

「検索」ボタンをクリックすると下記の画面が表示されます。協会に登録されている保管施設が全て表示されますので、入力状況が未入力の保管施設を選択し、「入力」ボタンをクリックしてください。一覧にない新規保管施設で申込む場合は「施設追加」をクリックしてください。

新規保管施設で、「プラ法 32 条」を申込む場合は、保管施設名の後ろに「(プラ法)」を付けてください。

注) 画面に表示されている保管施設全てについて、引き渡し有無の入力が必要です。

保管施設情報入力 SC13003

対象年度: 令和 8年度
市町村又は組合コード: 01001 容器リサイクル市

①「検索」ボタンをクリックすると、下記一覧画面が表示されます

プラ法 32 条の保管施設を追加する場合は、保管施設名の後ろに「(プラ法)」を付けてください

一覧にない新規保管施設で申込む場合は、保管施設名の後ろに「(プラ法)」を付けてください。

検索

入力 施設追加 照会

×: 入力無 ○: 入力済

選択No	コード	名称	住所	入力状況	引き渡し 素材	素材別申込情報（様式3）の入力状況				
						ガラスびん (様式3-1)	PETボトル (様式3-2)	紙 (様式3-3)	プラスチック (様式3-4)	プラ法32条 (様式3-5)
○	01	容器包装リサイクルプラ	北海道リサイクル市 1 番地-2 号	未入力						
○	2	容器ストックヤード（プラ法）	北海道リサイクル市 3 番地-1 0 号	未入力						

②入力する保管施設を選択後、「入力」ボタンをクリックしてください

※引き渡しを行わない保管施設についても「入力」ボタンをクリックして、「保管施設情報入力画面」で「引き渡し有無：無し」と登録してください

一覧にない保管施設を追加する場合は「施設追加」ボタンをクリックしてください

入力 施設追加 照会

前ページ下の画面から「入力」ボタンをクリックすると、下記の画面が表示されます。引き渡し有無と引き渡し素材、保管施設名カナと保管施設住所カナについての入力完了したら、「次へ」ボタンをクリックしてください。施設追加の場合、画面は空欄となっていますので、必要事項を入力してください。

保管施設情報入力 入力 SC13003

※ は必須入力項目です。必ず入力してください。

入力が終わりましたら、次へ

市町村又は組合コード: 0

保管施設コード: 01

引き渡し有無※: 有り

引き渡し素材:

ガラスびん	PET	紙	プラスチック
無色	茶色	その他	ボトル
☒	☒	☒	☒
白色トレイ	容リプラ	プラ法32条	
☐	☒	☐	

保管施設名 (カナ) ※: ヨウキホウソウリサイクルプラザ

(漢字) ※: 容器包装リサイクルプラザ

郵便番号 ※: 001 - 0000 検索 *半角数字

所在地 ※: 北海道 (都道府県)

(カナ): リサイクリシ (市区町村名) *全角22文字以内

(番地) *全角27文字以内

次へ 一覧

入力完了したら「次へ」ボタンをクリックしてください

当年度の契約保管施設の名称変更を希望される場合は、当協会オペレーションセンターまでお問い合わせください(電話 03-5610-6261)。

上記の画面から「次へ」ボタンをクリックすると、以下の確認画面が表示されますので、内容の確認をしていただき、正しく入力されていれば「登録」ボタンをクリックしてください。

保管施設情報入力 入力 SC13003

登録はまだ完了していません。

以下の内容を確認し、よろしければ登録ボタンを押下してください。

都道府県に提出の保管施設情報(名称、住所等)と一致しているか、ご確認ください。

一致していない場合は当協会オペレーションセンター(電話03-5610-6261)へご連絡ください。

市町村又は組合コード: 01001 市町村又は組合名: 容器リサイクル市

保管施設コード: 01

引き渡し有無※: 有り

引き渡し素材:

ガラスびん	PET	紙	プラスチック
無色	茶色	その他	ボトル
☐	☐	☐	☐
白色トレイ	容リプラ	プラ法32条	
☐	☐	☐	

保管施設名(カナ)※: ヨウキホウソウリサイクルプラザ

(漢字)※: 容器包装リサイクルプラザ

郵便番号※: 001 - 0000

所在地※: 北海道

(カナ): リサイクリシ

登録 戻る

正しく入力されていれば「登録」ボタンをクリックしてください

訂正を行う場合は「戻る」ボタンをクリックして入力画面に戻って訂正してください

登録が完了すると下記の画面が表示されます。他に未入力の保管施設がある場合は「一覧」ボタンをクリックしてください。全ての保管施設の入力が完了したら、トップページに戻ってください。

保管施設情報入力 SC13003

市町村又は組合コード: 01001

「TOP PAGE」又は REINS-CP ロゴを押すとトップページに戻ります

検索

保管施設の一覧を表示する場合、「一覧」ボタンをクリックしてください

TOP PAGE

市町村基本情報変更

引き渡し量調査

説明会参加申込

委託申込

承諾書照会

上限価格回答書入力

契約

実績報告

処理は終了しました。メニューから次の入力を選択してください。

メニュー左上の「TOP PAGE」または、REINS-CP ロゴを押下すると、トップページに戻ります。

一覧

以上で保管施設情報の入力が完了します。

(4) 素材別申込情報の入力（様式3）

ログイン後に表示されるトップページの「業務のご案内」から素材別申込情報入力を開始します。

契約
実績報告
品質調査
請求情報照会
口座情報照会
拠出金
現地確認

ログイン: 容器リサイクル市
容器 太郎
(令和 7年度引渡申込担当者)

ログアウト ヘルプ

令和 7年10月31日

業務のご案内（赤字の画面を選んで入力してください）

■ 令和 7年度 引渡実績報告

	当年度報告			
	令和 7/ 7	令和 7/ 8	令和 7/ 9	令和 7/10
締切日				
ガラスびん	-			
プラスチック製容器包装	-			

■ 令和 8年度 準備業務

業務	引き渡し量調査		委託申込	
	受付は終了しました		受付中です	
締切日	令和 7/ 8/ 7	締切日	令和 7/11/12	
調査票入力	締切	市町村基本情報入力(様式1)	入力済	
入力画面		保管施設情報入力(様式2)	入力済	
		素材別申込情報入力(様式3)	未入力	
		チェックシート入力	未入力	
		マシナリ容器リサイクル	未入力	

①保管施設情報入力（様式2）が「入力済」になっていることを確認してください

②素材別申込情報入力（様式3）の「未入力」（赤色表示）をクリックしてください

「検索」ボタンをクリックすると下記の画面が表示されます。保管施設情報入力（様式2）で「引き渡し有無＝有り」と入力された保管施設が表示されていますので、入力を行う保管施設を選択し、「入力」ボタンをクリックしてください。

素材別申込情報入力

SC13011

対象年度: 令和 8年度
市町村又は組合コード: 01001 容器リサイクル市

①「検索」ボタンをクリックすると、下記一覧画面が表示されます

検索

素材別申込情報入力 検索

SC13011

入力

照会

前ページ 次ページ 2件中 1-2件表示 ×: 入力無 ○: 入力済

選択	No	保管施設			入力状況				
		コード	名称	住所	ガラスびん	PETボトル	紙	プラスチック	プラ法32条
☐	1	01	容器包装リサイクルプラザ	北海道リサイクル市 1 番地 2 号	×	×	×	×	
☐	2	02	容器ストックヤード（プラ法）	北海道リサイクル市 1 番地 10 号					×

入力

照会

②入力する保管施設選択後、「入力」ボタンをクリックしてください

保管施設情報が未入力の時、×印が表示されます

「入力」ボタンをクリックすると、保管施設情報入力（様式2）でチェックした引き渡し素材の入力画面が「ガラスびん」「PETボトル」「紙製容器包装」「プラスチック製容器包装」の順に表示されます。

「プラ法32条」をチェックした場合は、分別収集物の入力画面が表示されます（13ページ）。

各素材の入力が完了したら、「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。

（保管施設一覧で×が付いている素材が未入力の引き渡し素材です。）

[ガラスびん申込情報の入力画面例]

SC13011

素材別申込情報入力 入力（ガラスびん）

※は必須入力項目です。必ず入力してください。

市町村又は組合コード: 01001

市町村又は組合名: 容器リサイクル市

保管施設コード: 01

保管施設名: 容器包装リサイクルプラザ

保管施設住所: 北海道リサイクル市1番地-2号

確認画面へ

過去情報引用

前の素材

一覧

次の素材

※入力後は「確認画面へ」ボタンを押してください。「次の素材」ボタンを押すと、入力内容を保存せず次の素材の入力画面に遷移します。

分別基準適合物: ガラスびん

引き渡し開始希望日※: 令和 8年 4月 1日 (第1回目の協会への引き渡し開始希望日)

【保管施設】

ストックヤードの最大保管量※:

無色 10t

茶色 10t

その他の色 8t

青色 0t

緑色 0t

黒色 0t

トラックスケール

積み込み機材

最大秤量: 30t *半角数字3桁以下

フォークリフト: 有

台数: 2.2t

注1) ガラスびんの「ストックヤードの最大保管量」が不明な場合は、環境省の「保管施設の指定に関する意向調査」様式1で申請した「対象物毎の保管可能容量 (m3)」の数値×比重 1.0 を参考に入力してください

①「過去情報引用」をクリックすると、前年度に当該保管施設から引き渡し素材の申込みを行っている場合はその情報が表示されます。内容を確認の上、変更があれば修正してください

②入力が完了したら「確認画面へ」ボタンをクリックしてください

「確認画面へ」ボタンを押さずに「一覧」「次の素材」をクリックすると、入力された情報は反映されませんのでご注意ください

「確認画面へ」ボタンをクリックすると以下の確認画面が表示されますので、内容の確認をしていただき、正しく入力されていれば「保存」ボタンをクリックしてください。

SC13011

素材別申込情報入力 保存（ガラスびん）

市町村又は組合コード: 01001

市町村又は組合名: 容器リサイクル市

保管施設コード: 01

保管施設名: 容器包装リサイクルプラザ

保管施設住所: 北海道リサイクル市1番地-2号

確認画面へ

保存

戻る

入力内容を確認して「保存」ボタンを押してください。修正がある場合は「戻る」ボタンを押してください。

分別基準適合物: ガラスびん

引き渡し開始希望日※: 令和 8年 4月 1日

【保管施設】

ストックヤードの最大保管量※:

無色 10t

茶色 10t

その他の色 8t

青色 0t

緑色 0t

黒色 0t

トラックスケール※: 有

積み込み機材※: 有

最大秤量: 30t

フォークリフト: 有

台数: 2.2t

ショベルローダー: 有

台数: 2t

正しく入力されていれば「保存」ボタンをクリックしてください

訂正を行う場合は「戻る」ボタンをクリックして入力画面に戻って訂正してください

「保存」ボタンをクリックすると、次の引き渡し素材の画面が表示されます。

【保管施設】

保管可能容量(立方メートル)※: *半角数字6桁以内

トラックスケール※: ☒ 有 ☐ 無

積み込み機材※: ☒ 有 ☐ 無

注:再商品化事業者が利用可能な積み込み機材のみを入力してください

最大秤量: t *半角数字3桁以内

フォークリフト: ☒ 有 ☐ 無

その他の積み込み

注2) PET ボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装(容リプラ、分別収集物)において、保管可能容量(立方メートル)が不明な場合は、環境省の「保管施設の指定に関する意向調査」様式1で申請した「対象物毎の保管可能容量(m3)」を参考に入力してください

他に入力する素材がない場合は、以下のように素材別申込情報の一覧画面が表示されます。

全ての保管施設の入力が完了したら、当該保管施設の全ての素材に○又は空白が表示されますので、トップページに戻って次の入力を選択してください。

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会 REINS-CP

素材別申込情報入力 SC13011

対象年度: 令和 8 年度

市町村又は組合コード: 01001 容器リサイクル市

検索

素材別申込情報入力 検索 SC13011

メニュー左上の「TOP PAGE」または、REINS-CP ロゴを押下すると、トップページに戻ります。

入力 照会

前ページ 次ページ 2件中 1-2件表示

×: 入力無 ○: 入力済

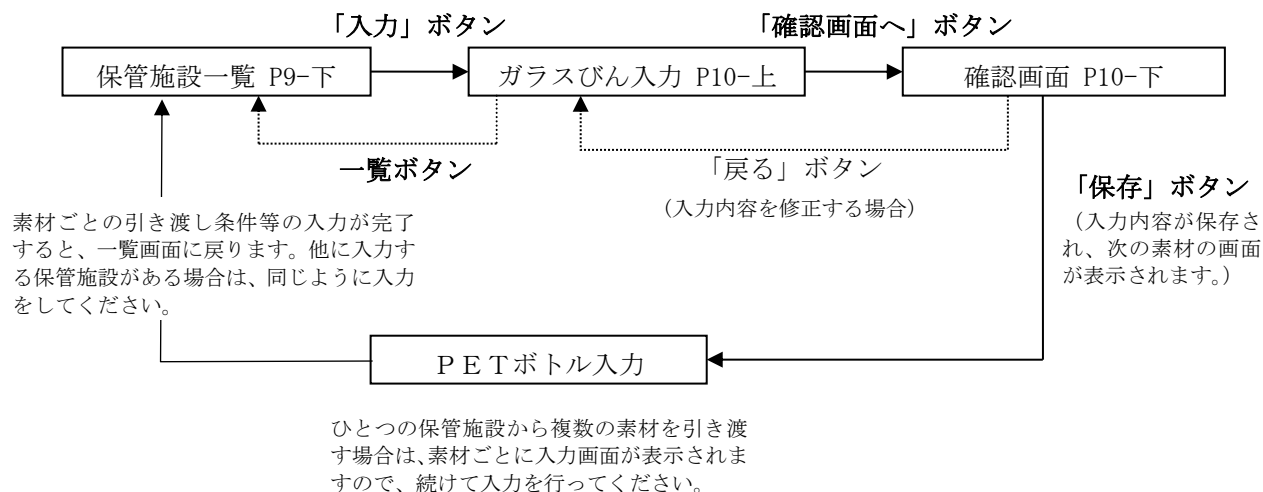
選択No	保管施設	名称	住所	入力状況				
				ガラスびん	PETボトル	紙	プラスチック	プラ法32条
1	容器リサイクルプラザ	北海道リサイクル市 1 番地-2 号	○	○	○	○		
2	ストックヤード(プラ法)	北海道リサイクル市 3 番地-1 0 号					○	

2件中 1-2件表示

入力 照会

「TOP PAGE」又は REINS-CP ロゴを押してトップページに戻ってください

《素材別入力画面の流れ》



<注意 1> PETボトルについては、入札を上期と下期で実施します。

年間予定引き渡し量に加え、上期入札対象量と下期入札対象量を確定していただく必要があります。入札対象量欄にて、対象量か比率のどちらかを選択し、上期分の対象量又は比率を入力してください。下期分は、上期分より自動計算され表示されます。

※比率を入力した場合、比率より算出された対象量を登録します。確認画面では対象量のみ表示されます。

※過年度季節変動の実績を踏まえた収集見込量の割合は、上期分が55%・下期分が45%であり、特段の事情がなければ、入札対象量欄へは、その比率を入力してください。

【引き渡し申込量】

負担区分※	☐ 特定事業者負担分 と市町村負担分双方 ☒ 特定事業者負担分のみ
引き渡し申込量※ (注)※半角数字8桁以内	7700000
(参考)R06年度引き渡し実績量 (注)引き渡し実績量は上期、下期分を 合算した値を表示しています。	-

(単位 kg)

【入札対象量】

年間申込量に対して、上期分、下期分の対象量を確定します。
対象量、比率のどちらを入力するか選択し、対象量または比率を入力してください。
下期分は上期分より自動計算されます。

過年度季節変動の実績を踏まえた収集見込量の割合は、上期分が55%・下期分が45%であり、特段の事情がなければ、入札対象量欄へは、その比率を入力してください。

選択	上期分入札対象量※ (4月1日～9月30日)	下期分入札対象量 (10月1日～3月31日) ※上期分を入力すると自動計算されます。
☒ 対象量(kg)※		
☐ 比率(%)※		

①対象量を入力するか比率を入力するか選択してください

②対象量又は比率を入力してください

確認画面へ

過去情報引用

前の素材

一覧

次の素材

ボタンを押してください。「次の素材」ボタンを押すと、入力内容を保存せず次の素材の入力画面に遷移します。

「確認画面へ」ボタンをクリックすると下記の画面が表示されます。正しく入力されていれば「保存」ボタンをクリックしてください。

【引き渡し条件】

分別収集方法※: 単品収集

中間処理※: 単品処理

引き渡し車両※: 10トン車

PETボトル保管形態※: 圧縮品

ペールの体積: 0.6 m × 0.6 m × 0.4 m

ペールの重量: 20 kg

結束材: PPバンド

引き渡し条件特記事項:

【引き渡し申込量】

負担区分※	特定事業者負担分のみ
引き渡し申込量※	7,700,000
(参考)R06年度引き渡し実績量	-

(単位 kg)

【入札対象量】

選択	上期分入札対象量 (4月1日～9月30日)	下期分入札対象量 (10月1日～3月31日)
対象量(kg)※	3,800,000	3,900,000

比率を入力した場合、比率より算出された対象量が表示されます

保存

戻る

入力内容を確認して「保存」ボタンを押してください。修正がある場合は「戻る」ボタンで入力画面に戻ります。

<注意 2> 「プラ法32条」を申込む保管施設がある場合

下記「分別収集物」の入力画面が表示されます。

SC13011

素材別申込情報入力 入力（分別収集物）

※ は必須入力項目です。必ず入力してください。

市町村又は組合コード: 01001

市町村又は組合名: 容器リサイクル市

保管施設コード: 02

保管施設名: 容器ストックヤード（プラ法）

保管施設住所: 北海道リサイクル市3番地-10号

確認画面へ

過去情報引用

前の素材

一覧

次の素材

※入力後は「確認画面へ」ボタンを押してください。「次の素材」ボタンを押すと、入力内容を保存せず次の素材の入力画面に遷移します。

分別収集物

引き渡し開始希望日※: 令和 8 年 4 月 1 日 (第1回目の協会への引き渡し)

担当者情報

氏名※: 容器 太郎 *全角20文字以内

電話番号※: 03 - 1111 - 2222 *半角数字

E-mail: abc@jcpla.or.jp

分別収集物区分

☒ 容リプラと製品プラを引き渡し(産廃プラは含まない)
 ☐ 容リプラと産廃プラを引き渡し(産廃プラは容リプラと同等とみなされるもの)

【保管施設】

分別収集物の保管可能容量※: 37 立方メートル*半角数字6桁以内

トラックスケール※: ☒ 有 ☐ 無

積み込み機材※: ☒ 有 ☐ 無

注:再商品化事業者が利用可能な積み込み機材のみを入力してください

フォークリフト: ☒ 有 ☐ 無

台数: 1 台 *整数3桁

クランプ: ☐ 有 ☒ 無

台数: 台 *整数3桁

コンベア: ☐ 有 ☒ 無

台数: 台 *整数3桁

その他の積み込み機材: ☐ 有 ☒ 無

機材名・台数:

積込時の制約条件:

注: 高さ、幅、駐車等に制約条件があれば記載してください。

【引き渡し条件】

ベール種類(特徴): ☒ どのベールにも「分別収集物区分」のプラスチックが含まれている(例としてベールの中にプ: ☐ 「分別収集物区分」のプラスチックを分けてベールにしている(例としてプラスチック製容器包

注: 下段を選択し、なおかつ保管施設でベールが分かれる場合は、特記事項にその旨を記載してください (例: 本施設は容リプラのベールのみ保管、製品プラは〇〇保管施設で保管 等)

ベール寸法※: 0.6 m × 0.6 m × 0.4 m 重量※: 31 kg

注: 寸法は整数1桁小数1桁、重量は整数3桁

バンドの種類※: PPバンド その他入力欄:

引き渡し車輛※: 10トン車 10トン車以外: トン車 *半角数字3桁以内

注: トラックヤードに入る車両の確認です。道路の幅や保管可能容量の関係で「10トン車以外」を選択時には実際のトン数を記入し、下の特記事項にその理由を記入してください。

引き渡し頻度※: ☐ 年 回程度 ☐ 月 回程度 ☒ 週 1 回程度

注: 回収車両の台数ではありません

13

中間処理施設の設備 注：中間処理施設で使用している設備をチェックしてください

破袋機※： ☒ 有 ☐ 無 磁力選別機※： ☒ 有 ☐ 無

手選別ライン※： ☒ 有 コンベア長さ： m 手選別人員（常時）： 名 ☐ 無

注：コンベア長さは整数で記入してください

リチウムイオン電池等に代表される
発火危険物の混入防止対策※： ☒ 有 ☐ 無

具体的な対策： *全角

収集しているプラスチックの
内容がわかる情報： URL：
URL：
URL：

注：ホームページに啓発用のチラシやごみ分別辞典等に準じた情報を公開している場合は、現時点で閲覧可能
注：入札予定の再商品化事業者より、収集品目等に関する問い合わせが「担当者情報」の連絡先宛に入った場

市町村による品質調査※： ☒ 申込までに品質調査を実施済（「市町村による分別収集物の品質評価記録書」（以下、「記録書」）
☒ 協会の実施要領にて実施 ☐ 独自の方法にて実施

注：昨年度から継続して分別収集物の申込がある場合は、「申込までに品質調査を実施済」と「協会の実施要
（「記録書」の再提出は不要です。）

注：品質調査を実施した際の詳細データ、要領等を提出する必要はございませんが、「記録書」に不明点があ

引き渡し条件特記事項： *全角80文字以内

【引き渡し申込量】

容器プラと製品プラ引き渡し申込量合計※： kg （参考）R06年度引き渡し

	容器プラ	製品プラ	産廃プラ	容	産	合
負担区分※	☒ 特定事業者負担分 と市町村負担分双方 ☐ 特定事業者負担分のみ	-	-	-	-	-
引き渡し申込組成比率※	95 %	5 %	-	-	-	-
容器プラ、製品プラ 引き渡し申込量内訳(kg)※ *下1桁四捨五入	107640	-	-	-	-	-
産廃プラ引き渡し申込量(kg)※	-	-	-	-	-	-

当該保管施設の引き渡し申込量合計： 113310 kg （参考）R06年度引き渡し

注：容器プラと製品プラ引き渡し申込量合計は1kg単位で入力してください。
産廃プラ引き渡し申込量は下1桁を四捨五入して10kg単位で入力してください。[例：14055→14060]
※下1桁まで入力すると、自動的に四捨五入されます。

⑥「容器プラと製品プラ引き渡し申込量合計」を入力又は修正してください

⑦新規申込の場合は、入力してください
前年度申込がある場合は、組成比率は自動表示され、変更できません（組成比率の変更があった場合は、変更後の比率が表示されています）。

[確認画面へ](#) [過去情報引用](#) [前の素材](#) [一覧](#) [次の素材](#)

※入力後は「確認画面へ」ボタンを押してください。「次の素材」ボタンを押すと、入力内容を保存せず次の素材の入力画面に遷移します。

※令和8年度にプラ法 32 条を新規で申込む場合は、原則、市町村による品質調査が必須となります。「市町村による分別収集物の品質評価記録書」に必要事項を記入後 PDF に変換し、以下のメールアドレスに 11 月 12 日までに送付してください。

（令和 7 年度にプラ法 32 条の申込がある場合は、品質調査の実施及び「市町村による分別収集物の品質評価記録書」の送付は不要です）

送付先アドレス： plastic@jcpra.or.jp

メールの題名： 令和8年度分別収集物の品質調査結果の提出

メールの宛先：（公財）日本容器包装リサイクル協会 プラスチック容器事業部 宛

(5) チェックシートの入力

ログイン後に表示されるトップページの「業務のご案内」からチェックシート入力を開始します。

契約
実績報告
品質調査
請求情報照会
口座情報照会
拠出金
現地確認

市町村: 容器リサイクル市
容器: 太郎
(令和7年度引渡申込担当者)

ログアウトヘルプ

令和7年10月31日

業務のご案内 (赤字の画面を選んで入力してください)

令和7年度 引渡実績報告

締切日	令和7/7	令和7/7
ガラスびん	-	-
プラスチック製容器包装	-	-

令和8年度 準備業務

業務	引き渡し量調査		委託申込	
	受付は終了しました		受付中です	
入力画面	締切日	令和7/8/7	締切日	令和7/12
	調査票入力	締切	市町村基本情報入力(様式1)	入力済
			保管施設情報入力(様式2)	入力済
			素材別申込情報入力(様式3)	入力済
			チェックシート入力	未入力
			マトリックス入力	未入力
		申込入力最終確定	未入力	

①素材別申込情報入力(様式3)が「入力済」になっていることを確認してください

②チェックシート入力の「未入力」(赤色表示)をクリックしてください

「入力」ボタンをクリックすると下記の画面が表示されます。入力が完了したら「次へ」ボタンをクリックしてください。

チェックシート入力

対象年度: 令和8年度
市町村又は組合コード: 01001 容器リサイクル市

①「入力」ボタンをクリックすると、下の画面にチェックシートの項目が表示されますので入力、修正を行ってください

入力照会

チェックシート入力 入力

※は必須入力項目です。必ず入力してください。
入力が終わりましたら、次へボタンを押下してください。

市町村又は組合コード: 01001
市町村又は組合名: 容器リサイクル市

②入力が完了したら「次へ」ボタンをクリックしてください

次へ

引き渡しに係る項目	ガラスびん			PETボトル	紙製容器	プラスチック				
	無色	茶色	その他色			白色トレイ	プラスチック	プラ法32条		
								容リプラ	製品プラ	産廃プラ
引き渡し申込み品目(対象に○印)	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×
1. 分別収集計画量 (Kg)	105,000	101,000	63,000	72,000	278,000	20,000	555,000			
2. 引き渡し調査量 (Kg)	105,000	101,000	63,000					443,130	23,320	
3. 素材別保管施設情報に記入した引き渡し申込み量 (Kg)	114,000	109,000	74,000	7,700,000	30,000		300,000	107,640	5,670	
4. 収集対象人口 (人)※	1000	1000	1000	1000	1000		1000	1000	1000	
5. 収集対象日数 (分別収集の対象期間)※	365	365	365	365	365		365	365	365	
6. 排出原単位見込み(グラム) [3. (Kg)/4. (人)/5. (日)×1,000] (小数点第2位で四捨五入)	312.3	298.6	202.7	21,095.9	82.2		821.9	294.9	15.5	
乖離の理由	ガラスびん			PETボトル	紙製容器	プラスチック				
	無色	茶色	その他色			白色トレイ	プラスチック	プラ法32条		
								容リプラ	製品プラ	産廃プラ

※「1. 分別収集計画量」「2. 引き渡し調査量」は、本年6月に実施した引き渡し量調査時に回答した数量が記載されています。

「次へ」ボタンをクリックすると以下の確認画面が表示されますので、内容の確認をしていただき、正しく入力されていれば「登録」ボタンをクリックしてください。

チェックシート入力 保存

登録はまだ完了していません。

以下の内容を確認し、よろしければ登録ボタンを押下してください。

市町村又は組合コード：01001

市町村又は組合名：容器リサイクル市

正しく入力されていれば「登録」ボタンをクリックしてください

登録 **戻る**

登録後、申込確定をしてください。

引き渡しに係る項目	ガラスびん			PET ボトル	紙製 容器	プラスチック製容器包装		
	無色	茶色	その他色			PETボトル	紙製容器	プラスチック製容器包装
引き渡し申込み品目(対象に○印)	○	○	○	○	○	○	○	○
1. 分別収集計画量 (Kg)	105,000	101,000	63,000	72,000	278,000	2		
2. 引き渡し調査量 (Kg)	105,000	101,000	63,000					
3. 素材別保管施設情報に記入した 引き渡し申込み量 (Kg)	114,000	109,000	74,000	7,700,000	30,000		300,000	107,640
4. 収集対象人口 (人) ※	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000		1,000	1,000
5. 収集対象日数 (分別収集の対象期間) ※	365	365	365	365	365		365	365
6. 排出原単位見込み(グラム) [3. (Kg)/4. (人)/5. (日)×1,000] (小数点第2位で四捨五入)	312.3	298.6	202.7	21,095.9	82.2		821.9	294.9

訂正を行う場合は「戻る」ボタンをクリックして入力画面に戻って訂正してください

登録が完了すると下記の画面が表示されます。画面の左上のロゴをクリックしてトップページに戻ってください。

日本容器包装リサイクル協会
REINS-CP

TOP PAGE
市町村基本情報変更
引き渡し量調査
説明会参加申込
委託申込
承諾書照会
上限価格回答書入力
契約
実績報告

保管施設情報入力 SC13003

市町村又は組合コード: 01001 容器リサイクル市

「TOP PAGE」又は REINS-CP
ロゴを押してトップページ
に戻ってください

検索

保管施設情報入力 入力 SC13003

処理は終了しました。メニューから次の入力を選択してください。
メニュー左上の「TOP PAGE」または、REINS-CP ロゴを押下すると、トップページに戻ります。

一覧

(一部事務組合又は代表市町村の方のみ入力)

(6) マトリックス情報の入力

ログイン後に表示されるトップページの「業務のご案内」からマトリックス入力を開始します。

※マトリックス入力是一部事務組合又は代表市町村の方のみ行います。単独市町村の方は、マトリックス入力は空白になっていますので、次の申込入力最終確定までお進みください。

契約
実績報告
品質調査
請求情報照会
口座情報照会
拠出金
現地確認

ログイン: 容器リサイクル市
容器 太郎
(令和 7年度引渡申込担当者)

ログアウト **ヘルプ**

業務のご案内 (赤字の画面を選んで入力してください)

■ 令和 7年度 引渡実績報告

締切日	令和 7/ 8/ 7
ガラスびん	-
プラスチック製容器包装	-

■ 令和 8年度 準備業務

業務	引き渡し量調査	
	受付は終了しました	
	締切日	令和 7/ 8/ 7
	調査票入力	締切

入力画面

市町村基本情報入力(様式1)	入力済
保管施設情報入力(様式2)	入力済
素材別申込情報入力(様式3)	入力済
チェックシート入力	入力済
マトリックス入力	未入力
申込入力最終確定	未入力

→年間スケジュール

マトリックス入力是一部事務組合又は代表市町村の方のみ行います。単独市町村の方は必要ありません

①チェックシート入力が「入力済」になっていることを確認してください

②マトリックス入力の「未入力」(赤色表示) をクリックしてください

「入力」ボタンをクリックすると下記の画面が表示されます。入力が完了したら「次へ」ボタンをクリックしてください。

マトリックス入力
SC13005

対象年度: 令和 8年度
市町村又は組合コード: 01001 容器リサイクル市

入力

①「入力」ボタンをクリックすると、下の画面にマトリックスの項目が表示されますので入力、修正を行ってください

マトリックス入力 入力
SC13005

入力が終わりましたら、次へボタンを押下してください。

市町村又は組合コード: 01001
市町村又は組合名: 容器リサイクル市
対象年度: 令和 8年度

次へ

②構成市町村ごとに申込む素材をクリックして「✓」をつけてください

No	選択	クリア	市町村又は組合コード	市町村又は組合名	ガラスびん			PETボトル	紙製容器	プラスチック			32条容器	32条製品	産
					無色	茶色	その他色			白色トレイ	プラスチック	容器			
1	選択	クリア	12231	容器村	✓	✓	✓	✓	○	○	○	○	○	○	○
2	選択	クリア	12232	リサイクル町	✓	✓	✓	✓	○	○	○	○	○	○	○
3	選択	クリア			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	選択	クリア			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	選択	クリア			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

構成市町村を追加する場合、構成市町村の市町村コードを直接入力していただくか「選択」をクリックして該当市町村をお選びください（市町村名は確認画面で表示します）。

構成市町村を削除する場合、「クリア」ボタンをクリックしてください

③入力が完了したら「次へ」ボタンをクリックしてください

「次へ」ボタンをクリックすると以下の確認画面が表示されますので、内容の確認をしていただき、正しく入力されていれば「登録」ボタンをクリックしてください。

マトリックス入力 保存
SC13005

登録はまだ完了していません。

以下の内容を確認し、よろしければ登録ボタンを押下してください。

市町村又は組合コード: 01001
市町村又は組合名: 容器リサイクル市
対象年度: 令和 8年度

登録

戻る

正しく入力されていれば「登録」ボタンをクリックしてください

No	市町村又は組合コード	市町村又は組合名	ガラスびん			PETボトル	紙製容器	プラスチック			32条容器	32条製品	産
			無色	茶色	その他色			白色トレイ	プラスチック	容器			
1	12231	容器村	○	○	○	○		○		○	○	○	○
2	12232	リサイクル町	○	○	○	○				○	○	○	○

訂正を行う場合は「戻る」ボタンをクリックして入力画面に戻って訂正してください

登録が完了すると下記の画面が表示されます。画面の左上のロゴをクリックして、トップページに戻ってください。

保管施設情報入力
SC13003

市町村又は組合コード: 01001 容器リサイクル市

検索

保管施設情報入力 入力
SC13003

処理は終了しました。メニューから次の入力を選択してください。
メニュー左上の「TOP PAGE」または、REINS-CP ロゴを押下すると、トップページに戻ります。

一覧

「TOP PAGE」又は REINS-CP ロゴを押してトップページに戻ってください

(7) 申込入力最終確定及び申込書類印刷

ログイン後に表示されるトップページの「業務のご案内」から申込書類の印刷及び申込確定を行います。

契約
実績報告
品質調査
請求情報照会
口座情報照会
拠出金
現地確認

町: 容器リサイクル市
容器 太郎
(令和 7年度引渡申込担当者)

ログアウト ヘルプ

令和 7年10月31日

業務のご案内 (赤字の画面を選んで入力してください)

■ 令和 7年度 引渡実績報告

	令和 7/ 7	令和
締切日		
ガラスびん	-	
プラスチック製容器包装	-	

■ 令和 8年度 準備業務

業務	引き渡し量調査	
	受付は終了しました	
締切日	令和 7/ 8/ 7	締切日 令和 7/1
調査票入力	締切	市町村基本情報入力(様式1) 入力済
		保管施設情報入力(様式2) 入力済
		素材別申込情報入力(様式3) 入力済
		チェックシート入力 入力済
		マトリックス入力 入力済
		申込入力最終確定 未入力

→年間スケジュール

①一部事務組合、代表市町村の方はマトリックス入力まで「入力済」になっていることを確認してください。
単独市町村の方はチェックシートまで「入力済」になっていることを確認してください(マトリックス入力は不要ですので、空白のままで結構です)

②申込入力最終確定の「未入力」(赤色表示)をクリックしてください

入力状況が全て「入力済」となっていることを確認して申込確定を行います。
ここで申込書の印刷を行う場合は、チェックをつけて印刷ボタンをクリックしてください。

申込入力最終確定 SC13001

対象年度※: 令和 8年度
市町村又は組合コード: 01001 容器リサイクル市

①「検索」ボタンをクリックすると、下の画面に申込内容の入力状況が表示されます

検索

申込入力最終確定 検索 SC13001

申込確定状況: 未申込

②全て「入力済」と表示されていることを確認してください

申込内容	入力状況	最終更新日時	印刷	
基本情報	入力済	令和 7年10月31日 14:17	✓	
保管施設情報	入力済	令和 7年10月31日 14:25	✓	
素材別申込情報	ガラスびん	入力済	令和 7年10月31日 16:03	✓
	PETボトル	入力済	令和 7年10月31日 16:27	✓
	紙	入力済	令和 7年10月31日 16:30	✓
	プラスチック	入力済	令和 7年10月31日 16:33	✓
	プラ法32条	入力済	令和 7年10月31日 16:45	✓
チェックシート	入力済	令和 7年10月31日 16:56	✓	
マトリックス	入力済	令和 7年10月31日 16:56	✓	

印刷 申込確定

③「印刷」ボタンでAdobe Reader が起動し、チェックした申込書の印刷画面が表示されます(P19-下)

④入力した内容で申込確定を行います

※入力状況を確認し申込確定を行ってください。

※申込締切日以降の修正はリサイクル協会に確認してください。

申込確定が完了すると下記の画面が表示されます。「トップページへ」ボタンをクリックして、トップページに戻ってください。「申込内容印刷」ボタンをクリックすると、申込書一式の印刷を行うことができます。

申込入力最終確定

SC13001

対象年度※: 令和 8 年度

市町村又は組合コード: 01001 容器リサイクル市

申込入力最終確定 申込確定

処理は終了しました。

申込内容を印刷したい場合は、「申込内容印刷」ボタンをクリックしてください。
申込書類一式のPDFが出力されます。

※申込入力最終確定画面でも印刷可能です。

申し込みを終了する場合は、「トップページへ」ボタンをクリックしてください。

「申込内容印刷」ボタンをクリックすると、申込書一式の印刷画面が表示されます (P19-下)

申込内容印刷

①「トップページへ」ボタンを押してトップページに戻ります

トップページへ

[申込書の印刷を行う場合]

以下の印刷画面が表示されたら、印刷ボタンをクリックしてプリンタに出力してください。用紙のサイズは A 4 横で設定されています。

1 / 10 | - 67% + | [アイコン] [アイコン] [アイコン] [アイコン]

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 御中

令和 8 年度分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込書 (様式 1)

① 作成日 [] 月 [] 日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に対し、容器包装に係る分別収集及び再資源化の促進等に関する法律に規定する分別基準適合物等の引き渡しを [] 込む。

② 市町村又は組合コード 0 1

印刷せずに PDF 形式でファイルとして保存することもできます

① 印刷ボタン (プリンタの絵) を押して印刷してください

④ 市町村又は組合名 (カナ) ヨウキリサイクル市 (20 文字以内)

所在地 (資料送付先) 〒 001-0000 (カナ) ヨウキリサイクル市 1 番地 1 号 (60 文字以内)

⑥ 契約責任者 (役職) 市長 (カナ) ヨウキ ハナコ (20 文字以内)

(氏名) 容器 花子 (20 文字以内)

⑦ 担当者 (部署室係) リサイクル部 (カナ) ヨウキ タロウ (20 文字以内)

(氏名) 容器 太郎 (20 文字以内)

⑧ 協会からの請求書送付先 〒 001-0000 (カナ) ヨウキリサイ (60 文字以内)

(住所) 東京都容器リ (60 文字以内)

(部署室係) リサイクル部 (20 文字以内) (役職) 部長 (20 文字以内)

(TEL) 03-1111-2222 (20 文字以内) (FAX) 03-1111-3333 (20 文字以内)

(氏名) 容器 太郎 (20 文字以内)

(市町村/一部事務組合→公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)

印刷が終了したら、ウィンドウを終了させてください。
オンライン申込みをされた方は、印刷した帳票を当協会へ送付いただく必要はありません。保存用にご利用ください。

(8) ログアウト

下記のように全て「入力済」となっていることを確認し、ログアウトしてください。

契約
実績報告
品質調査
請求情報照会
口座情報照会
拠出金
現地確認

マイページ: 容器リサイクル市
容器 太郎
(令和 7年度引渡申込担当者)

ログアウト **ヘルプ**

令和 7年10月31日

業務のご案内 (赤字の画面を選んで入力してください)

■ 令和 7年度 引渡実績報告

	当年度報告			
	令和 7/ 7	令和 7/ 8	令和 7/ 9	令和 7/10
締切日				
ガラスびん	-	-	-	-
プラスチック製容器包装	-	-	-	-

■ 令和 8年度 準備業務

業務	引き渡し量調査		委託申込	
	受付は終了しました		受付中です	
入力画面	締切日	令和 7/ 8/ 7	締切日	令和 7/11/12
	調査票入力	締切	市町村基本情報入力(様式1)	入力済
			保管施設情報入力(様式2)	入力済
			素材別申込情報入力(様式3)	入力済
			チェックシート入力	入力済
			マトリックス入力	入力済
		申込入力最終確定	入力済	

-->年間スケジュール

②「ログアウト」をクリックしてください

①全て「入力済」(青色表示)となっていることを確認してください

以上でオンラインによる引き渡しの申込が完了します。入力締切(令和7年11月12日(水))まで修正入力ができますが、修正した場合はチェックシート入力、申込確定を再度行ってください。

修正した場合は、申込入力最終確定画面の入力状況が「未入力」(赤色表示)に変わります。必ず全ての状況が「入力済」(青色表示)になっていることを確認してください。

当協会へ申込みを行わない（非申込）場合の操作方法

（１）市町村基本情報の入力（様式１）

ログイン後に表示されるトップページの「業務のご案内」から市町村基本情報入力を開始します。

令和 7年10月31日

業務のご案内（赤字の画面を選んで入力してください）

■ 令和 7年度 引渡実績報告

当年度報告				
締切日	令和 7/ 7	令和 7/ 8	令和 7/ 9	令和 7/10
	令和 7/ 8/ 5	令和 7/ 9/ 5	令和 7/10/ 6	令和 7/11/ 5
市町村基本情報入力（様式１）	締切	締切	締切	未入力
	締切	締切	締切	未入力

委託申込が完了していません

委託申込
受付中です

締切日	令和 7/ 7/18	締切日	令和 7/11/12
調査票入力	締切	市町村基本情報入力(様式1)	未入力
		保管施設情報入力(様式2)	未入力
		素材別申込情報入力(様式3)	未入力
		チェックシート入力	未入力
		マトリックス入力	未入力
		申込入力最終確定	未入力

-->年間スケジュール

市町村基本情報入力画面で「入力」ボタンをクリックすると、下の画面に基本情報の項目が表示されますので、入力、修正を行ってください。

市町村基本情報入力

対象年度※: 令和 8年度

市町村又は組合コード: 01001 容器リサイクル市

申込有無※: 非申込

入力

市町村基本情報入力 入力（非申込）

※ は必須入力項目です。必ず入力してください。
入力が終わりましたら、次へボタンを押下してください。

対象年度: 令和 8年度

市町村組合種別※: 単独市町村

市町村又は組合コード: 01001

市町村又は組合名(カナ): リサイクル市

(漢字): 容器リサイクル市

郵便番号※: 001 - 000 検索 *半角数字

所在地(カナ)※: ヨウキリサイクル市 (市区郡町村名) *全角22文字以内

※ 1パンチ1ゴウ (番地) *全角27文字以内 (ビル名) *全角27文字以内

次へ

「次へ」ボタンをクリックすると以下の確認画面が表示されますので、内容の確認をしていただき、正しく入力されていれば「登録」ボタンをクリックしてください。

市町村基本情報入力 入力（非申込）

登録はまだ完了していません。
以下の内容を確認し、よろしければ登録ボタンを押下してください。

登録

戻る

対象年度: 令和 8年度

市町村組合種別※: 単独市町村

市町村又は組合コード: 01001

市町村又は組合名(カナ)※: リサイクル市

(漢字)※: 容器リサイクル市

郵便番号※: 001 - 0000

所在地(カナ)※: ヨウキリサイクル市

※ 1パンチ1ゴウ

入力年月日: 令和 7年10月31日

登録が完了すると下記の画面が表示されます。画面の左上のロゴをクリックして、トップページに戻ってください。

REINS-CP

TOP PAGE

市町村基本情報変更

引き渡し量調査

説明会参加申込

委託申込

承諾書照会

上限価格回答入力

契約

実績報告

市町村又は組合コード: 01001 容器リサイクル市

保管施設情報入力

処理は終了しました。メニューから次の入力を選択してください。
メニュー左上の「TOP PAGE」または、REINS-CP ロゴを押下すると、トップページに戻ります。

TOP PAGE

「TOP PAGE」又は REINS-CP ロゴを押してトップページに戻ってください

以上で市町村基本情報入力が完了します。

(2) 申込入力最終確定

ログイン後に表示されるトップページの「業務のご案内」から非申込の確定を行います。

契約
実績報告
品質調査
請求情報照会
口座情報照会
拠出金
現地確認

ログイン: 容器リサイクル市
容器 太郎
(令和7年度引渡申込担当者)

ログアウト ヘルプ

令和7年10月31日

業務のご案内 (赤字の画面を選んで入力してください)

■ 令和7年度 引渡実績報告

	当年度報告			
	令和7/7	令和7/8	令和7/9	令和7/10
締切日	令和7/8/5	令和7/9/5	令和7/10/6	令和7/11/5
ガラスびん	締切	締切	締切	未入力
PETボトル	締切	締切	締切	未入力

■ 令和8年度 準備業務

業務	引き渡し量調査		委託申込	
	受付は終了しました	締切日	受付中です	締切日
		令和7/7/18		令和7/11/12
市町村基本情報入力(様式1)				入力済
保管施設情報入力(様式2)				
素材別申込情報入力(様式3)				
チェックシート入力				
マトリックス入力				
申込入力最終確定				未入力

① 申込入力最終確定の「未入力」(赤色表示)をクリックしてください

→年間スケジュール

基本情報の入力状況が「入力済」となっていることを確認して確定を行います。

申込入力最終確定 SC1300

対象年度※: 令和 8 年度
市町村又は組合コード: 01001 容器リサイクル市

検索

申込入力最終確定 検索 SC13001

印刷 申込確定

申込締切日: 令和7年11月12日

申込確定状況: 未申込

申込内容	入力状況	最終更新日時	印刷
基本情報	入力済	令和7年10月31日 13:36	☐
保管施設情報			☐
ガラスびん			☐
PETボトル			☐
素材別保管施設情報紙			☐
プラスチック			☐
チェックシート			☐
マトリックス			☐

② 基本情報が「入力済」と表示されていることを確認してください

※入力状況を確認し

※申込締切日以降の修正はリサイクル協会に確認してください。

③ 「検索」ボタンをクリックすると、下の画面に申込内容の入力状況が表示されます

③ 入力した内容で確定を行います

非申込確定が完了すると下記の画面が表示されます。「トップページへ」ボタンをクリックして、トップページに戻ってください。

申込入力最終確定 申込確定 SC13001

処理は終了しました。

申込内容を印刷したい場合は、「申込内容印刷」ボタンをクリックしてください。
申込書類一式のPDFが出力されます。

※申込入力最終確定画面でも印刷可能です。

申し込みを終了する場合は、「トップページへ」ボタンをクリックしてください。

申込内容印刷

トップページへ

「申込内容印刷」ボタンをクリックすると、「様式1(非申込)」の印刷画面が表示されます(プリンタ出力方法は(P19-下)をご参照ください)

「トップページへ」ボタンをクリックしてトップページに戻ります

(3) ログアウト

下記のように「入力済」となっていることを確認し、ログアウトしてください。

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会 REINS-CP

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会 TOP PAGE

最新のお知らせ（10件まで表示、青字を選んでください）

お知らせはありません

●お知らせの表示・非表示設定に関してはこちらをクリックしてください。

令和 7年10月31日

業務のご案内（赤字の画面を選んで入力してください）

■ 令和 7年度 引渡実績報告

		当年度報告			
		令和 7/ 7	令和 7/ 8	令和 7/ 9	令和 7/10
締切日					
ガラスびん		-	-	-	-
プラスチック製容器包装		-	-	-	-

■ 令和 8年度 準備業務

業務	引き渡し量調査		委託申込	
	受付は終了しました		受付中です	
入力画面	締切日	令和 7/ 8/ 7	締切日	令和 7/11/12
	調査票入力	締切	市町村基本情報入力(様式1)	入力済
			保管施設情報入力(様式2)	
			素材別申込情報入力(様式3)	
			チェックシート入力	
			マトリックス入力	
			申込入力最終確定	入力済

ログアウト ヘルプ

②「ログアウト」をクリックしてください

①市町村基本情報と申込入力最終確定が「入力済」（青色表示）となっていることを確認してください

以上でオンラインによる非申込手続きが完了します。

令和 8 年度分別基準適合物 (容器包装リサイクル法) 申込関連資料集

ページ

資料 1. 「分別基準適合物の引き取り及び再商品化」の概要（令和 8 年度版）	1
資料 2. 「業務実施覚え書き（特定事業者負担分）」（見本）	7
資料 3. 「業務実施契約書（市町村負担分）」（見本）	14
資料 4. 「令和 8 年度ガラスびん分別基準適合物の引き渡し申込書」様式 3-1（記入例）	20
資料 5. 「令和 8 年度ガラスびん分別基準適合物の引き渡し申込承諾書」（見本）	21
資料 6. 「令和 8 年度市町村からの引き取り品質ガイドライン」	22
資料 7. 容器包装廃棄物単独収集のお願いについて	28
資料 8. P E T ボトル分別基準適合物の指定法人への引き渡しの現状等	29
資料 9. プラスチック製容器包装及び分別収集物の異物混入に関する現状報告	35
資料 10. 「市町村への再商品化合理化拠出金」の支払いについて	47
資料 11. 保管施設の選定に関する留意事項について（環境省）	50

「分別基準適合物の引き取り及び再商品化」の概要（令和 8 年度版）

1. 契約及び支払い方法

7) 分別基準適合物の引き取り及び再商品化についての市町村と協会の契約は、別途定める標準書式により、毎年度の初めに取り交わすこととします。

（特定事業者負担分に関する「業務実施覚え書き」及び市町村負担分^注）に関する「業務実施契約書」をそれぞれ別個に締結いたします。）

4) 市町村負担分の引き取り及び再商品化をお申し込みいただく場合の市町村負担分の費用については、主務省が示す市町村負担比率にしたがい、引き取り実績に応じて再商品化実施委託料金をいただきます。ただし、主務省が示す市町村の負担割合が改定された場合には、上記の比率は見直しが行われます。

9) 再商品化実施委託料金の支払いは、四半期ごとです。支払い請求書を受領された後 30 日以内にお振り込みいただきます。（例）4～6 月引き取り分 → 7 月請求 → 30 日以内に振り込み

注）特定事業者負担分と市町村負担分について

小規模事業者については再商品化義務者ではなく、小規模事業者が排出する容器や包装については市町村が処理責任を負います。この部分を当協会に委託して再商品化を行う場合には、再商品化実施委託料金をいただきます。これを市町村負担分と呼びます。特定事業者が再商品化の責任を負う率は、毎年国の調査に基づき、特定事業者責任比率として公表されますが、1 からその比率を減じたものが小規模事業者の比率となり、市町村が責任を負う率となります。これを市町村負担比率と呼びます。市町村は、市町村負担分について、協会に引き取りを委託するか、しないかを自由に決めることができます。

2. 市町村への資金拠出

7) 容器包装リサイクル法第 10 条の 2 及び主務省令に基づき算定される市町村への拠出金（以下「再商品化合理化拠出金」という。）を、「業務実施覚え書き」の記載内容に則り、対象となる市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）に拠出します。

3. 引き取りを行う量

7) 正式申込みは、市町村との契約や特定事業者等の再商品化実施委託料金算定の基礎になるばかりでなく、それを前提として再商品化事業者の入札選定が行われ、再商品化事業者の年間事業内容が決定されますので、施設の故障又は市町村合併に伴う収集体制の変更等により、正式申込み量と実際の引き渡し量に大幅な乖離（目安は年間で 20%以上の増減、なおプラスチック製容器包装は年間で 10%以上又は 1,000 トン以上の増減、PET ボトルは上期、下期の予定引き渡し量に対してそれぞれ 20%以上の増減）が見込まれる場合には、速やかに書面にてその理由と見込み量を協会宛にお知らせ願います。その連絡をふまえ、必要に応じて市町村と協会との間で協議を行ったうえで、協会としての対応を判断いたします。

- イ) 市町村がア)の連絡を怠った場合、又は申込みの撤回があった場合には、協会は次年度の引き取りをお断りすることができるものとします。ただし、その原因が独自処理や第三者への引き渡しによる場合には、協会は次年度及び次々年度の引き取りをお断りすることができるものとします。契約書調印後に関しましても、同様の理由による契約違反に対しては同じ対応とさせていただきます。

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会容器包装の3R推進に関する小委員会
(第6回) 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWG (第43回) 合同会合資料 (抜粋)

(想定量について)

- ・ 想定量は、3年ごとに策定される市町村分別収集計画に定められた特定分別基準適合物の量から独自処理予定量を控除した量を基礎としつつ、上記(※)の事情を勘案する必要がある場合には、これに当該変動分として見込まれる量を反映させた数量を引渡しを行うと見込む量とし、具体的には、この量を再商品化実施年度前(前年度)に、各市町村から指定法人又は認定特定事業者へ引渡しの申込みを行う量とすることとする。
 - (※) 市町村分別収集計画の策定後、分別収集の実施地区・時期・対象品目及び独自処理量に変更される場合には、これらの事情による引渡量的変動は再商品化の合理化に寄与するものとは言えないことから、あらかじめ当該変動分を引渡しを行うと見込む量に反映させる必要がある。
- ウ) 市町村負担分の再商品化を協会に委託しないで特定事業者負担分の正当であるべき量を超えて協会に引き渡した場合には、当該事実が確認された年度の翌年度の引き取りをお断りすることができるものとします。
- エ) 全国的規模で再商品化が可能な施設能力として、「再商品化見込み量」が告示されています。正式申込み量の総量が「再商品化見込み量」を超えるときには、個々の市町村の分別収集計画量に基づき調整を行うことがあります。
- オ) 協会は、各市町村において分別収集を実施するにあたり、全国的な計画量と実績量を勘案して対応を行っていただくため、四半期ごとに引き取り実績総量(全国)の情報を提供します。
- カ) 全国的な引き取り実績数量が、「再商品化見込み量」を超えた場合には、協会は引き取ることができません。その場合には、超過分について、市町村において保管を含めて対応をお願いいたします。
- キ) また、市町村からの引き渡し総量の実績が、『再商品化義務総量』と『特定事業者からの当該年度受託総量』の低い方の値に、小規模事業者分としての市町村からの再商品化受託量総量を加えた量を上回ることが見込まれる場合には、協議させていただきます。

4. 再商品化実施委託単価

令和8年度の「再商品化実施委託単価」は以下のとおりです。

		令和8年度		ご参考：令和7年度	
		再商品化実施委託単価（税抜）		再商品化実施委託単価（税抜）	
		（単位：円／t）	（単位：円／kg）	（単位：円／t）	（単位：円／kg）
ガラスびん	無色	—	—	11,000	11.0
	茶色	—	—	13,900	13.9
	その他の色	—	—	20,200	20.2
PETボトル		—	—	8,800	8.8
紙製容器包装		—	—	22,000	22.0
プラスチック製容器包装		—	—	63,000	63.0

5. 特定事業者責任比率及び市町村負担比率

令和8年度の特定事業者責任比率及び市町村負担比率につきましては、産業構造審議会における「量・比率」に関するパブリックコメント終了後、決定された内容をあらためてご連絡させていただきます。

		令和8年度		ご参考：令和7年度	
		特定事業者責任比率	市町村負担比率	特定事業者責任比率	市町村負担比率
		（単位：％）	（単位：％）	（単位：％）	（単位：％）
ガラスびん	無色	94	6	94	6
	茶色	89	11	88	12
	その他の色	91	9	92	8
PETボトル		100	0	100	0
紙製容器包装		99	1	99	1
プラスチック製容器包装		99	1	99	1

6. 引き取り条件（4 素材共通事項）

【分別基準の運用】

- ア) 法律では、同法に規定する分別基準を満たす必要があるとされていますが、実際の運用としては、協会の「引き取り品質ガイドライン」を基準として、分別収集を実施していただきます。
- イ) 「引き取り品質ガイドライン」を満たしていない物については、再商品化施設に支障をきたしたり、再選別コストがかかったりする可能性があるため、速やかに品質改善していただくことになります。
- ウ) 品質改善について、本来は、市町村及び協会で協議のうえ決定すべきですが、業務を効率よく進めるために、日常的には、市町村と再商品化事業者の間で調整をしていただきます。
- エ) そのうえで、調整が困難な場合のみ、市町村と協会の間で協議を行います。その結果として、品質改善が行われない場合には、引き取りをお断りすることがあります。

【安全管理責任】

- ウ) 市町村には、再商品化事業者における安全、衛生上の事故を防止するために、危険物や感染性廃棄物が混入しないよう努めていただきます。

【引き取り単位及び頻度】

- カ) 分別基準適合物に定められている量は 10 トン車 1 台程度ですので、指定の保管施設に保管された分別基準適合物は、10 トン車 1 台程度を引き取り単位として、再商品化事業者が引き取ります（ただし、PETボトルの場合の積載トン数は 5.5～6 トン、その他プラスチック製容器包装の場合は 6 トン前後、白色の発泡スチロール製食品用トレイ（以下「白色トレイ」という。）のみの場合は、0.3 トン前後となります）。
- なお、保管施設のスペースや道路の幅等の都合で 10 トン車で引き取りができない場合は、10 トン車以外での引き取りも可能です。

- ㍷) なお、日常的な引き取りについて、市町村からの引き渡し依頼があつてから、2週間以内を目途に、両者間の協議に基づいて取り決めていただきます。
- ㍸) ただし、年間の分別収集量が10トン車1台程度に満たない場合においても、協会は、原則として、年1回引き取りを行うよう努力します。
- ㍹) 協会は、非効率的な輸送を避けるため、市町村から引き取りの申し込みを受ける際に、「分別基準適合物の引き渡し申込書」により、引き渡し希望頻度を提示していただき、可能な限り市町村の希望に添った対応を実施します。
- ㍺) 離島においても、通常の場合と同様に、本欄に記載したとおり引き取りを行います。

【指定保管施設】

- ㍻) 分別基準適合物の保管及び受け渡し施設は、本法律に則り主務大臣より指定を受けた指定保管施設であることが必要です。詳細については、環境省から通知される文書の保管施設指定に関する部分を参照してください。なお、協会に事前の連絡なく、指定保管施設を変更された場合には、協会に対して当該変更に関して合理的な理由を記載した書面を提出していただきます。協会がその理由に合理性がないと判断した場合は、次年度において引き取りができませんことがあります。
- また、入札の開札後に、指定保管施設を変更されることにより、落札した再商品化事業者の引取運搬費が増加する場合には、市町村に増額費用のご負担をお願いすることがありますので、ご注意ください。

【指定保管場所での積み込み責任】

- ㍼) 協会は、市町村から引き渡し依頼を受ける際に「分別基準適合物の引き渡し申込書」により、積み込み用機材の有無の確認を行い、それに基づいて再商品化事業者の入札を受け、選定を行います。
- ㍽) しかしながら、当該容器包装を10トン車に積み込むための積み込み用機材の整備、及び積み込み作業について、市町村と再商品化事業者が協力し合い、両者間の協議に基づいて取り決めていただきます。

【引き取り量の確認】

- ㍾) 協会は、市町村負担分を実績に応じてお支払いいただくために、また再商品化事業者へ再商品化実施費用を毎月実績に応じて支払うために、市町村並びに再商品化事業者双方からの月次報告を受けて実績を把握します。
- ㍿) 市町村が協会に対して実態と異なる引き渡し数量を報告した場合、協会は市町村との契約を解除し当該年度の引き取りを停止するとともに、翌年度の引き取りをお断りする場合があります。

【残さの処理】

- ㎀) 分別基準適合物には、何らかの不純物が混入し、残さが排出されることが見込まれます。協会が引き取った後の残さの処理については、日常的には、再商品化事業者が処理を行います。市町村は、残さが発生しないように「引き取り品質ガイドライン」を基準として、分別収集をお願いいたします。

7. ガラスびんの引き取り

- ㎁) ガラスびんに関しては、法律では、「無色、茶色、その他の色のガラスびんの合計が10トン車1台程度」である状態を、分別基準適合物として規定されています。しかしながら、現状、多くの場合、無色、茶色、その他の色のガラスびんは各々異なるトラックで回収を行っています。
- ㎂) したがって、非効率的な輸送を避けるために、市町村には、今後もできる限り、色ごとに10トン車1台程度単位での搬出ができるように、ご協力をお願いいたします。

8. PETボトルの引き取り

【品質について】

ア) PETボトルの場合、品質を理由に引き取りをお断りすることはありません。

【「丸ボトル」の取扱い】

イ) 「丸ボトル」は、法律で規定している「圧縮」・「こん包」を行っていないものであるため、分別基準適合物とは見なされません。

ロ) しかし、市町村における分別収集への取り組みの実情を考慮すると、協会が法律上の解釈をもって一切の対応を否定することは、大きな社会的混乱を招きかねない状況にあります。

エ) 以上の事情から、協会では「丸ボトル」についても申込みを受け付けます。

ロ) ただし、「丸ボトル」については輸送の効率性が損なわれる等の問題もあるため、「丸ボトル」で引き渡す場合の輸送コストは、全額市町村にご負担いただきます。また、「丸ボトル」を引き受けることができる再商品化事業者は限られていますので、ご注意ください。

9. 紙製容器包装の保管及び引き取り

【容器包装と非容器包装を混合収集する市町村からの引き取り】

ア) 市町村が紙製容器包装を雑紙に含めて収集している等、容器包装と非容器包装を混合収集している場合には、収集後、市町村により容器包装のみ選別することが必要です。選別していない収集物は、分別基準適合物とは見なされないため、引き取ることはできません。

【指定保管場所の民間委託】

イ) 分別収集品を中間処理（分別基準適合物とするための区分け、圧縮等）し、指定保管場所に保管するまでは市町村の役割です。民間事業者のヤードを指定保管場所とする場合、事業者には本制度における役割分担を十分説明のうえ、市町村からの委託業務の範囲を明確にした委託契約を締結してください。

ロ) 再商品化事業者は協会が入札により選定しますので、市町村から指定保管場所を受託した事業者が選定されるとは限りません。特に、従来から古紙リサイクルを連携して実施してきた（新聞・雑誌等の圧縮保管を委託している等）古紙問屋へ指定保管場所の委託を行う場合等、説明不足による誤解が生じがちですのでご注意ください。

【紙製容器包装の引き取り形態】

エ) 分別基準では、保管形態を「結束され、又は圧縮されていること」と定めておりますが、収集・保管量が比較的に少なく、保管施設の設備面等から結束・圧縮が困難な場合にはフレコンでの引き取りも可能といたします。ただし、フレコンの準備は市町村でお願いいたします。

10. プラスチック製容器包装の保管及び引き取り

【ごみ袋の破袋】

ア) 「引き取り品質ガイドライン」を満たすためには、消費者が排出したごみ袋を破袋し、中の異物を除去し、更に容器包装リサイクル法の対象物ではない収集袋（指定収集袋、市販のごみ袋）が除かれている必要があります。ごみ袋の破袋がされていないバールは、引き取ることはできません。

【容器包装と非容器包装を混合収集する市町村からの引き取り】

イ) 市町村が容器包装と非容器包装を混合収集している場合には、収集後、市町村により容器包装のみ選別することが必要です。選別していない収集物は、分別基準適合物とは見なされないため、引き取ることはできません。

【1 保管施設から複数事業者が引き取る場合】

- ㊦) 1つの保管施設を複数の事業者が落札した場合は、実際の保管施設で引き取るべき総量を各事業者の落札量により比例配分して引き取ることとします。複数落札事業者への引き渡し頻度は原則、毎月均等をお願いいたします。上期・下期のみといった偏った引き渡しは行わないようお願いいたします。

【「粉碎品・溶融品」の取扱い】

- ㊦) 「粉碎・溶融」は、法律で規定している「圧縮」には該当しないため、「粉碎品・溶融品」は分別基準適合物とは見なされませんので、引き取りを行いません。

【「白色トレイ」の取扱い】

- ㊦) 「白色トレイ」は、原則として圧縮を行わず、袋詰めした形で引き取ります。引き取り後の作業上の負荷がかからないよう、できる限り大きな袋に詰め、また、二重袋にならないよう大袋の中の小袋は除去していただきますようお願いいたします。
- ㊦) 白色トレイの材料リサイクルを行うためには、「白色トレイ」以外のトレイ（例えば、色柄付きトレイ等）が混入しないよう分別基準を遵守していただきますようお願いいたします。
- ㊦) 「プラスチック製容器包装」に関して、「その他プラスチック製容器包装と白色トレイの合計が10トン車1台程度」である状態を、分別基準適合物として規定されています。しかし、白色トレイと、白色トレイを含まないその他プラスチック製容器包装の双方を分別収集する場合に、白色トレイとその他プラスチック製容器包装はそれぞれ個別に入札が行われるため、異なる再商品化事業者が引き取り再生処理を行うことになります。したがって、再商品化事業者が円滑に引き取りを行うことができるよう保管の際にはそれぞれを区別、整理しておくとともに、非効率的な輸送を避けるため各々10トン車1台程度単位で搬出できるようをお願いいたします。
- ㊦) 白色トレイの引き取りにあたり、再商品化事業者によっては、車載型減容車で通常より時間をかけて引き取りを行うことがありますので、ご了承ください。

【「白色トレイ」の材料リサイクル以外の手法による再商品化】

- ㊦) 白色トレイについて、材料リサイクルの再商品化能力が分別収集量を下回る等、白色トレイが材料リサイクルの事業者に落札されなかった場合には、材料リサイクル以外の手法により再商品化されることがあります。この場合も異なる再商品化事業者が再生処理を行うことがありますので、保管の際にはそれぞれ区別・整理しておくとともに、非効率的な輸送を避けるため各々10トン車1台程度単位で搬出できるようにお願いいたします。
- ㊦) 白色トレイが材料リサイクル以外の手法で再商品化されるときは、「その他プラスチック製容器包装」の分別基準と同様、「圧縮」・「こん包」を行った方が、輸送上効率的です。この場合、白色トレイとその他プラスチック製容器包装を別々に分別収集する市町村では、白色トレイについても「圧縮」・「こん包」し保管するようお願いいたします。
- ㊦) また、同様の理由から、白色トレイのみ分別収集を行う市町村についても、圧縮機を利用できる場合には、白色トレイも「圧縮」・「こん包」していただきますようお願いいたします。
- ㊦) なお、協会への引き渡し申込みの際に、白色トレイの圧縮・こん包の可否について伺います。「可」と回答をいただいた市町村が、材料リサイクル事業者以外の事業者により落札された場合には、圧縮・こん包するようお願いいたします。

11. 本システムの運用に問題が生じた場合の調整

- ㊦) 本システムの運用に問題が生じた場合は、本来は、市町村及び協会で協議のうえ決定すべきですが、業務を効率化するために、日常的には、市町村と再商品化事業者の間で調整していただき、調整が困難な場合のみ、協会が調整を行うことといたします。更に、調整が困難な場合には、「容器包装リサイクル法第35条」の規定に則り、主務大臣が必要な措置を講ずることとなります。

以 上

業務実施覚え書き

(特定事業者負担分)

市町村、一部事務組合、広域連合又は代表市町村〇〇〇（以下「甲」という。）と公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「乙」という。）とは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成 7 年法律第 112 号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づき甲が分別収集するガラスびん、PET ボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装廃棄物で容器包装リサイクル法第 2 条に定義される分別基準適合物（以下「分別基準適合物」という。）のうち、容器包装リサイクル法第 2 条に定義される特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者及び特定包装利用事業者に係る分別基準適合物（以下「特定事業者負担分」という。）に関し、以下のとおり覚え書きを締結する。

(業務内容)

第 1 条 甲は、分別基準適合物を引き渡し、乙は、本覚え書きの範囲内においてこれを受け、再商品化を行う。

(業務実施)

第 2 条 乙が行う引き取りは、乙の指定した「保管施設別再商品化事業者一覧表」に記載の再商品化事業者（以下「再商品化事業者」という。）が行う。

2 乙は、再商品化事業者（その所在地又は再生処理実施施設を含む。）を変更又は追加したときは、遅滞なく甲に通知し、再商品化事業者及びその他乙が別途再商品化を委託する事業者として追加した者以外に再商品化業務を委託しないものとする。

(関係法令等の遵守)

第 3 条 甲及び乙は、本覚え書きによる業務及びその実施に関して、本覚え書き並びに分別基準適合物の引き渡し申込書及び申込要領、「分別基準適合物の引き取り及び再商品化」の概要（令和 8 年度版）、「令和 8 年度市町村からの引き取り品質ガイドライン」（以下、「引き取り品質ガイドライン」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）、容器包装リサイクル法、その他の法令、関連する府省令、告示、規則及び条例を遵守し、業務を適正に実施しなければならない。

2 乙は、本覚え書きによる業務が適正に実施されるべく、再商品化事業者を適切に指導するものとする。

(実施期間)

第 4 条 本覚え書きの有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、第 13 条については再商品化合理化拠出金の乙による拠出が完了するまで、第 15 条については情報又は知識が公知となるまで、第 16 条については本覚え書きの終了後においてもなお有効なものとする。

(分別基準適合物の予定引き渡し量)

第 5 条 本覚え書きにおける分別基準適合物の予定引き渡し量（以下「予定引き渡し量」という。）は、以下のとおりとする（kg 未満は四捨五入とする）。

但し、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和 3 年法律第 60 号）第 32 条に基づく「委託契約書（プラスチック資源循環促進法関係）」を締結している場合において期中に比率が改定されたときは、同契約書第 9 条第 4 項に基づき「変更契約書」を締結し、プラスチック製容器包装の量を変更する。なお、PET ボトルについては、年間の内訳として上期（令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日）分と下期（令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日）分に按分し、それぞれ予定引き渡し量を記入するものとする。

ガラスびん（無色）	： 年間	kg
ガラスびん（茶色）	： 年間	kg

ガラスびん（その他の色）	： 年間	k g
P E T ボトル	： 年間	k g
（内訳：上期	k g，下期：	k g）
紙製容器包装	： 年間	k g
プラスチック製容器包装	： 年間	k g
うち白色トレイ	： 年間	k g
うちプラスチック製容器包装	： 年間	k g

- 2 甲は、乙に予定引き渡し量の引き渡しを達成できるよう努力する。
- 3 甲は、予定引き渡し量については、正当な理由なく、かつ乙に事前の断りなく、甲が自ら処分し又は乙以外の第三者に引き渡してはならない。
- 4 甲は、容器包装リサイクル法第2条第11項により再商品化義務が適用除外される事業者に係る分別基準適合物（「市町村負担分」）の再商品化を乙に委託することなしに、特定事業者負担分の正当であるべき量を超えて乙に引き渡してはならない。
- 5 甲は、引き渡し量について予定引き渡し量に対して大幅な変更が見込まれるときは、遅滞なくその変更に関する合理的な理由を付した書面で乙に通知する。乙はその連絡をふまえ、必要に応じて甲と乙との間で協議を行ったうえで、乙としての対応を判断する。また、甲が一部事務組合、広域連合又は代表市町村である場合で、その構成市町村の引き渡し量の撤回等に伴い、その引き渡し量が予定委託量に対して変更されたときには、当該構成市町村の撤回等に相当する引き渡し量を削減することで乙は甲と協議を行い、乙としての対応を判断する。なお、本項における協議には、甲又は乙が所轄官庁に相談することとも含まれる。
- 6 甲が第4項に違反した場合には、当該事実が確認された年度の次年度の引き取りを拒むことができるものとする。
- 7 甲が第5項の連絡を怠った場合、又は本覚え書きの撤回若しくは第1項の予定引き渡し量の大幅な減量等があった場合には、乙は次年度の引き取りを拒むことができるものとする。また、甲が一部事務組合、広域連合又は代表市町村である場合で、その構成市町村の引き渡し量の撤回若しくは大幅な減量等があったときには、乙は次年度の当該構成市町村の引き取りを拒むことができるものとする。
- 8 甲が、第3項に違反した場合には、乙は次年度及び次々年度の引き取りを拒むことができるものとする。また、甲が一部事務組合、広域連合又は代表市町村である場合で、その構成市町村が第3項に違反したときには、乙は次年度及び次々年度の当該構成市町村の引き取りを拒むことができるものとする。
- 9 P E T ボトルに関しては、第1項記載の年間予定引き渡し量を、上期（令和8年4月1日から同年9月30日）分と下期（令和8年10月1日から令和9年3月31日）分に按分し、年2回の入札を行うものとする。本覚え書き別紙記載の保管施設別再商品化事業者一覧表の記載内容は、P E T ボトルについては、上期に相当する分のみであり、下期に相当する分については、下期入札結果の判明次第、乙から甲へ下期用の保管施設別再商品化事業者一覧表を送付又はR E I N Sで通知し、甲は、下期用の保管施設別再商品化事業者一覧表を本覚え書きに合綴して保管するものとする。

（引き取り方法）

- 第6条 乙が行う引き取りは、主務省令で定める設置の基準に適合する施設として主務大臣が指定する施設であって本覚え書きにおいて対象とされる分別基準適合物が保管されている保管施設（以下「指定保管施設」という。）において行われる。引き取りは、原則として、分別基準適合物それぞれ10トン車1台程度を単位とする。ただし、乙は、甲の年間の分別収集量が10トン車1台程度に満たない場合は、年間に最低1回の引き取りが行われるよう努める。
- 2 甲が乙に事前の断りなく、指定保管施設を変更した場合には、乙に対して当該変更に係る合理的な理由を記載した書面を直ちに提出しなければならない。その理由に合理性がないと乙が判断したときには、次年度の甲からの引き取りを拒むことができるものとする。
- 3 乙による入札の開札後に、甲が指定保管施設の変更を行なおうとする場合は、再商品化事業者へ提示された入札条件を違えることになるため、再商品化事業者に引取運搬費の

増加が発生するときには、甲は、その増加分を負担しなければならないことがある。

- 4 甲は、再商品化事業者が引き取り作業を円滑に実施できるよう努めるものとし、再商品化事業者の運搬車輛への積み込み時に、甲の管理下にある積み込み用機材の再商品化事業者への貸与などについて協力する。なお、甲は、分別基準適合物に関連して使用する各種消耗品（ラップフィルム、袋等を代表例とするが、それらに限られない。）については、自らの費用負担において用意することを原則とする。
- 5 甲は、引き渡し作業の希望日時について、再商品化事業者と事前に協議して決定する。
- 6 甲は、引き渡し量の検量方法について、再商品化事業者と事前に協議して決定する。また甲は、引き渡し対象となる分別基準適合物について、再商品化事業者とともに引き渡し後の完了確認等を行い、誤引き渡しの防止に努めなければならない。
- 7 甲による誤引き渡しが行われた場合、乙は甲に対し、誤引き渡しの防止のための改善を要求することができる。甲は、乙から改善の要求を受けた場合、速やかに誤引き渡しの防止のための具体的な改善案を書面で乙に提示し、改善のために必要な措置を講じるものとする。この場合において、改善のための必要な措置が講じられない又はその見込みがないと乙が判断した場合、乙は、甲からの引き取りの全部又は一部を留保することができる。
- 8 前項による甲からの引き取りの留保が継続したまま本契約が終了した場合、引き取りが留保された分別基準適合物は乙に引き取られないものとし、甲の負担において適正に処理するものとする。
- 9 本条への違反が認められた場合、乙は次年度以降における覚え書きの締結を拒むことができるものとする。

（引き渡し量）

第7条 甲は、甲の特定事業者負担分以外の分別基準適合物を含む全国市町村の引き渡し総量の実績が、容器包装リサイクル法第7条の規定に基づき定められた再商品化量の見込みを上回ることが見込まれる場合には、乙と協議の後、容器包装リサイクル法第35条の規定により、主務大臣に申し出を行う。

（分別基準適合物の品質確保）

- 第8条 甲は、容器包装リサイクル法に基づき定められた分別基準（以下「分別基準」という。）を遵守し、本覚え書き及び乙が提示する引き取り品質ガイドラインに基づき分別収集を行う。
- 2 甲が再商品化事業者に引き渡した分別収集品の品質が引き取り品質ガイドラインの品質水準より著しく劣ると判断される場合及びリチウムイオン電池等に代表される発火危険物の混入が発見された場合には、乙は甲と協議し改善の要求をすることができる。
 - 3 甲は、前項の改善要求が出されたときは、改善について早急に取り組むものとする。特に前項の発火危険物の混入が発見された場合には、発火事故防止の観点から、甲は、乙からの改善要求に対して具体的な改善案を書面にて乙に提示しなければならない。
 - 4 前項の取り組みにもかかわらず合理的期間内に改善措置が講じられず、引き取り品質ガイドラインに準拠していない場合、乙は品質が改善されたと判断するまで、甲からの引き取りの一部又は全部を留保することができるものとする。この場合において、品質が改善されないまま本覚え書きの有効期間が満了したときは、引き取りが留保された分別収集品は乙に引き取られないものとし、甲の負担において適正に処理されるものとする。
 - 5 甲が収集した分別収集品の品質が引き取り品質ガイドラインの品質水準に適合しない場合で品質改善が図られないときは、乙は次年度における分別基準適合物に関する業務実施覚え書き及び業務実施契約の契約申込を拒絶することができるものとする。この場合において、乙が本覚え書きを解除することなく品質不適合の分別収集品の引き取りを行ったとしても、本項の規定に基づく乙の権利は損なわれない。
 - 6 甲のプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物について、乙は定期又は不定期に品質調査を実施するが、当該品質調査に関し、甲若しくは甲の委託を受けた事業者等（甲が業務委託する中間処理事業者を代表例とするが、それらに限られない。）は、当該品質調査に係る実施日等の情報を聞きだしてはならない。

（引き取り作業）

第9条 乙は、再商品化事業者が指定保管施設において引き取り作業を行う場合に、再商品化事業者に対して、甲の諸規則及び指示を遵守することはもとより、作業の安全管理等について、善良なる管理者としての注意義務をもって引き取り作業を実施するよう指導す

る。

- 2 甲は、再商品化事業者による引き取りに際し、引き取り作業の予定の急な変更、事前連絡のない引き渡し量の変更又は指定保管施設若しくはその周辺における長時間待機等、正当な理由なく再商品化事業者にとって不当な負担となる行為がなされないよう指定保管施設の管理・監督を行い、円滑な引き取り作業ができるように努めなければならない。
- 3 乙は、再商品化事業者の引き取り作業に係る事故の対処については、甲と誠意をもって協議のうえ、これを解決する。

(指定保管施設)

- 第10条 甲は、指定保管施設における一般廃棄物の選別及び保管等、指定保管施設に対し中間処理のための適切な管理・監督を行うとともに、乙に引き渡される分別基準適合物に異物が混入しないための対策を講じるよう努めなければならない。
- 2 指定保管施設内において本契約以外の一般廃棄物又は産業廃棄物の中間処理を実施している場合、甲は、本契約の対象となる分別基準適合物に、本契約以外の廃棄物が混入しないよう区分け管理を徹底する等の防止策を講じるよう努めなければならない。
 - 3 指定保管施設での選別や保管の管理について疑義があると乙が認めた場合、乙は甲に対し、指定保管施設の管理体制について改善を要求することができる。甲は、乙から改善の要求を受けた場合、速やかに具体的な改善策を乙に書面で提示し、改善のために必要な措置を講じるものとする。この場合において、改善のための必要な措置が講じられない又はその見込みがないと乙が判断した場合、乙は、甲からの引き取りの全部又は一部を留保することができる。
 - 4 前項による甲からの引き取りの留保が継続したまま本契約が終了した場合、引き取りが留保された分別基準適合物は乙に引き取られないものとし、甲の負担において適正に処理するものとする。
 - 5 本条への違反が認められた場合、乙は次年度以降における覚え書きの締結を拒むことができるものとする。

(安全管理)

- 第11条 甲は、廃棄物処理法等の廃棄物の適正処理に関する法令及びこれらに基づく主務官庁からの告示、通達等並びに分別基準及び引き取り品質ガイドラインを遵守し、再商品化事業者における危険物（第8条第2項のリチウムイオン電池等の発火危険物を含む。）及び感染性廃棄物等の混入による安全、衛生上の事故の防止に努め、適正な処理について乙と協議するものとする。これと並行し、発火事故防止の観点から、甲は発火危険物の正しい排出方法について甲の地域住民に対して十分な啓発活動に努めるものとする。

(引き渡し総量の報告)

- 第12条 甲は、分別基準適合物の再商品化事業者による引き取り作業終了を確認した後、甲の引き渡し総量（本覚え書きによる特定事業者負担分と別途市町村負担分の引き渡しがある場合は当該市町村負担分を合算した量）を乙指定の報告様式により、引き渡しが行われた日の翌月5日までに乙に報告する。

(再商品化合理化拠出金の拠出)

- 第13条 乙は、容器包装リサイクル法第10条の2及び主務省令に基づき算定される市町村への拠出金（以下「再商品化合理化拠出金」という。）が発生する場合には、対象となる市町村（一部事務組合、広域連合及び代表市町村を含む。以下この条において同じ。）に拠出する。
- 2 再商品化合理化拠出金の額は、再商品化に現に要した費用の総額が再商品化に要すると見込まれた費用の総額（市町村から引き渡しの申込を受けた年度ごとの分別基準適合物の量に主務大臣が定める再商品化想定単価を乗じた額。以下「想定再商品化費用総額」という。）を下回るとき、想定再商品化費用総額から再商品化に現に要した費用の総額を控除して得られる額の二分の一の額をもとに、主務省令で定めるところにより算定される。
 - 3 甲に対するこの条による再商品化合理化拠出金がある場合、分別基準適合物の引き渡しを受けた年度の次年度の9月末日までに、別途甲が指定する金融機関の甲の口座宛て振込みにより実施されるものとする。
 - 4 拠出は甲乙間の年度ごとの覚え書き単位とし、各素材の分別基準適合物の分を合算し

一括して振込むものとする。

(再商品化履行状況の現地確認)

- 第14条 甲は、本覚え書きに基づき、甲が引き渡した分別基準適合物の再商品化履行状況を確認するため、甲の職員を乙と契約関係にある再商品化事業者の事業所に立ち入らせ、再商品化履行に関する現地確認（以下「現地確認」という。）を行うことができる。
- 2 甲は、現地確認を行おうとするときは、日程調整のため、その日時について、乙に対し、事前にREINSで連絡するものとする。乙は、再商品化事業者と協議のうえ、提示された日時に問題があるときは、甲に対し速やかに日時の変更を申し出なければならない。甲は、変更の申し出を受けたときは、乙と調整のうえ、現地確認を行う日時を新たに決定するものとする。
- 3 現地確認は、再商品化事業者の通常の業務時間内に再商品化事業者の立会いのもとに行われるものとする。乙は、必要に応じて、現地確認に立ち会うことができるものとする。
- 4 現地確認を行う甲の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 5 甲は、現地確認の目的において必要な範囲内で、再生処理施設及びその稼働状況並びに再商品化事業者の再商品化実施状況を記録した生産管理月報及び再商品化製品の販売実績を示す伝票等（再商品化事業者が乙に提出した控え）について確認を行うことができる。また、甲は、施設等の写真を撮影し、又は当該関連帳票類の複写をとることができる。ただし、PETボトルについては、甲が確認することができる関連資料は再生処理施設及びその稼働状況並びに再商品化事業者の再商品化実施状況を記録した生産管理月報のみとし、また甲が施設等の写真を撮影し、又は当該関連帳票類の複写を希望する場合には、再商品化事業者の同意を得るものとし、再商品化事業者の同意を得ることができないときには、甲は本条第7項の結果の公表の中に当該写真や当該関連帳票類の複写物を含めてはならない。
- 6 甲は、現地確認を行った結果、再商品化事業者に改善を求めるべき事項又は乙に関連調査を依頼する必要があるときは、乙を通じて行うこととし、速やかに、その詳細を乙に通知するものとする。乙は、通知があったときは、通知を踏まえて適切に対処するとともに、対処の内容及びその結果について、遅滞なく甲に通知するものとする。
- 7 甲は、現地確認の結果について再商品化事業者の名称と共に公表することができる。

(秘密保持)

- 第15条 甲及び乙は、本覚え書きの履行に関連して知り得た相手方の一切の業務上の情報及び知識など（甲が再商品化事業者から知り得たものを含む。）を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、公知のもの、被開示者が知り得た時すでに被開示者の所有であったもの、開示につき相手方の書面による明示的な承諾を得たもの、被開示者の責によらず公知となったもの、正当な権原を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当な手段により入手したもの、現地確認の実施により知り得た情報であって再商品化事業者が公表を了解したもの又は法令に基づき開示を命じられたものについてはこの限りではない。

(個人情報の保護)

- 第16条 乙は、本覚え書きに関して入手した甲の個人情報（「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）において定義される情報をいう。以下、本条項において同じ。）を乙の事業活動とこれに付随する業務及び本覚え書きの実施に必要な範囲において利用する。乙は、個人情報を本覚え書きの実施において乙の業務委託先に開示し、その取り扱いを委託することができるものとするが、国の機関若しくは地方公共団体からなされた再商品化業務に関連する要請に協力するため必要と合理的に判断される場合又は法令に基づく場合を除き、第三者に開示又は提供してはならない。

(反社会的勢力の排除に関する誓約)

- 第17条 乙は、甲に対し、以下の各号を誓約する。
- (1) 自らが、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に定めるものによる）、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会的運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはこれらに準ずる者、その構成員又はその構成員から成る企業体（以下総称して「反社会的勢力等」という。）ではなく、また反社会的勢力等によって経営を支配されていない（反社会的勢力等が実質的にそ

- の経営に関与している場合を含む。) こと。
- (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力等ではないこと。
- (3) 反社会的勢力等が乙の名義を利用し、本誓約をするものでないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
- ア 甲に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - ウ 虚偽の風説を流布して第三者の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為
 - エ 法的な責任を超えた不当な要求行為

- 2 乙が、第4条に定める本覚え書きの有効期間中に次のいずれかに該当した場合は、甲は何らの催告を要せずして乙と締結している本覚え書きを含む全ての契約を解除することができる。ただし、甲が全ての契約を解除しようとする場合、乙が、下請事業者(下請遅延防止法第2条第8項に定めるものをいう。)に、再商品化業務の再委託をしているときは、甲は乙が相当の期間を定めた当該下請事業者に対する催告を要することを了解する。
- (1) 本条第1項の各号に違反したことが発覚した場合
 - (2) 反社会的勢力等として起訴された場合
 - (3) 反社会的勢力等に該当するとみなされ、社会的に非難されるべき関係としてマスコミに報道された場合

(乙の覚え書きの解除)

第18条 乙は、本覚え書きに関し、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、本覚え書きの全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 乙に対して、不正に、実態と異なる引き渡し量を報告したとき
- (2) 第8条第3項に基づく取り組みにもかかわらず合理的期間内に品質改善がなされなかったとき
- (3) その他、本覚え書きの実施において、不正又は不当な行為があったとき

(権利義務の譲渡禁止)

第19条 甲及び乙は、相手方の書面による事前承諾なしに、本覚え書きにより生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供してはならない。

(権利の不放棄)

第20条 本覚え書きに定めるいずれかの条項における権利を乙が行使又は実施しない場合でも、かかる条項又はその他の条項に基づく権利を乙が放棄したと解されるものではない。

(災害、事故対応)

第21条 甲及び乙は、天災地変、事故等で甲と再商品化事業者間の分別基準適合物の引き取り・引き渡しに支障が生じると予想される場合は、速やかに相手方へ報告するものとする。

(危険物混入による火災事故対応)

第22条 甲から引き取りを行った分別基準適合物にリチウムイオン電池等危険物が混入し、それを原因として再商品化事業者の再商品化施設、又は再商品化事業者の保管場所で発火、火災事故が生じた場合は、甲は乙及び再商品化事業者へ責任をもって対応するものとする。

(協議事項)

第23条 甲は、再商品化事業者の引き取り作業に問題があると認められた場合、甲及び再商品化事業者双方で協議し、両者が誠意をもって問題を解決するよう努める。

- 2 甲及び乙は、本覚え書きの記載事項について疑義を生じた場合又は本覚え書きに記載のない事項について、誠意をもって協議し、これを解決する。

本覚え書き締結の証として、甲及び乙は、本覚え書き二通を作成し、記名押印のうえ、それぞれ各一通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲：

乙： 東京都港区虎ノ門一丁目14番1号郵政福祉琴平ビル
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
代表理事理事長 石塚 久継

業務実施契約書

(市町村負担分)

市町村、一部事務組合、広域連合又は代表市町村〇〇〇、(以下「甲」という。)と公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「乙」という。)とは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。)に基づき甲が分別収集するガラスびん、PETボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装廃棄物で容器包装リサイクル法第2条に定義される分別基準適合物(以下「分別基準適合物」という。)のうち、容器包装リサイクル法第2条第11項により再商品化の義務が適用除外される事業者に係る分別基準適合物(以下「市町村負担分」という。)に関し、以下のとおり契約を締結する。

(業務内容)

第1条 甲は、分別基準適合物の再商品化を乙に委託し、乙は、これを受託する。

(業務実施)

第2条 乙が行う再商品化は、乙の指定した「保管施設別再商品化事業者一覧表」に記載の再商品化事業者(以下「再商品化事業者」という。)が行う。

2 乙は、再商品化事業者(その所在地又は再生処理実施施設を含む。)を変更又は追加したときは、遅滞なく甲に通知し、再商品化事業者及びその他乙が別途再商品化を委託する事業者として追加した者以外に再商品化業務を委託しないものとする。

(関係法令等の遵守)

第3条 甲及び乙は、本契約による業務及びその実施に関して、本契約並びに分別基準適合物の引き渡し申込書及び申込要領、「分別基準適合物の引き取り及び再商品化」の概要(令和8年度版)、令和8年度市町村からの引き取り品質ガイドライン(以下「引き取り品質ガイドライン」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)、容器包装リサイクル法、その他の法令、関連する府省令、告示、規則及び条例を遵守し、業務を適正に実施しなければならない。

2 乙は、本契約による業務が適正に実施されるべく、再商品化事業者を適切に指導するものとする。

(契約期間)

第4条 本契約の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、第17条については情報又は知識が公知となるまで、第18条については本契約の終了後においてもなお有効なものとする。

(再商品化実施委託単価)

第5条 本契約における再商品化実施委託単価は、以下のとおりとする。なお、下記の単価には消費税及び地方消費税は含まれないものとする。

ガラスびん(無色)	:	円/k g
ガラスびん(茶色)	:	円/k g
ガラスびん(その他の色)	:	円/k g
PETボトル	:	円/k g
紙製容器包装	:	円/k g
プラスチック製容器包装	:	円/k g

(予定委託量)

第6条 本契約における予定委託量は、以下のとおりとする(k g未満は四捨五入とする)。
但し、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和3年法律第60号)第32条に基づく「委託契約書(プラスチック資源循環促進法関係)」を締結している場合において期中に比率が改定されたときは、同契約書第9条第4項に基づき「変更契約書」を締結し、プラスチック製容器包装の量を変更する。なお、PETボトルについては、年間の内訳として上期(令和8年4月1日から同年9月30日)分と下期(令和8年10月1日から令和9年3月31日)分に按分し、それぞれ予定委託量を記入するものとする。

ガラスびん(無色)	: 年間	k g
ガラスびん(茶色)	: 年間	k g
ガラスびん(その他の色)	: 年間	k g
PETボトル	: 年間	k g
(内訳: 上期	k g, 下期	k g)
紙製容器包装	: 年間	k g
プラスチック製容器包装	: 年間	k g
うち白色トレイ	: 年間	k g
うちプラスチック製容器包装	: 年間	k g

- 2 甲は、乙に予定委託量の引き渡しを達成できるよう努力する。
- 3 甲は、予定委託量については、正当な理由なく、かつ乙に事前の断りなく、甲が自ら処分し又は乙以外の第三者に引き渡してはならない。
- 4 甲は、引き渡し量について予定委託量に対して大幅な変更が見込まれるときは、遅滞なくその変更に関する合理的理由を付した書面で乙に通知する。乙はその連絡をふまえ、必要に応じて甲と乙との間で協議を行ったうえで、乙としての対応を判断する。また、甲が一部事務組合、広域連合又は代表市町村である場合で、その構成市町村の引き渡し量の撤回等に伴い、その引き渡し量が予定委託量に対して変更されたときには、当該構成市町村の撤回等に相当する引き渡し量を削減することで乙は甲と協議を行い、乙としての対応を判断する。なお、本項における協議には、甲又は乙が所轄官庁に相談することも含まれる。
- 5 甲が第4項の連絡を怠った場合、又は本契約の撤回若しくは第1項の予定委託量の大幅な減量があった場合には、乙は次年度の引き取りを拒むことができるものとする。また、甲が一部事務組合、広域連合又は代表市町村である場合で、その構成市町村の引き渡し量の撤回又は大幅な減量等があったときには、乙は次年度の当該構成市町村の引き取りを拒むことができるものとする。
- 6 甲が第3項に違反した場合には、乙は次年度及び次々年度の引き取りを拒むことができるものとする。また、甲が一部事務組合、広域連合又は代表市町村である場合で、その構成市町村が第3項に違反したときには、乙は次年度及び次々年度の当該構成市町村の引き取りを拒むことができるものとする。

(再商品化実施委託料金)

第7条 再商品化実施委託料金は、乙が引き取った分別基準適合物の総量(本契約による市町村負担分と別途特定事業者負担分の引き取りがある場合は当該特定事業者負担分を合算した量。以下「引き渡し総量」という。)と以下の市町村負担分の比率を乗じて得た量(k g未満は四捨五入)に、第5条の再商品化実施委託単価を乗じて得た金額とし、1円未満は切り捨てるものとする。なお、主務省庁が負担分の比率を変更したときは、それに応じて再商品化実施委託料金は変更されるものとする。

ガラスびん(無色)	:	6 %
ガラスびん(茶色)	:	11 %

ガラスびん（その他の色）	:	9 %
P E T ボトル	:	0 %
紙製容器包装	:	1 %
プラスチック製容器包装	:	1 %

（引き取り方法）

第8条 乙が行う引き取りは、主務省令で定める設置の基準に適合する施設として主務大臣が指定する施設であって本契約において対象とされる分別基準適合物が保管されている保管施設（以下「指定保管施設」という。）において行われる。引き取りは、原則として、分別基準適合物それぞれ10トン車1台程度を単位とする。ただし、乙は、甲の年間の分別収集量が10トン車1台程度に満たない場合は、年間に最低1回の引き取りが行われるよう努める。

2 甲が乙に事前の断りなく、指定保管施設を変更した場合には、乙に対して当該変更に係る合理的な理由を記載した書面を直ちに提出しなければならない。その理由に合理性がないと乙が判断したときには、次年度の甲からの引き取りを拒むことができるものとする。

3 乙による入札の開札後に、甲が指定保管施設の変更を行なおうとする場合は、再商品化事業者へ提示された入札条件を達えることになるため、再商品化事業者に引取運搬費の増加が発生するときには、甲は、その増加分を負担しなければならないことがある。

4 甲は、再商品化事業者が引き取り作業を円滑に実施できるよう努めるものとし、再商品化事業者の運搬車両への積み込み時に、甲の管理下にある積み込み用機材の再商品化事業者への貸与などについて協力する。なお、甲は、分別基準適合物に関連して使用する各種消耗品（ラップフィルム、袋等を代表例とするが、それらに限られない。）については、自らの費用負担において用意することを原則とする。

5 甲は、引き渡し作業の希望日時について、再商品化事業者と事前に協議して決定する。

6 甲は、引き渡し量の検量方法について、再商品化事業者と事前に協議して決定する。また甲は、引き渡し対象となる分別基準適合物について、再商品化事業者とともに引き渡し後の完了確認等を行い、誤引き渡しの防止に努めなければならない。

7 甲による誤引き渡しに認められた場合、乙は甲に対し、誤引き渡しの防止のための改善を要求することができる。甲は、乙から改善の要求を受けた場合、速やかに誤引き渡しの防止のための具体的な改善案を書面で乙に提示し、改善のために必要な措置を講じるものとする。この場合において、改善のための必要な措置が講じられない又はその見込みがないと乙が判断した場合、乙は、甲からの引き取りの全部又は一部を留保することができる。

8 前項による甲からの引き取りの留保が継続したまま本契約が終了した場合、引き取りが留保された分別基準適合物は乙に引き取られないものとし、甲の負担において適正に処理するものとする。

9 本条への違反が認められた場合、乙は次年度以降における契約の申込を拒むことができるものとする。

（引き渡し量）

第9条 甲は、市町村負担分以外の分別基準適合物を含む全国市町村の引き渡し総量が、容器包装リサイクル法第7条の規定に基づき定められた再商品化量の見込みを上回ることが見込まれる場合には、乙と協議の後、容器包装リサイクル法第35条の規定により、主務大臣に申し出を行う。

（分別基準適合物の品質確保）

第10条 甲は、容器包装リサイクル法に基づき定められた分別基準（以下「分別基準」という。）を遵守し、本契約及び乙が提示する引き取り品質ガイドラインに基づき分別収集を行う。

2 甲が再商品化事業者に引き渡した分別収集品の品質が引き取り品質ガイドラインの品質基準より著しく劣ると判断される場合及びリチウムイオン電池等に代表される発火危険物の混入が発見された場合には、乙は甲と協議し改善の要求をすることができる。

3 甲は、前項の改善要求が出されたときは、改善について早急に取り組むものとする。特

に前項の発火危険物の混入が発見された場合には、発火事故防止の観点から、甲は、乙からの改善要求に対して具体的な改善案を書面にて乙に提示しなければならない。

- 4 前項の取り組みにもかかわらず合理的期間内に改善措置が講じられず、引き取り品質ガイドラインに準拠していない場合、乙は品質が改善されたと判断するまで、甲からの引き取りの一部又は全部を留保することができるものとする。この場合において、品質が改善されないまま本契約の有効期間が満了したときは、引き取りが留保された分別収集品は乙に引き取られないものとし、甲の負担において適正に処理されるものとする。
- 5 甲が収集した分別収集品の品質が引き取り品質ガイドラインの品質水準に適合しない場合で品質改善が図られないときは、乙は次年度における分別基準適合物に関する業務実施覚え書き及び業務実施契約の契約申込を拒絶することができるものとする。この場合において、乙が本契約を解除することなく品質不適合の分別収集品の引き取りを行ったとしても、本項の規定に基づく乙の権利は損なわれない。
- 6 甲のプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物について、乙は定期又は不定期に品質調査を実施するが、当該品質調査に関し、甲若しくは甲の委託を受けた事業者等（甲が業務委託する中間処理事業者を代表例とするが、それらに限られない。）は、当該品質調査に係る実施日等の情報を聞きだしてはならない。

（引き取り作業）

- 第11条 乙は、再商品化事業者が指定保管施設において引き取り作業を行う場合に、再商品化事業者に対して、甲の諸規則及び指示を遵守することはもとより、作業の安全管理等について、善良なる管理者としての注意義務をもって引き取り作業を実施するよう指導する。
- 2 甲は、再商品化事業者による引き取りに際し、引き取り作業の予定の急な変更、事前連絡のない引き渡し量の変更又は指定保管施設若しくはその周辺における長時間待機等、正当な理由なく再商品化事業者にとって不当な負担となる行為がなされないよう指定保管施設の管理・監督を行い、円滑な引き取り作業ができるように努めなければならない。
- 3 乙は、再商品化事業者の引き取り作業に係る事故の対処については、甲と誠意をもって協議のうえ、これを解決する。

（指定保管施設）

- 第12条 甲は、指定保管施設における一般廃棄物の選別及び保管等、指定保管施設に対し中間処理のための適切な管理・監督を行うとともに、乙に引き渡される分別基準適合物に異物が混入しないための対策を講じるよう努めなければならない。
- 2 指定保管施設内において本契約以外の一般廃棄物又は産業廃棄物の中間処理を実施している場合、甲は、本契約の対象となる分別基準適合物に、本契約以外の廃棄物が混入しないよう区分け管理を徹底する等の防止策を講じるよう努めなければならない。
- 3 指定保管施設での選別や保管の管理について疑義があると乙が認めた場合、乙は甲に対し、指定保管施設の管理体制について改善を要求することができる。甲は、乙から改善の要求を受けた場合、速やかに具体的な改善策を乙に書面で提示し、改善のために必要な措置を講じるものとする。この場合において、改善のための必要な措置が講じられない又はその見込みがないと乙が判断した場合、乙は、甲からの引き取りの全部又は一部を留保することができる。
- 4 前項による甲からの引き取りの留保が継続したまま本契約が終了した場合、引き取りが留保された分別基準適合物は乙に引き取られないものとし、甲の負担において適正に処理するものとする。
- 5 本条への違反が認められた場合、乙は次年度以降における契約の申込を拒むことができるものとする。

（安全管理）

- 第13条 甲は、廃棄物処理法等の廃棄物の適正処理に関する法令及びこれらに基づく主務官庁からの告示、通達並びに分別基準及び引き取り品質ガイドラインを遵守し、再商品化事業者における危険物（第10条第2項のリチウムイオン電池等の発火危険物を含む。）、感染性廃棄物等の混入による安全、衛生上の事故の防止に努め、適正な処理について乙と協議するものとする。これと並行し、発火事故防止の観点から、甲は発火危険物の正しい排出方法について甲の地域住民に対して十分な啓発活動に努めるものとする。

(引き渡し総量の報告)

第14条 甲は、分別基準適合物の再商品化事業者による引き取り作業終了を確認した後、甲の引き渡し総量を乙指定の報告様式により、引き渡しが行われた日の翌月5日までに乙に報告する。

(支払い条件)

第15条 乙は、第7条に定める再商品化実施委託料金を、第14条に定める報告に基づき算出のうえ、四半期毎に、甲に請求する。なお、請求に当たっては、甲から乙への引き渡しが行われた時点で適用される消費税率をもって計算した金額(1円未満切捨て)を請求するものとする。

2 前項の定めにかかわらず、甲乙間において「委託契約書(プラスチック資源循環促進法関係)」が締結されている場合は、乙は、同契約書第11条第2項に定める方法により甲に請求するものとする。

3 甲は、前二項の請求書を受領した後、30日以内に当該委託料金を、乙が指定する乙名義の銀行口座へ一括して支払う。このとき、振込み手数料は甲の負担とする。

(再商品化履行状況の現地確認)

第16条 甲は、業務実施覚え書き第14条に定める再商品化履行状況の現地確認に関する権利を有するものとする。この場合、本覚え書きとある箇所は、本契約と読み替えるものとし、以下第17条及び第18条の場合にも同様とする。

(秘密保持)

第17条 甲及び乙は、業務実施覚え書き第15条に定める秘密保持の義務を負うものとする。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、業務実施覚え書き第16条に定める個人情報の保護の義務を負うものとする。

(反社会的勢力の排除に関する誓約)

第19条 乙は、業務実施覚え書き第17条に定める反社会的勢力の排除に関する誓約を甲に対して遵守する。

(乙の契約解除)

第20条 乙は、本契約に関し、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(1) 乙に対して、不正に、実態と異なる引き渡し量を報告したとき

(2) 第10条第3項に基づく取り組みにもかかわらず合理的期間内に品質改善がなされなかったとき

(3) その他、本契約の実施において、不正又は不当な行為があったとき

(権利義務の譲渡禁止)

第21条 甲及び乙は、相手方の書面による事前承諾なしに、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供してはならない。

(権利の不放弃)

第22条 本契約に定めるいずれかの条項における権利を乙が行使又は実施しない場合でも、かかる条項又はその他の条項に基づく権利を乙が放棄したと解されるものではない。

(災害、事故対応)

第23条 甲及び乙は、天災地変、事故等で甲と再商品化事業者間の分別基準適合物の引き取り・引き渡しに支障が生じると予想される場合は、速やかに相手方へ報告するものとする。

(危険物混入による火災事故対応)

第24条 甲から引き取りを行った分別基準適合物にリチウムイオン電池等危険物が混入

し、それを原因として再商品化事業者の再商品化施設、又は再商品化事業者の保管場所で発火、火災事故が生じた場合は、甲は乙及び再商品化事業者へ責任をもって対応するものとする。

(協議事項)

第25条 甲は、再商品化事業者の引き取り作業に問題があると認められた場合、甲及び再商品化事業者双方で協議し、両者が誠意をもって問題を解決するよう努める。

2 甲及び乙は、本契約の記載事項について疑義を生じた場合又は本契約に記載のない事項について、誠意をもって協議し、これを解決する。

本契約締結の証として、甲及び乙は、本契約書二通を作成し、記名押印のうえ、それぞれ各一通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲：

乙： 東京都港区虎ノ門一丁目14番1号郵政福祉琴平ビル
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
代表理事理事長 石塚 久継

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 御中

令和8年度ガラスびん分別基準適合物の引き渡し申込書(様式3-1)

下記を同意の上、分別基準適合物の引き渡しを、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」という。)に申込みます(なお、「一部事務組合等」とは、一部事務組合と広域連合及び代表市町村をいいます)。

- 1.引き渡し申込量は、再商品化事業者入札選定における対象数量となるため、本紙右上記載の締切日後は、引き渡し申込みの撤回又は引き渡し申込量を変更しません。
- 2.正当な事由のない申込みの撤回又は引き渡し申込量を大幅に変更した場合、令和9年度において分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合は、当該構成市町村について、その撤回又は変更素材についての分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
- 3.引き渡し申込量の申込みをしたにもかかわらず、自ら処分し、第三者に引き渡した場合には、令和9年度及び令和10年度において、分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合、当該構成市町村について、その自ら処分又は第三者に引き渡した素材の分別基準適合物の引き取りを同じく、協会に拒絶されても異議を申しません。
- 4.引き渡し申込みに係る分別基準適合物の再商品化実施に関しては、別途、協会との間で「業務実施覚え書き」及び「業務実施契約書」を締結します。

①本様式3には、協会に令和7年度に登録されている保管施設名等を予め印字しています。印字されている保管施設に修正がある場合は、赤字で修正の上、ご記入ください。なお、新規の保管施設は、別紙(予め印字していない)をご使用ください(太枠内全てにご記入ください。また用紙が足りない場合はコピーしてお使いください)。

見本

②市町村又は組合コード	01001	③市町村又は組合名	容器リサイクル組合
-------------	-------	-----------	-----------

④保管施設コード	01	⑤保管施設名	容器包装リサイクルプラザ	⑥協会への引き渡し開始希望日	令和	08	年	04	月	01	日
----------	----	--------	--------------	----------------	----	----	---	----	---	----	---

注:協会記入欄

注:実際に引き渡しを開始する予定日を記入してください。
(例:令和8年4月1日)

保管施設	⑦ストックヤードの最大保管量(トン)	無色	茶色	その他の色	青色	緑色	黒色
		4 t	0 t	4 t	4 t	4 t	0 t
	⑧トラックスケール	☒ 1. 有 最大秤量: 30 t ☐ 2. 無	⑨積み込み機材	☒ 1. 有 フォークリフト 台数: 2 t 1台 台数: t 台 台数: t 台 ショベルローダー 台数: 2.5 t 1台 台数: t 台 台数: t 台 ☒ その他の積み込み機材 機材名・台数: ブルトーザー 1台, 5tホイスト 2台 (全角20文字以内) ☐ 2. 無			
保管施設特記事項 (30文字以内)	10t車での引取は可能だが最大保管量(引取量)が4t未満						

⑩ 仕方分別収集・中間処理の引き渡し条件	分別収集の方法	分別収集容器の種類	中間処理(色分別等)の方法	引き渡し車両
	☒ 1. 単品収集 ☐ 2. 混合収集	☒ 1. コンテナ ☐ 2. 袋 ☐ 3. その他	☒ 1. 色選別 ☒ 手選別のみ ☐ 機械選別 ☐ 2. 中間処理はしない ☐ 3. その他	☐ 1. 10トン車 ☒ 2. 10トン車以外 (4 トン) 注: 「10トン車以外」を選択時には、何トン車を記入してください。 また、下の特記事項にその理由を記入してください。
	特記事項 (80文字以内)	積み込み機材の都合により、毎週金曜日に4トン車での引き渡しを希望		

引き渡し単位 申込量(kg)	色種類	1. 無色	2. 茶色	3. その他の色合計	(内 訳)			
	⑪引き渡し申込量 (下記注参照)	☒ 1. 特定事業者負担分と市町村負担分双方 ☐ 2. 特定事業者負担分のみ ☐ 3. 申込まない	☐ 1. 特定事業者負担分と市町村負担分双方 ☐ 2. 特定事業者負担分のみ ☒ 3. 申込まない	☒ 1. 特定事業者負担分と市町村負担分双方 ☐ 2. 特定事業者負担分のみ ☐ 3. 申込まない	(1)青色	(2)緑色	(3)黒色	(4)その他の色
		138000	000	50000	10000	10000	10000	000
⑫(参考)R6年度引き渡し実績量		105020	- - - - -	45850	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -

注: ☐1. ☐2. 又は☐3. のいずれかの☐に必ずチェックを付けたうえで、量を記入してください。

引き渡し申込みを協会が承諾した証として、オンラインによる申込みに対してはオンラインによって、紙書面による申込みに対しては紙書面によって、協会から引き渡し申込承諾書が各々発行されます。

(市町村/一部事務組合→公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)

令和 8 年度ガラスびん分別基準適合物の引き渡し申込承諾書

市町村又は組合名	〇〇〇市	御中
市町村又は組合コード	0 1 0 0 1	

東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

見 本

印

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」という。)は、〇〇〇市からなされた「令和 8 年度ガラスびん分別基準適合物の協会への引き渡し申込み」(申込み受付日: 令和 7 年 11 月 12 日。以下「引き渡し申込み」という。)について、下記のとおり承諾いたします。

1. 引き渡し条件

素材別による令和 8 年度分別基準適合物の引き渡し申込書(様式 3)記載のとおりとします。

2. 引き渡し申込みを承諾する量

保管施設コード: 01
保管施設名: 容器包装ストックヤード 0 1
引き渡し開始希望日: 令和 8 年 4 月 1 日

色種類	1. 無色						2. 茶色						3. その他の色合計					
負担区分	特定事業者負担分 と市町村負担分双方						特定事業者負担分 と市町村負担分双方						特定事業者負担分 と市町村負担分双方					
引き渡し承諾量 (kg)		3	8	4	0	0	0	4	8	0	0	0	0	1	1	4	0	0

その他の色内訳	(1) 青色				(2) 緑色				(3) 黒色				(4) その他の色			
引き渡し承諾量(kg)																

保管施設コード: 02
保管施設名: 容器包装ストックヤード 0 2
引き渡し開始希望日: 令和 8 年 4 月 1 日

色種類	1. 無色						2. 茶色						3. その他の色合計					
負担区分	特定事業者負担分 と市町村負担分双方						特定事業者負担分 と市町村負担分双方						特定事業者負担分 と市町村負担分双方					
引き渡し承諾量 (kg)			1	8	0	0	0		6	4	0	0	0		4	2	0	0

その他の色内訳	(1) 青色				(2) 緑色				(3) 黒色				(4) その他の色			
引き渡し承諾量(kg)																

保管施設コード: 03
保管施設名: 容器包装ストックヤード 0 3
引き渡し開始希望日: 令和 8 年 4 月 1 日

色種類	1. 無色						2. 茶色						3. その他の色合計					
負担区分	特定事業者負担分 と市町村負担分双方						特定事業者負担分 と市町村負担分双方						特定事業者負担分 と市町村負担分双方					
引き渡し承諾量 (kg)			5	0	0	0	0		8	2	0	0	0		1	4	0	0

その他の色内訳	(1) 青色				(2) 緑色				(3) 黒色				(4) その他の色			
引き渡し承諾量(kg)																

保管施設コード: 04
保管施設名: 容器包装ストックヤード 0 4
引き渡し開始希望日: 令和 8 年 4 月 1 日

色種類	1. 無色						2. 茶色						3. その他の色合計					
負担区分	特定事業者負担分 と市町村負担分双方						特定事業者負担分 と市町村負担分双方						特定事業者負担分 と市町村負担分双方					
引き渡し承諾量 (kg)				9	0	0	0		1	5	0	0	0			4	0	0

その他の色内訳	(1) 青色				(2) 緑色				(3) 黒色				(4) その他の色			
引き渡し承諾量(kg)																

- この承諾書で引き渡し申込みを承諾した分別基準適合物の再商品化について、別途、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日を実施期間とする「業務実施覚え書き」及び「業務実施契約書」を締結させていただきます。
- 正当な事由のない引き渡し申込みの撤回又は引き渡し申込量の大幅な変更がなされた場合は、令和 9 年度において分別基準適合物の引き取りを拒絶することがありますので、ご注意ください。
- 引き渡し申込量の申込みをしたにもかかわらず、自ら処分し、第三者に引き渡した場合には、令和 9 年度及び令和 10 年度において、分別基準適合物の引き取りを拒絶することがありますので、ご注意ください。

令和 7 年 10 月 21 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

素材	改定履歴
ガラスびん	平成 28 年 10 月 25 日改定
PET ボトル	平成 29 年 10 月 30 日改定
紙製容器包装	平成 24 年 2 月 24 日改定
プラスチック製容器包装及び白色トレイ	令和 4 年 6 月 20 日改定

令和 8 年度市町村からの引き取り品質ガイドライン

このガイドラインは、再商品化事業者が分別基準適合物の再生処理にあたり、市町村から引き取る際の品質の目標を示します。令和 8 年度については、下記の基準を用います。

1. ガラスびん

(1) ガラスびんに求められる引取り形態

- ① 無色・茶色・その他の色の 3 区分に色分けされていること。
- ② 色ごとに 10 トン車 1 台程度単位の搬出ができる量が確保されていること。

(2) ガラスびんの品質

異物の区分	異物の混入許容値 (※ガラスびん 1 トン中の混入 g 数)	許容範囲の目安
① びんのキャップ	アルミニウム 30g	28mm 口径のアルミキャップで 20 個程度
	スチール 50g	50mm 口径のスチールキャップで 10 個程度
	その他の金属 50g	
	プラスチック 500g	28mm 口径のプラキャップで 130 個程度
② 陶磁器類の混入	30g	湯飲み茶碗の小さめな破片 1 個程度
③ 石・コンクリート・土砂類の混入	30g	陶磁器類と同程度の分量が目安
④ 無色ガラスびんへの他の色混入	500g	720ml 酒類びん 1 本程度
⑤ 色ガラスびんへの他の色ガラスびんの混入	1000g	720ml 酒類びん 2 本程度
⑥ ガラスびんの中の中身残り・汚れ	0	さっと水洗いした状態が好ましい
⑦ ガラスびんと組成の違う異質ガラス等の混入	0	調理器、食器、クリスタルガラス、電球、光学ガラス等が混入していないこと
⑧ プラ・PET・缶・紙等の容器の混入	0	他素材は混ぜないで

※ ガラスびん 1 トンとは 720ml 酒類びんで約 2,000 本になります。

(3) 分別上の留意点

- ① 分別基準適合物になるガラスびんは飲料水・食品・酒類・ドリンク等の内容物が入っているガラスびんです。
(注) 劇薬等が入っていたびんは資源化の過程で作業者にガス発生等の影響があるので対象外です。
- ② 無色ガラスびんがスリガラス加工されたガラスびんは無色ガラスびんに区分します。
(注) 口部を見ると判別できます。
- ③ はっきりとした無色と茶色以外の中間色はその他の色に分別収集してください。
(例：リキュール、ブランデー等のスモーク、イエロー、輸入ワインびんに見られる緑と茶の中間色)
- ④ 哺乳びんは組成が耐熱ガラスです。混入させないでください。
- ⑤ 食料調味料に使われている打栓式のキャップは無理に取らなくても構いません。
- ⑥ 化粧品用のガラスびんの組成は、一般のガラスびん（ソーダ石灰素材）と同じですので、通常どおり分別収集を行ってください。
- ⑦ 陶磁器と似ている乳白色のガラスも、混ぜないでください。再商品化事業者が陶磁器と区別ができません。

2. PETボトル

PETボトルの分別収集とは、廃棄物を分別して収集し、及びその収集した廃棄物について、必要に応じ、分別、圧縮、その他環境省令で定める行為（こん包：環境省令平成18年度第35号で規定）を行うことをいい、圧縮され、結束材でこん包されたものをベールと呼びます。

（1）ベールの寸法、重量、結束材

ベールの寸法は、トラックへの積載効率や、標準パレット（1,100mm×1,100mm 角）への適合性から、次の3種類の寸法を推奨します。

寸法※1	重量	結束材※2
①600×400×300mm	15～20kg	PP又はPETバンド [*]
②600×400×600mm	30～40kg	同上
③1,000×1,000×1,000mm	180～230kg	同上

※1 寸法欄の600×400mm、1,000×1,000mmは、プレス金型の寸法を示しています。実際のベールの寸法は、これより多少大きくなります。

※2 従来の番線及びスチールバンドは解梱作業の安全上好ましくありませんので、できるだけPP又はPETバンドを使用してください。

（2）ベールの品質

低コスト、高品質の再生材料を得るにはベールの品質の良いことが重要な条件となります。参考として、次のようなモデル事例を示します。

なお、実際に実施する分別基準適合物の品質調査は「PETボトル分別基準適合物（ベール品）の品質ランク区分及び配点基準」に基づいて判定されます。

項 目			参 考
ベ ー ル 状 態	①	外観汚れ程度	外観の汚れがないこと
	②	ベールの積み付け安定性	荷崩れがないこと
	③	ベールの解体性	解体が容易であること
与 え る P E T ボ ト ル 類	④	キャップ付きPETボトル	10%以下
	⑤	容易に分離可能なラベル付きPETボトル	10%以下
	⑥	中身が残っているPETボトル	1%以下
	⑦	テープや塗料が付着したPETボトル	なし
	⑧	異物の入ったPETボトル	なし
夾 雑 異 物	⑨	塩ビボトル	0.5%以下
	⑩	ポリエチレンやポリプロピレンのボトル	0.5%以下
	⑪	材質識別マークのないボトル	1%以下
	⑫	アルミ缶、スチール缶	なし
	⑬	ガラスびん、陶磁器類	なし
	⑭	紙製容器類	なし
	⑮	その他夾雑物	なし

3. 紙製容器包装

(1) 引き取り形態

分別基準にあるとおり、結束又は圧縮されているものです。

なお、結束の場合、かさ張る紙箱等は潰して平板としてください。

また、少量の場合にはフレコンによる引き取りも行います。

(2) 品質基準（目標）

項目	目標	備考
1) 水分	12%以下 ※1	水分を測定する必要はないが、収集・保管時に水にできるだけぬらさないようにすることにより対応する
2) 食品残渣	付着していないこと ※2	食品残渣が除去されず付着しているものが混入しないようにする
3) 紙製容器包装以外の紙類	混入 10%以下	チラシ、雑誌、新聞等の紙類が混入しないようにする
4) 紙製容器包装で再商品化義務の対象外の容器包装	原則として混入していないこと	段ボール及び飲料用紙容器（アルミなし）が混入しないようにする
5) その他異物	混入していないこと	プラスチック類、金属類、陶磁器、石類、ガラス、木片、布繊維等の異物が混入しないようにする

※1. 古紙標準品質規格表に準拠

※2. 分別基準の運用方針では食品残渣等有機物の取り扱いとして「保管時の衛生対策から食品残渣等の付着がないよう洗浄及び拭き取る等で容易に付着物を除去できるものについては、付着物を除去した後に排出するとともに、付着物により汚れているものについては排出しないよう住民を指導されたい。」とあります。

4. プラスチック製容器包装及び白色トレイ

(1) プラスチック製容器包装（プラスチック製容器包装のみを回収する場合に限る）

1) 引き取り形態

分別基準にあるとおり、「圧縮」されているもの（以下、ベールという。）です。
「圧縮」とは、単品で圧縮されていることではなく、保管、運搬時の効率性を確保する観点から、一般的な圧縮機（ベーラー等）で圧縮され、結束又はこん包等により形態の維持、小容器類の飛散対策が図られていることをいいます。
また、粉碎・溶融されたものは含めることができません。

2) ベールに求められる性状

- ・ 安全性：運搬や保管・移動作業中に荷崩れがないこと。
なお、ベールの安定性のためには、ボトル類にあっては蓋を外して圧縮を行う方が合理的です。
- ・ 衛生性：ベールから臭気の発生がないこと。
腐敗性有機物等が付着、混入していないこと。
- ・ バラケ性：再生処理施設での解体が容易であること（かさ比重 0.25～0.35t/m³程度を目安としてください）。
- ・ 収集袋の破袋：分別収集に利用される収集袋を破袋し、収集袋から収集物を抜き出し異物を取り除き、また容器包装リサイクル法の対象物ではない収集袋（指定収集袋、市販のごみ袋）が除かれていること。

3) ベールの寸法、重量、結束材

ベールの寸法はトラックへの積載効率や標準パレット（1,100mm×1,100mm 角）への適合性から、次の3種類の寸法を推奨します。

寸法（mm）＊	重量（kg）	結束材
①600×400×300	18～25	PP、PETバンド又はフィルム併用
②600×400×600	36～50	同上
③1,000×1,000×1,000	250～350	同上

＊寸法の 600×400mm、1,000×1,000mmはプレス金型の寸法を示します。

実際のベールの寸法はこれより少し大きくなります。

＊「推奨」ですから、ローリングタイプのベールを排除するものではありません。

＊番線及びスチールバンドは解梱作業の安全上好ましくありません。

4) ベールの品質基準

再商品化を効果的、効率的に行うためには、原料となるベールの品質が良くなければなりません。

項目	基準	備考
分別基準適合物である プラスチック製容器包装	90%以上（重量比）	
【含めてはいけないもの】		
【異物等】 ① 汚れの付着したプラスチック製容器包装	混入していないこと	食品残渣等（※1）が付着して汚れた物や生ごみ 土砂や油分等で汚れた物
② 指定収集袋及び市販のごみ袋	混入していないこと	市町村指定の収集袋、市販のごみ袋
③ 容リ法でPETボトルに分類されるPETボトル	混入していないこと	
④ 他素材の容器包装	混入していないこと	金属、ガラス、紙製等の容器包装
⑤ 容器包装以外のプラスチック製品	混入していないこと	バケツ、洗面器、カセットテープ、おもちゃ等の容器包装以外のプラスチック製品
⑥ 事業系のプラスチック製容器包装	混入していないこと	業務用容器等
⑦ 上記以外の異物	混入していないこと	容器以外のガラス、金属、布、陶磁器、土砂、食物残渣、生ごみ、木屑、紙、皮、ゴム等の異物
⑧ 禁忌品	混入していないこと	医療系廃棄物（※2） 危険品（※3）

（※1）分別基準の運用方針では食品残渣等有機物の取り扱いとして「保管時の衛生対策から、食品残渣等の付着がないよう洗浄及び拭き取る等で容易に付着物を除去できるものについては、付着物を除去した後に排出するとともに、付着物により汚れているものについては排出しないよう指導されたい。」とあります。

（※2）医療系廃棄物とは、感染症の恐れがある、注射針、注射器、点滴セットのチューブ・針（輸液パック部分は除く。）等。

（※3）危険品とは、リチウムイオン電池、リチウムイオン電池を含む電子機器、ライター、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池等発火の危険性があるもの、及び刃物、カミソリ、ガラスの破片等怪我をする危険性があるもの。

(2) 白色の発泡スチロール製食品用トレイ（白色トレイのみを回収する場合に限る）

1) 引き取り形態

- ・原則として圧縮を行わず、透明ポリエチレン製袋に回収トレイを入れ密封こん包されているものです。

2) 密封こん包に求められる性状

- ・衛生性：こん包はしっかり密封されていること。
透明ポリエチレン製の袋であって、腐敗性のものや土砂等で汚れていないこと。

3) 透明ポリエチレン製袋の寸法

透明ポリエチレン製袋の寸法はトラックへの積載効率や、作業性を考え、次の2種類の寸法を推奨します。

寸法 (mm)	重量 (k g)	フィルムの厚さ
①1, 500×1, 200	2.5～3.0	25 μ
②1, 200×1, 000	1.7～2.0	25 μ

4) こん包の品質基準

再商品化を効果的、効率的に行うためには、原料となるベールの品質が良くなければなりません。

項目	基準	備考
分別基準適合物である白色の発泡スチロール製食品用トレイ	90%以上（重量比）	洗浄・乾燥済みの両面とも白色のトレイに限る
【異物等】 ① 汚れが付着したもの	混入していないこと	食品残渣等が付着して汚れた物や生ごみ土砂や油分等で汚れた物
② 非白色発泡スチロール製トレイ	混入していないこと	色物、柄物トレイ
③ 発泡スチロール製以外のトレイ	混入していないこと	P E、P P、P E T、非発泡P S
④ トレイ以外のプラスチック製容器包装	混入していないこと	カップ麺、緩衝材
⑤ 上記以外の異物	混入していないこと	容器以外のガラス、金属、布、陶磁器、土砂、食物残渣、生ごみ、木屑、紙、皮、ゴム等の異物
⑥ 水分	密封こん包内部に水滴が発生しないこと	洗浄、乾燥されているトレイを分別収集することにより対応する

以上

令和 7 年 10 月 21 日

市（区）町村・一部事務組合
容器包装リサイクル ご担当者 様

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
ガラスびん事業部
P E T ボトル事業部

容器包装廃棄物単独収集のお願いについて

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、容器包装廃棄物の再商品化にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、容器包装廃棄物に対する市町村・一部事務組合の収集・運搬に関しましては、ご高承のとおり、びん・缶、P E T ボトルなどの異なる素材の容器と一緒に収集・運搬する混合収集と、素材ごとに収集・運搬する単独収集を採用されている市町村に大別されます。

更に、混合収集の場合、「びん・缶・P E T ボトル」の 3 種混合収集や「びん・缶」や「びん・P E T ボトル」、「缶・P E T ボトル」などの組み合わせによる 2 種混合収集などの分別方法に分けられます。

当協会では、再商品化の実態把握の一環として、市町村・一部事務組合を訪問のうえ情報交換をさせていただいておりますが、例えば、「びんと P E T ボトル」の 2 種混合収集されている市町村・一部事務組合にその背景をヒアリングすると、この組み合わせでは P E T ボトルがびんの緩衝材になり、びんが割れにくいのでこの分別方法を採用している、との回答が寄せられるケースが多々あります。

しかしながら、異物混入は再商品化製品の品質を左右する大きな要因であり、特に P E T ボトルへのガラスの混入は再生処理工程における除去が困難であります。そのため利用製品の製造時に品質面の不具合（再生繊維の切れ、ボトル成形時の割れ、シートの外観不良など）が生じ、利用用途が限定されることがあります。3 種混合のケースでは、容器に汚れが付着しやすい、或いは、それぞれの素材の容器の中間処理工程で異物である他素材の選別が十分にできず、異物が混入したまま再商品化事業者に引き渡されているケースが見られるなど、再商品化の支障になっているケースがあります。

また、このような事態は再商品化製品の品質の低下のみならず、歩留まり（再商品化率）の低下や再商品化事業者による再選別費用の発生など、コスト面にも悪影響を及ぼします。

当協会では、こうした悪影響を軽減・排除し、円滑な再商品化に向け単独収集を勧奨いたしております。

各地域の諸事情はあろうかと存じますが、混合収集を採用されている市町村・一部事務組合におかれましては、単独収集への切り替えにつき、是非ご検討を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

敬具

（本件お問い合わせ先）

ガラスびん事業部 TEL：03-5532-8695 P E T ボトル事業部 TEL：03-5532-8691

令和 7 年 10 月 21 日

市（区）町村・一部事務組合
容器包装リサイクル ご担当者 様

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
P E T ボトル事業部

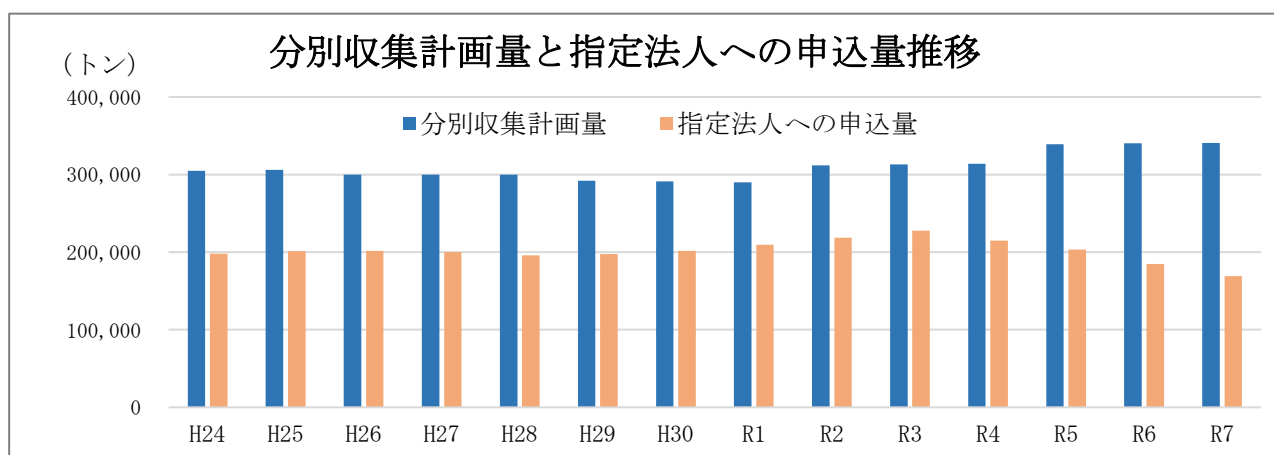
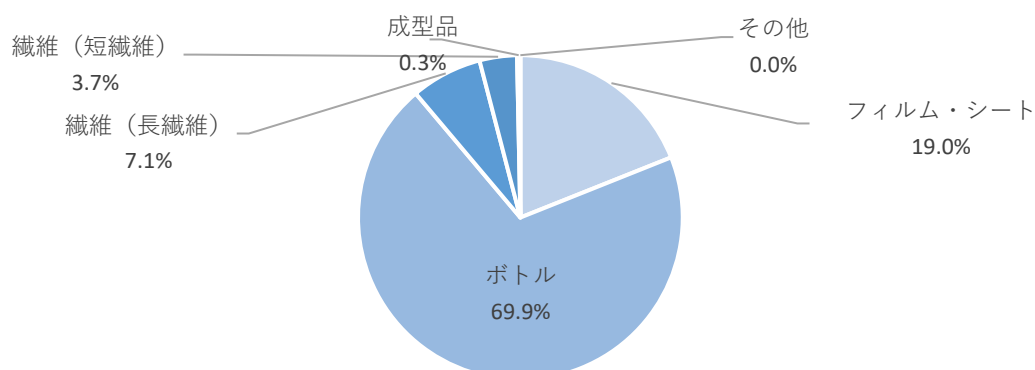
P E T ボトル分別基準適合物の指定法人への引き渡しの現状等

1. P E T ボトルリサイクルの現状

令和 6 年度、全国の市町村及び一部事務組合から指定法人への使用済み P E T ボトルの引き渡し量は約 18 万 6 千トン、令和 7 年度の契約量は 16 万 9 千トンとなり、令和 4 年度をピーク（約 21 万 9 千トン）として減少に転じております。この背景は、P E T ボトルの引き渡しについて、容リルートから脱退し、独自処理へ切り替える市町村及び一部事務組合が増加している現状があります。

当協会の令和 6 年度 用途別 再商品化製品販売実績の割合は次項のとおりで、構成比はボトルが全体の 69.9%、フィルム・シートが 19.0%、繊維（長繊維・短繊維の合計）が 10.8%、成形品が 0.3% となっており、現状として、容リルートの約 70% がボトル向けの販売となっています。

令和 6 年度 用途別
再商品化製品販売実績の割合



2. 指定法人ルートへ引き渡した場合の利点

指定法人ルートへ引き渡した場合、以下3点の利点があります。

(1) リスク回避（① 引き取り継続、② 財政面、③不適正行為）への貢献

当協会の入札により落札し契約を締結した再生処理事業者が、何らかの事情によって分別基準適合物の引き取りができなくなった場合には、当協会が速やかに他の登録事業者への振替を行いますので、該当する市町村自らが代替事業者を探す必要もなく、継続した引取先の確保が可能となり、引き取りが滞るリスクを回避します。

また、費用面では落札結果が逆有償であっても再商品化実施委託単価の市町村負担分のみ（令和7年度は0%であり、市町村の負担はありません）であるため、財政面のリスクを回避します。

更に協会によるきめ細かい再商品化管理により、不法投棄等の不適正行為リスクを回避します。

(2) 指定法人による効率かつ厳格な再商品化管理

当協会が行う再商品化は、厳格な審査に合格した登録事業者を対象に行う競争入札で委託先が決定され、実際の再商品化業務についても毎月の操業状況の報告の義務付けや、当協会による現地検査での操業管理状況の確認や指導を行っています。更に再商品化製品（フレーク、ペレット等）が実際に個々の利用事業者に入札された実績をもとに再商品化されたことを確認しています。協会による一元管理によって、効率的かつ厳格な再商品化管理の実施が可能となります。

(3) P E Tボトルリサイクル全体像の可視化

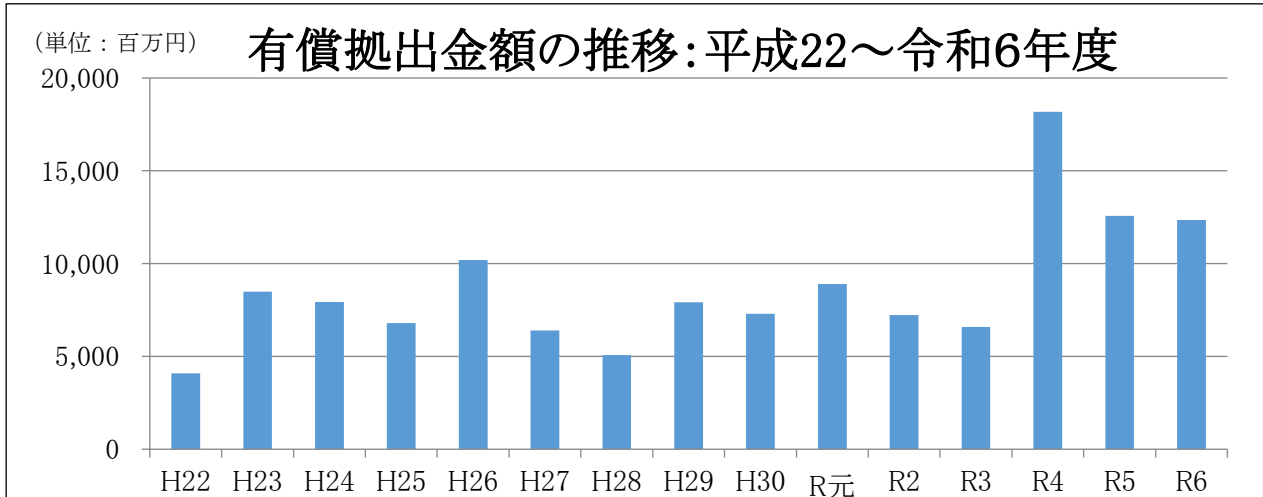
上記（2）のように徹底した再商品化の管理を行い、その結果を当協会のホームページで公開しております。例えば、落札に関しては個々の市町村（保管施設）ごとの落札事業者と落札単価の一覧、再商品化製品の販売実績については、「わたしのまちのリサイクル」のコーナー（URL: <https://www.jcpra.or.jp/study/city/>）で個々の市町村が引き渡した使用済みP E Tボトルが何に生まれ変わっているかを、市町村ごとの実績に基づいて分かりやすく公表しています。また、市町村が引き渡した使用済みP E Tボトルが、実際に再生処理事業者でどのように再商品化されているかの状況を市町村のご担当者が直接確認できる「現地確認」の制度もあります。

引き取りから再商品化の状況をまとめて可視化することで全体としての現状が把握できるため、今後の課題整理や改善等の取組に貢献できる可能性が高まります。

3. 有償入札分は全額を市町村に拠出

平成18年度より、再生処理事業者の有償入札によって当協会が得た収入相当額は、年度期初（P E Tボトルの場合は上期又は下期）の契約単価が有償である市町村を対象として、引き渡し量と契約単価に基づいて消費税分を除いた全額が、該当する市町村へ「有償拠出金」（寄付金）として拠出されます。

市町村へ拠出した金額は、直近3年間で令和4年度は約182億円、令和5年度は約126億円、令和6年度は約123億円となりました。市況や入札状況により年度ごとに増減しますが、お申込みいただいた市町村へ確実に拠出しています。



なお、各市町村の有償拋出金の計算式は下記のとおりです。

＜PETボトルの有償拋出金の計算式＞

$$\text{上期拋出金額} \times \frac{\text{各市町村の「上期初契約委託単価} \times \text{上期協会引取量」}}{\text{各市町村の「上期初契約委託単価} \times \text{上期協会引取量」の全国計}} +$$

$$\text{下期拋出金額} \times \frac{\text{各市町村の「下期初契約委託単価} \times \text{下期協会引取量」}}{\text{各市町村の「下期初契約委託単価} \times \text{下期協会引取量」の全国計}} - \text{振り込み手数料}$$

※上期・下期の拋出金額は有償入札によって当協会が得た収入から次年度納税するため消費税額を控除した金額を原資としております

※有償拋出金は上記の計算式のとおり、期初の契約単価をもとに計算されますので、例えば期中に再生処理事業者の事業撤退等で事業者の振替が発生して契約単価が低くなっても、該当する市町村のみが減額されることはありません（拋出金の原資である拋出金額には多少の影響が出ます）。

4. 異物混入防止のお願い

注射針や刃物類等の危険物やリチウムイオン電池等の電池類が分別基準適合物に混入しますと再商品化事業者での労災事故や発火トラブルが発生しかねないことから、再商品化事業者の方への分別基準適合物の引き渡し時に混入させないように、市町村・一部事務組合の方におかれましてもご対応くださいますようお願いいたします。

5. 保管施設での引き取り作業等について

平成30年6月に改正された「働き方改革関連法」に基づき、自動車運転業務の時間外労働時間についても、令和6年4月より上限規制が適用され、厚労省がトラックドライバーの拘束時間を定めた「改善基準告示」により、拘束時間等が強化されることとなりました。

これらの規制により、長距離輸送の人員確保のこれまで以上の困難さやコスト増、サービス低下が物流業界に大きな影響を及ぼすことが想定されることとなりました。この問題が「2024年問題」と言われています。

当協会の再商品化事業は、競争入札により、当協会から委託を受けた再生処理事業でないし、そのジョイントを構成する運搬事業者が各市町村・一部事務組合の皆様から申し込みを受けた保管施設へ分別

基準適合物を引き取りに行くこととなります。

令和6年度では、当協会においても、トラックドライバーの人員不足から、契約外の運搬事業者へ再委託する契約違反の事例が1件発生し、当該運搬事業者との契約を解除する事態が発生しており、当協会としても改めて、契約外の運搬事業者への運搬の禁止の周知徹底や期中での運搬事業者の契約追加を速やかに認める体制整備、検査時におけるチェック体制の強化等の取り組みの強化を図っております。

また人材不足を背景として、積み込みや運転にまだ習熟していないトラックドライバーが引き取りに行き、保管施設内での積み込みや計量作業において、運搬車両と計量機器との接触事故やパッカー車等其他の車両との接触事故も発生しています。

他にも、下記のケースが発生する可能性が想定されます。

① 引き取り希望時間に分別基準適合物を引き取りに行くことが困難となるケース

上記のとおり、労働時間の規制により、運送業界の人員確保の困難さから、市町村・一部事務組合の皆様が保管施設への引き取りに際して、引き取り希望の時間（例 8時から9時の間に引き取りに来て欲しい）どおりに引き取りが困難となる場合が想定されます。

② 引き取りする保管施設内での分別基準適合物の積み込み等荷役業務が困難となるケース

人員確保の困難さを起因として、運転資格は保有しているものの、積み込み機材の運転資格を保持していない運転手が、市町村・一部事務組合の皆様が保管施設へ引き取りに行かざるを得ない場合が想定されます。

令和5年6月に経済産業省、農林水産省、国土交通省で定めた「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」に荷主事業者は、物流事業者に対し、長時間の荷待ちや運送契約にない運転等以外の荷役作業等をさせてはならないとされております。

また、発荷主事業者・着荷主事業者の商取引契約において物流に過度な負担をかけているものがないか検討し、改善する。他に、取引先や物流事業者から取引先や物流事業者から、荷待ち時間や運転者等の手作業での荷積み・荷卸しの削減、附帯業務の合理化等について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案するとあり、これらの改善協議の要請が運搬事業者ないし、再生処理事業者よりなされる可能性が想定されます。

他に、令和6年に改正された物流効率化法に関係し、令和7年4月1日より貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する基本的な方針（令和7年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第1号）が記され、運転者への負担軽減に資する取組が求められております。

上記に関して市町村・一部事務組合の皆様におかれましても、再生処理事業者、運搬事業者の方から2024年問題改善に向け、協議等ご相談がありましたら、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

6. 保管施設での梱包機器の故障事例の増加

現状、申込みされている市町村・一部事務組合の大半が指定保管施設内でPETボトルを収集、選別、圧縮梱包（ベール化）まで行う設備を併設していますが、圧縮梱包機器が故障し、復旧まで引き渡しができない旨や丸ボトル（未圧縮、フレコン積み）で引き渡し変更のご相談が増加傾向となっております。

特に梱包機器の故障連絡が多く、修理や交換に半年を要すると修理業者より連絡を受ける場合もあります。

背景として、機器の老朽化や夏季にPETボトルの収集量が増大し、通常より長時間使用し、過剰負荷が掛かり故障に至ったといった理由が挙げられます。

梱包機器は大半が単体で交換可能な機器を導入している施設が多く、梱包機器を複数保持しておくことや同一製品の梱包機器の保有事例が多いため、周辺の市町村・一部事務組合間で部品を融通しあうこ

とができるか等の情報交換を図っておくことも有用です。

あくまで指定保管施設は、分別基準適合物を引き渡す場所となることから、他に圧縮梱包が可能な代替施設があるか否か（圧縮梱包後は、指定保管施設へ各市町村・一部事務組合で移送する必要がある）を予め調査しておくこともご検討ください。

また、丸ボトル（未圧縮、フレコン積み）での引き渡し依頼を当協会へ相談する前に、以下を想定して可能かどうかの検討をお勧めします。

- ①フレコンの費用、運賃等は自治体負担になること
 - ②フレコン（1トン袋）あたり、PETボトルが45kg～60kg程度しか積み込みができない
 - ③ラベルやキャップ等異物を除去する必要があることから、人力での作業人員や時間、作業場所の確保が可能か否か
 - ④フレコンを、引き取りまで保管できる置き場が確保できるか
 - ⑤トラックでの積み込みにおいて、フレコンの積み込み作業は可能なのか
 - ⑥積み込みした場合、概ね10袋程度（5t程度）の積み込みとなることから、運搬回数が増加する
 - ⑦運搬事業者の対応が可能か否か
 - ⑧急遽、フレコンでの引き渡しを行う、再商品化事業者で置き場等の受け入れが可能な体制か否か
- 上記を踏まえて、圧縮梱包機器が故障した時を想定した対応を、市町村・一部事務組合のご担当者の方は、ご検討されることをお勧めします。

7. 令和8年度より乖離報告の変更について

次年度の引き渡しより、これまで通年で20%の予定引き渡し量との増減幅に対して、報告を求めることとしていましたが、令和8年度の引き渡しより上期、下期それぞれの予定引き渡し量に対し、各々20%の増減に対して報告を求めることに変更します。

背景として、PETボトルは上期、下期で落札事業者が変更されるケースが一般的となっており、申込時と実際の引き渡しされる量に大きな偏りがある場合、落札事業者の生産計画や販売計画に影響を与え、それに伴い、人員確保等の事業経営に大きな影響を及ぼす可能性を考慮する必要があります。

そのため市町村・一部事務組合の皆様におかれましては、実際の引き渡し量と大きな偏りが生じないよう申込時にご検討いただき、申し込みを実施願います。

8. 令和9年度 PETボトルベール品質評価の見直しについて

当協会では、平成10年度よりPETボトルのベール品質調査を実施（各保管施設毎に実施）してまいりました。近年では市町村・一部事務組合の皆様により品質の改善が進み、令和6年度には全体の95%がA判定を獲得する結果となっております。

一方で、多くの保管施設が継続してA判定を取得することで、調査が形骸化しつつあるという課題も指摘されています。現行のA判定の範囲は75点から100点と広く、同じA判定であっても品質には大きな差が存在します。

この点については、市町村・一部事務組合の皆様からも「A判定の幅が広すぎる」とのご意見を多くいただいております。評価の妥当性や公平性の観点から見直しの必要性が高まっています。

前回の品質評価制度の見直しは平成28年度に行われており、それからすでに10年が経過しています。

この間、リサイクルを取り巻く状況や技術、品質の基準も変化してきており、現代の実態に即した制度への見直しが求められています。

こうした状況を踏まえ、当協会では令和9年度から改定を目途に品質調査の実施内容、評価項目等見直しの検討を開始しています。

今後、検討内容により、必要に応じて、個別市町村、一部事務組合へ品質調査に関して、複数回調査を実施させていただく等の協力をお願いする場合がございますので、その際はご協力賜りますようお願い申し上げます。

改めて見直しに関して進捗等の進展がございましたら、適時情報提供を実施させていただきます。

以上の点をご理解いただき、指定法人への申込みの検討をお願いいたします。

以上

令和 7 年 10 月 21 日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

プラスチック容器事業部

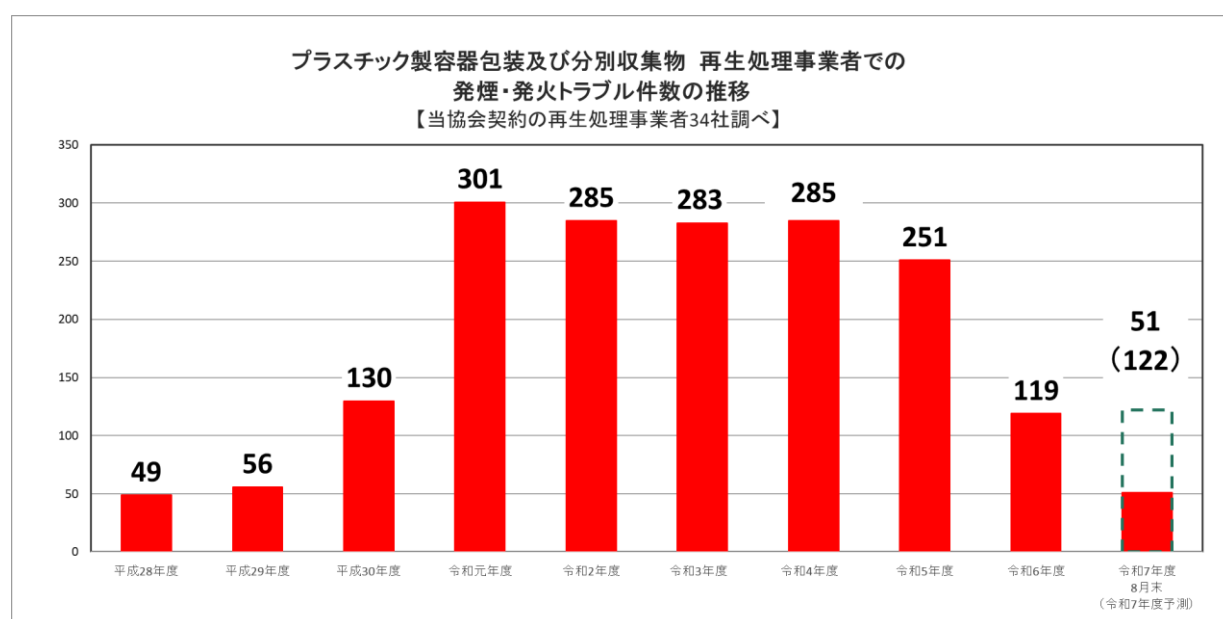
プラスチック製容器包装及び分別収集物の異物混入に関する現状報告

1. リチウムイオン電池等の混入による発煙発火トラブルの発生について

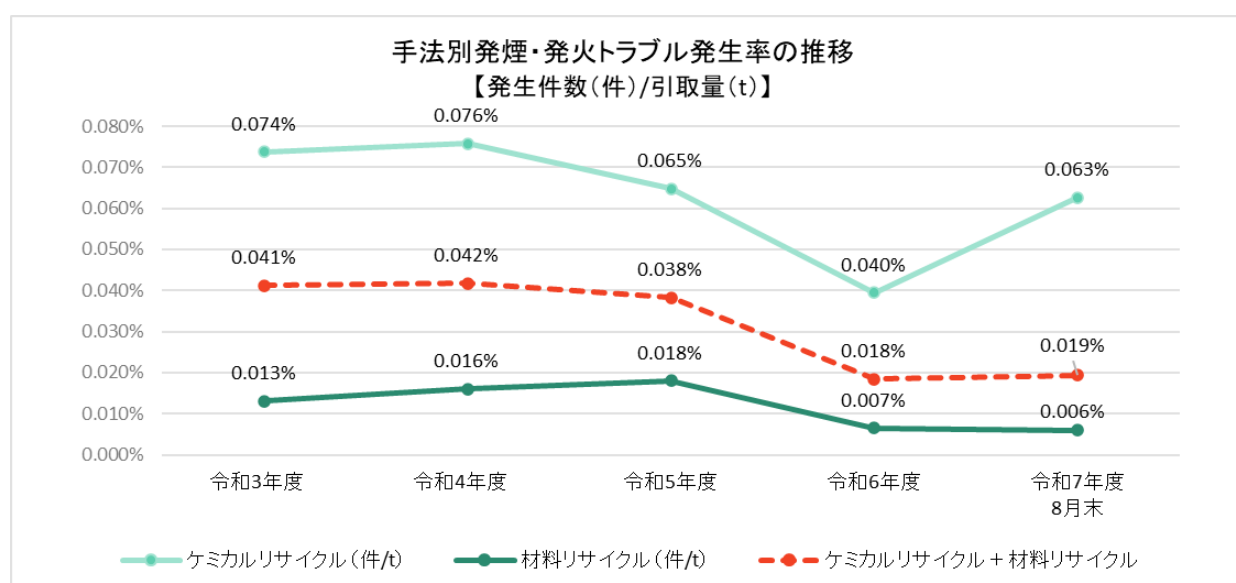
(1) 再生処理事業者での発煙・発火トラブル状況

図 1 のとおり、再生処理事業者におけるリチウムイオン電池等が原因と思われる発煙・発火トラブルの件数は、令和元年度以降、令和 4 年度まで横ばいで推移していましたが、令和 5 年度より件数自体は減少傾向となっています。

図 2 では、リサイクル手法別に引取量に対する発煙・発火トラブル発生件数の比率を調査した結果を示しています。ケミカルリサイクルにおける発生が、今年度に入ってから増加しています。



(図 1) プラスチック製容器包装及び分別収集物 再生処理事業者での発煙・発火トラブル件数の推移 (単位: 件)



(図 2) プラスチック手法別 引取量に対する発煙・発火トラブル発生率の推移 (単位: %)

(2) 発煙・発火トラブル原因物の内訳

発煙・発火トラブルの原因物としては令和元年度から変わらず、リチウムイオン電池等の充電式電池が7割近くを占めております。また、加熱式タバコも依然として検出されています。リチウムイオン電池使用製品は市町村の中間処理施設での選別ラインでも多く発見されており、再生処理施設だけでなく、中間処理施設においても発煙・発火トラブルの原因となっています。

(表1) 発煙・発火トラブルの原因物 内訳 (単位: 件)

発煙・発火の原因物		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 8月末
リチウムイオン電池等の 充電式電池		233	220	218	224	176	87	41
内 訳	リチウムイオン電池単体	150	139	130	132	107	64	33
	加熱式タバコ	59	67	73	85	56	17	4
	モバイルバッテリー	24	14	15	7	13	6	4
他の電池類		7	3	3	1	2	1	0
その他(ライター等)		2	1	4	3	1	1	2
発火原因特定できず		59	61	58	57	72	30	8
合計		301	285	283	285	251	119	51

(3) リチウムイオン電池等の発火危険物混入に関する対応について

環境省から令和7年4月15日に「市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について(通知)」(参考資料③)が発出されました。また、令和7年9月から12月にかけて「リチウムイオン電池による火災防止強化キャンペーン」が展開されており、同年11月には「リチウムイオン電池による火災防止月間」として周知・啓発の一層の強化が予定されています。

経済産業省からは、リチウムイオン電池内蔵の3品目(モバイルバッテリー、携帯電話、加熱式たばこ)について「使用済み製品の回収」を製造メーカー等に義務づける方針が打ち出されました。

当協会はこれらを踏まえ、当該製品の流通上流域に対し具体的な施策が開始されたと捉えていますが、今後も回収義務の品目や取り組みが拡大するよう、活動を継続してまいります。リチウムイオン電池等が関係する発煙発火トラブルへの対策では、プラスチックのみならず一般廃棄物の回収から運搬、処理、保管すべてに対する検討が必要であると考えております。市町村等におかれましては、環境省がまとめている「リチウム蓄電池等処理困難物対策集」に紹介されている各市町村の対策事例等を参考にさせていただくと共に、下記の事項も含め未検討施策の実行に向けたご検討をお願いいたします。

【検討対策事項】

1) 排出に関して

① リチウムイオン電池等の発火起因物の区分化及び該当区分の処理方法確立

(例: 危険ごみや有害ごみ、発火危険品、特定〇〇品目等)

② 他組織との協力

(例: 一般社団法人JBRCの一般廃棄物広域認定登録、家電量販店への回収拡大、リネットジャパンリサイクル(株)への登録等)

③ 協会・環境省提供のポスターやチラシの活用

2) 収集運搬に関して

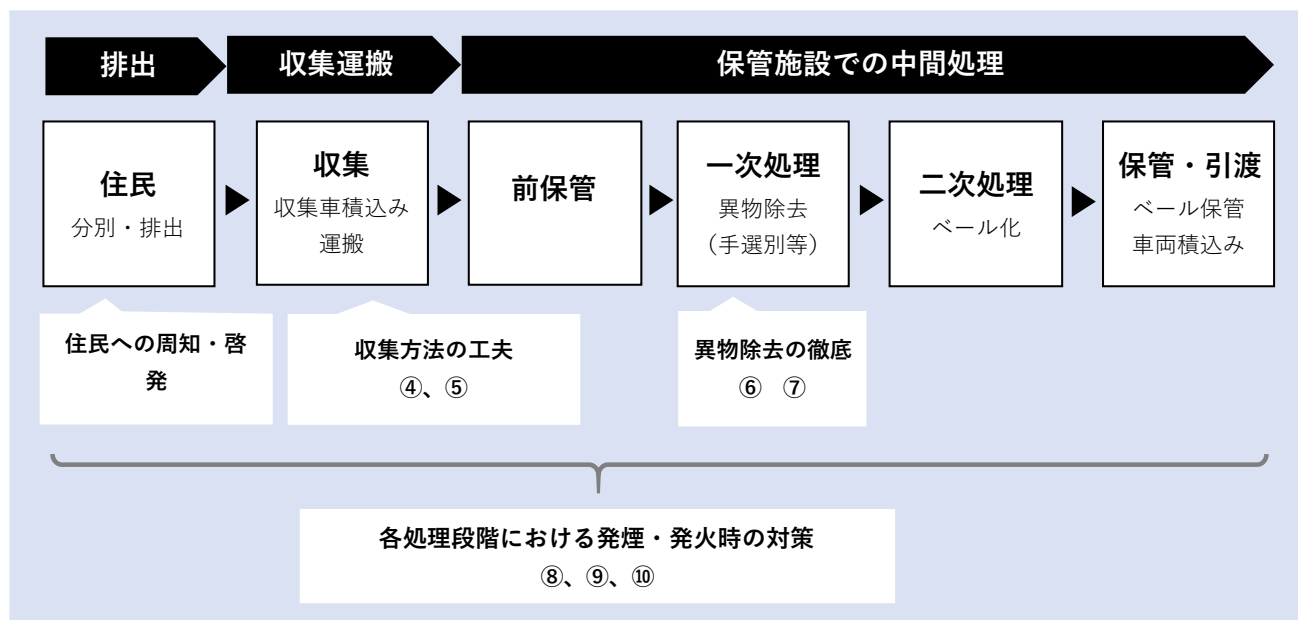
- ④プラ回収（容リプラ / 容リプラ＋製品プラ）をペットボトルなど他の廃棄物との一括回収廃止
- ⑤リチウムイオン電池等の発火起因物のステーション回収実施

3) 保管施設での中間処理に関して

- ⑥中間処理施設でのリチウムイオン電池等の異物選別の工夫
(例：コンベア上の層厚軽減や速度調整、危険品除去専任者の設置等)
- ⑦選別除去設備の増強検討と設置
(例：マグネット磁力アップ・単体やプーリー設置、X線式発見機器等の設置等)

4) 各処理段階における発煙・発火時の対策

- ⑧リチウムイオン電池等の専用容器の設置
(例：ペール缶、リサイクルBOX缶等)
- ⑨パッカー車での圧縮・掻きこみによる発煙・発火対策
(例：ペール缶のまま荷台設置や助手席積みでの運搬、平ボディ車での運搬)
- ⑩発煙・発火検知及び消火設備の設置
(例：初期消火に適した消火設備、発煙・発火検知カメラの設置等)



(図3) 市町村等の一般廃棄物処理フローと上記の検討対策事項

2. その他の異物混入について

上記1.では、リチウムイオン電池等について詳細に述べましたが、他の発火危険品（ボンベや乾電池等）、従事者のケガのリスクを高める禁忌品や医療系廃棄物、リサイクルライン設備を損傷させるような金属異物の混入も多く検出されており、R6年度のペール品質調査における禁忌品有無評価「Dランク」は、容リ法調査で42.5%、プラ法32条調査では64.2%と混入率は高く、改善が進んでおりません。これら禁忌品を含む異物の混入対策も、合わせて実施をお願いいたします。

* 下記を参考にいただき、ご活用ください。

- ①：リチウムイオン電池混入防止取組事例集 2020 年版（全資料）
https://www.jcpa.or.jp/Portals/0/resource/00oshirase/pdf/pla/rythium_cs2020.pdf
- ②：リチウムイオン電池混入防止啓発 VTR（フル/11 分・短縮版/ 3 分 30 秒）
https://youtu.be/_JnwLu5Sflk
- ③：リチウムイオン電池混入防止ポスター・チラシ
<https://www.jcpa.or.jp/study/battery/details.html#link08>
- ④：アニメーション動画リチウムイオン電池混入防止啓発 V T R（環境省・協会協力）
セーフリサイクル！リチウムイオン電池！（正しい捨て方の動画）
<https://www.youtube.com/watch?v=dQWAqxID0oA>（フル：7 分 25 秒）
<https://www.youtube.com/watch?v=srJ6IR49jz4>（児童向け：4 分 15 秒）
- ⑤：リチウム蓄電池等処理困難物対策集（環境省・検討会容リ協会参加）
環境省 H P 参照（令和 6 年度版、令和 5 年度版、令和 4 年度版）
- ⑥：リチウムイオン電池特設サイト（環境省）
https://lithium.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html

以上

事務連絡
令和元年8月1日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）長殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

リチウムイオン電池の適正処理について

廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

廃棄されたリチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品が、廃棄物の収集・運搬、又は処分の過程において、プラスチックなどの可燃性のごみや破碎するごみの中にまぎれ込み、火災の原因となっているため、リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品を収集・運搬、処分する際に発生する火災事故を防止するための対策をとるよう、貴管内市町村に対し周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 市町村における処理体制の適正化

リチウムイオン電池は、破損・変形により、発熱・発火する危険性が高く、不燃ごみや粗大ごみ中に残されたリチウムイオン電池、あるいは、プラスチック製容器包装を選別・こん包したもの（分別基準適合物としてのベール）の中に混入したリチウムイオン電池が出火原因となった事例が多数報告されているところ、不適切な残留や混入を防ぐ収集運搬及び処分体制を検討すること。なお、一般社団法人 JBRC では、リチウムイオン電池の金属端子部分をテープで絶縁し金属製の缶で回収するなどの安全対策をとっているため参考にされたい。

2. リチウムイオン電池排出者への排出方法の周知

リチウムイオン電池が、携帯電話、スマートフォン、デジタルカメラ、モバイルバッテリー、加熱式たばこ、コードレスタイプの掃除機など多くの小型家庭用電気機器に使用されていること、リチウムイオン電池が使用されていても、リサイクルマークが表示されていない製品が存在すること及び1. を踏まえて、リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品の排出方法について、具体的に住民に対して周知を行うこと。

3. 一般社団法人 JBRC が行う回収・リサイクル活動の活用検討

一般社団法人 JBRC は、所属会員企業の製造・販売した小型充電式電池（リチウムイオン電池を含む）の回収・リサイクルを行っている。同法人は、一般廃棄物となった小型充電式電池について、廃棄物処理法第9条の9に基づく広域的処理の認定を取得しており、市町村が収集した小型充電式電池（リチウムイオン電池を含む）の回収も行っているので活用について検討すること。

参考

一般社団法人 JBRC ホームページ：<https://www.jbrc.com/>

事業者の方へ / リサイクル方法（事業者）

https://www.jbrc.com/project/recycling_method/

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会：<https://www.jcpra.or.jp/>

市町村のみなさまへ/ リチウムイオン電池等の発火物が原因になる発煙・発火トラブル：

<https://www.jcpra.or.jp/municipality/dangerous/tabid/757/index.php>

消費者のみなさまへ/ 【お願い】 リチウムイオン電池を含む電子機器を混ぜないで！：

<https://www.jcpra.or.jp/consumer/danger/tabid/758/index.php>

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 7 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

一般廃棄物処理におけるリチウム蓄電池等対策について（事務連絡）

廃棄物処理行政の推進については、かねてより御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、リチウム蓄電池（リチウムイオン電池を含むリチウム二次電池。以下同じ。）及びリチウム蓄電池を含む製品が廃棄物となった際、収集・運搬時や処分時にパッカー車や破砕処理施設等で衝撃が加わった際に発火する火災事故等が多発しています。環境省では、各市町村においてこうした事故等を防止するための対策に早急に取り組んでいただきたく、令和 2 年度から「リチウムイオン電池等処理困難物適正処理対策検討業務」（以下「対策検討業務」という。）を実施しています。各都道府県及び各市町村の協力を得て、令和 2 年度対策検討業務の結果を公表しましたので、その他の取組とともに下記のとおり貴管内市町村等に周知いただき、個別の対策検討及び実施にご活用いただきますようお願い申し上げます。

対策等に当たっては、各市町村において現在実施されている対策事例を参照いただくとともに、「リチウムイオン電池の適正処理について」（令和元年 8 月 1 日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課事務連絡）も再度御確認いただき、事故の未然防止に早急に取り組んでいただくようお願いいたします。

記

1. 令和 2 年度対策検討業務結果等について

令和 2 年度対策検討業務結果では、リチウム蓄電池等に係る製品実態調査、排出状況調査、事故実態調査、市町村・関係団体・有識者等へのヒアリング結果及びそれらに基づく対策検討結果等についてまとめている。

また、廃棄物処理施設における発火事故等の未然防止策をより効果的に推進するため、令和 3 年度も引き続き、対策検討業務に取り組む。本対策検討業務においては、市町村を対象にしたモデル事業の実施（改めて周知予定）や検討会の開催等を通じ、より効果的な対策集等を整備し、公表する予定である。

参考：環境省ホームページ（令和 2 年度対策検討業務結果）

<https://www.env.go.jp/recycle/210407libhoukoku.pdf>

2. リチウム蓄電池等対策の広報資料について

廃棄物処理におけるリチウム蓄電池等対策の広報資料として、動画、ポスター、チラシ等を作成している。住民、排出事業者等におけるリチウム蓄電池等の適切な排出を促進するとともに、廃棄物処理施設における発火事故等を未然に防止するため、各地方公共団体において活用されたい。

参考：環境省ホームページ（リチウムイオン電池関係）

https://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html

3. （改訂）一般廃棄物会計基準について

地方公共団体において、リチウム蓄電池に起因する廃棄物処理施設での火災等による修繕費用を財務書類に計上することで、コスト面からの危機意識をもった廃棄物処理に取り組めるよう一般廃棄物会計基準（平成 19 年 6 月策定、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）の改訂を行い、令和 3 年度から運用しているため活用されたい。

4. 広域認定制度の新たな対象品目の追加について

令和 3 年 2 月 2 日付けで、リチウムイオン電池を含有する「加熱式たばこの廃喫煙用具」について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 9 条の 9 に規定する広域認定制度の新たな対象品目として追加した。メーカー等を主体とした、加熱式たばこの廃喫煙用具の回収及びリサイクルの取組を促進していく。

環循適発第 2504151 号
令和 7 年 4 月 15 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課長

市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

近年、廃棄物処理施設や収集運搬車両等において、リチウム蓄電池及びリチウム蓄電池を使用した製品（以下「リチウム蓄電池等」という。）に起因する火災事故等が頻繁に発生している。令和 5 年度には、全国の市町村において 8,543 件発生しており深刻な課題となっている。

火災事故等が発生した場合、廃棄物処理施設や収集運搬車両そのものへの被害に加え、作業員に対しても危害が及ぶ危険性がある。また、廃棄物処理施設が火災事故等により稼働停止し、廃棄物処理が滞る場合には、その地域の生活環境保全上の支障等に大きな影響を及ぼすこととなる。

環境省では、これまで、各市町村において現在実施されている対策事例等を「リチウム蓄電池等処理困難物対策集」としてとりまとめ公表するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 9 条の 9 に基づく一般廃棄物の広域的処理に係る特例を活用し、製造事業者等による処理体制の構築に努めてきたところである。また、令和 7 年 3 月には、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針の一部改訂について（通知）」（令和 7 年 3 月 31 日環循適発第 2503312 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）により、一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用・適正処分の考え方等を改めて提示し、リチウム蓄電池等を標準的な分別収集区分の一つとして位置づけたところである。

こうした中、リチウム蓄電池等の分別回収を行っている市町村は、令和 5 年度において 75%に留まっており、各市町村においてリチウム蓄電池等の分別回収及び適正処理を更に徹底していく必要があることから、改めて下記のとおりリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策をとりまとめたので、貴職におかれても必要な対策を実施していただくとともに、貴管内市町村に対し、周知徹底をお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格等

廃棄物処理法において、市町村は、一般廃棄物の統括的な処理責任の下、市町村自ら処理する一般廃棄物のみならず、市町村以外の者が処理する一般廃棄物も含め、当

該市町村で発生するすべての一般廃棄物の適正な処理を確保する必要がある。

また、近年、各種リサイクル法の制定等により、製造事業者等に一定の役割を果たしてもらういわゆる拡大生産者責任（EPR）を求めているところであるが、一般廃棄物については、市町村が定める一般廃棄物処理計画に従って市町村の責任の下でその処理を行わなければならないものである。

このため、全ての市町村において、当該市町村の区域内で発生するリチウム蓄電池等が一般廃棄物となったものの処理について廃棄物処理法第6条第1項の一般廃棄物処理計画に位置付けること等により、家庭から排出される全てのリチウム蓄電池等の安全な処理体制を構築していく必要がある。

2. リチウム蓄電池等の適正処理に関する方針

今後のリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針の検討に際しては、次の各事項について留意されたい。

- ・分別収集区分が分かりやすく排出しやすいなど住民にとって利便性が高い収集方法とすること。
- ・回収したリチウム蓄電池等の保管を適切に行うこと。
- ・可能な限り回収したリチウム蓄電池等を国内の適正処理が可能な事業者を引き渡すことで、循環的利用、適正処理を行うこと。

3. リチウム蓄電池等の適正処理に関する対策

（1）分別・回収方法の基本的な考え方

市町村は、次の各方法を参考にして、当該市町村の区域内で発生する家庭から排出される全てのリチウム蓄電池等の回収体制を構築すること。

① 分別方法

住民に対して、製造事業者等の自主回収の対象品だけでなく自主回収を行っていないリチウム蓄電池及び膨張・変形したリチウム蓄電池の排出方法を明示すること。

② 回収方法

- ア. 家庭で不要となったリチウム蓄電池等を退蔵させず、また、他のごみ区分への混入を防ぐため、住民にとって利便性が高い分別収集（ステーション・戸別）を基本として分別収集を行うこと。
- イ. 火災事故の発生状況その他地域の特性に応じて、分別収集（ステーション・戸別）と拠点回収（分散型回収拠点や回収ボックス等による回収）を併用し、住民の利便性を更に高めること。また、リチウム蓄電池等の適正処理に関する普及啓発を兼ねて、人が集まるイベント等における回収についても検討すること。
- ウ. リチウム蓄電池等を収集する際には、平ボディ車、又はパッカー車で収集する場合には横積み等の別積載として、収集・輸送中の発火を防ぐこと。
- エ. 透明なビニール袋に入れて排出を促す等、雨天時の分別収集を想定した方法を検討すること。
- オ. 発煙・発火の危険性があるため、膨張・変形したリチウム蓄電池等は他のリチウム蓄電池等とは別に回収、保管することが望ましい。
- カ. 回収ボックス等での拠点回収を行う場合、小型家電及び小型家電から取り外

したリチウム蓄電池を同時に排出することが可能となるため、小型家電回収ボックスと併設してリチウム蓄電池専用の回収ボックスを設置することも考えられる。また、住民の利便性の観点から、投入可能時間及び曜日の多い施設に回収ボックスを設置することが望ましい。

- キ．回収ボックス等での拠点回収にあたり、発煙・発火に備えて消火設備を整えておくことが望ましい。

③ 周知・広報

- ア．「リチウム蓄電池等」は、どのような製品に使用されているのか十分には周知されていない。このため、使用されている製品の品目を具体的に示す等して、リチウム蓄電池等の不適切なごみ区分への混入を防ぐための周知を行うこと。
- イ．収集・運搬中等の発煙・発火リスクを低減させるため、不要となったりチウム蓄電池等は、電池切れの状態で排出するよう周知すること。
- ウ．リチウム蓄電池等の発火危険性を知らずに、誤って不適切なごみ区分に排出した場合、結果として、「火災事故の原因となり、市町村のごみ・資源物の収集、処分が停止する危険性がある」ため、住民に対して注意喚起を行うこと。
- エ．火災事故等の主な原因品目である「モバイルバッテリー、加熱式たばこ、コードレス掃除機等のバッテリー、スマートフォン、電気かみそり、電動工具、ハンディファン、電動式玩具、作業服用ファン」等については、特に積極的に品目名を明示することが望ましい。
- オ．車載用等の大容量のリチウム蓄電池が搭載されている製品等で、製造事業者等による全国的な回収ルートが構築されている製品については、住民に適切な回収ルートを周知すること。
- カ．リチウム蓄電池の取り外しが簡単にできないリチウム蓄電池使用製品は、無理に取り外そうとすると発煙・発火の危険性があるため、分解せず、そのまま排出するよう周知すること。

(2) 保管方法の基本的な考え方

市町村は、廃棄物処理法における保管に係る基準を遵守するほか、次の各方法を参考にして、回収したリチウム蓄電池等を適切に保管すること。

- ア．回収したリチウム蓄電池等は、雨風による影響を受けない屋内に保管すること。
- イ．膨張・変形したリチウム蓄電池等は耐火性の容器に保管すること。
- ウ．電極が露出しているリチウム蓄電池等は、電極部を絶縁テープ等で絶縁処理したうえで保管すること。
- エ．保管環境に応じて、保管量の上限基準等を市町村内で策定し、回収したリチウム蓄電池等を計画的に適正処理を行うこと。

(3) 循環的利用、適正処分の基本的な考え方

次の各方法を参考にして、リチウム蓄電池等の循環的利用、適正処理を行うこと。

- ア．必要に応じて性状や品目ごとに分別し、回収したリチウム蓄電池等は、可能な限り、再資源化事業者、小型家電リサイクル法の認定事業者等を通じて、

国内の適正処理が可能な事業者に引き渡すこと。

- イ. 処理を委託した事業者による処理の実施内容、処理量、資源の販売先を開示させること。
- ウ. 回収したリチウム蓄電池等を再資源化事業者、小型家電リサイクル法の認定事業者等に引き渡す際、排出物の内容、受け渡し方法についても事前に協議すること。
- エ. 各市町村で回収される量は必ずしも多くなく、引き渡しや処分の料金を低減する観点から、必要に応じて都道府県において調整を行うなどにより、複数市町村が連携して引き渡す等の体制を構築すること。

4. 消火設備その他火災事故等防止に必要な設備の整備について

リチウム蓄電池等の分別回収を実施している市町村は、リチウム蓄電池等の分別回収を実施していない市町村に比べて、1自治体当たりの火災事故等の発生件数が少ない傾向にあり、市町村においてリチウム蓄電池等の分別回収を実施することは、火災事故等のリスク低減に有効である。

一方で、リチウム蓄電池等の分別回収を行っている市町村においても、意図しない混入等により火災事故等は発生している。こうした火災事故等を防ぐためには、例えば、破碎機への投入前に、X線検出や、風力、磁力を用いた機械選別等により誤った分別収集区分に廃棄されたリチウム蓄電池等を取り除くことが有効である。また、仮に火災事故等が発生した場合、赤外線カメラによる表面温度上昇の検知等、発火をより早期に発見し迅速に初期消火することが大規模な火災事故を防ぐために有効である。近年は赤外線カメラと連携した放水銃の自動照準システムの運用事例も増えてきており、必要に応じてこのようなシステム導入についても検討されることを推奨する。

市町村等が一般廃棄物処理施設の整備に当たって消火設備その他火災防止に必要な設備の整備を行う場合、基本的には循環型社会形成推進交付金等の対象となることから、設備の整備に当たっては積極的に活用を検討されたい。なお、廃棄物処理施設を含む公共施設に係る火災事故からの復旧等については、火災復旧事業債及び特別交付税による地方財政措置が講じられているところ。

「市町村への再商品化合理化拠出金」の支払いについて

1. 「再商品化合理化拠出金」の仕組みについて

容器包装リサイクル法第 10 条の 2 に則った市町村への拠出金（以下、「合理化拠出金」という。）制度では、分別基準適合物の再商品化にあらかじめかかると想定された額（以下、「想定額」という。）を、当該年度の再商品化に実際にかかった費用の総額（以下、「現に要した費用」という。）が下回った場合に限り、その差額の 1 / 2 に相当する金額が、合理化拠出金の支払い原資となります（次の計算式参照）。

$$\left(\text{A 想定額} - \text{B 現に要した費用} \right) \times \frac{1}{2} = \text{C 拠出金}$$

「想定額」は、「想定単価」（令和 2 ～ 3 年度の再商品化事業者への支払実績単価と令和 4 年度落札単価の 3 か年平均値。令和 5 ～ 7 年度の 3 か年固定適用）に、「想定量」（市町村の毎年の申込量＝契約量。特定事業者負担分のみで、市町村が負担している小規模事業者分は含まず。）を乗じて算出されます。ただしプラスチック製容器包装については、再商品化手法によって単価が大きく異なるため、手法ごとの「想定単価」に「想定量」を乗じた金額の総和が「想定額」となります。

なお令和 7 年度分の「想定単価」、「想定量」、「想定額」は、＜表 1＞のとおりです。

＜表 1＞「想定単価」、「想定量」、「想定額」（令和 7 年度）

素材別／再商品化手法別		想定単価 (円／トン)	想定量 (トン)	想定額 (円)
ガラス びん	無色	6,315	93,176.62	588,410,355
	茶色	7,084	90,345.16	640,005,113
	その他の色	13,967	120,417.92	1,681,877,088
PET ボトル		4,615	169,151.106	780,632,354
紙製容器包装		2,676	13,248.3	35,452,450
プラスチ ック製容 器包装	材料リサイクル(トレイ)	62,253	302.494	39,233,006,797
	材料リサイクル(トレイ以外)	59,377	529,008.285	
	高炉還元剤化	39,364	15,743.673	
	コークス炉化学原料化	51,172	86,420.904	
	ガス化	47,177	58,528.229	

注 1) 想定量は特定事業者負担分のみ 注 2) 想定単価は消費税を含まず

一方で「現に要した費用」は、令和 8 年 3 月末までに引き取り 6 月末までに再商品化委託料の支払いを積算する仕組みで、令和 8 年 7 月まで確定できないため、合理化拠出金の総額をお示しすることはできません。

合理化拠出金の個別市町村への配分方法について、各市町村の保管施設における分別基準適合物の「品質」基準に応じて総額の 1 / 2 が配分され、「低減額」への寄与度に応じて、残りの 1 / 2 が配分されることが定められています。

「品質」による配分の基準は、＜表 2＞に示したとおりです。これらの基準に該当する各市町村の引き渡し実績総量に対する、当該市町村の引き渡し実績量に応じて、拠出金総額の 1 / 2 が按分されます（対象となるのは特定事業者負担分のみ）。

＜表 2＞合理化拠出金の「品質」による配分の基準

対象素材	「品質」による配分の基準
プラスチック製容器包装	○当該年度の特設分別基準適合物における容器包装比率が、当該年度 90%以上であって前年度に比べ 2 %以上向上した場合、又は当該年度における容器包装比率が 95%以上である場合であること *対象市町村は、指定法人のペール品質調査結果等を基に主務省庁で判定し、国が決定する。
ガラスびん／PET ボトル 紙製容器包装	○指定法人が定める「引き取り品質ガイドライン」の基準を上回る場合であること

一方で、「低減額」への寄与度に応じた配分は、当該指定保管施設の落札単価が、その再商品化手法の想定単価を下回った場合に配分対象になります。それぞれの保管施設における「かかる見込の費用」（想定単価と引き渡し量から積算）と「実際にかかった費用」（落札単価と引渡し量から積算）の差額を低減額とします。実際の配分は、{（想定単価×当該市町村の引渡実績量）－当該市町村から引き取ったものの再商品化に現に要した費用}（0 以下の場合は 0 とする。）の総和（各市町村低減額の総和）に対する当該市町村分の低減額の割合によって、拠出金総額の 1 / 2 が按分されます。

2. 令和 6 年度分の拠出実績

配分対象市町村数及び配分総額は以下のとおりです。

＜表 3＞配分対象市町村数及び配分総額（金額単位：円）

	ガラスびん （無色）	ガラスびん （茶色）	ガラスびん （その他）	PET ボトル	紙製 容器包装	プラスチック製 容器包装	合計
配分金額	—	—	—	254,439,600	—	—	254,439,600
契約市町村数	1,025	1,073	1,339	1,019	141	1,142	1,592
引取実績有り市町村数	1,015	1,070	1,321	1,019	141	1,139	1,592
配分対象市町村数	—	—	—	1,019	—	—	1,019

注 1) PET ボトル以外については、「現に要した費用」が「想定額」を上回りましたので、再商品化合理化拠出金はありませんでした。

注 2) プラスチック製容器包装には、プラ法 33 条（認定計画）も含まれています。

3. 令和 7 年度分 再商品化合理化拠出金配分額試算式について【参考】

多くの市町村及び一部事務組合のご担当者様から「今年は大体いくら貰えるのか。」といったご質問を多くいただきます。個々の市町村への支払額をお約束できるものではございませんが、令和 8 年 9 月に支払を予定されている「令和 7 年度分合理化拠出金」について、ある程度の見込みを算出する『試算式』を準備いたしました。

【前提条件】令和 7 年度分の合理化拠出金の見込み額（*）が以下となった場合を想定。

*（令和 7 年度の想定額－令和 7 年度の現に要した費用見込み）× 1 / 2 の算出式により当協会試算した見込みの数値

＜表 4＞令和 7 年度分の合理化拠出金の見込み額 （金額単位：百万円）

対象素材	見込み額
ガラスびん（無色）	0
ガラスびん（茶色）	0
ガラスびん（その他の色）	0
P E T ボトル	200
紙製容器包装	0
プラスチック製容器包装	0

（１）ガラスびん

ガラスびんの合理化拠出金について、令和 7 年度は発生しない見込みとなりました。

令和 6 年度分に引き続き、落札単価の上昇により、現に要した費用の増加が見込まれるためです。

（２）P E T ボトル

約 2 億円の合理化拠出金の発生が見込まれ、各市町村への支払いは以下の計算式に基づき算出いたします。

① 「品質」による配分

$$100 \text{ 百万円} \times \frac{\alpha}{18 \text{ 万トン}}$$

② 「低減額」に応じた配分

$$100 \text{ 百万円} \times \frac{(4,615 \text{ 円} - \beta \text{ 『落札(契約)単価』}) \times \alpha}{810 \text{ 百万円 (見込み総低減額)}}$$

【 α ：保管施設ごとの引き渡し見込み量（t）、 β ：当該保管施設の落札(契約)単価、但し有償落札（契約）の場合、0（ゼロ）とする】

（３）紙製容器包装

紙製容器包装の合理化拠出金について、令和 7 年度は発生しない見込みとなりました。

令和 6 年度分に引き続き、逆有償分の落札単価の上昇により、現に要した費用の増加が見込まれるためです。

（４）プラスチック製容器包装

プラスチック製容器包装の合理化拠出金について、令和 7 年度は発生しない見込みとなりました。令和 6 年度分に引き続き、落札単価の上昇により、現に要した費用の増加が見込まれるためです。

この件に関するお問い合わせ先

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 企画広報部／長塚、杉森、関澤

電話番号：03-5532-8589

F A X 番号：03-5532-9698

メールアドレス：contactinfo@jcpra.or.jp

以上

※本資料は令和7年8月28日付で環境省から都道府県向けに出された「保管施設の指定に関する意向調査の実施について」の資料の一部として添付されたものです。

資料 1 1

事 務 連 絡
平成 30 年 9 月 10 日

都道府県一般廃棄物担当部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局
総務課リサイクル推進室

保管施設の選定に関する留意事項について

日頃から、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の施行について御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 30 年 9 月 10 日付け環循総発第 1809101 号で同法に基づく保管施設の指定に係る意向調査を依頼したところですが、貴都道府県におかれましては、保管施設の選定に当たり、下記の事項に十分配慮すべきことを貴管下市町村あて周知されますようお願い申し上げます。

記

1. 再商品化事業者決定後の保管施設の変更について

再商品化業務の実施に当たっては、指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協会」という。）が行う入札により、前年度中に保管施設ごとに再商品化事業者が決められてきたところであるが、今般、容リ協会による入札によって各保管施設に係る再商品化事業者が決定したにもかかわらず当該施設の変更を希望する市町村が散見されており、これらは円滑な再商品化業務の実施に支障を来すおそれがある。

このため、保管施設の選定に当たっては、再商品化事業者決定後の保管施設の変更は認められないこと、また、原則として今回の意向調査で回答いただく施設が保管施設になることに改めて留意されたい。

2. 保管施設の選定基準について

保管施設の選定に当たっては、効率的な分別収集の実施の観点から、保管施設の設置基準を定めた容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第 2 条第 3 号及び第 4 号に基づき、おおむね人口の合計 30 万当たり 1 か所を超えない割合で選定されたい。

令和 8 年度分別収集物 (プラスチック資源循環促進法) 申込関連資料集

ページ

資料 12. プラスチック資源循環促進法（32 条）に基づき分別収集物の再商品化を委託する際の手続き等について	1
資料 13. 「令和 8 年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（分別収集物）」	17
資料 14. 令和 8 年度申込時における品質調査（組成調査）の実施について	21
資料 15. 分別収集物の入札選定における市町村・一部事務組合による製品プラ・産廃プラの上限価格及び指名競争入札移行時の選択肢について	43
資料 16. 産廃プラの委託において市町村が対応すべき事項	48
資料 17. 「委託契約書（プラスチック資源循環促進法関係）」（見本）	49
資料 18. プラスチック資源循環促進法（32 条）による再商品化委託で市町村等が負担する費用について	56

令和 7 年 10 月 21 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

プラスチック資源循環促進法（32条）に基づき 分別収集物の再商品化を委託する際の手続き等について

本資料は協会にプラスチック資源循環促進法（32条）に基づく分別収集物の再商品化を委託する際の手続きや注意事項について取りまとめたものです。容器包装リサイクル法に関わるプラスチック製容器包装及び白色トレイを協会に委託する際は、**資料1**『分別基準適合物の引き取り及び再商品化』の概要（令和8年度版）」をご確認ください。

【用語の定義と区分】

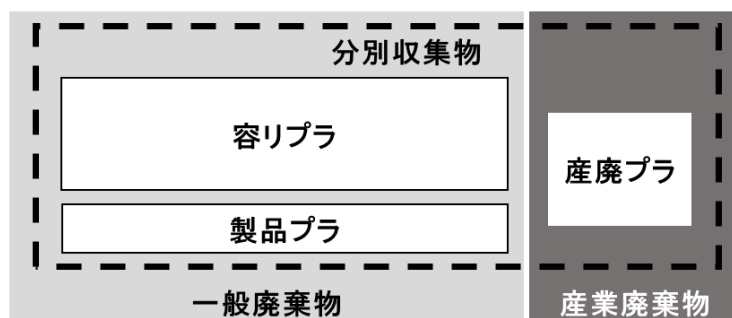
市区町村・一部事務組合（以下、「市町村等」という。）は、プラスチック容器包装廃棄物（容リプラ）と併せて容リプラ以外のプラスチック使用製品廃棄物（製品プラ）を分別収集することができます。また、事業活動に伴って生じるプラスチック使用製品廃棄物（廃棄物処理法第11条第2項に基づき市町村が処理をその事務として行うことができるものに限る。）（産廃プラ）を併せて分別収集することができます。

それぞれの定義及び分別収集物のイメージを以下に示します。

容リプラ	プラスチック容器包装廃棄物 容器包装リサイクル法第2条第4項に規定する容器包装廃棄物のうちその原材料が主としてプラスチックであるもの（飲料、しょうゆその他容器包装リサイクル法施行規則第4条第5号及び別表第1の7の項に規定する主務大臣が定める商品を決める件（平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第3号）第1項各号に掲げる物品であって、同告示第2項の規定に適合するものを充填するためのポリエチレンテレフタレート製の容器が容器包装廃棄物となったものを除く。）
製品プラ	プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物（廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物であるものに限る。）
産廃プラ	プラスチック使用製品廃棄物のうち、廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物であって、廃棄物処理法第11条第2項に基づき市町村が処理をその事務として行うことができるもの
製品プラ等	製品プラ及び産廃プラ

なお、プラスチック使用製品廃棄物とは、プラスチック資源循環促進法第2条第3項に規定する、使用済プラスチック使用製品が廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物になったものをいう。

また、分別収集物とは、市町村がプラスチック使用製品廃棄物について分別収集することにより得られるものをいう。分別収集物の基準は、市町村が指定法人（協会）にその再商品化を委託する場合（プラスチック資源循環促進法第32条及び第36条関係）、環境省令第1条で定める基準に適合するものに限る。



(1) 契約及び支払い方法

- ア) 製品プラ等に関して、申込時に算出いただいた申込量に基づき協会と市町村等との間で「委託契約書（プラスチック資源循環促進法関係）」（資料 17）を締結いたします。
（容器包装リサイクル法に基づく容リプラに関しては、これまで通り分別基準適合物の特定事業者負担分に関する「業務実施覚え書き」と市町村負担分に関する「業務実施契約書」をそれぞれ別個に締結いたします。詳細は資料 1 をご確認ください。）
- イ) 以下の場合、「変更契約書」を改めて締結いたします。
- ① 契約期中で品質調査により容リプラと製品プラの組成比率の改定が生じた場合
 - ② やむを得ない事情で契約期中に再商品化事業者（運搬事業者含む）が変更となり、契約締結時の落札単価に変動が生じ、協会と市町村等で対応について協議した結果、変更合意した場合
- ロ) 市町村等への請求時期は、従来の容器包装リサイクル法に基づく容リプラの市町村負担分と同じ四半期ごとです。支払い請求書を受領された後 30 日以内にお振り込みいただきます。
例) 4～6 月引き取り分 → 7 月請求 → 30 日以内に振り込み
- エ) 契約初年度の第 1 四半期、第 2 四半期は契約締結時の組成比率に応じて請求を行いますが、協会の品質調査により組成比率の改定が生じた場合には、第 3 四半期、第 4 四半期は変更後の組成比率に基づき請求を行います。前記の内容は契約初年度の上期から引き渡しがあった場合となります。契約初年度の下期から引き渡し開始等によって組成比率の改定時期が変更となる場合があります。詳細については「令和 8 年度申込時における品質調査（組成調査）の実施について」（資料 14）をご確認ください。
- オ) 当面は四半期ごとに請求を行いますが、今後製品プラ等の引取量が大きく増え、協会の資金繰りに影響が出るような場合には、四半期請求を見直す場合があります。その際は、あらかじめ書面にてお知らせしますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

(2) 市町村等への資金拠出

- ア) プラスチック資源循環促進法（32 条）に基づく分別収集物において、容器包装リサイクル法第 10 条の 2 に基づき算定される市町村に対する金銭の支払（合理化拠出金）の算定にあたっては、引き続き容リプラの再商品化費用（特定事業者負担分に限る）のみが対象となります。

(3) 引き取りを行う量

- ア) 正式申込みは、市町村等との契約や特定事業者等の再商品化実施委託料金算定の基礎になるばかりでなく、それを前提として再商品化事業者の入札選定が行われ、再商品化事業者の年間事業内容が決定されますので、施設の故障又は市町村合併に伴う収集体制の変更等により、正式申込量と実際の引き渡し量に大幅な乖離（目安は年間で 10% 以上又は 1,000 トン以上の増減）が見込まれる場合には、速やかに書面にてその理由と見込み量を協会宛にお知らせ願います。その連絡をふまえ、必要に応じて市町村等と協会との間で協議を行ったうえで、協会としての対応を判断いたします。
- イ) 市町村等がア) の連絡を怠った場合、又は再商品化事業者決定後に申込みの撤回があった場合には、協会は次年度の引き取りをお断りすることができるものとします。ただし、その原因が独自処理や第三者への引き渡しによる場合には、協会は次年度及び次々年度の引き取りをお断りすることができるものとします。契約書調印後に関しましても、同様の理由による契約違反に対しては同じ対応とさせていただきます。
- ロ) 容リプラを含む全国の市町村等の引き渡し総量が全国再商品化事業者の再商品化処理能力を上

回ることが見込まれる場合は、市町村等及び主務省へ報告し、協議のうえ、対応を行うものとし
ます。
なお、容器包装リサイクル法に基づく容リプラの「引き取りを行う量」については資料 1 をご確
認ください。

(4) 市町村等が負担する再商品化費用について

ア) 協会にお申込みいただく場合、市町村等が負担する再商品化費用は以下のとおりです。

① 製品プラ等の再商品化に係る費用

② 容リプラのうち小規模事業者分（市町村負担分）（※1）の再商品化に係る費用
（市町村負担分を申込まない場合は発生しません。）

（※1）小規模事業者分（市町村負担分）の詳細は資料 1 の「1. 契約及び支払い方法」をご覧
ください。

イ) 製品プラ等の再商品化に係る費用は以下の計算式で算出されます。

市町村委託単価（再商品化事業者の落札単価＋協会経費（※2）単価）×引き渡し実績量（※3）

（※2）協会経費負担の考え方は「プラスチック資源循環法（32条）による再商品化委託で市町
村等が負担する費用について」（資料 18）をご参照ください。

（※3）引き渡し実績量（製品プラ等）のうち、産廃プラは市町村等が排出事業者から引き取った
量、製品プラは（引き渡し総量－産廃プラ）×製品プラ組成比率により計算された量とな
ります。

ウ) 容リプラのうち小規模事業者分（市町村負担分）の再商品化に係る費用は以下の計算式で算出さ
れます。

分別基準適合物（容リプラ）で定めた再商品化実施委託単価×（引き渡し総量－産廃プラ）×容
リプラ組成比率 ×市町村負担比率

エ) イ) の製品プラ等の再商品化に係る費用について、初年度は、協会が実施する品質調査により製
品プラの組成比率に変動があった場合、下期において負担額が変動（増減）します（契約初年度
の上期に引き渡しがあった場合）。また、年間の引き渡し総量の変動や期中における再商品化事
業者の変更による負担額の変動（増減）等がありますので、予算確保にあたってはご注意ください。

(5) 製品プラ等の協会経費単価

令和 8 年度の数値は以下のとおりです。

	令和 8 年度	
製品プラ等の協会経費単価	●●●円/t	●●円/kg

※製品プラ等の再商品化に係る費用のうち、製品プラ等の再商品化事業者の落札単価については
入札で決定するため、ここでは表記しておりません。2 月下旬に落札結果として通知いたしま
す。

※容リプラの再商品化実施委託単価・特定事業者責任比率及び市町村負担比率は資料 1 をご確認
ください。

(6) 引き取り条件

【分別基準の運用】

- ア) 市町村等は環境省が定めた「分別収集物の基準」や「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き（令和4年1月 環境省 環境再生・資源循環局 リサイクル推進室）（以下、「分別収集の手引き」という。）」等を参照し、プラスチック資源循環促進法第31条第1号の規定に基づき「プラスチック使用製品廃棄物を排出する者が遵守すべき分別の基準」を策定し、住民へ普及啓発を行い、分別収集物を中間処理（選別・梱包・保管）し、「令和8年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（分別収集物）」（資料13）（以下、「引き取り品質ガイドライン」という。）を基準として協会への引き渡しを行うようご準備をお願いします。
- イ) リチウムイオン蓄電池等、発火危険物の混入により再生処理事業者の保管施設や再生処理施設等で火災事故が発生するトラブルが例年多発しております。市町村等の責任において、リチウムイオン電池を含む電池類、ライター等の発火するおそれがある危険物をバールに混入させないよう、普及啓発や選別等を実施してください。該当市町村等へ改善を繰り返し要請したにもかかわらず、改善がなされない場合は、お引き取りを中止させていただく、又は次年度の引き取りをお断りさせていただく場合があります。
- ウ) 「引き取り品質ガイドライン」を満たしていない物については、再商品化施設に支障をきたしたり、再選別コストがかかったりする可能性があるため、速やかに品質改善していただくことになります。
- エ) 品質改善について、本来は、市町村等及び協会で協議のうえ決定すべきですが、業務を効率よく進めるために、日常的には、市町村等と再商品化事業者の間で調整をしていただきます。
- オ) そのうえで、調整が困難な場合のみ、市町村等と協会の間で協議を行います。その結果として、品質改善が行われない場合には、引き取りをお断りすることがあります。

【安全管理責任】

- カ) 市町村等には、再商品化事業者における安全、衛生上の事故を防止するために、危険物や感染性廃棄物が混入しないよう努めていただきます。

【引き取り単位及び頻度】

- キ) 分別収集物に求められる重量は10トン車1台程度ですので、指定の保管施設に保管された分別収集物は、10トン車1台程度を引き取り単位として、再商品化事業者が引き取ります（ただし、実際の積載量は6トン前後（※）となります）。

（※）暫定的に従来水準（容りのみ）と同等に設定しています。今後、実態を踏まえて目安範囲を変更することがあります。

また、保管施設のスペースや道路の幅等の都合で10トン車で引き取りができない場合は、10トン車以外での引き取りも可能です。

なお、日常的な引き取りについて、市町村等からの引き渡し依頼があつてから、2週間以内を目途に、両者間の協議に基づいて取り決めていただきます。

- ク) ただし、年間の分別収集量が10トン車1台程度に満たない場合においても、協会は、原則として、年1回引き取りを行うよう努力します。
- ケ) 協会は、非効率的な輸送を避けるため、市町村等から引き取りの申込みを受ける際に、「分別収集物の引き渡し申込書」により、引き渡し希望頻度を提示していただき、可能な限り市町村等の希望に添った対応を実施します。
- コ) 離島においても、通常の場合と同様に、本欄に記載したとおり引き取りを行います。

【指定保管施設】

- カ) 分別収集物の保管及び受け渡し施設は、容器包装リサイクル法に則り主務大臣より指定を受けた指定保管施設であることが必要です。詳細については、環境省から通知される文書の保管施設指定に関する部分を参照してください。なお、協会に事前の連絡なく、指定保管施設を変更された

場合には、協会に対して当該変更に関して合理的な理由を記載した書面を提出していただきます。協会がその理由に合理性がないと判断した場合は、次年度において引き取りができないことがあります。

また、入札の開札後に、指定保管施設を変更されることにより、落札した再商品化事業者の引取運搬費が増加する場合には、市町村等に増額費用のご負担をお願いすることがありますので、ご留意ください。

【指定保管場所での積み込み責任】

- シ) 協会は、市町村等から引き渡し依頼を受ける際に「分別収集物の引き渡し申込書」により、積み込み用機材の有無の確認を行い、それに基づいて再商品化事業者の入札を受け、選定を行います。
- ス) 当該分別収集物を 10 トン車に積み込むための積み込み用機材の整備、及び積み込み作業について、市町村等と再商品化事業者が協力し合い、両者間の協議に基づいて取り決めていただきます。

【引き取り量の確認】

- セ) 協会は、実績に応じてお支払いいただくために、また再商品化事業者へ再商品化実施費用を毎月実績に応じて支払うために、市町村等並びに再商品化事業者双方からの月次報告を受けて実績を把握します。
- ソ) 市町村等が協会に対して実態と異なる引き渡し数量を報告した場合、協会は市町村等との契約を解除し当該年度の引き取りを停止するとともに、翌年度の引き取りをお断りする場合があります。

【残さの処理】

- タ) 分別収集物には、何らかの不純物が混入し、残さが排出されることが見込まれます。協会が引き取った後の残さの処理については、日常的には、再商品化事業者が処理を行いますが、市町村等は、残さが発生しないように「分別収集の手引き」や「引き取り品質ガイドライン」を基準として、分別収集をお願いいたします。

(7) 分別収集物の保管及び引き取り

【ごみ袋の破袋】

- ア) 「引き取り品質ガイドライン」を満たすためには、消費者が排出したごみ袋を破袋し、中の異物が除かれている必要があります。ごみ袋の破袋がされていないベールは、引き取ることはできません。

【1 保管施設から複数事業者が引き取る場合】

- イ) 1 つの保管施設を複数の事業者が落札した場合は、実際の保管施設で引き取るべき総量を各事業者の落札量により比例配分して引き取ることにします。
複数落札事業者への引き渡し頻度は原則、毎月均等をお願いいたします。上期・下期のみといった偏った引き渡しは行わないようお願いいたします。

【「粉碎品・溶融品」の取扱い】

- ウ) 「粉碎・溶融」は、法律で規定している「圧縮」には該当しないため、「粉碎品・溶融品」は、分別収集物の基準を満たすとは見なされませんので、引き取りを行いません。

(8) 市町村等による品質調査（組成調査）の実施

- ア) 令和 8 年度から分別収集物を申込む場合、引き渡し予定の保管施設ごとに容リプラ、製品プラのそれぞれの割合や、自らのベールの品質等を明確にするため、市町村等は必ず品質調査（組成調査）を実施していただく必要があります。品質調査（組成調査）の詳細については、資料 14 を参考に実施してください。
- イ) 品質調査（組成調査）は、容リプラ、製品プラ、産廃プラを一括してベールにして協会へ引き渡す場合において、特定事業者と市町村等の再商品化費用の負担割合を明確にするために必須の申

込要件です。容リプラ、製品プラは品質調査（組成調査）で組成比率を算出することにより重量を把握する一方、産廃プラは市町村等が排出事業者から引き取った量（重量測定に基づく）で把握していただきます。

産廃プラの重量測定に基づく量の把握に関してご不明な場合は環境省（※）にご相談ください。なお、市町村等が負担する再商品化費用については資料 18 をご参照ください。

- ウ) 事前に実施した品質調査（組成調査）に基づき、容リプラ、製品プラ、異物の秤量値から算出された容リプラと製品プラの組成比率をもとに申込量を記載していただき、品質調査（組成調査）の結果を資料 14 の参考資料⑥「市町村による分別収集物の品質評価記録書」（以下、「記録書」という。）に記入し、申込締切までに当協会に提出する必要があります。

記録書の提出については本申込をオンラインで行う場合と、郵送（紙申込）で行う場合で異なります

- ・オンラインで申込みを行う場合

記録書を PDF に変換し、以下のメールアドレスに送付してください。

送付先アドレス：plastic@jepara.or.jp

メールの題名：令和 8 年度分別収集物の品質調査結果の提出

メールの宛先：（公財）日本容器包装リサイクル協会 プラスチック容器事業部 宛

- ・郵送で申込みを行う場合（紙申込）

申込書類一式の送付の際、記録書を同封してください。

- エ) 申込締切までに記録書の提出がない場合は申込みことはできません。

- オ) 令和 7 年度に分別収集物の申込みがある市町村は記録書の提出は不要です。

（※）【環境省 環境再生・資源循環局 総務課 容器包装・プラスチック資源循環室】TEL:03-5501-3153

（9）容リプラと製品プラの組成比率の改定

- ア) 製品プラを初めて申込み・契約した契約初年度に限り、契約締結時は申込みいただいた時点での容リプラと製品プラの比率で契約を締結いたします。ただし、初年度 4 月から 9 月までの期間を目安に協会で容リプラ、製品プラの比率を確認するために品質調査（組成調査）を実施し、その結果、契約締結時の比率が変動し改定する必要性が生じた場合には途中で組成比率を改定、下期（10 月～翌年 3 月）より適用し、「変更契約書」を改めて締結いたします（改定の必要性が生じない場合は、そのままの契約となります）。

- イ) なお、契約初年度の下期に適用された組成比率は、市町村等が次年度も申込みを継続する場合、次年度申込み時の組成比率として適用され、その比率で 1 年間契約することになります。

例) 令和 8 年度契約締結⇒契約初年度は申込時点の組成比率を適用（上期のべール品質調査結果で組成比率が変動して改定する必要がある場合は下期から変更）、令和 9 年度も契約締結⇒契約 2 年目となり、初年度に実施したべール品質調査の結果による組成比率が 2 年目に適用。令和 10 年度は申込みが令和 9 年 10 月のため、令和 8 年度下期のべール品質調査による組成比率と令和 9 年度上期のべール品質調査による組成比率の平均値が適用。

- ウ) 上記ア) イ) の内容は契約初年度の上期から引き渡しがあった場合となりますが、契約初年度の下期からの引き渡し開始等によって組成比率の改定期間が異なる場合があります。詳細については資料 14 をご確認ください。

(10) 製品プラ等の入札における上限価格の設定

- ア) 再商品化を実施する再商品化事業者は、保管施設ごとに一般競争入札により決定します。製品プラ等については、その費用負担者である市町村・一部事務組合が製品プラ等の上限価格を設定することができます（製品プラと産廃プラの入札価格は同一とします）。
- イ) 製品プラ等を申し込んだ市町村等に対し、12 月上旬に上限価格の設定及び指名競争入札移行時の対応方法の回答についてご連絡します（申込時の方法によりオンライン又は郵送で連絡）。
回答期限は、令和 8 年 1 月 9 日(金)です。
- ロ) 回答は、上限価格の設定の有無及び上限価格の記入の他、一般競争入札で再商品化事業者が決まらない場合は、指名競争入札を行うため、次に示す事項をあらかじめ市町村等に選択していただくことになります。
- ① 指名競争入札においても通常入札の上限価格を適用し、上限価格を超えた場合は、「容リプラ」のみを協会に引き渡す。製品プラ等は、引き渡しを辞退する。
 - ② 指名競争入札においても通常入札の上限価格を適用し、上限価格を超えた場合は、「容リプラ」も含めて全ての引き渡しを辞退する。
 - ③ 指名競争入札においては、上限価格を設定せず、決定した単価で契約する。
- 入札選定や上限価格の設定に関しては「分別収集物の入札選定における市町村・一部事務組合による製品プラ・産廃プラの上限価格及び指名競争入札移行時の選択肢について」（資料 15）をご参照ください。

(11) 産廃プラの再商品化を委託する場合の注意事項

- ア) 再生処理事業者に引き渡すバールのうち、産廃プラの重量分については、廃棄物処理法に基づいて再生処理事業、運搬事業者に対してマニフェストを発行し、管理する必要があります。マニフェストの発行・管理については個別に環境省（※）までお問い合わせください。
詳細については「産廃プラの委託において市町村が対応すべき事項」（資料 16）をご確認ください。

（※）【環境省 環境再生・資源循環局 総務課 容器包装・プラスチック資源循環室】TEL:03-5501-3153

(12) 分別収集物を申込む際の注意点（資料 12 の参考資料④）

- 令和 5 年 4 月よりプラ法における分別収集物の引き渡しが始まりましたが、トラブルが発生している事例もあり、当協会の再商品化業務に影響が出ております。当協会に分別収集物を申込む市町村・一部事務組合において特に対応が必要なご注意点（１）～（６）について、別添：資料 12 の参考資料④にまとめておりますので、ご確認をお願いします。
- （１）市町村等による品質調査の実施について
 - （２）製品プラの収集品目の選定について
 - （３）中間処理施設の管理について
 - （４）市民啓発の実施について
 - （５）中間処理施設での禁忌品及び異物の除去
 - （６）バール結束材について

(13) 本資料に記載された手続き等の運用に問題が生じた場合の調整

- ア) 本資料に記載された手続き等の運用に問題が生じた場合は、本来は、市町村等及び協会が協議のうえ決定すべきですが、業務を効率化するために、日常的には、市町村等と再商品化事業者の間で調整していただき、調整が困難な場合のみ、協会が調整を行うことといたします。

(14) 環境省のプラスチック資源循環促進法関連資料について（ご参考）

各種資料が特設サイト（<https://plastic-circulation.env.go.jp/>）に掲載されております。
併せてご確認ください。

- ① プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行について（令和４年４月１日付環境総発第 2204016 号環境省環境再生・資源循環局長通知）
<https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/sekotuchi.pdf>
- ② プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き（令和４年１月 環境省 環境再生・資源循環局 リサイクル推進室）
https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki_bunbetsusyusyu.pdf
- ③ 再商品化計画の認定申請の手引き（令和４年３月）
https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki_saishohinka_ninteishinsei.pdf

以上

【今後のスケジュール】

令和7年度

	今後の主なスケジュール	製品プラ等特記事項
		※11月までに品質調査を実施し、その結果概要を申込締切までに当協会へ提出する(産廃プラを申込む場合は原則市町村等が排出事業者から引き取った量とする)。
10月	21日 令和8年度市町村等からの引き渡し・再商品化に関する申込書類発送 30・31日 市町村説明会	※市町村が負担するコストは以下の3つ ①容器包装リサイクル法に基づく小規模事業者分(再商品化実施委託単価) ②製品プラ等の処理コスト ③製品プラ等の処理に係る協会経費 ※①③は10月下旬に通知予定。
11月	12日 市町村等からの申込締切(品質調査結果概要の提出)	※製品プラ等の処理コストは入札によって決まるが、市町村等は上限価格を設定できる。
12月	上旬 市町村等からの申込みに対して承諾書を発行 中旬 再商品化事業者向け入札説明会	
1月	12月下旬～1月中旬 入札期間 1月中旬～2月下旬 落札選定期間	※入札期間、落札事業者の通知の時期は変更の可能性あり。
2月	下旬 市町村等へ落札事業者の通知	②製品プラ等の処理コスト通知
3月	中旬 引き渡し・再商品化に関する具体的業務手順書類を発送 下旬 市町村等へ契約書の送付	

令和8年度

4月		4月中 契約締結(4月から引き渡し・再商品化の実施)
5月	原則毎月5日に引き渡し実績量報告(産廃プラは原則市町村等が排出事業者から引き取った量)	
7月	5日(6月分の実績報告)の報告で第1四半期の数量が確定 下旬 第1四半期の請求書(容リ分・製品プラ等分)発送	
8月	下旬 第1四半期分の支払期限	
10月	4～9月に当協会で品質調査を実施 契約初年度の市町村は契約時の組成比率と4～9月の品質調査で得られた組成比率に差がある場合は、第3四半期(10～12月)の支払より協会が調査することで得られた組成比率を適用される。 (以下省略)	※2年度目は初年度に当協会が実施した品質調査の組成比率を適用する。

令和 7 年 10 月 21 日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

令和 8 年度 分別収集物を申込む際の注意点とトラブル事例

当協会では、令和 5 年度より「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」32 条に基づいた再商品化業務を開始しておりますが、お申込み時までに実施が必須である事前の品質調査の実施について、製品プラの費用負担について、期中での組成比率変更について等お問い合わせを多くいただいております。また、過去に一部の市町村等で引き渡しに関するトラブルが発生し、再商品化業務に多大な影響を与える事態がございました。以下にて、市町村等に実施していただく事項及び過去に発生したトラブルの詳細をまとめておりますので、分別収集物を当協会に申込む予定の市町村等においては必ず内容をご確認のうえ、対策をお願いいたします。

なお、当協会では市町村等でトラブルが発生した場合、改善計画書を提出していただき、改善計画書の内容が確実に実施されているかを確認します。改善の見込みがないと判断した場合は、業務委託契約書や委託契約書に基づき、当年度中の引き取りの留保及び次年度以降の申込みをお断りする場合がございます。

1. 市町村等に実施していただく事項

(1) 市町村等による事前の品質調査の実施

令和 8 年度以降に新規で分別収集物を申込む場合は、事前の品質調査(組成調査)の実施が必須となっております。この事前の品質調査記録書は 11 月 12 日(水)までに当協会にお送りいただきます。詳細は資料 14 をご確認ください。

なお、お申込みの内容と異なる組成調査(例：可燃物や不燃物に含まれる製品プラ量の調査結果の転用)は認められませんのでご注意ください。

品質調査の実施は、組成比率の把握だけでなく、異物や禁忌品の混入状況を把握し、今後の市民啓発や中間処理での対策を実施するうえでも有効な方法となります。実際の一括収集や引き渡しを想定した調査の実施をお願いいたします。

(2) 製品プラの収集品目の選定

製品プラの収集品目を選定するにあたり、環境省の「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」を参考にすることになりますが、手引きにある「含めてはいけないもの」の混入防止について十分な啓発を行っていただくとともに、住民の排出状況や中間処理施設での選別状況を踏まえ、収集品目は慎重に決定してください。

特に、収集対象をプラ 100%のものに限定せず、玩具や一部金属が付属しているプラスチック製品等「原材料の大部分がプラスチックであるもの」を収集対象としている場合は、リチウムイオン電池を含む電子機器等や、金属等の異物が増加する可能性があります。近年、リチウムイオン電池等の混入による発煙・発火事故も多く発生しておりますので、住民への啓発及び中間処理施設での禁忌品含む異物の除去をお願いいたします。

リチウムイオン電池を含む電子機器等の混入防止が徹底できない場合は、対応策として「原材料の全部(100%)がプラスチック製のもの」だけを収集対象にすることや、「リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池内蔵製品のごみステーションでの分別収集」等をご検討ください。

(3) 中間処理施設の管理

中間処理施設では、分別収集物の選別及び保管を適正に行い、適切に処理がされているか市町村等自ら管理してください。特に、中間処理施設が他の市町村等と同じ施設で中間処理・保管を行う場合、他市町村の収集されたプラスチックや出来上がったバールが混入しないよう中間処理を行う日を分ける、出来上がったバールに目印をつける、出来上がったバールの置き場所を分けるといった区分け処理・区分け保管の徹底をして、引き渡すバールに間違いが発生しないよう対応してください。

また、市町村等は中間処理施設の能力（適切に選別をされたバールを作ることが可能な能力）を把握し、収集する分別収集物の量が中間処理施設の能力を上回る場合は、処理が可能な中間処理施設への変更や中間処理施設の追加を実施してください（例えば、処理能力が 1,000 t の中間処理施設が 2,000 t を処理することになった場合、能力不足により、適正な選別や管理がされていない状態でバールを再生処理事業者に引き渡した場合、異物の増加や、引き渡しバールの間違いが発生する恐れがあります）。

特に中間処理施設を委託しており、且つ複数の市町村の中間処理を実施している場合、年度ごとの契約によって中間処理を実施する市町村数が増減する可能性があります。必ず該当の中間処理施設の委託量を確認し、委託量が処理量を超える場合は、委託をした市町村間で委託量が処理量に収まるよう調整をしてください。

更に、運搬事業者を長時間待機の防止や、複数の再生処理業者が落札した場合の振り分けに乖離がでないよう、引き渡しに関する管理業務を中間処理施設に一任するのではなく、市町村等の担当者が自ら管理し、中間処理施設、再生処理事業者と連携して業務を実施してください。

(4) 市民啓発の実施

ホームページや広報誌での周知や説明会の実施等、効果的な住民啓発を実施し、リチウムイオン電池を含む電子機器等に代表される禁忌品の混入防止に努めていただくようお願いします。

住民が排出した禁忌品を、中間処理施設で全て除去することはできません。効果的な住民への啓発を実施し、禁忌品を排出しないような対策を実施してください。

なお、当協会のホームページに、リチウムイオン電池を含む電子機器等の混入防止事例集やポスター・チラシのデータ、YouTube 動画等をご用意しておりますので、是非ご活用ください。

容リ協会ホームページ：<https://www.jcpra.or.jp>

(5) 中間処理施設での禁忌品及び異物の除去

リチウムイオン電池を含む電子機器等に代表される禁忌品の除去を徹底してください。

また、住民からのプラスチックの収集量と中間処理施設で出来上がった分別収集物の量から、残渣率の平均値を把握する等、中間処理施設で適正な異物除去が実施されているか管理してください。平均値を下回るようであれば、選別が行き届いていない場合があります。日頃より、適正な異物除去に関する管理をお願いいたします。

(6) バール結束材について

資料 13 に記載のとおり、バールの結束材は PP バンド等のプラスチック製のバンドを推奨しており、番線は安全上好ましくありません。再生処理事業者の工程上、番線のバールが引き受けできない施設もあるため、入札選定において落札事業者が決まらない可能性がありますのでご注意ください。

トラブルなく引き渡しを開始できるモデル事例として、上記の対策を実施したうえで、一部地域で実証試験を開始し、試験期間中に品質調査を実施してから当協会に申込みすることを推奨しております。

予算請求等の準備を勘案すると、当協会に申込むまでに約2年かかる場合も想定されますので、スケジュールに余裕を持ち、十分準備をしたうえで当協会に申込むようお願いいたします。

2. 過去に発生したトラブル事例

(1) 引き渡しバールの間違い

複数の市町村等の中間処理を行っている施設において、A市（容リ法における容リプラのみ）を落札している再生処理事業者に誤ってB市（プラ法における分別収集物）のバールを引き渡してしまった。誤って引き渡したB市のバールは、中間処理前のバールであったため、中に入っていた金属の棒等の異物によって、再生処理事業者の破砕機が損傷する事態が発生しました。

(2) 引き渡されたバールへの異物・禁忌品の混入、及び発煙・発火トラブルの発生

再生処理事業者の施設でリチウムイオン電池を含む電子機器等が原因で発煙・発火トラブルが発生しました。また、靴底、金属片等の異物が多数検出されました。

(3) 指定保管施設ではない場所での引き渡し

当協会の契約では「指定保管施設で引き取ること」となっておりますが、実際にはお申込みの際に指定保管施設とは別の倉庫で引き渡しがされていきました。

(4) 運搬及び引き渡し量に関するトラブル

①落札事業者間の不適正な引き渡し配分

落札の結果によって、ひとつの保管施設を複数の再生処理事業者が落札した場合は、落札量に応じた割合で毎月均等に案分して引き渡すことが必要となりますが、落札量に応じた配分ができず、偏った引渡しとなっていました。

②バールを引き取りに行った運搬事業者の長時間待機

バールを引き取る際、運搬事業者が長時間待たされることが度々発生し、最長で13時間待機させられることもありました。

③引き取りの直前の追加、キャンセル

引き取り日の前日等の直前に引き取りを実施する運搬車両の追加やキャンセルが度々発生しました。

④トラックへの積込量不足

通常10t車に32バールを積載するところ、半分の16バールしか積まれませんでした。

上記①～④のような状況が発生した場合、再生処理事業者は運搬事業者の配車計画や人員の配置等を含めた操業計画通りの操業が困難となり、また、運搬事業者にその保管施設からの引き取りを断られてしまい、引き取りができなくなる可能性もあります。

以上のようなトラブルが発生した原因として、禁忌品混入防止対策（住民への啓発や中間処理施設での除去）が不十分であったこと、また中間処理施設への管理そのものが不十分であったことが原因であると考えられます。特に、分別収集物を引き渡す場合、禁忌品を含む異物が増加する可能性がありますので、従来の容リプラを引き渡す以上の対策、管理をお願いいたします。

以上

環循総発第 2404252 号

令和 6 年 4 月 25 日

都道府県一般廃棄物担当部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局
総務課容器包装・プラスチック資源循環室長

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づくプラスチック使用製品廃棄物の適正な中間処理及び再商品化の徹底について（依頼）

日頃より、循環型社会や脱炭素社会の実現、海洋プラスチック問題の解決などに向けて、各都道府県及び市区町村（一部事務組合等を含む、以下同じ。）においてプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に向けた取組を推進いただき、心より御礼を申し上げます。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号、以下「プラスチック資源循環促進法」という。）の施行から 2 年が経過し、令和 6 年度末には、プラスチック資源循環促進法に基づき、容器包装のみならず製品も含めたプラスチック使用製品廃棄物の再商品化を実施する市区町村数は約 100 となる見込みです。こうした先駆的な市区町村の取組によりプラスチックの資源循環が進展しているものと考えています。

さて、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集量が拡大していることも背景として、市区町村による選別・圧縮・梱包等の中間処理段階での不適正な処理等が散見されます。これらの事案を教訓として、適正な中間処理及び再商品化の実施に向け留意いただきたい点を下記のとおりまとめましたので、管下市区町村に速やかに伝達いただくとともに、取組の徹底をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 不適正事案の概要

令和 5 年 4 月にある市区町村が引き渡した廃プラスチックボールを、再商品化事業者が

施設内設備に投入したところ、金属の棒（直径3センチ、長さ30センチ程度）の混入により破砕機の刃が破損する事故がありました。同ベールには、引取り予定の市区町村とは異なる市区町村の指定収集袋が未破袋で入っていたほか、異物も多く検出されました。また、他の再商品化事業者では、ベール内へのリチウム電池内蔵製品の混入による発煙トラブルも発生しました。

本事案の原因としては、中間処理事業者が複数の市区町村から中間処理の委託をされており、自ら管理できる量を超えて処理を実施していたこと、市区町村による監督が十分ではなかったこと等が挙げられ、異物の除去や市区町村ごとの適切な管理が徹底されていなかったと考えられます。

2. 適正な中間処理及び再商品化の確保に向けたポイント

プラスチック使用製品廃棄物を新たに分別収集するなど分別収集量の拡大を図る際には、（１）自ら又は委託先を確保して中間処理を行い、再商品化事業者に引き渡す方法、（２）プラスチック資源循環促進法第33条に基づく再商品化計画の認定を活用することで、市区町村による中間処理工程の一体化・合理化を行い、直接再商品化事業者に廃プラスチックを運搬し、再商品化する方法のいずれかが選択肢となります。中間処理や再商品化を適正に行うために留意いただきたい事項をそれぞれ以下のとおりまとめましたので、業務の実施に当たって参考としてください。

（１）自ら又は委託先を確保して中間処理を行う場合

自ら又は委託先を確保して中間処理を行う場合には、以下の点に留意して適切に中間処理を実施してください。新たな中間処理事業者への委託や中間処理委託量の変更等、これまでと異なる対応を行う場合には、中間処理事業者と綿密に連携を取り、事業が安定するまで丁寧な指導を行うことも重要です。

①中間処理事業者の確保

- ・短期的に適切な中間処理事業者が確保できない場合は、委託予算の増し、自区内での中間処理業者の誘致等の対応策も検討すること。なお、民間事業者に対するリサイクル設備の導入補助事業等の財政支援措置の活用も考えられるので、環境省環境再生・資源循環局総務課容器包装・プラスチック資源循環室まで御相談ください。

- ・中間処理事業者の選定に当たっては、機器の処理能力のみならず、ベールの保管場所や運搬車の引渡し場所及び待機スペース等を確認すること。また、廃プラスチック以外の資源を扱う事業者の場合は、他の資源の動線や保管場所もあわせて確認すること。

- ・市区町村が委託する中間処理事業者に関して、その中間処理事業者が複数3の市区町村の委託を受け中間処理を行う場合は、各市区町村からの受入量を中間処理事業者とともに確認をし、無理のない受入量となっているかどうかを確認すること。

- ・市区町村と中間処理事業者の委託契約後に新たに処理の委託を受けた結果、中間処理事

業者の管理能力を超え円滑な処理に支障を来す可能性が考えられる。そのため、中間処理事業が新たな委託契約を結ぶ際には、事前に市区町村に相談・連絡する等の取決めを結ぶこと。

②中間処理の運用面での対応

- ・中間処理事業者により異物の除去や廃プラスチックバールの適切な管理が行われるよう、監督を行うこと。なお、抜き打ちで中間処理事業者の立入検査を実施することも考えられる。

- ・中間処理事業者において、複数の市区町村の中間処理・保管を行っている場合には、市区町村及び工程（処理前・処理後等）ごとに保管場所や処理ラインを分ける等の対策を行うこと。なお、市区町村や工程ごとに色の異なるビニールひもをバールに巻き、区別しやすくする方法等をあわせて実施すること。

- ・各自治体から中間処理事業者への引渡し量の時期的な変動があること（特に年始は回収量が増加する傾向がある。）を前提に、事前に中間処理事業者と調整の上、年間の処理・保管等に係る計画を作成すること。

（２）プラスチック資源循環促進法第 33 条に基づく再商品化計画の認定を活用する場合

認定再商品化計画に基づく分別収集・再商品化については、引き続き市区町村が統括的な責任を有するものであり、市区町村は、再商品化の実施の状況を把握するために必要な措置を講じるとともに、計画に沿った再商品化が実施されるよう管理する必要があります。特に、再商品化事業者によりリチウムイオン電池等の再商品化を著しく阻害するものの混入する可能性を低減するため、市区町村による市民への異物混入防止に向けた周知・啓発の強化、収集段階での除去等の対策の実施、再商品化事業者による異物選別の強化等、市区町村と再商品化事業者でよく連携し、対応を検討してください。

再商品化計画の認定の申請を行う場合、申請書類の事前相談等を完了させた上で、下記期日を目途に申請が必要となります。計画開始までは 1 年以上かかりますので、早めに検討を開始していただき、不明点等があれば環境省各地方環境事務所資源循環課まで御相談ください。

再商品化事業者が指定法人のプラスチック製容器包装の登録再生処理事業者の場合	再商品化事業者が指定法人のプラスチック製容器包装の登録再生処理事業者ではない場合
---------------------------------------	--

分別収集物にプラスチック容器包装廃棄物を含む場合	再商品化計画を開始する前年度の 6 月末	再商品化計画を開始する前年度の 6 月末
分別収集物にプラスチック容器包装廃棄物を含まない場合	再商品化計画を開始する前年度の 6 月末	再商品化計画を開始する日の 3 ヶ月前

なお、再商品化計画の申請等に関して、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き（令和 5 年 1 月）

1 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き（令和 5 年 1 月）」の掲載ページ https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki_saishohinka_ninteishinsei_1.1_.pdf」に詳細を記載していますので、そちらも御参照ください。

<連絡先> 環境省 環境再生・資源循環局 総務課容器包装・プラスチック資源循環室

電話：03-5501-3153

メール：plastic-circulation@env.go.jp

担当： 朽網、喜久川、澤田、福武

※上記担当は人事異動で変更となっており、現担当者は下記となります。

担当： 朽網、内田、牧

令和 8 年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（分別収集物）

このガイドラインは、再商品化事業者が分別収集物の再生処理にあたり、市町村から引き取る際の品質の目標を示します。令和 8 年度については、下記の基準を用います。

1) 引き取り形態

- ・圧縮されていること

「圧縮」とは、単品で圧縮されていることではなく、保管、運搬時の効率性を確保する観点から、一般的な圧縮機（ペーラー等）で圧縮され、結束又はこん包等により形態の維持、小さい製品の飛散対策が図られていることをいいます。

また、粉碎・溶融されたものは含めることができません。

2) ベールに求められる性状

- ・安全性：運搬や保管・移動作業中に荷崩れがないこと。
なお、ベールの安定性のためには、ボトル類にあつては蓋を外して圧縮を行う方が合理的です。
- ・衛生性：ベールから臭気の発生がないこと。
腐敗性有機物等が付着、混入していないこと。
- ・バラケ性：再生処理施設での解体が容易であること（かさ比重 0.25～0.35t/m³程度を目安としてください（※1））。
（※1）暫定的に従来水準（容りのみ）と同等に設定しています。今後、実態を踏まえて目安範囲を変更することがあります。
下記 3) の表の重量についても、同様とします。
- ・収集袋の破袋：分別収集に利用される収集袋（指定収集袋、市販のゴミ袋等）を破袋し、収集袋から収集物を抜き出し異物が取り除かれていること。

3) ベールの寸法、重量、結束材

ベールの寸法はトラックへの積載効率や標準パレット（1,100mm×1,100mm 角）への適合性から、次の 3 種類の寸法を推奨します。

寸法 (mm) (※2)	重量 (kg)	結束材
①600×400×300	18～25	PP、PETバンド又はフィルム併用
②600×400×600	36～50	同上
③1,000×1,000×1,000	250～350	同上

（※2）寸法の 600×400mm、1,000×1,000mmはプレス金型の寸法を示します。

実際のベールの寸法はこれより少し大きくなります。

「推奨」ですから、ローリングタイプのベールを排除するものではありません。

番線及びスチールバンドは解梱作業の安全上好ましくありません。

4) ベールの品質基準

分別収集物に含めてよいものとして、「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」(令和4年1月環境省環境再生・資源循環局リサイクル推進室。以下「手引き」という。)」の3.(2)に記載されている「原材料の全部又は大部分がプラスチックであるプラスチック使用製品廃棄物」とは、内部部品を含めて、ほとんどがプラスチックで構成されるものです。

なお、「手引き」3.(2)は、分別収集物に含めてもよいものの例であり、市区町村が必ず収集しなければならないものではありません。

「手引き」3.(2)に例示されていないプラスチック使用製品廃棄物であっても、原材料の全部又は大部分がプラスチックであれば分別収集物に含めることができます。

また、【含めてはいけないもの】(1)～(4)は「手引き」の内容と同一です。詳細は「手引き」を参照してください。

項目	基準	備考
「分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令」(令和4年環境省令第1号の「分別収集物の基準」に適合するもの	90%以上(重量比)	「手引き」の範囲内のもの
【含めてはいけないもの】		
(1)次に掲げるプラスチック使用製品廃棄物以外のものが付着し、又は混入していないこと ①プラスチック容器包装廃棄物(容器包装リサイクル法第2条第4項に規定する容器包装廃棄物のうちその原材料が主としてプラスチックであるもの(*3)) ②プラスチック使用製品廃棄物(①を除く。)のうち、その原材料の全部又は大部分がプラスチックであるもの	付着または混入していないこと	
(2)汚れが付着しているプラスチック使用製品廃棄物	混入していないこと	食品残渣、生ごみ、土砂等が付着することにより汚れたものは含めることができません。('手引き' 2. (1))
(3)他の法令又は法令に基づく計画により分別して収集することが定められているもの		('手引き' 2. (2))
①ポリエチレンテレフタレート製の容器が廃棄物となったもの	混入していないこと	主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって、 ・飲料 ・しょうゆ ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第4条第5号及び別表第1の7の項に規定する主務大臣が定める商品を定める件 (平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省)

		告示第 3 号) 第 1 項各号に掲げる物品 2 であって、同告示第 2 号の規定 3 に適合するものを充填するための容器は含めることができません。(「手引き」 2. (2) ①)
②使用済小型電子機器等が廃棄物となったもの	混入していないこと	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項に規定する使用済小型電子機器等は含めることができません。(「手引き」 2. (2) ②)
③一辺の長さが 50cm 以上のもの	混入していないこと	一辺の長さが 50cm を超えるものは含めることができません。ただし、長さが 50cm を超える PP バンド、ロープ等は、50cm 未満になるように切断し、リサイクル設備に絡まらないように束ねられている状態であれば含めることが可能です。雨合羽、レジャーシートは、広げると 50cm を超えるものであっても、50cm 未満になるように切断した状態になっていれば含めることが可能です。なお、市区町村が容器包装リサイクル法の指定法人に引き渡す際に 50cm 未満 になっていれば、住民からの収集の段階で 50cm 以上のものであっても含めることは可能です。(「手引き」 2. (2) ③)
(4) 分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの		(「手引き」 2. (3))
①分別収集物の再商品化の過程において火災を生ずるおそれのあるもの ア) リチウムイオン蓄電池を使用する機器 (* 4) (* 5) イ) 分別収集物の再商品化の過程において火災を生ずるおそれのあるもの (* 5)	混入していないこと	以下のものは含めることができません。ア) 加熱式タバコ、モバイルバッテリー、電子機器のバッテリー等 イ) ライター、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池等 (「手引き」 2. (3) ①)
②人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着しているもの又はこれらのおそれのあるもの (* 5)	混入していないこと	点滴用器具 (輸液バック部分は除く。)、注射針、注射器等は含めることができません。(「手引き」 2. (3) ②)
③その他分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの ア) 刃物等 (* 5) イ) リサイクル設備に影響を与えるもの	混入していないこと	以下のものは含めることができません。ア) カッター、包丁、調理用スライサー、安全カミソリ、ガラスの破片等、リサイクルの過程で作業員が怪我をする危険性があるもの イ) まな板、擬木等の厚みのあるもの (厚さ 5mm 程度以上が目安)、ラケット、ゴルフクラブのシャフト等の炭素繊維やガラス繊維で強化されたプラスチック。

		繊維や合成ゴム等の複数の素材が使用されているもの（例：靴、長靴、スニーカー、スリッパ、靴、ハンドバッグ、ポーチ）（「手引き」2. (3) ③）
(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項第1号に規定する産業廃棄物の廃プラスチック類（プラスチック製容器包装、プラスチック使用製品廃棄物）	混入していないこと	ただし、当該廃棄物を含む引渡し申込を行っている場合は異物としない。

（※3）主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって、

- ・飲料
- ・しょうゆ
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第4条第5号及び別表第1の7の項に規定する主務大臣が定める商品を定める件（平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第3号）第1項各号に掲げる物品であって、同告示第2号の規定に適合するものを充填するための容器を除きます。

（※4）近年、廃棄物の収集運搬やリサイクルの現場において、加熱式タバコ、モバイルバッテリー、電子機器のバッテリー等が原因と考えられる発火トラブルが増加しています。乾電池やその他の電池についても発火の可能性があります。特にリチウムイオン蓄電池は、中に燃えやすい液体が入っていることもあり、高い発火リスクがあります。実際にリサイクル工程の第一段階であるベール解砕機や破袋機の刃によって、リチウムイオン蓄電池が押し潰されて、発火する事故が起こっているため、リチウムイオン蓄電池を使用する機器が絶対に混入しないように住民に対してよく周知するとともに、選別を徹底してください。

（※5）「Ⅰ. 容器包装リサイクル法に定める分別基準適合物の引き取り品質ガイドライン」の「プラスチック製容器包装」で禁忌品に該当するもの。

以上

令和 7 年 10 月 21 日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

令和 8 年度申込時における品質調査（組成調査）の実施について

1. 申込み初年度における品質調査（組成調査）（以下、「品質調査」という。）の実施の目的

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」32条に基づき、当協会に引き渡される分別収集物は、原則、容リプラ以外にも、製品プラや産廃プラが混在したものとなります。

費用負担においては、分別収集物のうち、容リプラについては従来同様に特定事業者の負担と市町村等の負担（令和 7 年度は特定事業者負担 99%、市町村等負担 1%）となる一方、製品プラ、産廃プラの再商品化費用については、全額市町村等の負担となります。

製品プラの費用は、製品プラの数量と再商品化事業者の入札によって決められた単価により決定しますが、分別収集物に混在する容リプラと製品プラの各数量を算出するためには、回収した分別収集物に含まれる容リプラと製品プラの比率（以下、「組成比率」という。）が必要となります。

当協会と契約後は当協会でベール品質調査を実施し、ベールに含まれる組成比率を明確にしますが、申込み初年度は当協会と契約前のため、市町村は自ら品質調査を実施し、その結果で得られた組成比率をもとに当協会に申込む必要があります。

よって、申込みまでに品質調査を実施することは必須です。事前品質調査が実施できないことは、申し込み条件を満たさないことになります。

なお、令和 7 年度に分別収集物を申込んだ市町村等においては、令和 8 年度の申込みに向けて品質調査を実施する必要はありません。ただし、期初又は期中で収集方法・内容等の変更、収集エリアの変更、構成市町村の変更等により組成比率が大幅に変更する可能性がある場合は、変更等を行った年度を契約初年度として、自ら品質調査を実施していただく場合がありますので、その際は必ず申込開始までに当協会にご相談ください。

2. 市町村等による品質調査実施の期限

当協会の申込み（10 月下旬～11 月下旬）までに、市町村等自ら品質調査を実施してください。

3. 市町村等による品質調査実施の手順

（1）品質調査方法

下記の方法から選択してください。

①協会の「分別収集物品質評価方法」と同様の方法で実施

品質調査の方法については、参考資料⑧「分別収集物のベールの品質評価方法」の内容を参考に実施してください（当協会と契約後に実施する方法を記載しています）。

実施回数や実施期間等に定めはございませんが、当協会に申込む際の引渡し内容と相違ないように実施をお願いいたします。

②独自の方法で実施

モデル形成支援事業や実証試験の結果を使用する場合を指します。

※他の調査内容結果（可燃物や不燃物の混入プラ比率など）を引用することはできません。

（2）品質調査の判定基準について

上記「（1）品質調査方法」の選択に関わらず、資料 13「令和 8 年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（分別収集物）」及び「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」（令和 4 年 1 月 環境省 環境再生・資源循環局 リサイクル推進室）を判定基準としてください。

参考資料⑧に判定基準の詳細を記載しておりますので、参考のうえ品質調査を実施してください。

(3) 品質調査の記録について

参考資料⑥「市町村による分別収集物の品質評価記録書」(以下、「記録書」という。)に、品質調査の結果を記入してください。

「市町村による分別収集物の品質評価記録書」記入方法

【基礎情報】

調査日や実施場所、市町村名等を記入してください。

【調査方法】

上記(1)「品質調査方法」の調査方法を選択してください。

②独自の方法で実施」を選択した場合は、モデル形成事業や実証試験である旨を記載してください。

【調査対象】

申込み予定のバールの種類に合致した内容を選択してください。

(例) 容リプラと製品プラと産廃プラを引き渡す予定

⇒ ②を選択してください

(例) 容リプラと製品プラを申込み予定だが、容リプラと製品プラのバールを分けて引き渡す予定

⇒ ④を選択し、容リプラと製品プラでそれぞれ品質調査を実施してください(別々に品質調査を実施するため、記録書は2枚必要です)。

【品質調査結果】

評価対象重量を記入し、品質調査の結果、容リプラと製品プラ、異物の量を記入してください。

比率については、それぞれの項目の秤量値を評価対象重量で除して算出してください。

※秤量値、比率は小数第3位を四捨五入して小数第2位まで記入してください。

【申込時における容リプラと製品プラの比率】

・計算式

＜容リプラの比率＞

100% - 製品プラの比率 (%)

＜製品プラの比率＞

$$\frac{\text{品質調査における製品プラの秤量値}}{\text{品質調査における容リプラ秤量値} + \text{製品プラの秤量値}} \times 100$$

上記の【品質調査結果】の中から容リプラと製品プラの秤量値を転記し、2つの項目を合計してください。

製品プラ比率については、製品プラの各項目の秤量値を合計の重量で除して算出してください。

容リプラ比率については、100%から製品プラ比率を差し引いて算出してください。

(例) 製品プラが 11.00kg、合計の重量が 56.00kg の場合

11.00kg ÷ 56.00kg = 比率 19.64% (製品プラ)

100% - 19.64% = 比率 80.36% (容リプラ)

秤量値、比率は小数第3位を四捨五入して小数第2位まで記入してください。

ここで算出した比率が、申込時における容リプラと製品プラの比率の根拠となります。

(4) 記録書の提出方法

本申込をオンラインで行う場合と、郵送（紙申込）で行う場合で異なりますので、詳細は以下の①②をご覧ください。

なお、提出期限は回答の方法に関わらず、申込締切の令和7年11月12日（水）（必着）です。

①オンラインで申込みを行う場合

記録書をPDFに変換し、以下のメールアドレスに送付してください。

送付先アドレス：plastic@jcpra.or.jp

メールの題名：令和8年度分別収集物の品質調査結果の提出

メールの宛先：（公財）日本容器包装リサイクル協会 プラスチック容器事業部 宛

②郵送で申込みを行う場合（紙申込）

申込書類一式の送付の際、記録書を同封してください。

(5) 申込みまでに品質調査が実施することが必須条件

申込みまでの品質調査は必須です。事前品質調査が実施できないことは、申込み条件を満たさないこととなります。

4. 申込時の組成比率

申込みの際、記録書の【申込時における容リプラと製品プラの比率】に記載された組成比率を、小数第1位を四捨五入した数値を記入します。

(例) 【申込時における容リプラと製品プラの比率】で、製品プラの比率が19.64%の場合

19.64%の小数第1位を四捨五入 ⇒ 申込書の製品プラ比率に「20%」と記入

100%から製品プラ20%を差し引く ⇒ 申込書の容リプラ比率に「80%」と記入

なお、申込書に記載された比率、数量で当協会が入札を実施し、再商品化事業者と契約します。

5. 契約以降の品質調査及び組成比率の変更について

契約後は当協会にてベール品質調査を実施し、以下の方法によって各年度の組成比率を決定します。

(1) 契約初年度の組成比率（契約初年度上期から分別収集物の引き渡しを開始され、容リプラと製品プラが混ざったベールを引き渡す場合）

契約初年度上期の組成比率については、申込時の組成比率を適用します。

契約初年度下期の組成比率については、契約初年度上期の組成比率と、契約初年度上期に実施したベール品質調査で得られた組成比率の差の範囲によって変更の可否が決定します。

契約初年度上期に実施したベール品質調査で得られた組成比率（小数第2位まで表示）が、契約初年度上期の組成比率と比べ、

- 1) 0.8倍～1.2倍以内の場合は、契約初年度下期の組成比率は変更せず契約初年度上期の組成比率を継続する。
- 2) 0.8倍～1.2倍を超える場合は、契約初年度下期の組成比率は、ベール品質調査の組成比率に変更する。

※組成比率の差の範囲である 0.8 倍～1.2 倍について

令和 4 年度に協会が、当時容リプラと製品プラの一括回収を実施している市町村・一部事務組合 3 箇所にご協力いただき、容リプラと製品プラが混ざったベールについて品質調査を実施し、その結果から誤差の範囲を算出しています。

【例 1】上記 1) に該当する場合

- ① 契約初年度上期の製品プラの組成比率 20%
- ② 契約初年度上期に実施したベール品質調査で得られた製品プラの組成比率 23.84%
- ③ $② / ① = 1.192$ 倍
- ⇒ 契約初年度下期の製品プラの組成比率は、①の 20%を継続

【例 2】上記 2) に該当する場合

- ① 契約初年度上期の製品プラの組成比率 20%
- ② 契約初年度上期に実施したベール品質調査で得られた製品プラの組成比率 24.62%
- ③ $② / ① = 1.231$ 倍
- ⇒ 契約初年度下期の製品プラの組成比率は、②の組成比率の小数第 1 位を四捨五入した 25%に変更

(2) 契約 2 年度の組成比率

契約初年度下期に決定した組成比率を 1 年間継続します。(上記(1) 1) 又は 2) の組成比率)

(3) 契約 3 年度以降の組成比率

契約 3 年度においては、契約初年度下期と契約 2 年度上期に実施したベール品質調査で得られた組成比率を平均した値を 1 年間適用します。

以降の契約年度については、契約 3 年度同様に、該当年度の前々年度下期と前年度の上期に実施したベール品質調査で得られた組成比率を平均した値を 1 年間適用します。

【例 3】契約 3 年度の組成比率の算出方法

- ① 契約初年度下期に実施したベール品質調査で得られた製品プラの組成比率 18.38%
- ② 契約 2 年度上期に実施したベール品質調査で得られた製品プラの組成比率 22.26%
- ③ $(① + ②) / 2 = 20.32\%$
- ⇒ 契約 3 年度の製品プラの組成比率は、③の組成比率の小数第 1 位を四捨五入した 20%に変更

(1) ～ (3) をまとめた図は、以下のとおりとなります。

パターン	品質調査実施と 契約時の組成比率	契約前	契約初年度		契約2年度		契約3年度	
			上期	下期	上期	下期	上期	下期
(1) 契約初年度上期 に実施した品質調査で 得られた組成比率が、 契約初年度上期の組成 比率と比べ、0.8倍～ 1.2倍以内の場合	品質調査実施	市町村 実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施
	契約時の 組成比率		半年適用	市町村実施の組成比率を さらに1年半適用			初年度下期と2年度上期の 組成比率の平均を1年適用	
(2) 契約初年度上期 に実施した品質調査で 得られた組成比率が、 契約初年度上期の組成 比率と比べ、0.8倍～ 1.2倍超の場合	品質調査実施	市町村 実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施
	契約時の 組成比率		半年適用	協会実施の組成比率を1年半適用			初年度下期と2年度上期の 組成比率の平均を1年適用	

(4) 引き渡し開始が契約初年度下期からの場合の対応

契約初年度下期から契約2年度上期の組成比率については、申込時の組成比率を適用します。合理化拠出金の品質寄与の算定のため、契約初年度下期もベール品質調査は実施しますが、そこで得られた組成比率を契約2年度上期から変更することはありません。

契約初年度下期のベール品質調査を実施して得られた組成比率は、契約2年度上期にベール品質調査を実施して得られた組成比率と平均し、契約2年度下期及び契約3年度の1年半の期間適用します。

以降は、該当年度の前々年度下期と前年度の上期に実施したベール品質調査で得られた組成比率を平均した値を、1年間適用します。

【例4】引き渡し開始が契約初年度下期からとなる場合の契約2年度下期及び契約3年度の組成比率

① 契約初年度下期に実施したベール品質調査で得られた製品プラの組成比率 17.64%

② 契約2年度上期に実施したベール品質調査で得られた製品プラの組成比率 19.88%

③ $(①+②) \div 2 = 18.76\%$

⇒ 契約2年度下期及び契約3年度の製品プラの組成比率は、③の組成比率の小数第1位を四捨五入した19%に変更

(4) をまとめた図は、以下のとおりとなります。

パターン	品質調査実施と 契約時の組成比率	契約前	契約初年度		契約2年度		契約3年度	
			上期	下期	上期	下期	上期	下期
契約初年度下期に引き 渡し開始された場合	品質調査実施	市町村 実施		協会実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施
	契約時の 組成比率			市町村実施の組成比率を 1年適用		初年度下期と2年度上期平均を 1年半適用		

(5) 容リプラと製品プラのベールを別々に引き渡される場合の対応

容リプラのベール、製品プラのベールを別々に引き渡す場合、市町村等はそれぞれのベールの数量又は重量を管理することが必要になります（実績に基づいた値で管理できることが望ましい。何らかの理由により実績で管理できない場合は計画量でも可）。

ベール品質調査は容リプラ、製品プラのベールそれぞれについて、ベール品質調査を実施します。ベール品質調査によって得られた容リプラ、製品プラの比率に市町村等が管理している容リプラ、製品プラの数量又は重量を掛けてトータルの組成比率を算出いたします。

※品質調査結果×ベールの数量					
	品質調査結果		ベールの数量 (実績量または計画量)	容リプラ量と製品プラ量	
	容リプラ比率	製品プラ比率		容リプラ量	製品プラ量
容リプラベール	80.44%	19.56%	100 t	80.44 t	19.56 t
製品プラベール	9.82%	90.18%	20 t	1.96 t	18.04 t
合計			120 t	82.40 t	37.60 t

↓ 82.40 t と 37.60 t で比率を算出

(※)ベールの数量（個数）の場合は、以下の計算式で算出してください。

ベールの年間製造個数 × ベールの平均重量

(ベールの平均重量については、容リプラ、製品プラ別々の値、又は容リプラ、製品プラ共通の値を用いること)

容リプラ比率	製品プラ比率
68.67%	31.33%

↓ 小数第一位四捨五入

トータルの組成比率

容リプラ比率	製品プラ比率
69%	31%

(6) 組成比率の変更方法

ベール品質調査の結果、組成比率の変更が必要となった場合、協会より「変更依頼書」を市町村等に送付いたします。市町村等は「変更依頼書」に署名、押印のうえ、協会まで返信してください。

(7) その他注意事項

- ・契約が継続している最中であっても、期初又は期中で以下の変更により組成比率が変更する可能性がある場合は、協会と市町村等で品質調査（組成調査）の実施及び組成比率の変更等の対応について協議します。

- ① 収集方法・内容等の変更
- ② 収集エリアの変更
- ③ 代表市町村、一部事務組合の構成市町村の変更
- ④ ①～③以外に組成比率の変更が見込まれる場合

- ・組成比率を平均して算出する際、引き渡し頻度や量が少ない等の理由により、引き渡しがあるにも関わらず上期又は下期のいずれかのベール品質調査が実施できない場合は、組成比率を平均することができないため、片方の組成比率を適用することがあります。

その他、引き渡しがあるにも関わらずベール品質調査が実施できない（又はベール品質調査を実施したが組成比率の変更ができない）場合は、協会と市町村等で対応について協議します。

- ・ベール品質調査の年間の回数は、今後のベール品質調査の実施状況、組成比率の結果、市町村等からの申込状況等を踏まえ変更となる可能性があります。
- ・当協会が実施するベール品質調査の調査対象ベールの選定では、中間処理の工程等に伴う、ベール

の容リプラ、製品プラの組成の偏りについては考慮せず、無作為にサンプリングを行います。容リプラ、製品プラが均一に混ざっていないベールが調査対象となった場合、組成比率に大幅な変動が出る可能性がありますので、ご注意ください。

以上

市町村による分別収集物の品質評価記録書

【基礎情報】

参考資料⑥

調査実施日	令和	年	月	日
調査実施場所				
市町村又は組合コード		市町村又は組合名		
保管施設コード		保管施設名		
市町村又は組合の担当部署		担当者名		
担当者電話番号		担当者E-MAIL		

【調査方法】 該当する方法をチェックしてください。

①	☐	協会の「分別収集物のべールの品質評価方法」と同様の方法で実施
②	☐	独自の方法で実施 ※モデル形成事業等の場合はこちらを選択 ())

【調査対象】 調査対象をチェックしてください。

①	☐	分別収集物(容リプラ+製品プラ)
②	☐	分別収集物(容リプラ+製品プラ+産廃プラ)
③	☐	分別収集物(容リプラ+産廃プラ)
④	☐	収集したプラスチックを分別収集物の種類ごとに別々に分けた場合 (④を選択した場合、本記録書で実施した調査対象物の種類) ☐ 容リプラ ☐ 製品プラ ☐ 産廃プラ

【品質調査結果】 秤量値、比率は小数第3位を四捨五入して小数第2位まで入力

評価項目	対象物	秤量値(※1)	比率(※1)
容リプラ	床に広げた評価サンプルから、製品プラと異物を除去した容リプラのみの重量	kg	%
製品プラ	床に広げた評価サンプルから、容リプラと異物を除去した製品プラのみの重量	kg	%
異物	協会が定める引取品質ガイドラインのうち、「含めてはいけないもの」に該当するもの	kg	%
評価対象重量		kg	%

(※1)秤量値、比率は小数第3位を四捨五入して小数第2位まで入力してください。

【申込時における容リプラと製品プラの比率】

評価項目	秤量値の記入方法	比率の記入方法	秤量値(※1)	比率(※1・2)
容リプラ	【品質評価結果】の「容リプラ」の秤量値を記入	100-製品プラ比率	kg	%
製品プラ	【品質評価結果】の「製品プラ」の秤量値を記入	製品プラ/合計	kg	%
合計	「容リプラ」の秤量値と「製品プラ」の秤量値を合計する		kg	

(※1)秤量値、比率は小数第3位を四捨五入して小数第2位まで入力してください。

(※2)ここに記入した容リプラと製品プラの比率が、申込書の様式3-5に記入する「引き渡し申込み比率(%)」の基礎となります。

こちらの比率の小数第1位の数値を四捨五入し、整数にしたものを様式3-5に記入してください。

【基礎情報】

調査実施日	令和 ▲ 年 ▲ 月 ▲ 日		
調査実施場所	容器包装リサイクルプラザ		
市町村又は組合コード	01001	市町村又は組合名	容器リサイクル組合
保管施設コード	01	保管施設名	容器包装リサイクルプラザ
市町村又は組合の担当部署	リサイクル部	担当者名	容器 太郎
担当者電話番号	03-3456-7890	担当者E-MAIL	abc@def.jp

【調査方法】 該当する方法をチェックしてください。

①	☒	協会の「分別収集物のべールの品質評価方法」と同様の方法で実施
②	☐	独自の方法で実施 ※モデル形成事業等の場合はこちらを選択 ()

【調査対象】 調査対象をチェックしてください。

①	☒	分別収集物(容リプラ+製品プラ)
②	☐	分別収集物(容リプラ+製品プラ+産廃プラ)
③	☐	分別収集物(容リプラ+産廃プラ)
④	☐	収集したプラスチックを分別収集物の種類ごとに別々に分けた場合 (④を選択した場合、本記録書で実施した調査対象物の種類) ☐ 容リプラ ☐ 製品プラ ☐ 産廃プラ

【品質調査結果】 秤量値、比率は小数第3位を四捨五入して小数第2位まで入力

評価項目	対象物	秤量値(※1)	比率(※1)
容リプラ	床に広げた評価サンプルから、製品プラと異物を除去した容リプラのみの重量	45.00 kg	75.00 %
製品プラ	床に広げた評価サンプルから、容リプラと異物を除去した製品プラのみの重量	11.00 kg	18.33 %
異物	協会が定める引取品質ガイドラインのうち、「含めてはいけないもの」に該当するもの	4.00 kg	6.67 %
評価対象重量		60.00 kg	100.00 %

(※1)秤量値、比率は小数第3位を四捨五入して小数第2位まで入力してください。

【申込時における容リプラと製品プラの比率】

評価項目	秤量値の記入方法	比率の記入方法	秤量値(※1)	比率(※1・2)
容リプラ	【品質評価結果】の「容リプラ」の秤量値を記入	100-製品プラ比率	45.00 kg	80.36 %
製品プラ	【品質評価結果】の「製品プラ」の秤量値を記入	製品プラ/合計	11.00 kg	19.64 %
合計	「容リプラ」の秤量値と「製品プラ」の秤量値を合計する		56.00 kg	

(※1)秤量値、比率は小数第3位を四捨五入して小数第2位まで入力してください。

(※2)ここに記入した容リプラと製品プラの比率が、申込書の様式3-5に記入する「引き渡し申込み比率(%)」の基礎となります。
こちらの比率の小数第1位の数値を四捨五入し、整数にしたものを様式3-5に記入してください。

本資料は、申込みまでに市町村等による品質調査を実施していただくにあたり、当協会のべール品質調査の手順や評価方法を記載した資料になります。本資料を参考に申込みに際した品質調査（組成調査）を実施してください。

＊なお、べールである必要はありません。

参考資料⑧

制定：令和4年6月20日

最終改正：令和7年10月21日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
プラスチック容器事業部

分別収集物のべールの品質評価方法

1. はじめに

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「法」という。）32条に基づき、当協会が市町村から再商品化の委託を受けた分別収集物の再商品化を円滑に推進するためには、市町村から協会に引き渡される分別収集物のべールの品質向上が必要となります。

市町村から引き渡されるべールの品質基準への適合性について評価、ランク付けを行うため、また、べール品質の向上を促すとともに、適正な再商品化、再商品化製品の利用促進に寄与することを目的に、当協会では「品質調査」を実施します。

また、品質調査結果から分別収集物における容リプラと製品プラの組成比率を算出し、必要に応じて、委託契約書に記載した容リプラと製品プラの組成比率を補正するための根拠として用います。

調査の手順や評価方法について、以下に記します。

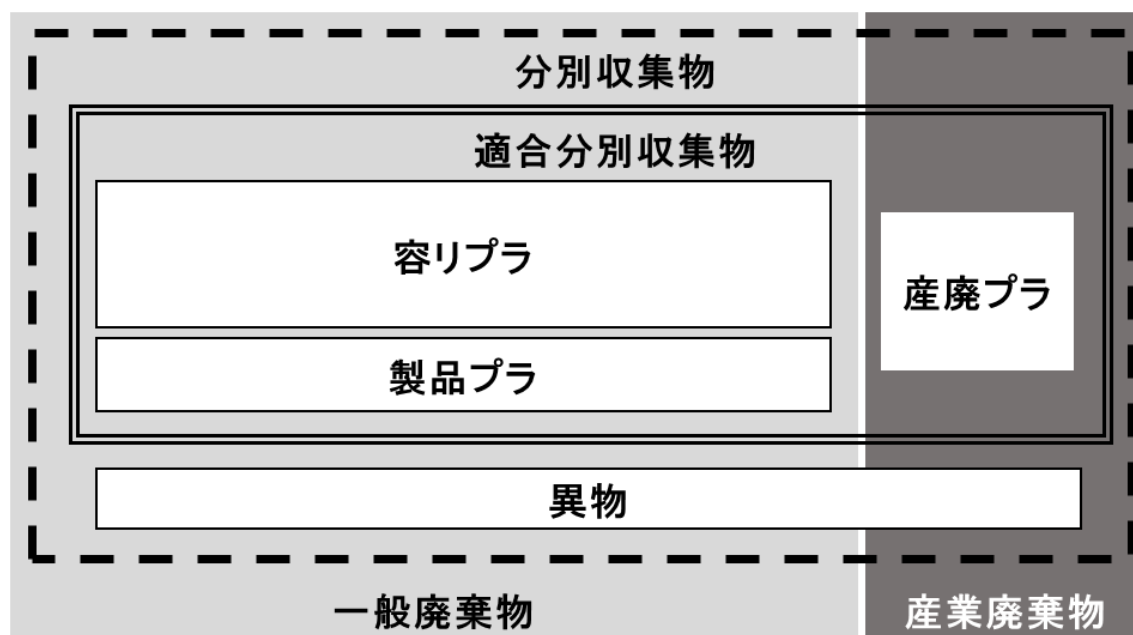
【用語の定義】

用語	定義
プラスチック使用製品	プラスチックが使用されている製品
使用済プラスチック使用製品	一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたプラスチック使用製品であって、放射性物質によって汚染されていないもの
プラスチック使用製品廃棄物	使用済プラスチック使用製品が廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物になったもの
分別収集	市区町村がプラスチック使用製品廃棄物について分別して収集すること
分別収集物	分別収集により得られるものをいい、指定法人（当協会）にその再商品化を委託する場合（法第32条及び第36条関係）は、環境省令で定める基準に適合するものに限る
容リプラ	プラスチック容器包装廃棄物 容器包装リサイクル法第2条第4項に規定する容器包装廃棄物のうちその原材料が主としてプラスチックであるもの（飲料、しょうゆその他容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第4条第5号及び別表第1の7の項に規定する主務大臣が定める商品を定める件（平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第3号）第1項各号に掲げる物品であって、同告示第2項の規定に適合するものを充填するためのポリエチレンテレフタレート製の容器が容器包装廃棄物となったものを除く。）
製品プラ	プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物（廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物であるものに限る。）
産廃プラ	プラスチック使用製品廃棄物のうち、廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物であって、廃棄物処理法第11条第2項に基づき市町村が処理をその事務として行うことができるもの。容リ法における分別基準適合物のべール品質調査では「事業系プラスチック」を指す

用語	定義
異物	分別収集物のうち、容リプラ、製品プラ、産廃プラ（※1）に該当しないもの
ベール	分別収集物を一般的な圧縮機（ベラー等）で圧縮され、結束又はこん包等により形態の維持、小さい製品の飛散対策が図られているもの
適合分別収集物	「分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令（令和 4 年環境省令第 1 号。以下、「省令」という。）の「分別収集物の基準」及び当協会が定める「市町村からの引き取り品質ガイドライン」を満たし、ベール品質調査において容リプラ、製品プラ、産廃プラ（※1）に該当するもの
手引き	「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」（令和4年1月 環境省 環境再生・資源循環局 リサイクル推進室）

（※1）産廃プラを当協会に申し込まない市町村は、産廃プラは異物に含まれる。

【品質評価における各用語のイメージ】



2. 評価対象及び評価の実施

（1）評価対象

- ・全ての指定保管施設の分別収集物のベールを対象とする。
- ・ベールの種類ごとに評価を実施する。

ア．「分別収集物（容リプラ＋製品プラ）が混ざっているベール」

イ．「分別収集物（容リプラ＋製品プラ＋産廃プラ）が混ざっているベール」

ウ．「分別収集物（容リプラ＋産廃プラ）が混ざっているベール」

エ．「容リプラ」「製品プラ」「産廃プラ」が別々のベール（※2）

（※2）エ．は、ア．イ．又はウ．の申込みであるが、「容リプラ」「製品プラ」「産廃プラ」それぞれが主体（ある程度は互いの混入はある）となった別々のベールとなる場合をいう。

なお、品質調査時に使用する「分別収集物ベール品質評価記録書」は上記（１）のベールの種類によって２種類存在する。

- ・ア．又はエ．の場合（「産廃プラ」を含まない申込み）

⇒様式１（容リプラ、製品プラ用）

- ・イ．ウ．又はエ．の場合（「産廃プラ」を含む申込み）

⇒様式２（容リプラ、製品プラ、産廃プラ用）

（２）実施者

- ・作業は再生処理事業者主体で実施する。
- ・協会が業務委託する品質調査委託先（以下、「協会委託先」という。）の品質調査員が立会う。

（３）評価者

- ・協会委託先の品質調査員（以下、「品質調査員」という。）が評価する。

（４）実施場所

- ・再生処理事業者の再生処理工場で実施する。

（５）調査の種類と実施時期

- ・通常調査

年１回以上実施する通常調査。当面の間、上半期（４～９月）に１回、下半期（１０～３月）に各１回実施する。

（※通常調査は、REINS システムでは、上半期調査を「１回目」、下半期調査を「２回目」と表記。

ただし期中で組成比率が変更となる場合はこの限りではない）

- ・再調査

通常調査にて、適合分別収集物の比率評価或いは破袋度評価がＤランクであった場合、再調査を実施することがある（６．「判定結果への対応」の(2)-(3)「Ｄランク判定の場合」を参照）。再調査を実施するか否か、また実施する場合の日程は協会が判断する。

- ・特別調査

ベール品質調査を実施する日の情報漏洩に関する不適正行為通報や、協会から品質改善を要求するも、改善が見られず、協会が必要と判断した場合等に「特別調査」を実施する（【特別調査の実施と判定結果への対応】を参照）。随時。

（６）品質調査スケジュール管理

- ・協会委託先が再生処理事業者と調整し、品質調査スケジュール案を協会に提示する。
- ・協会（プラスチック容器事業部）の了承後、品質調査を開始する。

（７）市町村又は一部事務組合（以下、「市町村」という。）の立会い

- ・市町村担当者の立会いは任意とし、再調査時は要請することとする。
- ・中間処理施設（民間委託先を含む。）の担当者の立会いも可とする。
- ・協会委託先より、品質調査実施の２週間前に実施日を通知する。引き渡し等の事情により２週間を切る場合の対応は、協会の判断により決定する。

（８）評価記録の提出先及び保管

- ・品質評価記録書を、再生処理事業者及び品質調査員が相互に記録し、照合する。
- ・品質調査員及び再生処理事業者は、相互確認のため、以下の写真を撮影する。

- ① 保管ベールに明示された表示板

② ベールの保管状況

※保管数が2個の場合（大ベール及び中ベール①）は②の保管状況の写真は省略してよい。

③ 選択したベールの全景

④ ベールを解体し、床に広げた状態

⑤ 適合分別収集物のうち、製品プラを分別して集めた状態

⑥ 異物（適合分別収集物以外のもの）が種類ごとに分別された状態

⑦ 禁忌品（異物のうち、リチウムイオン蓄電池及びリチウムイオン電池を使用した製品、火災のおそれのあるもの、医療系廃棄物、刃物等）

- ・再生処理事業者は、品質調査終了後、品質調査結果を速やかに REINS に入力する。
- ・REINS に入力後、出力した「ベール品質評価記録書」を、再生処理事業者及び品質調査員が相互に品質評価記録書と照合する。
- ・出力された「ベール品質評価記録書」を正とし、品質調査員は協会へ報告する。なお、品質調査結果の確認のため、再生処理事業者は出力された「ベール品質評価記録書」を PDF ファイルで協会委託先宛にメール送信する。
- ・市町村への品質調査結果の連絡（分別収集物ベール品質評価記録書、写真等）は、協会委託先が実施する。

（9）記録の開示

この評価結果を、品質調査実施者は協会の許可なく、当該市町村以外の者に開示してはならない。協会は、保管施設ごとの調査結果をホームページで公表する。

3. 調査対象ベールの保管

（1）取り置きベール数

公正性の意味から、原則として調査対象の市町村の取り置きベール数は、大ベール、中ベール①は2個、中ベール②は4個以上、小ベールは8個以上とする（ただし10kg未満の小ベールは、100kgを超える必要個数、或いは全量を取り置く）。再生処理事業者の諸事情により、取り置きベール数の確保が困難であると判断された場合は、事前に協会委託先へ申し出ることにより確保数の調整を可能とする。

【取り置きベール数の目安表】

名称	重量	取り置きベール数
大ベール	100kg 以上	2 個
中ベール①	50kg 以上～100kg 未満	2 個
中ベール②	30 kg 以上～50 kg 未満	4 個以上
小ベール	10 kg 以上～30 kg 未満	8 個以上

※特異なベールは評価に適さないため、やむを得ない場合を除き大ベール及び中ベール①は重量差（（重いベール重量÷軽いベール重量－1）×100）（％）が30%未満になるように選別し取りおくこと。

※小ベールについては、パレット単位で8個以上保管されることが望ましい。

（2）ベール入荷日

調査実施日の4週間前に入荷したベールを調査対象とする（原則として異なる日付のベールであること）。ただし、通知日の3週間前に入荷が確定している場合は、事前に品質調査委託先に連絡し、調査対象ベールとする。

なお、事前に協会が了承している場合は、この限りではなく調査を実施する。

(3) 保管場所

指定可燃物貯蔵届出書にて届出されている屋内スペースに保管する。やむを得ず屋外に保管する場合には、小容器類の飛散防止対策及び雨水対策をすること。

(4) 保管状況

中ベール②や小ベールについては品質調査員が調査当日に取り置きされているベールの中から、無作為に必要な個数をサンプリングする。無作為にサンプリングできるように、他の市町村ベールとの間隔を空けること。

(5) ベール重量の事前測定

調査時間短縮のため、大ベール及び中ベール①は事前に測定し、ベールに表示する。小ベールについては調査時に測定するため、事前測定は不要。

(6) 対象ベールの明示

対象ベールの市町村名、保管施設名、入荷数量・個数、保管数量・個数、入荷日、ベール重量（大ベール、中ベール①②が該当）、の看板等により明示する。

(7) 調査対象ベールの区分け

引取り対象市町村が複数あり、その保管施設が同一の場合であっても、市町村ごとのベールの区分けを明確にすること。

(8) 調査対象ベールからのサンプルの切り取り

- ・サンプル表面にベール圧縮時やその後の外部環境により汚れが見られる場合は、ベール圧縮方向外側の表面部分を取り除き、内側から切り取る。
- ・サンプル表面にベール圧縮時やその後の外部環境により汚れが見られない場合は、表面部分をサンプル対象とする。

4. 評価項目と評価方法

(1) 評価手順（「分別収集物ベール品質評価記録書」への記録事項）

- ①対象となるベールの種類、重量、結束材・こん包状態の種類を「分別収集物ベール品質評価記録書」に記録する。
- ②ベールから調査対象のサンプル 60～80kg を切り出し、未破袋の個数を記録する（(3)「破袋度評価」を参照）。
- ③容リプラ、製品プラ、産廃プラ（※3）、異物（※4）を選別する（異物の判定は(5)「異物の判定基準」を参照）。
- ④製品プラ、産廃プラ（※3）、異物（※4）は項目ごとに重量を計測する。
- ⑤調査対象の重量から製品プラ、産廃プラ（※3）、異物（※4）の重量を差し引いて、容リプラの重量を算出する。
- ⑥記録した重量をもとに、「破袋度評価」「適合分別収集物の比率評価」「禁忌品の有無評価」の評価を行う。
- ⑦禁忌品については、混入の有無、個数、品名等を記録する。
- ⑧適合分別収集物となった容リプラと製品プラの合計重量から、容リプラと製品プラの組成比率を算出する。

(※3) (5) ⑩に該当する、明らかに事業活動に伴い事業所等から排出されることが判別できるもの、同一種類の容リプラ又は製品プラが大量に検出された場合に限る

(※4) 産廃プラを当協会に申込まない市町村は、産廃プラは異物に含まれる

(2) 評価数量、ベールの種類、重量、寸法、結束材・こん包状態の確認

①評価数量

- ・大ベール、中ベール①は、あらかじめ保管してある2個を使用する。
- ・中ベール②は、あらかじめ保管してあるベールのうち、2個以上を使用する。
- ・小ベールは、あらかじめ保管してあるベールのうち、60kgを超える必要個数を使用する。

②ベールの種類の確認

- ・市町村の申込み内容により引き渡されるベールの組成が数種類になることを踏まえた品質調査を実施する観点から下記のいずれに該当するかを確認して記録する。
- ・全ての指定保管施設の分別収集物のベールを対象とする。
- ・ベールの種類ごとに評価を実施する。

ア．「分別収集物（容リプラ＋製品プラ）が混ざっているベール」

イ．「分別収集物（容リプラ＋製品プラ＋産廃プラ）が混ざっているベール」

ウ．「分別収集物（容リプラ＋産廃プラ）が混ざっているベール」

エ．「容リプラ」「製品プラ」「産廃プラ」が別々のベール（※5）

（※5）エ．は、ア．イ．又はウ．の申込みであるが、1つのベールに「容リプラ」「製品プラ」「産廃プラ」それぞれが主体（ある程度は互いの混入はある）となった別々のベールとなる場合をいう。

なお、品質調査時に使用する「分別収集物ベール品質評価記録書」は上記②のベールの種類によって2種類存在する。

- ・ア．又はエ．の場合（「産廃プラ」を含まない申込み）

⇒様式1（容リプラ、製品プラ用）

- ・イ．ウ．又はエ．の場合（「産廃プラ」を含む申込み）

⇒様式2（容リプラ、製品プラ、産廃プラ用）

③ベール重量測定

- ・保管しているベールの内、3. (1) 【取り置きベール数の目安表】の大ベール、中ベール①の重量を事前計量し、kg単位小数点以下第1位までを記録する。

④ベールの寸法測定

- ・評価対象となるベールの寸法（幅、奥行き、高さ）を計測し、m単位小数第2位まで記録する。

⑤こん包状態の確認（ベールの結束材・バンド種類等）

- ・切り取りサンプル用に選択したベールを使用する。
- ・ベールが結束材によって結束されている場合、結束材の種類（結束材と併せてフィルム等の包装材も使用されている場合は、包装材の種類等を含む。）、見掛けのバンド本数を記録する。
- ・ベールがフィルム等によってこん包され、結束材が使用されていない場合は、種類記録欄には「フィルム巻き」等と記録し、本数の記録欄には「0」を記録する。

(3) 破袋度評価

①引き取り品質ガイドライン記載内容

- ・ベールに求められる性状として収集袋の破袋がある。
- ・分別収集に利用される収集袋を破袋し、収集袋から収集物を抜き出し異物が取り除かれていることが求められる。

②サンプル

- ・評価対象とするベールから、1個 30 kg 以上ずつ取り出し重量を測定 (kg 単位小数第 2 位まで記録) し、サンプル合計が 60 kg～80 kg となるように床に広げる。

※取り出したサンプル重量を評価対象重量とする

※1 個 20 kg 未満の小ベールは、合計 60 kg～80 kg となるように 4 個以上をサンプルとする

③評価方法

- ・収集袋、市販のごみ袋が破袋されずにベール化されている状態を見る。
- ・未破袋の袋個数を数え、その数を評価対象重量で割り込んだ (個数/kg) 値を算出する。

$$\text{未破袋の袋個数(個)} \div \text{評価対象重量(kg)} = \text{未破袋の袋混入率(個/kg)}$$

※小数第 2 位以下を切り捨て

未破袋の袋混入率 (個/kg)	評価ランク
0.2 未満	A ランク
0.2 以上 0.4 未満	B ランク
0.4 以上	D ランク

注) 未破袋の中身は全て取り出し異物の判定を行う。

④未破袋の判定基準

ア. 未破袋とは、こぶし大程度の大きさ以上で、次の状態をいう。

- ・袋状のもの (プラ製容器包装かどうかは不問とする) に中身が残っており、袋内の内容物が容易に確認できないもの。
- ・指定収集袋、市販のごみ袋等の収集に使われた収集袋の袋中から出てきた袋は小袋とし、小袋も未破袋とする。

【未破袋とは見なさない事例】

イ. 袋の内容物が容易に確認できる下記の事例は、未破袋とは見なさない。

- ・PET ボトルのキャップだけが袋に入れられていると容易に判別できる場合
- ・菓の包装材だけが袋に入れられていると容易に判別できる場合
- ・コンビニ弁当などの容器が 1 個程度袋に包まれている場合
- ・中身が元から入っていた商品である場合 (未開封の商品、開封済みで使い掛け、食べ掛けの商品)
- ・上記のほかに一目で袋の内容物が確認できる場合

(4) 適合分別収集物の比率評価

①適合分別収集物の比率基準

分別収集物のうち、適合分別収集物が 90% 以上 (重量比) であることが求められる。

②サンプル

- ・破袋度評価に使用した、床に広げた状態の 60 kg～80 kg のサンプルを評価する。

- ・破袋度評価において未破袋と判定された袋も、破袋し、中身を取り出して評価する。

③評価方法

- ・重量は上記の 60 kg～80 kg (kg 単位小数第 2 位まで記録) とする。
- ・適合分別収集物以外の異物 (①原材料の全部又は大部分がプラスチックでない製品プラ、②汚れの付着している容リプラ、製品プラ、③容リ法で P E T ボトルに分類される P E T ボトル ④使用済み小型電子機器等、⑤ 1 辺が 50cm 以上の「原材料の全部又は大部分がプラスチックである製品プラ」、⑥a) リチウムイオン蓄電池及びリチウムイオン電池を使用した製品、⑥b) ⑥a) 以外の火災のおそれのあるもの、⑦医療系廃棄物、⑧a) 刃物等、⑧b) 再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの、⑧c) 再商品化製品の品質を大きく低下させる又は残さ発生量が多いと懸念されるもの、⑨他素材の容器包装、⑩産廃プラ (※6)、⑪プラスチック副産物、⑫上記以外の異物) を取り出し、それぞれの重量を kg 単位 (小数点以下 2 桁まで記録) で測定する。

(※6) 産廃プラを当協会に申し込む市町村は、産廃プラは異物に含まれない

- ・評価対象重量から異物の総重量を差し引き、適合分別収集物の重量を算出する。
(評価対象重量－異物合計重量) (kg) ÷ 評価対象重量 (kg) × 100 = 適合分別収集物比率 (%)

※小数第 3 位を四捨五入

適合分別収集物比率	評価ランク
90%以上	A ランク
85%以上 90%未満	B ランク
85%未満	D ランク

(5) 異物の判定基準

①原材料の全部又は大部分がプラスチックでない製品プラ

省令の範囲外で、なおかつ「内部部品を含めてほとんどがプラスチックで構成される」品目でない製品プラ。製品プラに含めてよいものは手引きの 3. (2) 「原材料の全部又は大部分がプラスチックであるプラスチック使用製品廃棄物 (第 3 号ロ関係)」を参照のこと。

②汚れの付着している容リプラ、製品プラ

分別収集物が中身の付着 (食品残渣、インク等) でべとついている、又は、複数の分別収集物が中身等により固まっている状態の分別収集物、土砂や油分等、カビ等汚れの付着した分別収集物。「ベール品質評価記録書」には容リプラと製品プラに分けて記入する。

③容リ法で P E T ボトルに分類される P E T ボトル

a. P E T 製の容器 (ボトル) のラベル又はボトル本体に下記の識別表示 (P E T リサイクルマーク) が表示又は刻印されている容器を、P E T 区分の容器とする。



識別表示 (P E T リサイクルマーク) が表示されている P E T ボトルは「指定 P E T ボトル」と呼ばれ、省令で以下の中身が入った P E T ボトルに限定されている。

「清涼飲料、果汁飲料、酒類 (みりんを含む)、乳飲料等、しょうゆ、しょうゆ加工品 (めんつゆ

等)、アルコール発酵調味料(料理酒を含む)、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料(ノンオイルドレッシング等)」

b. ラベルが剥がれた状態のPET製の容器

・清涼飲料用等のPETボトルは、キャップ部、ボトル側面等に賞味期限が表示されている場合がある。そのため、賞味期限表示がある場合はPET区分の容器とする。

(参考: しょうゆ等調味料の場合、賞味期限はラベルに表示されている。)

c. 上記に該当しない容器は全てプラスチック容器包装廃棄物とする。

④使用済小型電子機器等

・使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号)第2条2項に規定する使用済小型電子機器等。使用済小型電子機器等に該当するものは、手引きの2.(2)②「使用済小型電子機器等が廃棄物となったもの(第4号口関係)」を参照のこと。(※電子基板等の不溶不融の熱硬化性樹脂製品もこの項目とする)

⑤一辺が50cm以上の「原材料の全部又は大部分がプラスチックである製品プラ」

一辺が50cm以上の製品プラ、ロープ、ひも等、機械設備の回転軸や駆動部に絡まるおそれのあるもの。ただし、長さが50cmを超える場合でも、50cm未満になるように切断し、束ねられている状態であれば適合分別収集物とみなす。

⑥分別収集物の再商品化の過程において火災を生ずるおそれのあるもの

a) リチウムイオン蓄電池及びリチウムイオン電池を使用した製品

加熱式タバコ、モバイルバッテリー、電子機器のバッテリー、携帯電話等

b) ⑥a) 以外の火災のおそれのあるもの

ガスライター(液体燃料が空の場合も該当する。)、ガスボンベ及びスプレー缶(穴開けされている又は潰されている場合は「他素材の容器包装」に区分する。)、電池等

⑦医療系廃棄物

注射針、注射器、ウイルス性疾患の検査キット、点滴セットのチューブ・針(輸液パック部分は除く。)

(注) 点滴セットのチューブに針が付いていても付いていなくても、医療系廃棄物とする。

⑧再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの

a) 刃物等

刃物、カミソリ、針、釘、鋏、ガラスの破片等怪我をする危険性のあるもの

b) 再商品化設備を損傷するおそれのあるもの

- ・炭素繊維、ガラス繊維等で強化されたプラスチック。
- ・まな板、擬木等の厚みのあるもの(厚さ5mm程度以上が目安)
- ・粘着性のあるテープ等。

c) 再商品化製品の品質を大きく低下させる又は残さ発生量が多いと懸念されるもの

- ・繊維や合成ゴム等の複数の素材が使用されているもの
(靴、長靴、スニーカー、スリッパ、鞆、ハンドバッグ、ポーチ等)
- ・鋳物等の他素材を大量に含むプラスチック使用製品(「プラ」マークのある容器包装は除く。)

⑨他素材の容器包装

缶、ガラスびん、紙製の容器包装、ダンボール等

⑩産廃プラ（産廃プラを当協会に申込みのある市町村は、産廃プラは異物に含まれない。）

・一般家庭からではなく、明らかに事業活動に伴い事業所等から排出されるプラスチック製の容器包装。

例：「給食用」「保有米」の表示のあるコメ袋、食品添加物の容器等

・一般家庭からではなく、明らかに事業活動に伴い事業所等から排出される製品プラ

・同一種類の容リプラ又は製品プラが大量に検出された場合（未使用、使用済問わず）。

例：未使用の弁当容器。

⑪プラスチック副産物

製品の製造、加工、修理又はその他の事業活動に伴い、副次的に得られる物質であって、放射性物質によって汚染されていないもの

⑫その他の異物

容器包装以外のガラス、金属、布、陶磁器、土砂、食物残渣、生ごみ、木屑、紙、皮、ゴム等の異物ではあるが、どの異物項目であるかの判断ができないもの

（６）禁忌品の有無評価

上記（５）の⑥a)リチウムイオン蓄電池及びリチウムイオン電池を使用した製品、⑥b)⑥a)以外の火災のおそれのあるもの、⑦医療系廃棄物、⑧a)刃物等が該当する。

（７）合理化拠出金の「品質」による配分のための容器包装比率

合理化拠出金の「品質」による配分のための容器包装比率は、容リプラのみが対象となる（製品プラ等は対象にならない）。容器包装比率は、容リプラの重量及び容リプラの異物量（異物合計量を適合分別収集物に占める容リプラの比率で掛けた値）を用いて算出する。

容リプラの重量（kg）÷（容リプラの重量＋容リプラの異物量（kg））×100 ＝ 容器包装比率（％）

※小数第３位を四捨五入

５．評価結果のランク判定

「破袋度評価」「適合分別収集物の比率評価」「禁忌品の有無評価」について、それぞれ評価した結果を品質評価記録書に記録し、評価表の結果を該当評価項目ごとにチェックすることにより、A、B、Dランクを判定する。

判定は、「破袋度評価」「適合分別収集物の比率評価」「禁忌品の有無評価」ごとにランク判定を行う。

（１）「破袋度評価」のランク判定

- ・ Aランク：0.2 個/kg 未満
- ・ Bランク：0.2 個/kg 以上、0.4 個/kg 未満
- ・ Dランク：0.4 個/kg 以上

（２）「適合分別収集物の比率評価」のランク判定

- ・ Aランク：90%以上

- ・ B ランク：85%以上、90%未満
- ・ D ランク：85%未満

(3)「禁忌品の有無評価」のランク判定

- ・ ⑥a) リチウムイオン蓄電池及びリチウムイオン電池を使用した製品、⑥b)⑥a)以外の火災のおそれのあるもの、⑦医療系廃棄物、⑧a)刃物等の混入がなければAランク、いずれかあればDランク

6. 判定結果への対応

(1)「破袋度評価」のランク判定

① Aランク判定の場合

- ・ 再商品化に支障がないので、引き続き品質の維持をお願いします。

② Bランク判定の場合

- ・ 再商品化に支障が生じる場合があるので、Aランクを目指した品質向上をお願いします。

③ Dランク判定の場合

- ・ 協会より市町村に改善計画の立案と実行をお願いします。
- ・ 改善計画書や中間処理施設での処理状況等を総合的に判断し、再調査を実施する場合がある。

<再調査でDランクとなった場合>

- ・ 「協会出前講座ーベール品質勉強会」の実施と、2か月ごとに「自主検査結果」の提出をお願いします。

(2)「適合分別収集物比率評価」のランク判定

① Aランク判定の場合

- ・ 再商品化に支障がないので、引き続き品質の維持をお願いします。

② Bランク判定の場合

- ・ 再商品化に支障が生じる場合があるので、Aランクを目指した品質向上をお願いします。
- ・ 申込み初年度以降の通常調査の品質調査において、3年連続Bランクとなった場合、改善計画の立案と実行をお願いします、場合によっては再調査を行う。

③ Dランク判定の場合

- ・ 著しく分別基準から外れているので、再商品化に支障をきたす。協会より市町村に改善計画の立案と実行をお願いします。
- ・ 改善計画書や中間処理施設での処理状況等を総合的に判断し、再調査を実施する場合がある。

<再調査でDランクとなった場合>

- ・ 「協会出前講座ーベール品質勉強会」の実施と、2か月ごとに「自主検査結果」の提出をお願いします。
- ・ 次年度の通常調査の品質調査結果がDランクであった場合には、次々年度の引き取り申込みをお断りすることとしつつ、品質改善の取組状況を総合的に判断し、対応を決定する。

(3)「禁忌品の有無評価」のランク判定

- ・ Dランクの場合は、市町村に改善をお願いします。
- ・ 禁忌品が大量に発見された場合、又は禁忌品の中でも発火の危険性が非常に高い「リチウムイオン蓄電池及びリチウムイオン電池を使用した製品」が検出された場合は、協会より改善計画の立案と実行をお願いします。

(4) 適合分別収集物に占める容リプラと製品プラの割合（組成比率）について

ベール品質調査結果に基づいて算出された容リプラと製品プラの組成比率は、別途定める方法に従い、業務委託契約書に記載した容リプラと製品プラの申込み比率を補正するために用いることがある。

7. 特例対応

(1) 判定結果が異常値の場合の対応

通常調査の品質調査結果において、適合分別収集物の比率が著しく低い等、通常では考えられない評価結果が出た場合、再生処理事業者、市町村からの情報を総合的に判断し、再度の調査実施の可否を決定する。

(2) 再調査が実施できない場合の対応

通常調査の結果、適合分別収集物比率判定がDランクであっても、引渡し量が少なく再調査の実施が年度内にできない場合は、再調査を実施する市町村との平等性の観点から、次回の通常調査を再調査と見なして実施し、以降、年度内の再調査でDランクであった場合に準じて対応する。

8. 引き取り拒否判定後の対応

万が一、引き取り申込みをお断りすることとなった場合は、再開へ向けて基本的に下記の手順で進める。

- (1) 品質改善の取り組みを要請。
- (2) 再開へ向けての手順、スケジュール等の打ち合わせ。
- (3) 2か月ごとに自主検査等の改善進捗状況を報告。
- (4) 自主検査等で改善効果が認められた場合、確認のため「現地品質調査」を実施。
- (5) 「現地品質調査」の評価結果、改善取り組みの効果、継続性等を総合的に判断し、引き取り再開を決定する。

【特別調査の実施と判定結果への対応】

以下(1)の①～④に該当した場合、再調査とは別に「特別調査」を実施する。

(1) 特別調査対象

- ① 協会に「ベール品質調査日程の情報漏洩に関する不適正行為通報」があった場合
- ② 協会に再生処理事業者等からベール品質調査日程の情報漏洩に関する情報があった場合
- ③ ベール調査に限らず、再生処理事業者が行うリサイクル処理業務全般において、ベール品質が引き取り品質ガイドラインを満たしていないという状況が確認され、日常的に引き取りを行っている再生処理事業者から該当する市町村に対して品質改善を再三要求するも、その要求後も品質の改善が見られず、調査が必要であると協会が判断した場合
- ④ 上記以外で、特別調査が必要と協会が判断した場合

(2) 実施者：作業は再生処理事業者主体で実施する。

品質調査員が立会う（環境省担当者、協会担当者が立会う場合がある）。

(3) 評価者：品質調査員が評価する。

(4) 実施場所：再生処理事業者の再生処理工場で実施する（協会が当該市町村等と調整する場合がある）。

(5) 実施時期：不定期

(6) 特別調査実施日：協会委託先と再生処理事業者で調整する。

(7) ①上記(1)①②の場合の市町村の立会い：原則、市町村担当者に特別調査の実施について通知せず、

立会いも要請しない。

②上記（１）③④の場合の市町村の立会い：市町村担当者に特別調査の実施について通知し、立会いを要請する。

（８）評価方法：当該「分別収集物のベールの品質評価方法」に準ずる。

（９）評価結果：保管施設ごとの特別調査結果は、協会ホームページに掲載しないが、集計結果を公表する場合がある。

（１０）市町村への対応：市町村・一部事務組合担当者へ連絡し、調査の経緯、評価結果を説明する。

協会の判断で、特別調査結果を市町村・一部事務組合担当者へ連絡しないことがある。

（１１）判定結果への対応

①通常調査と特別調査結果を比較し、著しく差があった場合、市町村に対して乖離理由報告書及び改善計画書の提出と改善の実行を要請する。

②特別調査結果を環境省へ報告し、再商品合理化拠出金の対応についての判断を仰ぐ。

以上

令和7年10月21日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

分別収集物の入札選定における市町村・一部事務組合による製品プラ・産廃プラの上限価格 及び指名競争入札移行時の選択肢について

1. はじめに

分別収集物のうち、容リプラの再商品化費用については従来同様に特定事業者の負担と市町村の負担（令和7年度は特定事業者負担99%、市町村負担1%）となる一方、製品プラ及び産廃プラ（以下、「製品プラ等」という。）の再商品化費用については、全額を市町村・一部事務組合が負担することになります。

容リプラについては、従来から再商品化費用が適正なものとなるよう、当協会が上限価格を定めています（優先札、一般札の両方に共通、金額は非公表）。

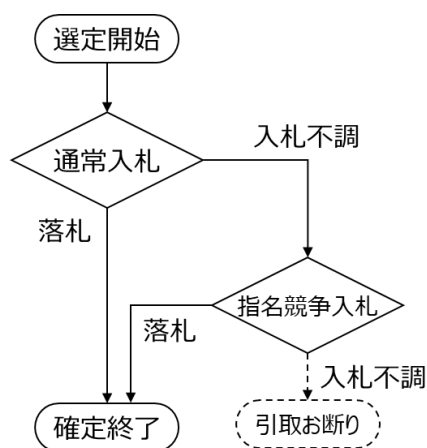
製品プラ等については、その費用負担者である市町村・一部事務組合が製品プラ等の上限価格を設定することができます。

詳細を以下に記載しますので、内容をご確認ください。

2. 入札選定の概要

入札選定の概要は下図のとおりです。

入札は保管施設ごとに行い、通常入札¹において入札不調となった場合は、指名競争入札²を実施します。



入札選定の概要

¹ 通常入札とは、全ての有資格事業者の入札札で選定する入札です。

² 指名競争入札とは、通常入札で落札されなかった施設について、その時点で資格、処理能力の余裕（余力）がある事業者の中から、引取距離その他を考慮して当協会が事業者を指名し、それらの事業者の入札札で選定する競争入札をいいます。

3. 入札選定の方法

市町村の申込内容から、保管施設を以下の申込区分に区分けします。

- ①容器包装リサイクル法に基づき分別収集された容リプラを保管する指定保管施設
- ②プラスチック資源循環促進法に基づき分別収集された容リプラと製品プラを保管する指定保管施設（産廃プラは含まない）
- ③プラスチック資源循環促進法に基づき分別収集された容リプラと産廃プラを保管する指定保管施設（産廃プラは容リプラと同等とみなされるもの）
- ④プラスチック資源循環促進法に基づき分別収集された容リプラと製品プラと産廃プラを保管する、又は容リプラと産廃プラを保管する指定保管施設（産廃プラは容リプラ及び製品プラと同等とみなされるもの）

指定保管施設の 類型	容リプラ	製品プラ	産廃プラ	
			容リプラ同等	製品プラ同等
①	○	－	－	－
②	○	○	－	－
③	○	－	○	－
④	○	○	○	○
	○	○	○	－
	○	○	－	○
	○	－	○	○
	○			○

入札選定は、再商品化が可能な事業者が限られる申込区分④、③、②の施設から行います。前記保管施設の選定終了後、①の選定を行い、最後に、全申込区分の入札不調施設について指名競争入札を実施します。なお、このような手順によるのは、市町村の各区分の申込量と事業者の各登録施設区分の能力合計のバランスが不明であるためであり、区分④、③、②、①へ申し込む市町村と事業者のバランスの推移如何で変更する可能性があります。

4. 入札選定に関するスケジュール

- (1) 12月上旬に、当協会よりお申込みいただいた市町村・一部事務組合宛に、製品プラ等の上限価格の設定及び指名競争入札移行時の対応方法の回答についてご連絡します。

回答の方法は、本申込をオンラインで行った場合と、郵送（紙申込）で行った場合で異なりますので、詳細は以下の①②をご覧ください。

なお、回答の方法にかかわらず、回答期限は令和8年1月9日（金）です（オンラインの場合入力可能な期限、郵送の場合は必着の期限となります）。

①オンラインで申込みを行った場合

REINS お知らせメールでご連絡いたしますので、同封されるオンラインマニュアルに沿って回答してください。

②郵送で申込みを行った場合（紙申込）

回答用紙及び返信用封筒を郵送します。回答用紙の見本は参考資料⑨を参照してください。
必要事項（製品プラ等の上限価格及び指名競争入札移行時の選択）をご記入、ご捺印いただき、回答用紙を専用の返信用封筒に入れて必ず封緘し、配達記録のある書留等でご返送ください。料金別納等発送日の残らない郵便や、配達記録が残らない「レターパック」は利用できません。

なお、回答用紙に上限価格を記入する際、右詰めで余白には必ず×印を記入してください。

- （２） 上限価格や指名競争入札移行時の選択の内容は、当協会が開札まで厳重に保管・管理します。
- （３） 開札は、主務省庁（環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省、国税庁）立ち合いのもと行われ、その際に初めて上限価格や指名競争入札移行時の選択の内容が関係者に開示されることとなります。
- （４） その後、当協会が選定を行い、再生処理事業者を決定します。
- （５） ２月下旬頃に、落札した再生処理事業者を通知します。

５．製品プラ等の上限価格の設定について

製品プラと産廃プラに共通する上限価格について「設定する」「設定しない」のいずれかを選択し、設定する場合は、トン当たりの単価を１円単位（消費税抜き）で設定します。設定する／しないの意思表示がない場合は、「設定しない」を選択したものと判断します。また、製品プラと産廃プラの上限価格を異なる数値とすることはできません（同一価格です）。なお、上限価格を超えた額の札は無効となります。

６．指名競争入札移行時の対応方法の選択について

通常入札が不調となり、指名競争入札に回った場合、製品プラ等の上限価格は通常入札時と同一として選定されます。ただし、指名競争入札での不調をできるだけ回避する等の目的で、前項の上限価格に関する選択と同時に、あらかじめ以下の対応方法について選択をすることができます。これらは、通常入札で上限価格を設定した市町村のみが取りうる選択肢です。なお、通常入札と異なる上限価格を設定することはできません。また、通常入札で上限価格を設定しなかった市町村は、指名競争入札でも上限価格を設定することはできません。

- （１） 指名競争入札においても通常入札の上限価格を適用し、上限価格を超えた場合は、「容リプラ」のみを当協会に引き渡す。製品プラ等は、引き渡しを辞退する
 - （２） 指名競争入札においても通常入札の上限価格を適用し、上限価格を超えた場合は、「容リプラ」も含めて全ての引き渡しを辞退する
 - （３） 指名競争入札においては、上限価格を設定せず、決定した単価で契約する
- （１）は、入札札が「容リプラの単価 ≤ 容りの上限価格」かつ「製品プラ等の単価 > 製品プラ等の上限価格」である場合に、容リプラのみを当協会に引き渡し、製品プラ等は、引き渡しを辞退する選択肢です。
- （２）は、「製品プラ等の単価 > 製品プラ等の上限価格」であれば、容リプラを含めて全ての申込みを辞退するという選択肢です。

これらの選択の意思表示がない場合は、「(3) 指名競争入札においては、上限価格を設定せず、決定した単価で契約する」を選択したものとみなします。

7. 前記の上限価格や選択肢の回答に関する注意事項（重要）

- (1) 市町村等で上限価格の設定が可能なのは製品プラ等です。容リプラの上限価格は設定できません。
- (2) 製品プラと産廃プラの上限価格を異なる数値とすることはできません（同一価格です）。
- (3) 回答後は上限価格や指名競争入札移行時の選択を変更することはできません。上限価格の単位（円/トン）に注意し、記入した数字（桁数）や選択した指名競争入札移行時の対応方法に間違いがないか、十分にご確認ください。
- (4) 回答期限までに回答が間に合わない、又は回答しているが必要項目が記載されていない等は「上限価格を設定しない」選択をしたものとします。
- (5) 上限価格や指名競争入札移行時の選択の内容は、公平公正な入札を行うために厳格に管理すべき情報であり、その情報を当協会の登録事業者、入札予定事業者はもちろんのこと、第三者に開示することは厳禁です。
不適正な行為が判明した場合は、入札妨害行為として厳正な措置を行います。
- (6) 上限価格については、落札結果通知（2月下旬）までに実施される通常入札と指名競争入札に適用されます。落札事業者の決定後、事業者が引き取れない事態に陥った場合等、他の事業者に振り替えるために行う再入札においては、通常入札における上限価格の設定如何によらず、上限価格は設定できません。

以上

令和8年度「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」第32条に基づき分別収集された
製品プラ等の入札における上限価格の回答書

作成日	令和 ▲ 年 12 月 ■ 日		
市町村または組合コード	01001	市町村又は組合名	容器リサイクル組合
保管施設コード	01	保管施設名	容器包装リサイクルプラザ
市町村(組合)長名	容器 一郎		
担当部署名	リサイクル部		
担当者名	容器 太郎		
担当者 電話番号	03-3456-7890		
担当者 E-mail	abc@def.jp		

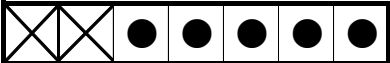
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が実施する、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」第32条に基づき分別収集された製品プラ等の入札の上限価格の設定について、下記のとおり回答いたします。

1.製品プラ等の落札単価の上限値の設定の有無 ※「設定しない」又は「設定する」を必ず回答してください

☐ 設定しない ※「設定しない」を選択した場合、下記2. 3. は回答しないでください

☒ 設定する ※「設定する」を選択した場合、必ず下記2. 3. を回答してください

2.製品プラ等の上限価格の設定値


 円/トン (消費税抜き)

※小数点以下不可、整数で記入。7桁まで記入が可能

※右詰めで記入してください。余白は必ず×印を記入してください

3.指名競争入札において製品プラ等が上限価格を上回った場合の扱い

- ☒ 指名競争入札においても通常入札の上限価格を適用し、上限価格を超えた場合は、「容リプラ」のみを引き渡す。製品プラ等は、引き渡しを辞退する。
- ☐ 指名競争入札においても通常入札の上限価格を適用し、上限価格を超えた場合は、「容リプラ」も含めて全ての引き渡しを辞退する。
- ☐ 指名競争入札においては、上限価格を設定せず、決定した単価で契約する

※提出後は上限価格に関する選択や上限価格を変更、又は撤回を行いません。

※本紙の未提出又は締切に間に合わない場合、又は本紙を提出しているが必要項目が記載されていない等は
「上限価格は設定しない」と見なすことに同意します。

※落札事業者の決定後、事業者が引き取れない事態に陥った場合等、他の事業者に振り替えるために行う再入札に
おいては、通常入札における上限価格の設定如何によらず、上限価格は設定できないことを同意します。

(保存期間10年)

令和 7 年 10 月 21 日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

産廃プラの委託において市町村が対応すべき事項

市町村等が産廃プラの再商品化を協会に委託する場合には、市町村において以下の事項への対応が必要になります。

1. 排出重量の把握

- ①産廃プラは、市町村等が排出事業者から引き取った量（重量測定に基づく）を把握する必要があります。産廃プラの重量測定に基づく量の把握に関して、ご不明な場合は環境省（※）にご相談ください。
- ②産廃プラについては、容リプラ、製品プラと異なり、組成比率で計算して重量を算出することが認められていません。排出事業者から引き取った量（重量測定に基づく）を協会に報告してください。なお、中間処理施設で除去した異物の量は控除しないでください。

2. 産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）の交付

- ①再生処理事業者に引き渡すべールのうち、産廃プラの重量分については、廃棄物処理法に基づいて再生処理事業者、運搬事業者に対してマニフェストを交付し、管理する必要があります。マニフェストの発行・管理については、個別に環境省（※）までお問い合わせください。
- ②協会はマニフェストの管理に関わりません。

3. 他県からの産業廃棄物搬入における事前協議が必要な場合

- ①再生処理施設が立地する都道府県外から産業廃棄物を受入・処理しようとする場合、条例等において越境移動に関する事前協議等の独自の規定を設けている場合があります。その場合は、市町村等が当該都道府県等に事前協議資料を提出する必要があります。
- ②協会が令和 8 年度の落札事業者を市町村等に通知するのは令和 8 年 2 月下旬頃となります。事前協議が必要な再生処理事業者が落札した場合には、落札した再生処理事業者と協力して、市町村等が事前協議資料を作成し、令和 8 年 2 月末までに当該都道府県等に提出してください。
- ③都道府県等により、事前協議で求められる資料や内容が異なりますので、ご注意ください。
- ④事前協議の結果については、令和 8 年 3 月末までに協会プラスチック容器事業部までご連絡ください（TEL:03-5532-8608、E-MAIL: plastic@jcpra.or.jp）。
- ⑤令和 8 年 3 月末までに事前協議の結果が確定しない場合は、令和 8 年度の産廃プラの引き取りをお断りする場合があります。

上記 1～3 の記載事項について、ご不明な点がある場合は、環境省（※）までお問合せください。

（※）環境省 環境再生・資源循環局 総務課 容器包装・プラスチック資源循環室 TEL:03-5501-3153

以上

委託契約書（プラスチック資源循環促進法関係）（見本）

市町村、一部事務組合、広域連合又は代表市町村〇〇〇（以下「甲」という。）と公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「乙」という。）とは、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）第32条に規定する分別収集物のうち「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）第2条第6項で定める分別基準適合物を除くものの再商品化に関し、以下のとおり契約を締結する。

（定義）

第1条 本契約の用語は、以下各号によるものとし、本契約書中に別途定義されたものを除き、その他は容器包装リサイクル法及びプラスチック資源循環促進法の用語の例による。

- 一 容リプラ プラスチック容器包装廃棄物
- 二 製品プラ 容リプラ以外のプラスチック使用製品廃棄物。但し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第2項に規定する一般廃棄物であるものに限る。
- 三 産廃プラ プラスチック使用製品廃棄物のうち、廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物であって、同法第11条第2項に基づき市町村がその処理を事務として行うことができるもの
- 四 製品プラ等 製品プラ及び産廃プラ

（業務委託）

第2条 甲は、プラスチック資源循環促進法第32条に基づき、分別収集物のうち製品プラ及び産廃プラの一方又は双方の再商品化を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（業務実施）

第3条 乙が受託した保管施設における分別収集物の引き取り業務（再生処理実施施設までの運搬業務を含む。）及び再生処理業務（以下合わせて「再商品化業務」という。）は、乙の指定した別紙「分別収集物保管施設別再商品化事業者一覧表」に記載の再商品化事業者（以下「再商品化事業者」という。）が行うものとし、乙は第2項による再商品化事業者（その所在地又は再生処理実施施設を含む。）の変更又は追加の場合を除き、それ以外の者に再商品化業務を委託しないものとする。

2 乙は、再商品化事業者を変更又は追加する場合で、第6条で定める落札単価に変更が生じるときは事前に甲と協議する。但し、落札単価に変動が生じないときは、乙は決定後遅滞なく甲に通知するものとする。

（関係法令等の遵守）

第4条 甲及び乙は、本契約による業務及びその実施に関して、本契約の他、分別収集物の引き渡し申込書及び申込要領、「プラスチック資源循環促進法（32条）に基づき分別収集物の再商品化を委託する際の手続き等について」、「『分別基準適合物の引き取り及び再商品化』の概要（令和8年度版）」、「令和8年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（分別収集物）」（以下「引き取り品質ガイドライン」という。）、「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」（令和4年1月環境省環境再生・資源循環局リサイクル推進室。以下「分別収集の手引き」という。）その他乙が本契約に関して別途提示又は通知する一切の条件又は基準並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、プラスチック資源循環促進法、容器包装リサイクル法、その他の関連する法令、府省令、告示、規則及び条例を遵守し、業務を適正に実施しなければならない。

2 乙は、本契約による業務が適正に実施されるべく、再商品化事業者を適切に指導するものとする。

（実施期間及び契約初年度の定義）

第5条 本契約の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。但し、第19条については情報又は知識が公知となるまで、第20条については本契約の終了後においてもなお有効なものとする。

2 本契約において、契約初年度とは令和5年4月1日以降、甲乙間で最初に締結した委託

契約の対象年度とする。

- 3 第2項にかかわらず、契約初年度後、甲乙間で委託契約を締結しなかった年度がある場合は、その後甲乙間で最初に締結した委託契約の対象年度を契約初年度とする。但し、甲乙間で本項の適用を除外する旨の合意をした場合は、この限りではない。
- 4 甲が一部事務組合、広域連合又は代表市町村の場合で、甲を構成し、又は代表とする市町村に前年度から変更があったときは、乙は第3項を適用し、変更後甲乙間で最初に締結した委託契約の対象年度を契約初年度とすることができる。
- 5 第3項及び第4項の他、委託契約が複数年度継続している場合であっても、期初又は期中に甲の収集形態が変更となり容リプラと製品プラの比率が大幅に変更となる可能性があるときは、乙は当該変更等を行った年度を初年度と判定することができる。このとき、第9条にかかわらず、乙は甲に対し自ら品質調査を実施することを求めることができる。

(市町村委託単価)

- 第6条 本契約における市町村委託単価は、入札により決定する落札単価と乙が定める事務処理経費単価（以下「協会経費単価」という。）とを合算した額とし、別紙「分別収集物保管施設別再商品化事業者一覧表」に記載する。なお、当該単価には消費税及び地方消費税（以下合わせて「消費税等」という。）は含まれないものとする。
- 2 市町村委託単価は、本契約期間中、原則として変動しないものとする。
 - 3 第2項に関わらず、第3条第2項の協議の結果、再商品化事業者又は市町村委託単価が変更された場合、「分別収集物保管施設別再商品化事業者一覧表」を差し替えたうえで「変更契約書」を締結する。

(本契約の予定委託量)

- 第7条 甲乙間で合意された本契約の対象となる分別収集物（製品プラ等）の予定委託量（k g未満は四捨五入とする）は以下のとおりとする。なお、製品プラの重量は第9条により委託申込の際に定めた容リプラと製品プラとの比率に基づき算定された数値、産廃プラの重量は重量計測に基づく引き渡し申込書記載の数値とし、それぞれ「分別収集物保管施設別再商品化事業者一覧表」に記載するものとする。

製品プラ	： 年間	k g
産廃プラ	： 年間	k g
(参考)		
容リプラ	： 年間	k g

- 2 甲は、乙への予定委託量の引き渡しを達成できるよう努力する。
- 3 甲は、予定委託量については、正当な理由なく、かつ乙に事前の断りなく、甲が自ら処分し又は乙以外の第三者に引き渡ししてはならない。
- 4 甲は、引き渡し量について予定委託量に対して大幅な変更が見込まれるときは、遅滞なくその変更に関する合理的な理由を記載した書面で乙に通知する。乙はその通知をふまえ、必要に応じて甲と協議を行ったうえで、乙としての対応を判断する。また、甲が一部事務組合、広域連合又は代表市町村である場合で、その構成市町村の引き渡し量の撤回等に伴い、その引き渡し量が予定委託量に対して変更されたときには、当該構成市町村の撤回等に相当する引き渡し量を削減することで乙は甲と協議を行い、乙としての対応を判断する。なお、本項における協議には、甲又は乙が所轄官庁に相談することも含まれる。
- 5 甲において第4項の連絡を怠った場合、本契約の撤回があった場合又は第1項の予定委託量の大幅な減量があった場合には、乙は次年度の引き取りを拒むことができるものとする。また、甲が一部事務組合、広域連合又は代表市町村である場合で、その構成市町村の引き渡し量の撤回や大幅な減量があったときには、乙は次年度の当該構成市町村の引き取りを拒むことができるものとする。
- 6 甲が第3項に違反した場合には、乙は次年度及び次々年度の引き取りを拒むことができるものとする。また、甲が一部事務組合、広域連合又は代表市町村である場合で、その構成市町村が第3項に違反したときには、乙は次年度及び次々年度の当該構成市町村の引き取りを拒むことができるものとする。

(引き渡し実績量)

- 第8条 甲は、製品プラ及び産廃プラの再商品化を受託した再商品化事業者による引き取り作業終了を確認した後、甲の引き渡しした実績量を乙指定の報告方法により、原則として引き渡しが行われた日の翌月5日までに乙に報告する。

- 2 第1項の報告の際の引き渡し実績量は以下のとおり算出する。
- 一 産廃プラの引き渡し実績量は、甲が収集した時点で重量計測に基づくことを原則とし、1カ月分を集計した量とする。
 - 二 甲から乙への1カ月分の容リプラ、製品プラ及び産廃プラの引き渡し実績量の合計から第1号の量を控除したものを製品プラ及び容リプラの量とする。
 - 三 第2号の実績量を、第9条により委託申込の際に定めた製品プラと容リプラとの比率に基づき按分した量を、製品プラと容リプラのそれぞれの実績量とする。

(容リプラと製品プラの比率及び調査)

第9条 容リプラと製品プラの比率は、引き渡し申込書に記載された比率とし、別紙「分別収集物保管施設別再商品化事業者一覧表」に記載する。

- 2 契約初年度において第1項の比率は、契約初年度の上期(4月～9月)の引き渡し実績報告に適用されるものとし、下期(10月～翌年3月)の引き渡し実績報告について適用される比率は、引き渡しを受けた分別収集物について乙が契約初年度の4月から9月までに品質調査(ベール調査)(以下「品質調査」という。)を実施し、当該調査で得られた結果を適用する。なお、契約初年度の下期において適用された比率は、契約次年度の委託契約について通年適用されるものとする。契約次々年度以降の比率は、契約次年度以降に乙が実施する品質調査に基づき、委託申込前の直近の連続する2つの半期の平均値をもって決定するものとする。なお、品質調査の実施方法、品質調査に基づく容リプラと製品プラの比率の算出方法並びに当該比率の適用の時期及び方法については乙において別途定めるものとする。
- 3 第2項で定められた期間に乙による品質調査の実施が困難な場合は、乙は甲へ書面にて事前に通知し対応を協議するものとする。
- 4 第2項に基づき乙が実施した品質調査により比率が改定された場合は、「分別収集物保管施設別再商品化事業者一覧表」を差し替えたうえで「変更契約書」を締結する。
- 5 甲又は甲の委託を受けた事業者等(甲が業務委託する中間処理事業者を代表例とするが、それに限らない。)は、乙が行う品質調査に係る実施日等の情報を聞きだしてはならず、品質調査を合理的な理由なく拒否又は妨害してはならない。

(市町村委託料金の算定方法)

第10条 市町村が負担する月次の市町村委託料金は、以下に記載する計算式を用いて対象ごとに算出して得られた金額を合算し、更に、甲から乙への引き渡しが行われた時点で適用される税率をもって計算した消費税等を加算した額とする。この際、1円未満は切り捨てるものとする。

①製品プラの計算式

第8条第2項に基づいて算出された製品プラの実績量×市町村委託単価

②産廃プラの計算式

第8条第2項第1号に基づいて得られた産廃プラの実績量×市町村委託単価

(支払い条件)

第11条 乙は第10条に定める市町村委託料金を、四半期毎に甲に請求する。

- 2 前項の定めにかかわらず、甲乙間において、容器包装リサイクル法第2条第11項により再商品化の義務が適用除外される事業者に係る分別基準適合物に関する「業務実施契約書」が締結されている場合は、乙は、前条に定める「製品プラの計算式」及び「産廃プラの計算式」を用いて対象ごとに算出して得られた金額と同契約書第14条に定める報告に基づき算出して得られた金額を合算し、更に、甲から乙への引き渡しが行われた時点で適用される税率をもって計算した消費税等を加算した額を、四半期ごとに甲に請求するものとする。
- 3 乙は前二項で算出された金額について、乙が定める書式の請求書を用いて支払いの請求を甲へ行うものとする。
- 4 甲は、前項の請求書を受領した後、30日以内に当該委託料金を、乙が指定する乙名義の銀行口座へ一括して支払う。このとき、振込み手数料は甲の負担とする。
- 5 契約初年度については、契約締結時の容リプラと製品プラの比率に基づき第2四半期まで乙は甲へ請求を行うものとし、第3四半期以降、第9条第2項に基づき容リプラと製品プラの比率が改定された場合は、改定された比率に基づき乙は甲へ請求を行うものとする。

(引き取り方法)

第12条 乙が行う引き取りは、主務省令で定める設置の基準に適合する施設として主務大臣が指定する施設であって本契約において対象とされる分別基準適合物及び分別収集

物が保管されている保管施設（以下「指定保管施設」という。）において行われる。引き取りは、原則として、分別基準適合物それぞれ10トン車1台程度を単位とする。ただし、乙は、甲の年間の分別収集量が10トン車1台程度に満たない場合は、年間に最低1回の引き取りが行われるよう努める。

- 2 甲が乙に事前の断りなく、指定保管施設を変更した場合には、乙に対して当該変更に係る合理的な理由を記載した書面を直ちに提出しなければならない。その理由に合理性がないと乙が判断したときには、次年度の甲からの引き取りを拒むことができるものとする。
- 3 乙による入札の開札後に、甲が指定保管施設の変更を行なおうとする場合は、再商品化事業者へ提示された入札条件を違えることになるため、再商品化事業者に引取運搬費の増加が発生するときには、甲は、その増加分を負担しなければならないことがある。
- 4 甲は、再商品化事業者が引き取り作業を円滑に実施できるよう努めるものとし、再商品化事業者の運搬車輛への積み込み時に、甲の管理下にある積み込み用機材の再商品化事業者への貸与などについて協力する。なお、甲は、分別基準適合物に関連して使用する各種消耗品（ラップフィルム、袋等を代表例とするが、それらに限られない。）については、自らの費用負担において用意することを原則とする。
- 5 甲は、引き渡し作業の希望日時について、再商品化事業者と事前に協議して決定する。
- 6 甲は、引き渡し量の検量方法について、再商品化事業者と事前に協議して決定する。また甲は、引き渡し対象となる分別基準適合物について、再商品化事業者とともに引き渡し後の完了確認等を行い、誤引き渡しの防止に努めなければならない。
- 7 甲による誤引き渡しが行われた場合、乙は甲に対し、誤引き渡しの防止のための改善を要求することができる。甲は、乙から改善の要求を受けた場合、速やかに誤引き渡しの防止のための具体的な改善案を書面で乙に提示し、改善のために必要な措置を講じるものとする。この場合において、改善のための必要な措置が講じられない又はその見込みがないと乙が判断した場合、乙は、甲からの引き取りの全部又は一部を留保することができる。
- 8 前項による甲からの引き取りの留保が継続したまま本契約が終了した場合、引き取りが留保された分別収集物は乙に引き取られないものとし、甲の負担において適正に処理するものとする。
- 9 本条への違反が認められた場合、乙は次年度以降における製品プラ等に関する委託契約の契約申込を拒むことができるものとする。

（品質確保）

- 第13条 甲は、プラスチック資源循環法第32条の環境省令で定める基準（以下「分別基準」という。）を遵守し、本契約第4条の定めに基づき分別収集を行う。
- 2 甲が再商品化事業者に引き渡した分別収集物の品質が「引き取り品質ガイドライン」及び分別収集の手引きの品質基準より著しく劣ると判断される場合又はリチウムイオン電池等の発火危険物の混入が発見された場合には、乙は甲と協議し改善の要求をすることができる。
 - 3 甲は、第2項の改善要求が出されたときは、改善について早急に取り組むものとする。特に第2項の発火危険物の混入が発見された場合には、発火事故防止の観点から、甲は、乙からの改善要求に対して具体的な改善案を書面にて乙に提示しなければならない。
 - 4 第3項の取り組みにもかかわらず合理的期間内に改善措置が講じられず、引き取り品質ガイドライン及び分別収集の手引きに準拠していない場合、乙は品質が改善されたと判断するまで、甲からの引き取りの一部又は全部を留保することができるものとする。この場合において、品質が改善されないまま本契約の有効期間が満了したときは、引き取りが留保された分別収集物は乙に引き取られないものとし、甲の負担において適正に処理されるものとする。
 - 5 甲が収集した分別収集物の品質が引き取り品質ガイドライン及び分別収集の手引きの品質水準に適合しない場合で品質改善が図られないときは、乙は次年度における製品プラ等に関する委託契約の契約申込を拒むことができるものとする。この場合において、乙が本契約を解除することなく品質不適合の分別収集品の引き取りを行ったとしても、本項の規定に基づく乙の権利は損なわれない。
 - 6 甲の分別収集物について、乙は第9条に定める場合の他、定期又は不定期に品質調査を実施するものとし、この場合にも第9条第5項を適用する。

（引き取り作業）

- 第14条 乙は、再商品化事業者が指定保管施設において引き取り作業を行う場合に、再商品化事業者に対して、甲の諸規則及び指示を遵守することはもとより、作業の安全管理等について、善良なる管理者としての注意義務をもって引き取り作業を実施するよう指導

する。

- 2 甲は、再商品化事業者による引き取りに際し、引き取り作業の予定の急な変更、事前連絡のない引き渡し量の変更又は指定保管施設若しくはその周辺における長時間待機等、正当な理由なく再商品化事業者にとって不当な負担となる行為がなされないよう指定保管施設の管理・監督を行い、円滑な引き取り作業ができるように努めなければならない。

3 乙は、再商品化事業者の引き取り作業に係る事故の対処については、甲と誠意をもって協議のうえ、これを解決する。

(指定保管施設)

第15条 甲は、指定保管施設における一般廃棄物の選別及び保管等について、指定保管施設に対し中間処理のための適切な管理・監督を行うとともに、乙に引き渡される分別収集物に異物が混入しないための対策を講じるよう努めなければならない。

- 2 指定保管施設内において本契約以外の一般廃棄物又は産業廃棄物の中間処理を実施している場合、甲は、本契約の対象となる分別収集物に、本契約以外の廃棄物が混入しないよう区分け管理を徹底する等の防止策を講じるよう努めなければならない。

- 3 指定保管施設での選別や保管の管理について疑義があると乙が認めた場合、乙は甲に対し、指定保管施設の管理体制について改善を要求することができる。甲は、乙から改善の要求を受けた場合、速やかに具体的な改善策を乙に書面で提示し、改善のために必要な措置を講じるものとする。この場合において、改善のための必要な措置が講じられない又はその見込みがないと乙が判断した場合、乙は、甲からの引き取りの全部又は一部を留保することができる。

- 4 前項による甲からの引き取りの留保が継続したまま本契約が終了した場合、引き取りが留保された分別収集物は乙に引き取られないものとし、甲の負担において適正に処理するものとする。

- 5 本条への違反が認められた場合、乙は次年度以降における製品プラ等に関する委託契約の契約申込を拒むことができるものとする。

(安全管理)

第16条 甲は、廃棄物処理法等の廃棄物の適正処理に関する法令及びこれらに基づく主務官庁からの告示、通達等並びに分別基準及び引き取り品質ガイドラインを遵守し、再商品化事業者における危険物（第13条第2項のリチウムイオン電池等の発火危険物を含む。）、感染性廃棄物等の混入による安全、衛生上の事故の防止に努め、適正な処理について乙と協議するものとする。これと並行し、発火事故防止の観点から、甲は発火危険物の正しい排出方法について甲の地域住民に対して十分な啓発活動に努めるものとする。

(全国市町村の引き渡し総量が全国再商品化事業者の再商品化処理能力を超えた場合の対応)

第17条 乙は容リプラを含む全国市町村の引き渡し総量が全国再商品化事業者の再商品化処理能力を上回ることが見込まれる場合は、甲及び主務省へ報告し、協議のうえ、対応を行うものとする。

(再商品化履行状況の現地確認)

第18条 甲は、本契約に基づき、甲が引き渡した分別収集物の再商品化履行状況を確認するため、甲の職員を乙と契約関係にある再商品化事業者の事業所に立ち入らせ、再商品化履行に関する現地確認（以下「現地確認」という。）を行うことができる。

- 2 甲は、現地確認を行おうとするときは、日程調整のため、その日時について、乙に対し、事前に連絡するものとする。乙は、再商品化事業者と協議のうえ、提示された日時に問題があるときは、甲に対し速やかに日時の変更を申し出なければならない。甲は、変更の申し出を受けたときは、乙と調整のうえ、現地確認を行う日時を新たに決定するものとする。

- 3 現地確認は、再商品化事業者の通常の業務時間内に再商品化事業者の立会いのもとに行われるものとする。乙は、必要に応じて、現地確認に立ち会うことができるものとする。

- 4 現地確認を行う甲の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 5 甲は、現地確認の目的において必要な範囲内で、再生処理施設及びその稼働状況並びに再商品化事業者の再商品化実施状況を記録した生産管理月報及び再商品化製品の販売実績を示す伝票等（再商品化事業者が乙に提出した控え）について確認を行うことができる。また、甲は、施設等の写真を撮影し、又は当該関連帳票類の複写をとることができる。

- 6 甲は、現地確認を行った結果、再商品化事業者に改善を求めるべき事項又は乙に関連調査を依頼する必要があるときは、乙を通じて行うこととし、速やかに、その詳細を乙に通知するものとする。乙は、通知があったときは、通知を踏まえて適切に対処するとともに、対処の内容及びその結果について、遅滞なく甲に報告するものとする。
- 7 甲は、現地確認の結果について再商品化事業者の名称と共に公表することができる。

(秘密保持)

第19条 甲及び乙は、本契約の履行に関連して知り得た相手方の一切の業務上の情報及び知識など（甲が再商品化事業者から知り得たものを含む。）を第三者に開示又は漏洩してはならない。但し、公知のもの、被開示者が知り得た時すでに被開示者の所有であったもの、開示につき相手方の書面による明示的な承諾を得たもの、被開示者の責によらず公知となったもの、正当な権原を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当な手段により入手したもの、現地確認の実施により知り得た情報であって再商品化事業者が公表を了解したもの又は法令に基づき開示を命じられたものについてはこの限りではない。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、本契約に関して入手した甲の個人情報（「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）において定義される情報をいう。以下、本条項において同じ）を乙の事業活動とこれに付随する業務及び本契約の実施に必要な範囲において利用する。乙は、個人情報を本契約の実施において乙の業務委託先に開示し、その取り扱いを委託することができるものとするが、国の機関若しくは地方公共団体からなされた再商品化業務に関連する要請に協力するため必要と合理的に判断される場合又は法令に基づく場合を除き、第三者に開示又は提供してはならない。

(反社会的勢力の排除に関する誓約)

- 第21条 乙は、甲に対し、以下の各号を誓約する。
- 一 自らが、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に定めるものによる）、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会的運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはこれらに準ずる者、その構成員又はその構成員から成る企業体（以下総称して「反社会的勢力等」という。）ではなく、また反社会的勢力等によって経営を支配されていない（反社会的勢力等が実質的にその経営に関与している場合を含む。）こと。
 - 二 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力等ではないこと。
 - 三 反社会的勢力等が乙の名義を利用し、本誓約をするものでないこと。
 - 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 甲に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - ウ 虚偽の風説を流布して第三者の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為
 - エ 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 2 乙が、第5条に定める本契約の有効期間中に次のいずれかに該当した場合は、甲は何らの催告を要せずして乙と締結している本契約を含む全ての契約を解除することができる。但し、甲が全ての契約を解除しようとする場合、乙が、下請事業者（下請遅延防止法第2条第8項に定めるものをいう。）に、再商品化業務の再委託をしているときは、甲は乙が相当の期間を定めた当該下請事業者に対する催告を要することを了解する。
- 一 本条第1項の各号に違反したことが発覚した場合
 - 二 反社会的勢力等として起訴された場合
 - 三 反社会的勢力等に該当するとみなされ、社会的に非難されるべき関係としてマスコミに報道された場合

(契約の解除)

- 第22条 甲又は乙は、相手方について以下の事由が生じた場合、本契約を含む甲乙間の全ての全部又は一部を解除することができる。
- 一 甲による解除
 - ア 容器包装リサイクル法第32条第1項の規定により指定を取り消されたとき
 - イ プラスチック資源循環促進法施行令第9条第1号に定める基準に適合しなくなったとき
 - ウ 第21条の反社会的勢力に該当するとき
 - 二 乙による解除

- ア 甲が不正に、実態と異なる引き渡し量を報告したとき
 - イ 第9条第2項に基づく品質調査を拒否又は妨害したとき
 - ウ 第13条第3項に基づく取り組みにもかかわらず合理的期間内に品質改善がなされなかったとき
 - エ 市町村委託料金の支払いを拒否し、又は行わなかったとき
- 2 第1項の他、甲又は乙は、相手方について、本契約の実施において不正又は不当な行為があったとき、相手方が本契約に違反した場合で、相当の期間を定めて書面をもってその是正を催告しても、当該期間内に是正されないとき、又は甲乙間の他の契約が解除されたときは、本契約の一部又は全部を解除することができる。
- 3 本契約が解除された場合で、乙が本契約に基づいて引き渡しを受けた製品プラ等について、再商品化処理が未だに完了していないものがあるときは、乙が当該未了分の再商品化を行い、その費用は解除事由が生じた当事者が負担する。なお、金額及び支払方法等については、甲及び乙が別途協議のうえ定める。

(権利義務の譲渡禁止)

第23条 甲及び乙は、相手方の書面による事前承諾なしに、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供してはならない。

(権利の不放棄)

第24条 本契約に定めるいずれかの条項における権利を乙が行使又は実施しない場合でも、かかる条項又はその他の条項に基づく権利を乙が放棄したと解されるものでない。

(協議事項)

第25条 甲は、再商品化事業者の引き取り作業に問題があると認められた場合、甲及び再商品化事業者双方で協議し、両者が誠意をもって問題を解決するよう努める。

2 甲及び乙は、本契約の記載事項について疑義を生じた場合又は本契約に記載のない事項について、誠意をもって協議し、これを解決する。

(災害、事故対応)

第26条 甲及び乙は、天災地変、事故等により甲と再商品化事業者間で分別収集物の引き渡しに支障が生じると予想される場合、速やかに相手方へ報告するものとする。

(危険物混入による火災事故対応)

第27条 甲から引き取りを行った分別収集物にリチウムイオン電池等危険物が混入し、それを原因として再商品化事業者の再商品化施設、又は再商品化事業者の保管場所で発火、火災事故が生じた場合は、甲は乙及び再商品化事業者へ責任をもって対応するものとする。

(容リプラと製品プラの比率変更に伴う容リプラに関する契約への適用)

第28条 甲乙間で本契約の他に容リプラの再商品化業務に関する契約を締結している場合、本契約により容リプラと製品プラの比率が変更され、それに伴い容リプラの引き渡し量に変更されたときは、当該他の契約にも変更後の引き渡し量が適用される。

本契約書締結の証として、甲及び乙は、本契約書二通を作成し、記名押印のうえ、それぞれ各一通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲：

乙： 東京都港区虎ノ門一丁目14番1号郵政福祉琴平ビル
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
代表理事理事長 石塚 久継

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

プラスチック資源循環促進法（３２条）による再商品化委託で市町村等が負担する費用について

(1) 市町村等が負担する製品プラ等の再商品化費用は、協会が定める市町村委託単価に製品プラ等の引取実績量に乗じて計算します。以下の1)、2)を合計したものが市町村委託単価となります。

- 1) 入札によって決定する再生処理費用 (落札単価)

市町村等、保管施設ごとで単価が異なります。2月下旬に落札単価を通知いたします。

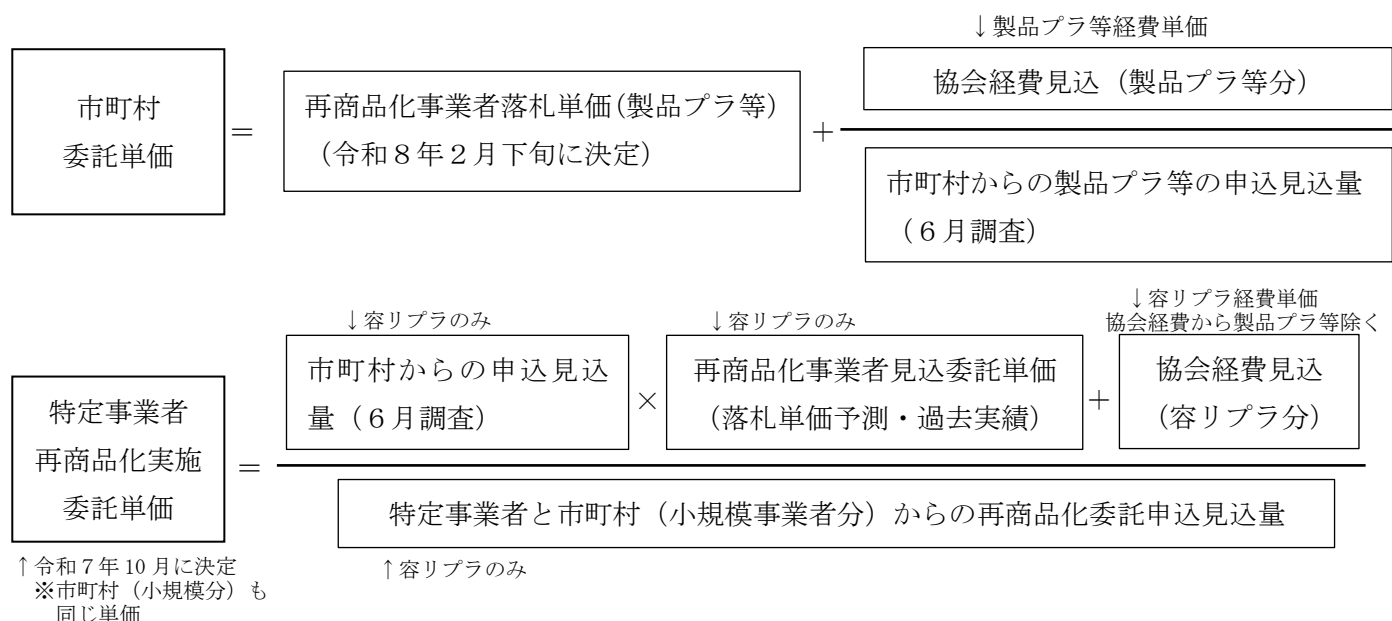
- 2) プラスチック資源循環促進法（32条）により発生する協会経費単価

協会で発生する費用の中から、プラスチック資源循環促進法（３２条）に関わる経費を抜き出し、製品プラ等の申込見込量で除したものが単価となります。

※ プラスチック資源循環促進法（３２条）における容リプラのうち、小規模事業者分（市町村負担分）の再商品化に係る費用については、市町村負担となります（市町村負担分を申込まない場合は発生しません）。

(2) 市町村等が負担する委託単価の計算式は以下のとおりです。

●令和8年度の委託単価の計算方法



(3) プラスチック資源循環促進法（32条）により発生する協会経費単価の考え方

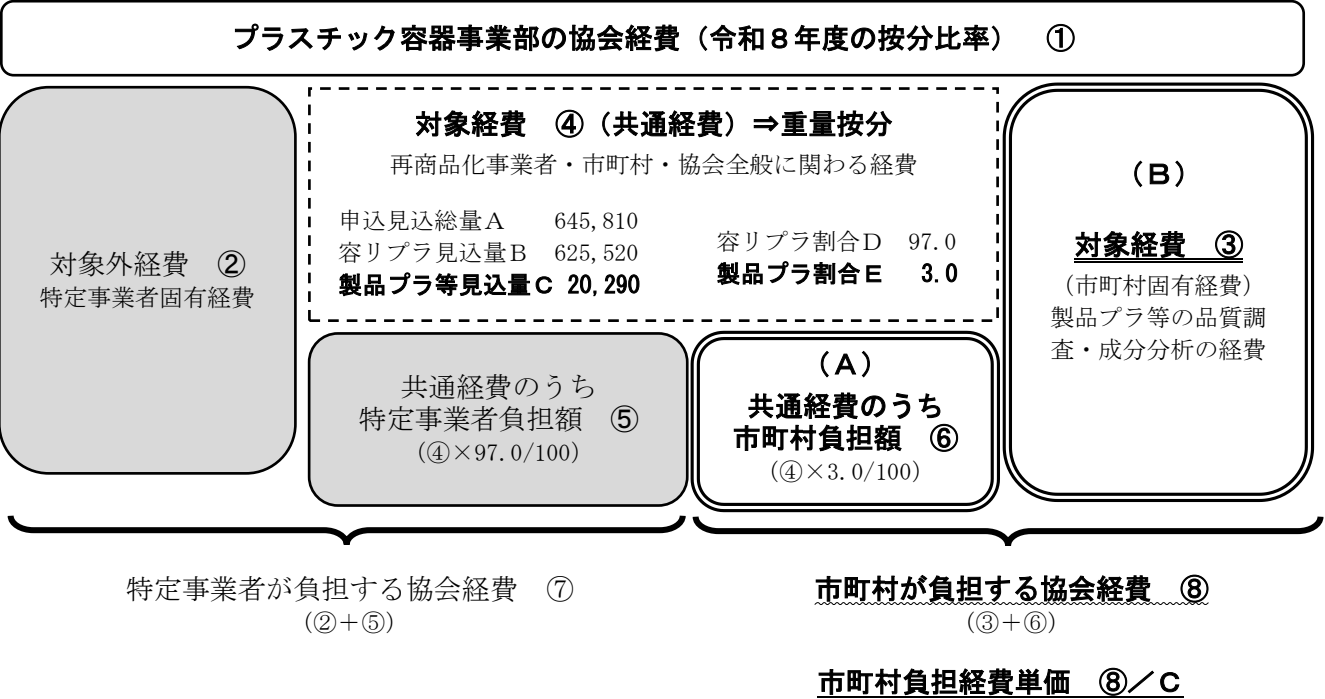
令和８年度の特定事業者の再商品化実施委託単価（容リプラ）及び市町村の協会経費単価（製品プラ等）は、令和７年１０月２０日（月）開催の当協会理事会において機関決定される予定です。そのため本資料では、令和８年度協会経費単価の考え方のみお知らせいたします。なお、正式な再商品化実施委託単価及び協会経費単価は理事会終了後、改めてご通知させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

●製品プラ等経費単価の計算方法

1. 市町村等が負担する経費のうち、分別収集物の再商品化で発生した明確な区分が不可能な費用を「共通経費」とし、そのうち市町村負担分として製品プラ等の重量比率で按分したものを「共通経費のうち市町村負担額」(A)とする。
- 一方、分別収集物の再商品化で追加的に発生した明確な区分が可能な費用（分別収集物の品質調査や再商品化製品等の分析に係る経費）を「市町村固有経費」(B)とする。
- (B)は容リプラのみでは発生し得なかった費用であるという考え方にに基づきます。
2. (A)として市町村が令和8年度に負担する費用は、令和8年度予算ベースのプラスチック容器事業部の協会経費から分別収集物の再商品化に直接関係のない経費（特定事業者に関わる経費）を除いた額に、6月に実施した協会調査により把握した容リプラと製品プラ等の申込見込量に対する製品プラ等の重量按分とする。
- 以降、N年度に負担する(A)は、(N)年度予算ベースのプラスチック容器事業部の協会経費から製品プラ等の再商品化に直接関係のない経費（特定事業者に関わる経費）を除いた額に、容リプラと製品プラ等の申込見込量に対する製品プラ等の重量按分とする。
- (B)として市町村が令和8年度に負担する費用は、令和7年度の上期実績と下期見込の合計費用とする。
- 以降、N年度に負担する(B)は、(N-1)年度（前年度）の上期実績と下期見込の合計費用とする。
3. 令和8年度の協会経費見込（製品プラ等分）は上記(A)+(B)である。この費用を令和7年6月に調査した「市町村からの製品プラ等の申込見込量」で除したものが令和8年度の製品プラ等経費単価である。
- 以降、N年度に負担する協会経費見込（製品プラ等分）は上記(A)+(B)である。この費用を(N-1)年6月に調査した「市町村からの製品プラ等の申込見込量」で除したものがN年度の製品プラ等経費単価である。
- ただし、令和8年度の実績費用と令和8年度に市町村が負担した上記(A)+(B)の費用の差額は原則として令和10年度の単価に含める。以降、令和N年度の実績費用と令和N年度に市町村が負担した上記(A)+(B)の費用の差額は原則として令和(N+2)年度の単価に含める。

<参 考>

令和8年度プラスチック容器事業部の協会経費総額を特定事業者と市町村に負担する考え方



以上

市町村・一部事務組合
容器包装リサイクル ご担当者様

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

令和8年度「再商品化実施委託単価」及び「製品プラ等の協会経費単価」について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の再商品化業務にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今般ご送付した「令和8年度『分別基準適合物（容器包装リサイクル法）及び分別収集物（プラスチック資源循環促進法）の引き渡し』に係る申込み」に関する資料につきましては、令和8年度再商品化委託単価が未記入のまま印刷されております。

これは資料の印刷時点ではまだ数値が確定していなかったためですが、申込書類発送に間に合うタイミングでお知らせできることとなりましたので、大変恐縮ですが、この資料にて標記委託単価のご連絡とさせていただきます。

敬具

令和8年度再商品化実施委託単価は以下のとおりです。

特定分別基準適合物	再商品化実施委託単価（消費税・地方消費税含まず）	
ガラスびん（無色）	11,600円 / トン	（11.6円 / kg）
ガラスびん（茶色）	14,100円 / トン	（14.1円 / kg）
ガラスびん（その他の色）	21,000円 / トン	（21.0円 / kg）
PETボトル	6,500円 / トン	（6.5円 / kg）
紙製容器包装	17,000円 / トン	（17.0円 / kg）
プラスチック製容器包装	71,000円 / トン	（71.0円 / kg）

令和8年度製品プラ等の協会経費単価は以下のとおりです。（消費税・地方消費税含まず）

製品プラ等の協会経費単価	5,507円 / トン	（5.507 円 / kg）
--------------	-------------	----------------

（製品プラ等の協会経費単価の詳しい計算方法につきましては裏面をご確認ください。）

※令和8年度の再商品化実施委託単価等が記載された、資料1「『分別基準適合物の引き取りおよび再商品化』の概要（令和8年度版）」、資料12「プラスチック資源循環促進法（32条）に基づき分別収集物の再商品化を委託する際の手続き等について」は、後日、あらためてお知らせ通知等にてご連絡させていただきます。

【ご参考】 特定事業者責任比率及び市町村負担比率

特定分別基準適合物	特定事業者責任比率	市町村負担比率
ガラスびん（無色）	94%	6%
ガラスびん（茶色）	89%	11%
ガラスびん（その他の色）	91%	9%
PETボトル	100%	0%
紙製容器包装	99%	1%
プラスチック製容器包装	99%	1%

※この比率は、令和7年9月26日の産業構造審議会で提示されていますが、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」等に対する意見募集（パブリックコメント）の終了後に確定となります。

<裏面に続く>

令和8年度 市町村が負担する製品プラ等の再商品化に係る協会経費単価について

＜令和8年度に市町村が負担する協会経費単価(税抜き)の計算方法＞

○令和8年度予算におけるプラスチック容器事業部の協会経費総額は以下のとおりです。

→ ① 1, 113, 914, 000円

○協会経費総額を製品プラ等の再商品化に直接関係のない経費(特定事業者固有経費)と製品プラ等のべール品質調査費や製品分析費といった明確に区分が可能な経費(市町村固有経費)、再商品化事業者、市町村、協会全般に関わる経費で明確に区分が不可能な経費(共通経費)とに分けます。

→ ② 特定事業者固有経費 334, 850, 000円

→ ③ 市町村固有経費 91, 089, 000円 (令和7年度実績見込み額 ※前年度比1. 8倍)

→ ④ 共通経費 687, 975, 000円

○共通経費を6月に実施した協会調査により把握した容リプラと製品プラ等の申込見込量で按分します。

→ A 申込見込量総量 = 645, 810トン

B 容リプラの申込見込量 = 625, 520トン

D 容リプラの割合 = 97

C 製品プラ等の申込見込量 = 20, 290トン

E 製品プラ等割合 = 3

→ ⑥ 共通経費のうち市町村負担額 = $687, 975, 000 \times 3 / 100 = 20, 639, 250$ 円

(⑥=④×E/100)

○市町村固有経費と共通経費のうち市町村負担額を足したものが市町村が負担する協会経費となり、それを製品プラ等の申込見込量で割ったものが協会経費単価となります。

→ ⑧ 市町村が負担する協会経費 = $91, 089, 000$ 円 + $20, 639, 250$ 円 = $111, 728, 250$ 円

(⑧=③+⑥)

→ 市町村負担経費単価(⑧/C) = $111, 728, 250 / 20, 290$ トン = 5, 507円/トン(税抜き)

プラスチック容器事業部の協会経費(令和8年度予算ベース) ① 1, 113, 914, 000円

対象外経費 ②
特定事業者固有経費

334, 850, 000円

対象経費 ④(共通経費)⇒重量按分

再商品化事業者・市町村・協会全般に関わる経費
687, 975, 000円

申込見込総量A 645, 810

容リプラ割合D 97

容リプラ見込量B 625, 520

製品プラ割合E 3

製品プラ等見込量C 20, 290

共通経費のうち
特定事業者負担額 ⑤
(④×97/100)
667, 335, 750円

共通経費のうち
市町村負担額 ⑥
(④×3/100)
20, 639, 250円

対象経費 ③

(市町村固有経費)
製品プラ等の品質調査・製品分析の経費

91, 089, 000円

特定事業者が負担する協会経費 ⑦
(②+⑤)

1, 002, 185, 750円

市町村が負担する協会経費 ⑧
(③+⑥)

111, 728, 250円

※なお、令和8年度に市町村が負担した金額と令和8年度の実績額との差額は、令和10年度予算において市町村負担に加算することになります。

以上

自治体のみなさまへ

化粧品びんは貴重な資源です もっとリサイクルへ！

化粧品びんリサイクルの背景と開始からの経過

背景

従来、化粧品びんには、いろいろな素材があるため、ソーダ石灰ガラスのびんを取り出して、リサイクルすることは困難でしたが、乳白色のびんを除いて、リサイクルすることが可能になりました。

リサイクル開始からの経過

平成19年4月から「化粧品びんリサイクル」を本格化しましたが、令和6年3月時点の取り組み状況を調査するために実施したアンケートでは、回答自治体数931の内、化粧品びんを資源として収集されているのは457自治体（自治体数比：49.6%、人口比：52.2%）となっています。当促進協議会は、さらに多くの自治体が「化粧品びんリサイクル」に取り組まれるよう、推進してまいります。

分別収集の対象品目に加えることをご検討ください！

空きびんを「びんtoびん」でリサイクルすると、何度でも新しいガラスびんをつくることができます。

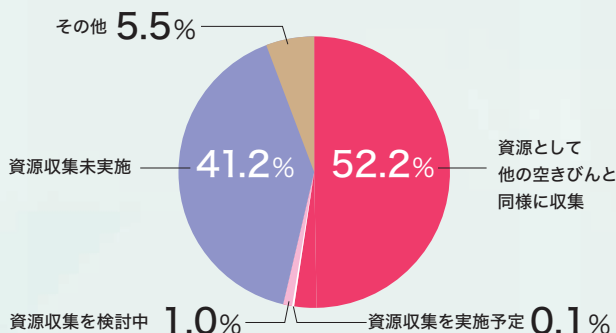
空きびんを砕いたカレットを原料に使用することで、大切な天然資源が節約できるだけでなく、エネルギーの節約にもつながり、CO₂排出量の削減や地球温暖化の防止に役立ちます。

この機会に、貴重な資源である化粧品びんを、ぜひ対象品目に加えてください。

化粧品びんリサイクルのご検討については

再商品化を委託されているカレット事業者にご連絡ください

アンケート
「化粧品びんのリサイクル」について【人口比】



回収数：931自治体／1,741自治体

回収率：53.5%（自治体数ベース）

79.3%（人口ベース）

実施期間：2024年3月

※詳細は、当促進協議会のWebサイト「全国自治体ガラスびんリサイクル調査」で、ご紹介しています。

https://www.glass-3r.jp/3r_suishin/r_current/index.html



空きびん以外のものを混ぜない！

ガラスびんリサイクルで利用できないもの

ここに掲載しているものは、新しくつくるガラスびんの強度や品質に大きく影響するため、混ぜないでください

耐熱ガラス



耐熱ガラス製の調理器・食器・哺乳びんはガラスびんと成分が異なります。

陶磁器



茶碗・湯のみ・皿・鉢やコーヒーカップなどの陶磁器類は、混ぜないでください。

●陶磁器と似ている乳白色ガラスも、混ぜないでください。

●セラミック製のミルの刃は、取り外してください。

照明・建材用ガラス



いろいろな種類の電球類、蛍光灯や板ガラスは、ガラスびんと成分が異なります。

ガラス食器



クリスタルガラス製のコップ、ボウル、皿、花びん、灰皿はガラスびんと成分が異なります。

キャップ



金属キャップ、アルミキャップ、プラスチック製の外キャップやコルク栓は、取り外してください。

薬品びん



農薬や劇薬などが入っていたびんは、リサイクルする際、有毒なガスを発生することがあり危険です。

●飲み薬が入っていたびんは、リサイクルできます。





(シンボルマーク)

リサイクル可能なガラスびんです。

分別排出をわかりやすくします



ガラスびんリサイクルマーク

ガラスびんはリサイクルをすれば
何度でもガラスびんに生まれかわるサステナブルな容器です。
使い終わったガラスびんを分別排出して再生利用することで、
資源循環のみならずCO₂排出量と廃棄物の削減にもなり、
環境負荷の低減につながります。

マークの種類



ガラスびん



リターナブル

分別排出の対象であるかどうかは、マークの有無にかかわらず、裏面「リサイクル可能なガラスびん」をご確認ください。

ガラスびんの分別排出を促進するため、みなさまのご協力をお願いします。

日本ガラスびん協会

リサイクル可能なガラスびん

リサイクルできる

- 国内で製造・販売されるガラスびんであること。
- 国内での販売・利用を目的に輸入されるガラスびん入り製品であること。
- 「ワンウェイびん」もしくはリユースが可能な「リターナブルびん（一升びん、ビールびん、牛乳びん等）」であること。



ワンウェイびん



リターナブルびん

リサイクルできない

- 陶磁器など、ガラスびん以外の製品には表示できません。
- コップや花瓶など、ガラスびん以外のガラス製品には表示できません。
- 耐熱ガラスやクリスタルガラスなど組成の異なるガラス製品及び乳白色のびんには表示できません。



包装容器の分別収集・リサイクルの推進を目的とした素材を識別する表示マーク

	プラ	紙	ガラス	PET	スチール缶	アルミ缶	紙パック	段ボール
再商品化義務	○	○	○	○	×	×	×	×
識別表示義務 (指定表示製品)	○	○	×	○	○	○	×	×
			自主認定				自主認定	自主認定
識別表示マーク等								

- ガラスびんは「容器包装リサイクル法^{※1}」で定められた「再商品化義務」のある容器です。
- ガラスびんは「資源有効利用促進法^{※2}」で指定された「指定表示製品」ではありませんが、「びん to びん」水平リサイクルの推進とリサイクル率の向上による循環型社会への貢献を目指し、令和7年3月25日に『（自主認定）ガラスびんリサイクルマーク』を定めました。

※1 容器包装リサイクル法＝平成7年（1995年）6月制定、平成9年（1997年）4月本格施行 ※2 資源有効利用促進法＝平成13年（2001年）4月施行され、5種容器の識別表示を義務化

消費者のみなさまへのお願い

①

『ガラスびんリサイクルマーク』のあるガラスびんはリサイクルできますので、お住まいの自治体のルールに従って分別排出してください。



②

『ガラスびんリサイクルマーク』の表示がない「リサイクルできるガラスびん」も再商品化義務の対象容器包装です。資源の分別排出にご協力ください。



③

分別排出の際、①キャップを取る、②中をサッとゆすぐ、③リサイクルできないものは混ぜないにご協力ください。



綺麗にしてから排出!



リサイクルできないものは混ぜない